

定期事業者検査報告書  
(定期事業者検査開始時)

関原発第448号  
2023年11月16日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号  
関西電力株式会社  
執行役社長 森 望

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の16第3項の規定により次のとおり定期事業者検査について報告します。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	名称 関西電力株式会社 住所 大阪市北区中之島3丁目6番16号 代表者の氏名 森 望
発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地	名称 高浜発電所 所在地 福井県大飯郡高浜町田ノ浦
検査に係る発電用原子炉施設の種類及び施設番号	第4号機 電気出力 870,000kW 熱出力 2,652,000kW 当該発電用原子炉施設の種類は、別紙-1のとおり
検査の実績又は予定の概要	自(解列) 2023年12月16日(予定) 原子炉起動 2024年4月2日(予定) 並列 2024年4月5日(予定) 至(総合負荷) 2024年4月30日(予定) 定期事業者検査の計画及び実績は、別紙-2のとおり

発電用原子炉施設の 種類及び施設番号	第4号機 原子炉本体 " 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 " 原子炉冷却系統施設 " 計測制御系統施設 " 放射性廃棄物の廃棄施設 " 放射線管理施設 " 原子炉格納施設 " その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備 浸水防護施設
-----------------------	---

## 定期事業者検査の計画及び実績

検査名	今回の計画及び実績			備考
	※1	※2	※3	
クラス1 機器供用期間中検査	—	○	—	
燃料集合体外観検査	—	○	—	
燃料集合体炉内配置検査	—	○	—	
原子炉停止余裕検査	—	—	○	
クラス2 機器供用期間中検査	—	○	—	
蒸気発生器伝熱管体積検査	—	○	—	
加圧器安全弁機能検査	—	○	—	
加圧器安全弁漏えい検査	—	○	—	
加圧器安全弁分解検査	—	○	—	
加圧器逃がし弁機能検査	—	○	—	
加圧器逃がし弁漏えい検査	—	○	—	
加圧器逃がし弁分解検査	—	○	—	
加圧器逃がし弁元弁機能検査	—	○	—	
原子炉補機冷却系機能検査	—	○	—	
非常用炉心冷却系機能検査	—	○	—	
非常用炉心冷却系ポンプ分解検査	/	/	/	今回計画なし
非常用炉心冷却系主要弁分解検査	—	○	—	
補助給水系機能検査	—	○	—	
補助給水系ポンプ分解検査	/	/	/	今回計画なし
主蒸気安全弁機能検査	—	○	—	
主蒸気安全弁漏えい検査	—	○	—	
主蒸気逃がし弁機能検査	—	○	—	
主蒸気逃がし弁漏えい検査	—	○	—	
主蒸気隔離弁機能検査	—	○	—	
制御棒駆動系機能検査	—	○	—	
ほう酸ポンプ分解検査	/	/	/	今回計画なし
制御用空気圧縮系機能検査	—	○	—	
安全保護系機能検査	—	○	—	
安全保護系設定値確認検査	—	○	○	
プラント状態監視設備機能検査	—	○	—	
燃料取扱装置機能検査	○	○	—	
アニュラス循環排気系機能検査	—	○	—	
アニュラス循環排気系フィルター性能検査	○	○	—	
中央制御室非常用循環系機能検査	—	○	—	

今回の定期事業者検査計画及び実績 (○:計画、●:実績、—:計画・実績なし)

※1: 先行実施検査 (前回の検査終了～解列前の期間)

※2: 解列後～原子炉起動前の期間

※3: 原子炉起動後～総合負荷性能検査までの期間

検査名	今回の計画及び実績			備考
	※1	※2	※3	
中央制御室非常用循環系フィルター性能検査	○	○	—	
原子炉格納容器全体漏えい率検査	—	○	—	
原子炉格納容器局部漏えい率検査	/	/	/	今回計画なし
原子炉格納容器隔離弁機能検査	—	○	—	
原子炉格納容器隔離弁分解検査	—	○	—	
原子炉格納容器真空逃がし弁機能検査	—	○	—	
原子炉格納容器安全系機能検査	—	○	—	
原子炉格納容器安全系ポンプ分解検査	—	○	—	
原子炉格納容器安全系主要弁分解検査	/	/	/	今回計画なし
原子炉格納容器水素再結合装置機能検査	—	○	—	
非常用予備発電装置機能検査 (ディーゼル発電機の作動検査)	—	○	—	
非常用予備発電装置機能検査 (ディーゼル発電機定格容量検査)	—	○	—	
非常用ディーゼル発電機分解検査	—	○	—	
総合負荷性能検査	—	—	○	
蒸気タービン開放検査	—	○	—	
蒸気タービン性能検査	—	○	○	
ほう酸ポンプ機能検査	/	/	/	今回計画なし
重大事故等クラス1 機器供用期間中検査	—	○	—	
重大事故等クラス2 機器供用期間中検査	—	○	—	
使用済燃料貯蔵槽冷却浄化系機能検査	—	○	—	
その他原子炉注水系ポンプ分解検査	—	○	—	
その他原子炉注水系主要弁分解検査	/	/	/	今回計画なし
その他原子炉注水系機能検査	—	○	—	
最終ヒートシンク熱輸送設備作動検査	—	○	—	
重大事故時安全停止回路機能検査	—	○	—	
プロセスモニタ機能検査	—	○	—	
エリアモニタ機能検査	—	○	—	
緊急時制御室非常用循環系機能検査	—	○	—	
緊急時制御室非常用循環フィルター性能検査	○	○	—	
圧力逃がし系作動検査	—	○	—	
可燃性ガス濃度制御系主要弁分解検査	—	○	—	
その他非常用発電装置の分解検査	/	/	/	今回計画なし
その他非常用発電装置の機能検査	—	○	—	

今回の定期事業者検査計画及び実績 (○:計画、●:実績、—:計画・実績なし)

※1: 先行実施検査 (前回の検査終了～解列前の期間)

※2: 解列後～原子炉起動前の期間

※3: 原子炉起動後～総合負荷性能検査までの期間

検査名	今回の計画及び実績			備考
	※1	※2	※3	
直流電源系機能検査	—	○	—	
直流電源系作動検査	—	○	—	
タービンバイパス弁機能検査	—	○	—	
液体廃棄物処理系機能検査	—	○	—	
計測制御系機能検査	—	○	—	
計測制御系監視機能検査	—	○	○	
原子炉の停止制御回路健全性確認検査	—	○	—	
燃料取扱設備検査	○	—	—	
放射線監視装置機能検査	—	○	○	
1次系換気空調設備検査	○	○	—	
格納容器サンプル水位上昇率測定装置及び格納容器内凝縮液量測定装置漏えい検出器機能検査	—	○	—	
原子炉格納容器供用期間中検査	/	/	/	今回計画なし
炉物理検査	—	—	○	
1次系ポンプ機能検査	—	○	—	
1次系弁検査	—	○	—	
1次系安全弁検査	—	○	—	
1次系逆止弁検査	—	○	—	
1次系真空破壊弁検査	/	/	/	今回計画なし
1次系破壊板検査	/	/	/	今回計画なし
1次冷却材ポンプメカニカルシール分解検査	—	○	—	
1次系熱交換器検査	—	○	—	
1次冷却材ポンプ機能検査	—	○	○	
燃料取扱設備検査（動作・インターロック試験等）	○	○	—	
液体廃棄物処理系設備検査	—	○	—	
固体廃棄物処理系設備検査	/	/	/	今回計画なし
供用期間中特別検査のうちクラス2管（原子炉格納容器内）特別検査	—	○	—	
供用期間中特別検査のうちクラス1機器Ni基合金使用部位特別検査	/	/	/	今回計画なし
供用期間中特別検査のうち蒸気発生器管台溶接部の健全性確認検査	/	/	/	今回計画なし
供用期間中検査特別検査のうちクラス1配管特別検査	—	○	—	
耐震健全性検査	—	○	—	

今回の定期事業者検査計画及び実績（○：計画、●：実績、—：計画・実績なし）

※1：先行実施検査（前回の検査終了～解列前の期間）

※2：解列後～原子炉起動前の期間

※3：原子炉起動後～総合負荷性能検査までの期間

検査名	今回の計画及び実績			備考
	※1	※2	※3	
クラス3機器供用期間中検査	—	○	—	
構造健全性検査	—	○	—	
核計装設備検査	—	○	○	
制御棒クラスタ動作検査	—	○	—	
制御棒クラスタ検査	—	○	—	
制御棒位置指示装置設定値検査	—	○	—	
炉内計装用シンプルチューブ体積検査	/	/	/	今回計画なし
インバータ機能検査	—	○	—	
総合インターロック検査	—	○	—	
レストレイント検査	/	/	/	今回計画なし
液体廃棄物貯蔵設備・処理設備の警報機能検査	○	—	—	
2次系ポンプ分解検査	—	○	—	
2次系ポンプ機能検査	—	○	—	
2次系弁検査	—	○	—	
2次系安全弁検査	—	○	—	
2次系容器検査	—	○	—	
2次系熱交換器検査	/	/	/	今回計画なし
2次系配管検査	—	○	—	
非常用予備発電機付属設備検査	—	○	—	
原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事 構造・強度事業者検査	—	○注	—	
原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事 機能・性能事業者検査	—	○注	—	
化学体積制御系機能検査	—	—	○	
蒸気タービン附属設備機能検査	—	—	○	
浸水防護設備検査	●	—	—	2023. 7. 31 終了
その他非常用発電装置の付属設備検査	—	○	—	
可搬型重大事故等対処設備機能検査	●	○	—	2023. 11. 13 終了(※1分)
可搬型代替電源設備検査	○	—	—	
原子炉格納容器再循環サンプスクリーン 検査	/	/	/	今回計画なし
重大事故等クラス3機器供用期間中検査	○	○	—	

今回の定期事業者検査計画及び実績 (○:計画、●:実績、—:計画・実績なし)

※1: 先行実施検査 (前回の検査終了～解列前の期間)

※2: 解列後～原子炉起動前の期間

※3: 原子炉起動後～総合負荷性能検査までの期間

注: 1次系熱交換器検査の結果、有意な信号指示がなかった場合は実施しない。

# 添 付 書 類

- 添付書類一 定期事業者検査の計画
- 添付書類二 発電用原子炉及び施設管理の重要度が高い系統について  
定量的に定める施設管理の目標
- 添付書類三 施設管理の実施に関する計画
- 添付書類四 定期事業者検査の判定方法
- 添付書類五 前回の定期事業者検査報告内容からの変更内容
- 添付書類六 保全の有効性評価の結果に関する説明書
- 添付書類七 特定重大事故等対処施設に関する説明書

添付書類一 定期事業者検査の計画

高 浜 発 電 所

第 4 号 機

第 2 5 回定期事業者検査計画書



# 目 次

1. 定期事業者検査の計画工程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 前回の定期事業者検査からの変更点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

別紙：定期事業者検査工程表

## 1. 定期事業者検査の計画工程

定期事業者検査（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第55条第1項の時期に行う定期事業者検査）については、次の期間で実施する。

### （1）定期事業者検査の工程

自 2023年12月16日

至 2024年 4月30日

（並列日は、2024年4月5日（解列から並列までの期間は112日間））

### （2）当該定期事業者検査期間中に実施する工事

（1）の定期事業者検査工程の策定においては、次の工事の工事期間も考慮し工程策定した。

#### ・蒸気発生器伝熱管補修工事

設備の信頼性維持の観点より、蒸気発生器伝熱管体積検査の結果、有意な信号指示が認められた伝熱管について補修を行い、今後使用しないこととする。

#### ・主変圧器取替工事

主変圧器のコイル絶縁紙における寿命評価に基づき取替を実施する。

#### ・発電機励磁機取替工事

低圧電動機の絶縁更新計画に基づき発電機励磁機の取替を実施する。

## 2. 前回の定期事業者検査からの変更点

なし

定期事業者検査工程表







添付書類二 発電用原子炉及び施設管理の重要度が高い系統について  
定量的に定める施設管理の目標

# 目 次

1. 保全活動管理指標 . . . . . 1

別紙：保全活動管理指標



1. 保全活動管理指標

保全の有効性を監視、評価するために、保全重要度を踏まえ、「プラントレベル」及び「系統レベル」の保全活動管理指標及びその目標値を別紙のとおり設定する。※

※特定重大事故等対処施設に関する事項については添付書類七にて掲載する。

別紙

# 保 全 活 動 管 理 指 標

## 高浜発電所4号機 第25保全サイクル 保全活動管理指標

### 1. プラントレベル

項目	目標値
計画外自動・手動スクラム回数	<1回/7000臨界時間
計画外出力変動回数	<2回/7000臨界時間
工学的安全施設の計画外作動回数	<1回

## 2. 系統レベル

(2/16)

系統名	要求機能	保全活動管理指標		備考
		MPFF回数 目標値	非待機時間 目標値	
原子炉冷却系統	原子炉冷却材圧力バウンダリ機能(PS-1)	<1回/サイクル	—	
	原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能(MS-1)	<1回/サイクル	—	
	安全弁及び逃がし弁の吹き止まり機能(PS-2)	<1回/サイクル	—	
	異常状態の緩和機能(MS-2)	[加圧器逃がし弁] <1回/サイクル [加圧器逃がし弁元弁、 加圧器後備ヒータ] <2回/サイクル	[加圧器逃がし弁、元弁、加圧器後備ヒータ※] <72時間/2サイクル/弁ヒータ	※: 逃がし弁駆動空気、ヒータ電源含む
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	—	
化学体積制御系統(充てん・抽出・封水・ほう酸回収系統)	未臨界維持機能(充てんライン経由)(MS-1)	<1回/サイクル	[系統共通箇所以外] <240時間/2サイクル	
	・未臨界維持機能(ほう酸注入タンク経由ほう酸水を原子炉へ提供)(MS-1) ・炉心冷却機能(MS-1)	<1回/サイクル	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	
	原子炉冷却材を内蔵する機能(PS-2)	<2回/サイクル	—	
	異常状態の緩和機能(MS-2)	<2回/サイクル	<240時間/2サイクル	
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	—	

系統名	要求機能	保全活動管理指標		備考
		MPFF回数 目標値	非待機時間 目標値	
化学体積制御 系統(ほう素熱 再生系統)	原子炉冷却材を内蔵する機能(PS-2)	<2回/サイクル	—	
余熱除去系統	原子炉停止後の除熱機能(MS-1)	<1回/サイクル	—	
	炉心冷却機能(MS-1)	<1回/サイクル	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	
	原子炉冷却材を内蔵する機能(PS-2)	<2回/サイクル	—	
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	—	
燃料取替用水 系統	・未臨界維持機能(MS-1) ・炉心冷却機能、放射性物質の閉じ込め機能、放射 線の遮へい及び放出低減機能(MS-1)	<1回/サイクル	燃料取替用水タンク <1時間/2サイクル	
	燃料プール水の補給機能(MS-2)	<2回/サイクル	燃料取替用水タンク <1時間/2サイクル 燃料取替用水タンク以外 <240時間/2サイクル	
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<1回/サイクル	—	

系統名	要求機能	保全活動管理指標		備考
		MPFF回数 目標値	非待機時間 目標値	
安全注入系統	<ul style="list-style-type: none"> <li>・炉心冷却機能(MS-1)</li> <li>・未臨界維持機能(MS-1)</li> </ul>	<1回/サイクル	高圧注入系、低圧注入系 トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル 蓄圧注入系※ <1時間/2サイクル/基 ほう酸注入タンク <1時間/2サイクル	※:蓄圧注入系は未臨界維持機能を有しない。
	原子炉停止後の除熱機能(MS-1)	<1回/サイクル	—	
	原子炉冷却材を内蔵する機能(PS-2)	<2回/サイクル	—	
	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1)[格納容器スプレイ系への供給機能]	<1回/サイクル	—	
	燃料プール水の補給機能(MS-2)	<2回/サイクル	<240時間/2サイクル	
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	—	
格納容器スプレイ系統	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1)	<1回/サイクル	よう素除去薬品タンク <72時間/2サイクル よう素除去薬品タンク以外 トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	
	アクシデントマネジメント対応機能[格納容器内注水]	<2回/サイクル	<720時間/2サイクル	
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	—	

系統名	要求機能	保全活動管理指標		備考
		MPFF回数 目標値	非待機時間 目標値	
蒸気発生器ブローダウン系統	原子炉停止後の除熱機能(MS-1)	<1回/サイクル	<72時間/2サイクル/弁	
換気空調設備(格納容器再循環系)	アクシデントマネジメント対応機能[格納容器自然対流冷却]	<2回/サイクル	<720時間/2サイクル	
換気空調設備(安全補機室空気浄化系)	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1)	<1回/サイクル	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル トレイン共通箇所<72時間/2サイクル	
	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能の情報提供系(MS-2)	<2回/サイクル	—	
換気空調設備(アニュラス空気浄化系)	・放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1) (1次冷却材喪失事故時、アニュラス部を負圧に保ち、また、原子炉格納容器からアニュラス部に漏れいした空気を浄化再循環し、環境に放出される核分裂性生物の濃度を減少させる機能)	<1回/サイクル	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	
	・放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1) (アニュラス負圧達成後は、アニュラス内圧を設定負圧に維持するため、アニュラス戻り弁の開度を自動調整し循環運転を行なうと共に全量排気弁を閉じ、少量排気弁を開とすることでアニュラス部を負圧に保つ機能)	<1回/サイクル	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	
	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能の情報提供系(MS-2)	<2回/サイクル	—	
	放射性物質放出の防止機能(MS-2)	<2回/サイクル	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	
換気空調設備(格納容器排気筒)	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1)	<1回/サイクル	—	
	放射性物質放出の防止機能(MS-2)	<2回/サイクル	—	

系統名	要求機能	保全活動管理指標		備考
		MPFF回数 目標値	非待機時間 目標値	
換気空調設備 (充てん/高圧 注入ポンプ室 冷却系)	炉心冷却機能(間接関連系)(MS-2)	<2回/サイクル	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	
換気空調設備 (余熱除去ポン プ室冷却系)	炉心冷却機能(間接関連系)(MS-2)	<2回/サイクル	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	
換気空調設備 (格納容器ス レイトンポンプ室冷 却系)	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放 出低減機能(間接関連系)(MS-2)	<2回/サイクル	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	
換気空調設備 (配管貫通部 冷却系)	炉心冷却機能(間接関連系)(MS-2)	<2回/サイクル	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	
換気空調設備 (中央制御室 空調系)	・安全上特に重要な関連機能(MS-1) ・安全上特に重要な関連機能(直接関連系)(MS-1)	<1回/サイクル	トレインA<720時間/2サイクル トレインB<720時間/2サイクル トレイン共通箇所<240時間/2サイクル	
換気空調設備 (中央制御室 非常用循環 系)	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	トレインA<720時間/2サイクル トレインB<720時間/2サイクル トレイン共通箇所<240時間/2サイクル	
	安全上特に重要な関連機能の情報提供系(MS-2)	<2回/サイクル	—	
換気空調設備 (ディーゼル発電 機室換気系)	安全上特に重要な関連機能(間接関連系)(MS-2)	<1回/サイクル	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	



系統名	要求機能	保全活動管理指標		備考
		MPFF回数 目標値	非待機時間 目標値	
換気空調設備 (中間建屋給・排気系)	安全上特に重要な関連機能(間接関連系)(MS-2)	<1回/サイクル	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	
換気空調設備 (安全補機開閉器室空調系)	安全上特に重要な関連機能(直接関連系)(MS-1)	<1回/サイクル	トレインA<720時間/2サイクル トレインB<720時間/2サイクル トレイン共通箇所<240時間/2サイクル	
主蒸気管系統	原子炉停止後の除熱機能(MS-1)	<1回/サイクル	主蒸気安全弁 <6時間/2サイクル/弁 主蒸気逃がし弁 <168時間/2サイクル/弁 主蒸気隔離弁※ <8時間/2サイクル/弁	※:バイパス弁を含む
	異常状態の緩和機能(MS-2)	<2回/サイクル	<72時間/2サイクル/弁	
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	—	
主給水管系統	原子炉停止後の除熱機能(MS-1)	<1回/サイクル	主給水隔離弁 <72時間/2サイクル/弁	
	異常状態の緩和機能(MS-2)	<2回/サイクル	主給水制御弁※ <72時間/2サイクル/弁	※:バイパス制御弁を含む
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	—	

系統名	要求機能	保全活動管理指標		備考
		MPFF回数 目標値	非待機時間 目標値	
補助給水系統	原子炉停止後の除熱機能(MS-1)	<1回/サイクル	[復水タンク] <168時間/2サイクル [復水タンク以外] 補助給水系(電動) トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル 補助給水系(タービン動) <240時間/2サイクル	
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	—	
2次系補助給水系統	プラント運転補助機能(MS-3)[リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	—	
主単線結線系統	安全上特に重要な関連機能(非常用母線)(当該系)(MS-1)	<1回/サイクル	<8時間/2サイクル/母線	
2次系補機単線結線系統	電源供給機能(非常用を除く)(PS-3)[リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	—	
直流電源系統	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	[直流母線] <2時間/2サイクル/母線 [蓄電池] <240時間/2サイクル/基	
	安全上特に重要な関連機能(間接関連系)(MS-3)[リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	<240時間/2サイクル/基	
	安全上特に重要な関連機能の情報提供系(MS-2)	<2回/サイクル	—	
計器用電源系統	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	<2時間/2サイクル/母線	
起動変圧器設備	電源供給機能(PS-3)[リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	—	

系統名	要求機能	保全活動管理指標		備考
		MPFF回数 目標値	非待機時間 目標値	
所内保護・計量設備	安全上特に重要な関連機能(非常用母線の保護機能)(MS-1)	<1回/サイクル	<8時間/2サイクル/母線	
	安全上特に重要な関連機能(非常用所内電源系)(MS-1)	<1回/サイクル	<6時間/2サイクル/チャンネル	
	工学的安全施設及び原子炉停止系の作動信号の発生機能(MS-1)	<1回/サイクル	<6時間/2サイクル/チャンネル	
	安全上特に重要な関連機能の情報提供系(MS-2)	<2回/サイクル	—	
中央制御室退避盤	制御室外からの安全停止機能(MS-2)	<2回/サイクル	<720時間/2サイクル/機能	
原子炉補機冷却水系統	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	
	事故時のプラント状態の把握機能(直接関連系)(MS-2)	<2回/サイクル	—	
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<1回/サイクル	—	
原子炉補機冷却海水系統	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	
	安全上特に重要な関連機能(間接関連系)(MS-3)[リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	<240時間/2サイクル	
	安全上特に重要な関連機能の情報提供系(MS-2)	<2回/サイクル	—	
軸受冷却水系統	プラント運転補助機能(MS-3)[リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	—	

系統名	要求機能	保全活動管理指標		備考
		MPFF回数 目標値	非待機時間 目標値	
換気空調設備 (空調用冷水系統)	安全上特に重要な関連機能(直接関連系)(MS-1)	<1回/サイクル	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	
	炉心冷却機能(間接関連系)(MS-2)	<2回/サイクル	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	
1次系試料採取系統	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	—	
1次系計器用 空気系統(格納容器内、格納容器外)	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	格納容器内 トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル 格納容器外 トレインA<1時間/2サイクル トレインB<1時間/2サイクル	
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	—	
2次系所内用 (雑用)空気系統	空気供給機能[リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	—	
ディーゼル発電機冷却水系統	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	
ディーゼル発電機始動空気系統	・安全上特に重要な関連機能(MS-1) ・安全上特に重要な関連機能(吸気系)(MS-1)	<1回/サイクル	<240時間/2サイクル/基	
ディーゼル発電機潤滑油系統	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	<240時間/2サイクル/基	

系統名	要求機能	保全活動管理指標		備考
		MPFF回数 目標値	非待機時間 目標値	
ディーゼル発電機燃料系統	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	<240時間/2サイクル/基	
非常用ディーゼル発電機設備	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	<240時間/2サイクル/基	
消火水系統	アクシデントマネジメント対応機能[格納容器内注水]	<2回/サイクル	<720時間/2サイクル	
原子炉保護装置	原子炉停止系への作動信号の発生機能(MS-1)	<1回/サイクル	原子炉保護系論理回路 モード1,2<6時間/2サイクル/トレイン モード3,4(トリップ遮断器が閉じている場合)<48時間/2サイクル/トレイン 原子炉保護系信号部 手動トリップ<48時間/2サイクル/チャンネル 自動トリップ<6時間/2サイクル/チャンネル インターロック<1時間/2サイクル/チャンネル	
	工学的安全施設への作動信号の発生機能(MS-1)	<1回/サイクル	工学的安全施設等作動論理回路 <6時間/2サイクル/トレイン 工学的安全施設等作動信号部 手動<48時間/2サイクル/チャンネル 自動<6時間/2サイクル/チャンネル インターロック<1時間/2サイクル/チャンネル ディーゼル発電機起動論理回路<6時間/2サイクル/トレイン 中央制御室非常用循環系作動論理回路(手動起動回路含む) 論理回路<720時間/2サイクル/トレイン 手動起動<720時間/2サイクル/チャンネル	
エリア・プロセスモニタ装置	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	—	
燃料取扱設備	燃料を安全に取り扱う機能(PS-2)	<2回/サイクル	—	

系統名	要求機能	保全活動管理指標		備考
		MPFF回数 目標値	非待機時間 目標値	
燃料取扱設備 構築物	原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていないものであって放射性物質を貯蔵する機能(PS-2)	<2回/サイクル	—	
	燃料を安全に取り扱う機能(PS-2)	<2回/サイクル	—	
炉内構造物	・炉心形状の維持機能(炉心支持機能)(PS-1) ・炉心形状の維持機能(冷却材流路形成機能)(PS-1)	<1回/サイクル	—	
	原子炉の緊急停止機能(制御棒クラスタ案内機能)(MS-1)	<1回/サイクル	—	
燃料集合体及 び非核燃料炉 心構成品	炉心形状の維持機能(PS-1)	<1回/サイクル	—	
	・原子炉の緊急停止機能(MS-1) ・未臨界維持機能(MS-1)	<1回/サイクル	—	
原子炉格納容 器	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(原子炉格納容器/バウンダリ機能)(MS-1)	<1回/サイクル	<4時間/2サイクル/弁 <24時間/2サイクル/エアロック	
制御棒駆動装 置(機械系)	過剰反応度の印加防止機能(PS-1)	<1回/サイクル	—	
	・原子炉の緊急停止機能(MS-1) ・未臨界維持機能(MS-1)	<1回/サイクル	—	
制御棒駆動装 置(電気系)	原子炉の緊急停止機能(MS-1)	<1回/サイクル	トリップ遮断器 モード1,2<1時間/2サイクル/トレイン モード3,4(トリップ遮断器が閉じている場合)<48 時間/2サイクル/トレイン	
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	—	

系統名	要求機能	保全活動管理指標		備考
		MPFF回数 目標値	非待機時間 目標値	
原子炉建屋	・放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1) ・放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(アニュラス部を構成する機能)(MS-1)	<1回/サイクル	—	
	放射性物質放出の防止機能(MS-2)	<2回/サイクル	—	
	火災防護機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	—	
	溢水による損傷防止機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	—	
付属建屋	竜巻防止機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	—	
取水口・放水口設備	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	—	
	浸水防護機能(MS-1)	<1回/サイクル	取水路防潮ゲート <240時間/2サイクル 潮位観測システム(防護用) —	
	浸水防護機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	—	
	津波監視機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	—	
	火災防護機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	—	
重大事故等対処設備	緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備(SA-2)	<1回/サイクル	<720時間/2サイクル	
	1次冷却系のフィードアンドブリードをするための設備(SA-2)	<1回/サイクル	充てん/高圧注入ポンプ <240時間/2サイクル 加圧器逃がし弁 <72時間/2サイクル	

系統名	要求機能	保全活動管理指標		備考
		MPFF回数 目標値	非待機時間 目標値	
重大事故等対 処設備	炉心注水をするための設備(SA-2)	<1回/サイクル	炉心注水 (非常用炉心冷却系) - 炉心注水 (蓄圧タンク) - 代替炉心注水 (B充てん/高圧注入ポンプ) <720時間/2サイクル 代替炉心注水 (A格納容器スプレイポンプ) <720時間/2サイクル 代替炉心注水 (可搬式代替低圧注水ポンプ) <720時間/2サイクル 代替再循環 (A格納容器スプレイポンプ(RHRS-CSS連絡 ライン使用)) <72時間/2サイクル 代替再循環 (B余熱除去ポンプ・C充てん/高圧注入ポン プ(海水冷却)) <720時間/2サイクル	
	1次冷却系の減圧をするための設備(SA-2)	<1回/サイクル	加圧器逃がし弁による減圧 (窒素ポンベまたは可搬式空気圧縮機を使用 した減圧) <240時間/2サイクル (可搬型バッテリーを使用した減圧) <720時間/2サイクル	
	原子炉格納容器スプレイをするための設備(SA-2)	<1回/サイクル	原子炉格納容器スプレイ - 代替原子炉格納容器スプレイ(恒設代替低圧 注水ポンプ) <720時間/2サイクル 代替原子炉格納容器スプレイ(可搬式代替低 圧注水ポンプ) <720時間/2サイクル	
	原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備 (SA-2)	<1回/サイクル	原子炉格納容器内自然対流冷却 <720時間/2サイクル 大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然 対流冷却 <240時間/2サイクル	
	蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)をするため の設備(SA-2)	<1回/サイクル	-	



系統名	要求機能	保全活動管理指標		備考
		MPFF回数 目標値	非待機時間 目標値	
重大事故等対処設備	蒸気発生器2次側による炉心冷却(蒸気放出)をするための設備(SA-2)	<1回/サイクル	<72時間/2サイクル	
	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備(SA-2)	<1回/サイクル	水素濃度低減 (静的触媒式水素再結合装置) <72時間/2サイクル 水素濃度低減 (原子炉格納容器水素燃焼装置) — 水素濃度監視 <720時間/2サイクル	
	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備(SA-2)	<1回/サイクル	(Aアニュラス空気浄化系) <72時間/2サイクル (代替空気(窒素)系統) <240時間/2サイクル	
	使用済燃料ピットの冷却等のための設備(SA-2)	<1回/サイクル	海水から使用済燃料ピットへの注水 — 使用済燃料ピットへのスプレー — 使用済燃料ピットの監視 —	
	発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備(SA-2)	<1回/サイクル	<240時間/2サイクル	
	重大事故等の収束に必要な水の供給設備(SA-2)	<1回/サイクル	海水を用いた復水タンクへの補給 <240時間/2サイクル 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給 (復水タンク) <72時間/2サイクル 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給 (燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ) <720時間/2サイクル 燃料取替用水タンク <1時間/2サイクル	

系統名	要求機能	保全活動管理指標		備考
		MPFF回数 目標値	非待機時間 目標値	
重大事故等対処設備	電源設備(SA-2)	<1回/サイクル	空冷式非常用発電装置、号機間電力融通ケーブル、電源車、蓄電池(3系統目) <720時間/2サイクル 蓄電池(安全防護系用) — 可搬式整流器 <240時間/2サイクル 代替所内電気設備 <72時間/2サイクル 燃料油貯油そう、タンクローリー <48時間/2サイクル	
	計装設備(-)	<2回/サイクル	記録以外 <720時間/2サイクル 記録 —	
	中央制御室(SA-2)	<1回/サイクル	中央制御室非常用循環系 <72時間/2サイクル 可搬型照明(SA)、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計 <240時間/2サイクル	
	監視測定設備(SA-2)	<1回/サイクル	—	
	緊急時対策所(SA-2)	<1回/サイクル	居住性(緊急時対策所エリアモニタ) — 居住性(緊急時対策所エリアモニタ以外) <240時間/2サイクル	
	通信連絡を行うために必要な設備(SA-2)	<1回/サイクル	<240時間/2サイクル	
	その他の設備(-)	<2回/サイクル	<240時間/2サイクル	

## 添付書類三 施設管理の実施に関する計画

# 目 次

1. 施設管理実施計画の始期（定期事業者検査の開始する日をいう。） 及び期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 発電用原子炉施設の工事の方法及び時期・・・・・・・・	1
3. 発電用原子炉施設の点検、検査の方法、実施頻度及び時期・・・・・・・・	2
4. 発電用原子炉施設の工事及び点検を実施する際に行う保安の確保のための 措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2

別紙：点検計画（第25保全サイクル）

別図：定期事業者検査時の安全管理の計画

別表：長期施設管理方針実施状況総括表

1. 施設管理実施計画の始期（定期事業者検査の開始する日をいう。）及び期間

本保全計画の適用期間は、第25回定期事業者検査開始日から次回の定期事業者検査を実施するために発電機を解列する日の前日までの期間（第25回定期事業者検査終了以降13ヶ月までの間※）とし、以降、この期間を第25保全サイクルという。

ただし、この期間内に次回の定期事業者検査を実施するために発電機を解列した場合には、その前日までの期間とする。

※：この間を『実運転期間』という。

2. 発電用原子炉施設の工事の方法及び時期

(1) 工事の計画

a. 蒸気発生器伝熱管補修工事：設計及び工事の計画の届出

○ 工事概要

蒸気発生器伝熱管の渦流探傷検査の結果、有意な信号指示が認められた伝熱管について、蒸気発生器の健全性を確保するため、メカニカルプラグにて施栓を行う。

○ 予定時期

第25回定期事業者検査期間中

b. 火災報知器設置工事：設計及び工事の計画の認可申請

○ 工事概要

新火災防護基準バックフィット対応として、火災区域に対し、異なる種類の火災感知器を消防法に準じた箇所に設置する。

○ 予定時期

第25回定期事業者検査期間中（完了予定：2024年3月）

c. 住友電工製三重同軸型電気ペネトレーション取替工事：設計及び工事の計画の認可申請

○ 工事概要

原子炉格納施設の原子炉格納容器電気配線貫通部のうち、キャニスター型の三重同軸型電気ペネトレーションの取替えを実施する。

○ 予定時期

第25回定期事業者検査期間中（完了予定：2024年3月）

d. 主変圧器取替工事：設計及び工事の計画の届出

○ 工事概要

主変圧器のコイル絶縁紙における寿命評価に基づき取替を実施する。

○ 予定時期

第25回定期事業者検査期間中（完了予定：2024年3月）

### 3. 発電用原子炉施設の点検、検査の方法、実施頻度及び時期

#### (1) 点検計画

定期事業者検査中及びプラント運転中の点検について、あらかじめ保全方式を設定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び時期を定めた点検計画を「高浜発電所 保守業務所則（平成5 高原保所則 第2号）」に基づき策定した「保全指針」に従い策定した。また、土木建築に関する設備の点検計画については、「高浜発電所 土木建築業務所則（平成19 高原土所則 第1号）」に従い策定した。

点検計画のうち、定期事業者検査対象機器等に係る主要な点検の計画に基づく点検計画を別紙に記載する。※

附帯設備も含めた各機器の詳細な点検計画は、「保全指針」に規定している。

点検計画を策定又は変更するにあたっては、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげている。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行った。

- ・保全活動管理指標の監視結果
- ・保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績
- ・トラブルなど運転経験
- ・高経年化技術評価および定期安全レビュー結果
- ・他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ
- ・リスク情報、科学的知見

### 4. 発電用原子炉施設の工事及び点検を実施する際に行う保安の確保のための措置

定期事業者検査停止時における保安規定の運転上の制限を遵守するための計画は、別図のとおりである。※

また、定期事業者検査以外の安全上重要な保守点検活動並びに留意事項等については、特になし。

※特定重大事故等対処施設に関する事項については添付書類七にて記載する。

別紙

点 検 計 画  
(第 2 5 保 全 サ イ ク ル)

## 点検計画の記載について

1. 点検計画については以下の方針に従い記載している。

(1) 記載している設備について

点検計画には発電所設備の主要機器として、以下設備を対象に記載している。

①核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の14に規定する技術基準が適用される設備

a. 定期事業者検査の対象となる設備

b. 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則別表第2において、設計及び工事の計画に記載が要求されている設備

なお、設計及び工事の計画において仕様が記載されていない設備については、日常の管理の中で健全性が確認でき、かつ、取替が可能な下記のものについて除外する。

(a) 防保護具、現地操作時に用いる工具類

(b) 一般消耗品（電池類他）

(c) 一般産業品（可搬型照明、電話・ファクシミリ他）

②保全の重要度が高い設備

保全重要度が高い設備とは、以下の設備を指す。

a. 安全機能の重要度が高い設備

b. 供給信頼性重要度が高い設備

c. リスク重要度が高い設備

なお、アクシデントマネジメント（AM）対応設備であることにより、保全の重要度を「高」とした設備については、点検計画において「AM（対応するアクシデントマネジメント名）機器」として明示している。

(2) 記載している点検について

点検計画には上記設備の主要な点検として、以下を記載している。

- ・ 定期事業者検査に係る点検
- ・ 定期事業者検査の都度性能維持のための措置を伴う点検
- ・ 定期事業者検査に係る点検の実施頻度より短い実施頻度で行う性能維持のための措置を伴う点検
- ・ 記載対象設備において、上記に該当する点検が無い設備については主要な点検

上記以外の点検（主要機器の上記条件以外の点検や附帯設備<sup>※1</sup>の点検等）については、「高浜発電所 保守業務所則（平成5 高原保所則 第2号）」に基づき策定した「保全指針」及び「高浜発電所 土木建築業務所則（平成19 高原土所則 第1号）」に定めている。

※1：附帯設備の例

潤滑油、潤滑水、シール水、冷却設備、電源、制御回路、オリフ  
イス、レデューサ、フローグラス 等



(3) 保全の重要度について

「グレード分け通達(平成18原品証通達第2号)」等の考え方に従い、「高」又は「低」のいずれかで表記している。

なお、重要度「高」及び定期事業者検査対象の設備については、保全方式として予防保全(時間基準保全、状態基準保全)を選定し、事後保全は選定していない。

(4) 保全方式について

保全方式について以下のとおり記載している。

- ・ 時間基準保全を採用しているもの：点検頻度
- ・ 状態基準保全を採用しているもの：CBM
- ・ 事後保全を採用しているもの：BM

(5) 点検頻度について

次の整理により「F」：保全サイクル、「M」：月、「Y」：年で表記している。

- ・ 性能維持のための措置を伴う点検及びそれに伴い実施する点検については、「M」又は「Y」により表記している。なお、記載した頻度のうち「M」は、運転期間(総合負荷性能検査～解列)に対応した値を示している。  
また、複数の機器や複数の点検タスクをまとめて記載した項目については、その点検頻度の最短及び最長のものを記載している。
  - ・ 供用期間中検査のように年度管理するものについては、「Y」により表記している。
  - ・ 機器の分解点検時期に合わせて実施する機能・性能試験については、「B」により表記している。また、その他、性能維持のための措置を伴わない点検のうち、分解・開放点検等の性能維持のための措置を伴う点検と合わせて実施するものについても「B」※<sup>2</sup>と表記している。なお、回転機器(ポンプ、ファン等)等、本体と駆動部で構成される機器は、一方が分解点検を実施した場合においても、その後の機能・性能試験で本体と駆動部の機能・性能を確認する。
  - ・ これ以外で、性能維持のための措置を伴わない点検については、「F」※<sup>2</sup>により表記している。また、性能維持のための措置を伴わない点検であっても、当該点検が、プラント運転期間中の発電用原子炉施設の保安の確保に支障がなく、年度管理するものについては、「Y」により表記している。
  - ・ このほか肉厚管理指針に従い管理する肉厚測定は、検査箇所ごとの管理となるため、本表では“肉厚管理指針による”と表記している。
  - ・ 定期的な頻度をもたずに実施する点検については、「X」により表記している。
- ※2：「B」「F」により表記しているものは、基本的に性能維持のための措置を予定していない点検であり、劣化進展がごく軽微なため、分解・開放点検やプラント定期事業者検査停止時期に合わせた実施管理が適しているものを対象にしている。

(6) 点検時期について

- ・時間基準保全の点検については、“定期事業者検査起動後”、“プラント運転中”の表現により、備考欄に実施時期を記載している。なお、これらの記載のないものについては、定期事業者検査停止中に実施することとしている。
- ・プラント停止（定期事業者検査）に先立ち、プラント運転中に実施する定期的な点検を「先行実施」とし、その対象設備を備考欄に明記し、区別する。

(7) 状態監視方法の記載について

- ・保全方式として状態基準保全を用いる機器については、経年劣化事象等による劣化の有無・劣化の傾向を監視する方法（状態監視技術、定例試験、巡視点検等）及びその頻度を備考欄に記載している。
- ・保全方式として時間基準保全を採用している機器については、保全をより充実する観点で採用している状態監視技術について方法・頻度を備考欄に記載している。

なお、第25保全サイクル中に点検を実施するものについては「点検計画」に「○」※<sup>3</sup>を記載している。

また「点検計画」には、当該点検の前回実績（実施時期）※<sup>4</sup>も記載している。

※<sup>3</sup>：複数の機器や複数の点検タスクをまとめて記載した項目については、本保全サイクルの中に一つでも点検の計画があれば「○」としている。

※<sup>4</sup>：複数の機器や複数の点検タスクをまとめて記載した項目にあつては、最新実績を記載している。

## 目 次※

機器又は系統名	ページ
原子炉本体	1/41
[炉心]	
[原子炉容器]	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	1/41
[燃料取扱設備]	
[使用済燃料貯蔵設備]	
[使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備]	
[燃料取替用水設備]	
原子炉冷却系統施設	3/41
[一次冷却材の循環設備]	
[主蒸気・主給水設備]	
[余熱除去設備]	
[非常用炉心冷却設備]	
[化学体積制御設備]	
[蒸気タービンの附属設備]	
[原子炉補機冷却水設備]	
[原子炉補機冷却海水設備]	
[原子炉格納容器内の一次冷却材の漏えいを監視する装置]	
計測制御系統施設	14/41
[制御材]	
[制御棒駆動装置]	
[工学的安全施設等の作動信号]	
[ほう酸注入機能を有する設備]	
[ほう素再生設備]	
[制御用空気設備]	
[その他設備]	
放射性廃棄物の廃棄施設	18/41
[気体、液体又は固体廃棄物処理設備]	
放射線管理施設	21/41
[放射線管理用計測装置]	
[換気設備]	
原子炉格納施設	27/41
[原子炉格納容器]	
[圧力低減設備その他の安全設備]	
原子力設備	32/41
[その他設備]	
原子力設備・タービン設備	33/41
[その他設備]	

機器又は系統名	ページ
蒸気タービン	33/41
[車室、円板、隔板、噴口、翼、車軸]	
[调速装置及び非常调速装置並びに调速装置で制御される主要弁]	
[復水器]	
[蒸気タービンに附属する熱交換器]	
[蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水設備並びに給水処理設備]	
[蒸気タービンに附属する管等]	
[その他設備]	
その他発電用原子炉の附属施設	39/41
[浸水防護施設]	
[常用電源設備]	
[火災防護施設]	
[非常用発電装置]	
[その他の電源装置]	
土木建築設備	41/41
プラント総合	41/41

- 別表-1：クラス1 機器供用期間中検査7年計画  
 別表-2：クラス2 機器供用期間中検査10年計画  
 別表-3：クラス3 機器供用期間中検査10年計画  
 別表-4：クラス1 機器Ni 基合金使用部位特別検査7年計画  
 別表-5：クラス2 管（原子炉格納容器内）特別検査10年計画  
 別表-6：原子炉格納容器供用期間中検査10年計画  
 別表-7：重大事故等クラス1 機器供用期間中検査10年計画  
 別表-8：重大事故等クラス2 機器供用期間中検査10年計画  
 別表-9：重大事故等クラス3 機器供用期間中検査10年計画  
 別表-10：クラス1 配管特別検査 4年計画

※特定重大事故等対処施設に関する事項については添付資料七に記載する。

1. 点検計画

機器又は系統名	実施数（機器名）		点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考 （ ）内は適用する設備診断技術			
原子炉本体 [炉心]	照射済燃料集合体	※ 1式	1.外観点検	高	1F	○	24回	燃料集合体外観検査	※：炉心設計による			
	照射済燃料集合体（取出燃料）	※ 1式	1.外観点検	高	1F	○	24回		※：炉心設計による			
	燃料集合体	157体	1.外観点検（炉内配置）	高	1F	○	24回	燃料集合体炉内配置検査				
	内挿物 (1) 制御棒クラスタ (2) バーナブルポイズン (3) フラッキングデバイス (4) 2次中性子源	※ 1式	1.外観点検（炉内配置）	高	1F	○	24回	燃料集合体炉内配置検査	※：炉心設計による			
	原子炉本体のうち炉心		1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	原子炉停止余裕検査 炉物理検査	定期事業者検査起動後			
原子炉本体 [原子炉容器]	原子炉容器		1.開放点検	高	13M	○	24回					
	制御棒クラスタ案内管支持ピン	104本	1.外観点検	高	3F	—	24回	構造健全性検査				
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 [燃料取扱設備]	燃料移送装置	1式	1.機能・性能試験（リフティングフレーム）	高	1F	○	24回	燃料取扱装置機能検査	一部先行実施			
			1.機能・性能試験					1F		○	24回	燃料取扱設備検査（動作・インターロック試験等）
			2.分解点検他					39M～195M		○	24回	
	燃料取扱クレーン		1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	燃料取扱装置機能検査 燃料取扱設備検査（動作・インターロック試験等）				
			2.分解点検他					39M～195M		○	24回	
	使用済燃料ピットクレーン		1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	燃料取扱装置機能検査 1次系換気空調設備検査 燃料取扱設備検査（動作・インターロック試験等）	先行実施			
			2.分解点検他					39M～195M		—	24回	
	新燃料エレベータ		1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	燃料取扱設備検査 燃料取扱設備検査（動作・インターロック試験等）	先行実施			
			2.分解点検他					39M～195M		—	24回	
	燃料取扱建屋クレーン		1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	燃料取扱設備検査 燃料取扱設備検査（動作・インターロック試験等）	先行実施			
2.簡易点検（年次点検）			12M～24M					○		24回		
燃料取扱工具	1式	1.外観点検	高	1F	○	24回	燃料取扱設備検査（動作・インターロック試験等）	先行実施				
燃料仮置ラック		1.外観点検	高	1F	○	24回	燃料取扱設備検査（動作・インターロック試験等）					
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 [燃料取扱設備] その他機器	1式	1.分解点検他	高・低	13M	○	24回		先行実施				
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 [使用済燃料貯蔵設備]	事故時監視計器 水位監視計器 温度監視計器	2個 2個	1.特性試験	高	13M	○	24回	プラント状態監視設備機能検査				
	1次系計測制御装置	1式	1.特性試験	高・低	13M	○	24回	計測制御系監視機能検査				
	使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置	1式	1.機能・性能試験	高	13M	○	24回	可搬型重大事故等対処設備機能検査				
	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 [使用済燃料貯蔵設備] その他機器	1式	1.特性試験他	高	13M	○	24回					

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回次)	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 〔使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備〕	可搬式代替低圧注水ポンプ・電動機	2台	1.機能・性能試験	高	1Y	○	24回	可搬型重大事故等対処設備機能検査	プラント運転中又は定期事業者検査停止中 20回施設定検時に設置 20回施設定期検査より追加
					130M	○	—		
					78M	—	—		
	送水車	2台	1.機能・性能試験	高	1Y	○	24回	可搬型重大事故等対処設備機能検査	プラント運転中又は定期事業者検査停止中
	使用済燃料ピット浄化冷却設備		1.機能・性能試験(ポンプ、電動機含む)	低	1F	○	24回	使用済燃料貯蔵槽冷却浄化系機能検査	
	A使用済燃料ピットポンプ・電動機		1.分解点検(ポンプ)	低	78M	—	20回		先行実施 (振動診断: 3M)
					CEM	—	11回		
					13M	○	24回		
	B使用済燃料ピットポンプ・電動機		1.分解点検(ポンプ)	低	78M	—	21回		先行実施 (振動診断: 3M)
					CEM	—	12回		
					13M	○	24回		
	A使用済燃料ピットフィルタ		1.開放点検	低	130M	—	20回		先行実施
	B使用済燃料ピットフィルタ		1.開放点検	低	130M	—	19回		先行実施
	A使用済燃料ピット冷却器		1.開放点検(管側)	高	195M	—	20回		先行実施
					195M	—	20回		
					195M	—	20回	1次系熱交換器検査	
	B使用済燃料ピット冷却器		1.開放点検(管側)	高	195M	—	20回		先行実施
					195M	—	20回		
					195M	—	20回	1次系熱交換器検査	
C使用済燃料ピット冷却器		1.開放点検(ガスケットパッキン取替)	高	130M	—	23回			
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設〔使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備〕その他の弁	1式	1.機能・性能試験	高・低	B	—	24回	1次系弁検査		
				130M	—	24回	1次系弁検査 1次系逆止弁検査	一部先行実施	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設〔使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備〕その他の弁駆動部	1式	1.機能・性能試験	高・低	B	—	24回	1次系弁検査		
				65M	—	24回			
				65M~208M	—	24回			
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設〔使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備〕その他機器	1式	1.分解点検他	高	104M~130M	○	23回		一部先行実施	
				13M~208M	○	24回		一部BMあり 一部先行実施	

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回次)	検査名	備考 (○)内は適用する設備診断技術)	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 【燃料取替用水設備】	A燃料取替用水ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	高	B※	○	20回	1次系ポンプ機能検査	先行実施 (振動診断：3M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施 保全の有効性評価結果No.1の反映	
		2.分解点検(ポンプ)		130M	—	20回			
		2.分解点検(電動機)		104M	○	20回			
		3.簡易点検(潤滑油入替他)		26M	—	24回			
	B燃料取替用水ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	高	B※	—	22回	1次系ポンプ機能検査	先行実施 (振動診断：3M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施 保全の有効性評価結果No.2の反映	
		2.分解点検(ポンプ)		130M	—	22回			
		2.分解点検(電動機)		104M	—	20回			
		3.簡易点検(潤滑油入替他)		26M	○	24回			
	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設【燃料取替用水設備】 その他の弁	1式	1.機能・性能試験	高	B	—	20回	1次系弁検査 1次系安全弁検査	一部先行実施
			2.分解点検		130M	—	24回	1次系弁検査	
	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設【燃料取替用水設備】 その他の弁駆動部	1式	1.機能・性能試験	高	B	○	16回	1次系弁検査	
			2.分解点検		182M	○	16回		
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設【燃料取替用水設備】 その他機器	1式	1.分解点検他	高	65M～130M	○	24回		一部先行実施	
		1.分解点検他		低	65M～260M	○	23回		
原子炉冷却系統施設 【一次冷却材の循環設備】	A蒸気発生器	伝熱管3,238本	高	1.非破壊試験	○	24回	蒸気発生器伝熱管体積検査		
				2.開放点検	○	24回			
				3.簡易点検(スラッジランシング)	○	24回			
				4.簡易点検(ガスケット取替他)	○	24回			
	B蒸気発生器	伝熱管3,245本	高	1.非破壊試験	○	24回	蒸気発生器伝熱管体積検査		
				2.開放点検	○	24回			
				3.簡易点検(スラッジランシング)	○	24回			
				4.簡易点検(ガスケット取替他)	○	24回			
	C蒸気発生器	伝熱管3,248本	高	1.非破壊試験	○	24回	蒸気発生器伝熱管体積検査		
				2.開放点検	○	24回			
				3.簡易点検(スラッジランシング)	○	24回			
				4.簡易点検(ガスケット取替他)	○	24回			
	加圧器安全弁	4V-RC-055 4V-RC-056 4V-RC-057	高	1.機能・性能試験	○	24回	加圧器安全弁機能検査		
				2.漏えい試験	○	24回	加圧器安全弁漏えい検査		
				3.分解点検	○	24回	加圧器安全弁分解検査		

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 ( ) 内は適用する設備診断技術	
原子炉冷却系統施設 [一次冷却材の循環設備]	加圧器逃がし弁	4-PCV-454C	1.機能・性能試験 (駆動部含む)	高	1F	○	24回	加圧器逃がし弁機能検査	
			2.漏えい試験		1F	○	24回	加圧器逃がし弁漏えい検査	
			3.分解点検		26M	○	23回	加圧器逃がし弁分解検査	
	加圧器逃がし弁駆動部	4-PCV-454C	1.分解点検	高	13M	○	24回		
			2.簡易点検 (特性試験)		13M	○	24回		
	加圧器逃がし弁	4-PCV-455A	1.機能・性能試験 (駆動部含む)	高	1F	○	24回	加圧器逃がし弁機能検査	
			2.漏えい試験		1F	○	24回	加圧器逃がし弁漏えい検査	
			3.分解点検		26M	—	24回	加圧器逃がし弁分解検査	
	加圧器逃がし弁駆動部	4-PCV-455A	1.分解点検	高	13M	○	24回		
			2.簡易点検 (特性試験)		13M	○	24回		
	加圧器逃がし弁	4-PCV-455B	1.機能・性能試験 (駆動部含む)	高	1F	○	24回	加圧器逃がし弁機能検査	
			2.漏えい試験		1F	○	24回	加圧器逃がし弁漏えい検査	
			3.分解点検		26M	—	24回	加圧器逃がし弁分解検査	
	加圧器逃がし弁駆動部	4-PCV-455B	1.分解点検	高	13M	○	24回		
			2.簡易点検 (特性試験)		13M	○	24回		
	加圧器逃がし弁元弁	4V-RC-054A	1.機能・性能試験 (駆動部含む)	高	1F	○	24回	加圧器逃がし弁元弁機能検査	
			2.分解点検		130M	—	20回		
			3.簡易点検 (グランドバックシン取替)		65M	○	20回		
	加圧器逃がし弁元弁駆動部	4V-RC-054A	1.分解点検	高	156M	—	20回		
	加圧器逃がし弁元弁	4V-RC-054B	1.機能・性能試験 (駆動部含む)	高	1F	○	24回	加圧器逃がし弁元弁機能検査	
			2.分解点検		130M	—	21回		
3.簡易点検 (グランドバックシン取替)			65M		—	21回			
加圧器逃がし弁元弁駆動部	4V-RC-054B	1.分解点検	高	156M	—	20回			
加圧器逃がし弁元弁	4V-RC-054C	1.機能・性能試験 (駆動部含む)	高	1F	○	24回	加圧器逃がし弁元弁機能検査		
		2.分解点検		130M	—	21回			
		3.簡易点検 (グランドバックシン取替)		65M	—	21回			
加圧器逃がし弁元弁駆動部	4V-RC-054C	1.分解点検	高	156M	—	20回			

機器又は系統名	実施数（機器名）	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考 （ ）内は適用する設備診断技術	
原子炉冷却系統施設 〔一次冷却材の循環設備〕	A 1 次冷却材ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	1 次冷却材ポンプ機能検査	一部定期事業者検査起動後	
		2.分解点検（ポンプ）		130M	－	24回			
		2.分解点検（電動機）		104M	－	24回			
		2.分解点検（メカニカルシール）		13M	○	24回	1 次冷却材ポンプメカニカルシール分解検査		
		2.分解点検（フライホイール）		104M	－	24回			
		3.簡易点検（潤滑油入替他）		26M	－	24回			
		B 1 次冷却材ポンプ・電動機		1.機能・性能試験	高	1F	○		24回
	2.分解点検（ポンプ）	130M	－	23回					
	2.分解点検（電動機）	104M	－	23回					
	2.分解点検（メカニカルシール）	13M	○	24回		1 次冷却材ポンプメカニカルシール分解検査			
	2.分解点検（フライホイール）	104M	－	23回					
	3.簡易点検（潤滑油入替他）	26M	○	24回					
	C 1 次冷却材ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	高	1F		○	24回	1 次冷却材ポンプ機能検査	一部定期事業者検査起動後
	2.分解点検（ポンプ）	130M		－	19回				
	2.分解点検（電動機）	104M		－	20回				
	2.分解点検（メカニカルシール）	13M		○	24回	1 次冷却材ポンプメカニカルシール分解検査			
	2.分解点検（フライホイール）	104M		－	20回				
	3.簡易点検（潤滑油入替他）	26M		－	24回				
	加圧器			1.開放点検	高	39M	－	23回	
			2.簡易点検（マンホールガスケット取替）	13M		○	24回		
	原子炉冷却系統施設〔一次冷却材の循環設備〕その他の弁	1式	1.機能・性能試験	高	B	○	23回	1 次系弁検査	
2.分解点検			26M		－	23回	1 次系弁検査		
原子炉冷却系統施設〔一次冷却材の循環設備〕その他の弁駆動部	1式	1.機能・性能試験	高	B	○	24回	1 次系弁検査		
		2.分解点検		13M	○	24回			
		3.簡易点検（特性試験）		13M～26M	○	24回			
原子炉冷却系統施設〔一次冷却材の循環設備〕その他機器	1式	1.分解点検他	高	13M～130M	○	24回			
		1.分解点検他		低	13M～260M	○	24回		一部BMあり



機器又は系統名	実施数（機器名）	点検及び試験の項目	保全の 重要度	保全方式 又は頻度	今回の実施 計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 ( )内は適用する 設備診断技術	
原子炉冷却系統施設 〔主蒸気・主給水設備〕	主蒸気安全弁	4V-MS-526A 4V-MS-527A 4V-MS-528A 4V-MS-529A	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	主蒸気安全弁機能検査	
		4V-MS-530A 4V-MS-531A 4V-MS-532A 4V-MS-526C 4V-MS-527C 4V-MS-528C 4V-MS-529C	2.漏えい試験		B	—	24回	主蒸気安全弁漏えい検査	
			3.分解点検		26M	—	24回		
		4V-MS-526B 4V-MS-527B 4V-MS-528B 4V-MS-529B	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	主蒸気安全弁機能検査	
		4V-MS-530B 4V-MS-531B 4V-MS-532B 4V-MS-530C 4V-MS-531C 4V-MS-532C	2.漏えい試験		B	○	23回	主蒸気安全弁漏えい検査	
			3.分解点検		26M	○	23回		
	主蒸気逃がし弁	4-PCV-3610 4-PCV-3620 4-PCV-3630	1.機能・性能試験（駆動部含む）	高	1F	○	24回	主蒸気逃がし弁機能検査 最終ヒートシンク熱輸送設備作動検査	
			2.漏えい試験		B	○	24回	主蒸気逃がし弁漏えい検査	
			3.分解点検		13M	○	24回		
	主蒸気逃がし弁駆動部	4-PCV-3610 4-PCV-3620 4-PCV-3630	1.分解点検	高	13M	○	24回		
			2.簡易点検（特性試験）		13M	○	24回		
	主蒸気隔離弁	4V-MS-533A 4V-MS-533B 4V-MS-533C	1.機能・性能試験（駆動部含む）	高	1F	○	24回	主蒸気隔離弁機能検査	
			4V-MS-533A	2.分解点検	高	39M	—	24回	2次系弁検査
		4V-MS-533B	2.分解点検	高	39M	—	23回	2次系弁検査	
		4V-MS-533C	2.分解点検	高	39M	○	22回	2次系弁検査	
	原子炉冷却系統施設〔主蒸気・主給水設備〕その他の弁	1式	1.機能・性能試験	高	B	○	24回	2次系弁検査	
			2.分解点検		52M～130M	○	24回	2次系弁検査	
			3.簡易点検（グラッドパッキン取替）		65M	○	23回		
	原子炉冷却系統施設〔主蒸気・主給水設備〕その他の弁駆動部	1式	1.機能・性能試験	高	B	○	23回	2次系弁検査	
			2.分解点検		52M～156M	○	23回		
3.簡易点検（特性試験）			13M～52M		○	24回			
原子炉冷却系統施設〔主蒸気・主給水設備〕その他機器	1式	1.分解点検他	高	13M～195M	○	24回			
		1.分解点検他	低	13M～130M	○	24回		一部BMあり	

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回次)	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術	
原子炉冷却系統施設 [余熱除去設備]	A余熱除去ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	高	B※	—	20回	1次系ポンプ機能検査	(振動診断：1M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施	
		2.分解点検(ポンプ)		78M	—	20回	非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 その他原子炉注水系ポンプ分解検査		
		2.分解点検(電動機)		130M	—	20回			
		3.簡易点検(潤滑油入替他)		13M~26M	○	24回			
	B余熱除去ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	高	B※	—	22回	1次系ポンプ機能検査	(振動診断：1M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施	
		2.分解点検(ポンプ)		78M	—	22回	非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 その他原子炉注水系ポンプ分解検査		
		2.分解点検(電動機)		130M	—	20回			
		3.簡易点検(潤滑油入替他)		13M~26M	○	24回			
	A余熱除去冷却器	1.開放点検	高	130M	—	18回			
		2.非破壊試験		130M	—	18回	1次系熱交換器検査		
	B余熱除去冷却器	1.開放点検	高	130M	—	17回			
		2.非破壊試験		130M	—	17回	1次系熱交換器検査		
	低圧注入系主要弁	4V-RH-041A	1.分解点検	高	130M	—	22回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	
		4V-RH-041B	1.分解点検	高	130M	—	22回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	
		4-PCV-601	1.分解点検	高	130M	—	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
		4-PCV-611	1.分解点検	高	130M	—	23回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	
4V-SI-193A		1.分解点検	高	130M	—	22回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
4V-SI-193B		1.分解点検	高	130M	—	23回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
4V-SI-202A		1.分解点検	高	130M	—	23回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
4V-SI-202B		1.分解点検	高	130M	—	24回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
4V-SI-202C		1.分解点検	高	130M	—	24回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
4V-SI-203A		1.分解点検	高	130M	—	23回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
4V-SI-203B		1.分解点検	高	130M	—	22回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
4V-SI-203C		1.分解点検	高	130M	—	23回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
4V-SI-208A		1.分解点検	高	130M	—	22回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
4V-SI-208B		1.分解点検	高	130M	—	23回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
4V-SI-209A		1.分解点検	高	130M	—	22回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
4V-SI-209B	1.分解点検	高	130M	—	24回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査			
低圧注入系主要弁駆動部	1式	1.分解点検	高	156M	○	23回			
原子炉冷却系統施設[余熱除去設備]その他の弁	1式	1.機能・性能試験	高	B	○	24回	1次系弁検査 1次系安全弁検査		
		2.分解点検		52M~130M	○	24回	1次系弁検査		
		3.簡易点検(グランドパッキン取替)		52M~130M	○	24回			

機器又は系統名	実施数（機器名）		点検及び試験の項目	保全の 重要度	保全方式 又は頻度	今回の実施 計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 ( ) 内は適用する 設備診断技術)
原子炉冷却系統施設 〔余熱除去設備〕	原子炉冷却系統施設〔余熱除去設備〕その他の弁駆動部	1式	1.機能・性能試験	高	B	—	24回	1次系弁検査	
			2.分解点検		52M～156M	○	24回		
			3.簡易点検（特性試験）		13M～208M	○	24回		
	原子炉冷却系統施設〔余熱除去設備〕その他機器	1式	1.分解点検他	高	65M～260M	○	24回		
	原子炉冷却系統施設〔余熱除去設備〕その他機器	1式	1.分解点検他	低	130M	—	24回		
その他AM（代替再循環）機器	1式	1.分解点検他	高	130M～182M	—	23回	1次系弁検査		
原子炉冷却系統施設 〔非常用炉心冷却設備〕	高圧及び低圧注入系 〔余熱除去設備（低圧注入機能）を含む〕		1.機能・性能試験（ポンプ、電動機、弁、弁駆動部等含む）	高	1F	○	24回	非常用炉心冷却系機能検査	
	その他原子炉注水系		1.機能・性能試験（ポンプ、電動機、弁、弁駆動部等含む）	高	1F	○	24回	その他原子炉注水系機能検査	[対象設備] ・ A 高圧注入系 ・ B 高圧注入系（自己冷却） ・ C 高圧注入系（海水による電動機冷却） ・ A 低圧注入系 ・ B 低圧注入系（海水による電動機冷却）
高圧注入系主要弁	4-LCV-121D	1.分解点検	高	130M	—	22回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
		1.分解点検	高	130M	—	21回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
		1.分解点検	高	130M	—	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
		1.分解点検	高	130M	—	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
		1.分解点検	高	130M	—	22回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
		1.分解点検	高	130M	—	22回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
		1.分解点検	高	260M	—	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
		1.分解点検	高	260M	—	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
		1.分解点検	高	260M	—	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
		1.分解点検	高	260M	—	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
		1.分解点検	高	260M	—	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
		1.分解点検	高	260M	—	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
		1.分解点検	高	260M	—	24回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
		1.分解点検	高	260M	—	24回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
		1.分解点検	高	260M	—	24回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
		1.分解点検	高	260M	—	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
		1.分解点検	高	260M	—	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
		1.分解点検	高	260M	—	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
		1.分解点検	高	130M	○	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		

機器又は系統名	実施数（機器名）	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考 （ ）内は適用する設備診断技術	
原子炉冷却系統施設 [非常用炉心冷却設備]	高压注入系主要弁駆動部	1式	1. 分解点検	高	156M	—	24回		
	蓄圧注入系		1. 機能・性能試験（弁、駆動部含む）	高	1F	○	24回	非常用炉心冷却系機能検査 その他原子炉注水系機能検査	
	蓄圧注入系主要弁	4V-SI-132A	1. 分解点検	高	130M	—	22回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	
		4V-SI-132B	1. 分解点検	高	130M	—	23回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	
		4V-SI-132C	1. 分解点検	高	130M	—	22回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	
		4V-SI-134A	1. 分解点検	高	130M	—	23回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	
		4V-SI-134B	1. 分解点検	高	130M	—	23回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	
		4V-SI-134C	1. 分解点検	高	130M	—	21回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	
		4V-SI-136A	1. 分解点検	高	130M	—	22回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	
		4V-SI-136B	1. 分解点検	高	130M	—	22回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	
	4V-SI-136C	1. 分解点検	高	130M	—	22回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
	蓄圧注入系主要弁駆動部	1式	1. 分解点検	高	156M	—	20回		
	A蓄圧タンク		1. 開放点検	高	130M	—	20回		
	B蓄圧タンク		1. 開放点検	高	130M	—	20回		
	C蓄圧タンク		1. 開放点検	高	130M	—	20回		
	ほう酸注入タンク		1. 開放点検	高	130M	—	20回		
	燃料取替用水タンク		1. 開放点検	高	130M	—	17回		
	格納容器再循環サンプ		1. 外観点検	高	1F	○	24回		
	格納容器再循環サンプスクリーン		1. 外観点検	高	10F	—	22回	原子炉格納容器再循環サンプスクリーン検査	
	燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ・電動機	1. 機能・性能試験	高	1F	○	24回	その他原子炉注水系機能検査	20回施設定検時に設置 20回施設定期検査より追加	
		2. 分解点検（ポンプ）	130M	—	—	その他原子炉注水系ポンプ分解検査			
		2. 分解点検（電動機）	78M	—	—				
		3. 簡易点検（潤滑用入替他）	26M	○	23回				
恒設代替低圧注水系		1. 機能・性能試験（ポンプ、電動機、弁、弁駆動部等含む）	高	1F	○	24回	原子炉格納容器安全系機能検査 その他原子炉注水系機能検査		
恒設代替低圧注水ポンプ・電動機	1. 機能・性能試験	高	B	—	—		20回施設定検時に設置 その他原子炉注水系ポンプ分解検査は20回施設定期検査より追加		
	2. 分解点検（ポンプ）	130M	—	—	原子炉格納容器安全系ポンプ分解検査 その他原子炉注水系ポンプ分解検査				
	2. 分解点検（電動機）	78M	—	—					
	3. 簡易点検（潤滑油入替他）	26M	○	23回					

機器又は系統名	実施数（機器名）		点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考（○内は適用する設備診断技術）				
原子炉冷却系統施設 [非常用炉心冷却設備]	原子炉冷却系統施設 [非常用炉心冷却設備] その他の弁	1式	1.機能・性能試験	高・低	B	-	24回	1次系弁検査 1次系安全弁検査					
			2.分解点検							52M~260M	○	24回	1次系弁検査 1次系逆止弁検査
	原子炉冷却系統施設 [非常用炉心冷却設備] その他の弁駆動部	1式	1.機能・性能試験	高・低	B	○	24回	1次系弁検査					
			2.分解点検							13M~182M	○	24回	
			3.簡易点検(特性試験)							高	52M~208M	○	24回
	原子炉冷却系統施設 [非常用炉心冷却設備] その他機器	1式	1.分解点検他	高	13M~260M	○	24回						
1.分解点検他			低	26M~208M	○	24回		一部BMあり 一部先行実施					
原子炉冷却系統施設 [化学体積制御設備]	化学体積制御系		1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	化学体積制御系機能検査	定期事業者検査起動後				
	A充てん/高圧注入ポンプ・電動機		1.分解点検（ポンプ）	高	117M	-	20回	非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 その他原子炉注水系ポンプ分解検査	(振動診断：3M)				
			1.分解点検（電動機）		104M	-	22回						
			2.簡易点検（潤滑油入替他）		26M~130M	○	24回						
	B充てん/高圧注入ポンプ・電動機		1.分解点検（ポンプ）	高	117M	-	20回	非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 その他原子炉注水系ポンプ分解検査	(振動診断：3M)				
			1.分解点検（電動機）		104M	-	21回						
			2.簡易点検（潤滑油入替他）		26M~130M	○	24回						
	C充てん/高圧注入ポンプ・電動機		1.分解点検（ポンプ）	高	117M	-	20回	非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 その他原子炉注水系ポンプ分解検査	(振動診断：3M)				
			1.分解点検（電動機）		104M	-	23回						
			2.簡易点検（潤滑油入替他）		26M~130M	○	24回						
	体積制御タンク		1.開放点検	高	130M	-	18回						
	冷却材フィルタ		1.開放点検	高	130M	-	20回						
	A冷却材脱塩塔入口フィルタ		1.開放点検	高	130M	-	20回		先行実施				
	B冷却材脱塩塔入口フィルタ		1.開放点検	高	130M	-	20回		先行実施				
	非再生冷却器		1.開放点検(管側)	高	130M	-	20回						
			1.開放点検(胴側)		195M	-	20回						
			2.非破壊試験		130M	-	20回			1次系熱交換器検査			
	その他原子炉注水系主要弁		4V-CS-218	高	130M	-	23回	その他原子炉注水系主要弁分解検査					
			4V-CS-219	高	130M	-	23回	その他原子炉注水系主要弁分解検査					
			4V-CS-233	高	130M	-	24回	その他原子炉注水系主要弁分解検査					
4V-CS-234			高	130M	-	24回	その他原子炉注水系主要弁分解検査						
原子炉冷却系統施設 [化学体積制御設備] その他の弁	1式	1.機能・性能試験	高・低	B	-	24回	1次系弁検査 1次系安全弁検査						
		2.分解点検							13M~260M	○	24回	1次系弁検査 1次系逆止弁検査	一部先行実施

機器又は系統名	実施数（機器名）		点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考（（ ）内は適用する設備診断技術）	
原子炉冷却系統施設 [化学体積制御設備]	原子炉冷却系統施設 [化学体積制御設備] その他の弁駆動部	1式	1.機能・性能試験	高	B	○	24回	1次系弁検査		
			2.分解点検		13M～156M	○	24回			
			3.簡易点検(特性試験)	高・低	13M～208M	○	24回			
	原子炉冷却系統施設 [化学体積制御設備] その他機器	1式	1.分解点検他	高	13M～260M	○	24回		一部先行実施	
			1.分解点検他	低	13M～260M	○	24回		一部BMあり 一部先行実施	
原子炉冷却系統施設 [蒸気タービンの附属設備]	補助給水系		1.機能・性能試験（ポンプ、電動機、弁、弁駆動部等含む）	高	1F	○	24回	補助給水系機能検査		
	A電動補助給水ポンプ・電動機		1.分解点検（ポンプ）	高	130M	—	21回	補助給水系ポンプ分解検査	(振動診断：1M)	
			1.分解点検（電動機）		104M	—	23回			
			2.簡易点検（潤滑油入替他）		13M	○	24回			
	B電動補助給水ポンプ・電動機		1.分解点検（ポンプ）	高	130M	—	22回	補助給水系ポンプ分解検査	(振動診断：1M)	
			1.分解点検（電動機）		104M	—	22回			
			2.簡易点検（潤滑油入替他）		13M	○	24回			
	タービン動補助給水ポンプ		1.機能・性能試験	高	B	—	23回	2次系ポンプ機能検査		
			2.分解点検		52M	—	23回	補助給水系ポンプ分解検査		駆動部のタービン含む
			3.簡易点検（潤滑油入替他）		13M	○	24回			
	原子炉冷却系統施設 [蒸気タービンの附属設備] その他の弁	1式	1.機能・性能試験	高	B	○	24回	2次系弁検査		
			2.分解点検		52M～130M	○	24回	2次系弁検査		
			3.簡易点検（グランド入替）		52M	—	23回			
	原子炉冷却系統施設 [蒸気タービンの附属設備] その他の弁駆動部	1式	1.機能・性能試験	高	B	○	24回			
			2.分解点検		52M～156M	○	24回			
			3.簡易点検		13M～52M	○	24回			
原子炉冷却系統施設 [蒸気タービンの附属設備] その他機器	1式	1.分解点検他	高	156M	—	21回		一部20回施設定検時に設置		
		1.分解点検他	低	13M～130M	○	24回				
原子炉冷却系統施設 [原子炉補機冷却水設備]	原子炉補機冷却系		1.機能・性能試験(弁、駆動部含む)	高	1F	○	24回	原子炉補機冷却系機能検査		
	A原子炉補機冷却水ポンプ・電動機		1.機能・性能試験	高	B※	—	23回	1次系ポンプ機能検査	(振動診断：3M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施	
			2.分解点検（ポンプ）		130M	—	23回			
			2.分解点検（電動機）		104M	—	22回			
			3.簡易点検（潤滑油入替他）		26M	—	24回			
	B原子炉補機冷却水ポンプ・電動機		1.機能・性能試験	高	B※	○	20回	1次系ポンプ機能検査	(振動診断：3M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施	
			2.分解点検（ポンプ）		130M	○	20回			
			2.分解点検（電動機）		104M	○	20回			
			3.簡易点検（潤滑油入替他）		26M	○	23回			

機器又は系統名	実施数（機器名）	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考 （ ）内は適用する設備診断技術	
原子炉冷却系統施設 [原子炉補機冷却水設備]	C 原子炉補機冷却水ポンプ・電動機	1. 機能・性能試験	高	B※	—	24回	1次系ポンプ機能検査	(振動診断：12M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施	
		2. 分解点検（ポンプ）		130M	—	24回			
		2. 分解点検（電動機）		104M	—	20回			
		3. 簡易点検（潤滑油入替他）		26M	○	24回			
	D 原子炉補機冷却水ポンプ・電動機	1. 機能・性能試験	高	B※	—	23回	1次系ポンプ機能検査	(振動診断：3M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施	
		2. 分解点検（ポンプ）		130M	—	20回			
		2. 分解点検（電動機）		104M	—	23回			
		3. 簡易点検（潤滑油入替他）		26M	○	23回			
	E 原子炉補機冷却水ポンプ・電動機	1. 機能・性能試験	高	B※	—	21回	1次系ポンプ機能検査	(振動診断：3M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施	
		2. 分解点検（ポンプ）		130M	—	20回			
		2. 分解点検（電動機）		104M	—	21回			
		3. 簡易点検（潤滑油入替他）		26M	○	24回			
	A 原子炉補機冷却水冷却器	1. 開放点検	高	13M	○	24回			
		2. 非破壊試験		13M	○	24回	1次系熱交換器検査		
		3. 漏えい試験		1F	○	24回			
		4. 機能・性能試験		※X	—	23回	原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事機能・性能事業者検査		※：1次系熱交換器検査結果にて有意な信号指示が認められた場合に実施
		5. 開放点検		※X	—	23回	原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事構造・強度事業者検査		
	B 原子炉補機冷却水冷却器	1. 開放点検	高	13M	○	24回			
		2. 非破壊試験		13M	○	24回	1次系熱交換器検査		
		3. 漏えい試験		1F	○	24回			
4. 機能・性能試験		※X		—	24回	原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事機能・性能事業者検査	※：1次系熱交換器検査結果にて有意な信号指示が認められた場合に実施		
5. 開放点検		※X		—	24回	原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事構造・強度事業者検査			
C 原子炉補機冷却水冷却器	1. 開放点検	高	13M	○	24回				
	2. 非破壊試験		13M	○	24回	1次系熱交換器検査			
	3. 漏えい試験		1F	○	24回				
	4. 機能・性能試験		※X	—	24回	原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事機能・性能事業者検査		※：1次系熱交換器検査結果にて有意な信号指示が認められた場合に実施	
	5. 開放点検		※X	—	24回	原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事構造・強度事業者検査			
D 原子炉補機冷却水冷却器	1. 開放点検	高	13M	○	24回				
	2. 非破壊試験		13M	○	24回	1次系熱交換器検査			
	3. 漏えい試験		1F	○	24回				
	4. 機能・性能試験		※X	—	24回	原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事機能・性能事業者検査		※：1次系熱交換器検査結果にて有意な信号指示が認められた場合に実施	
	5. 開放点検		※X	—	24回	原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事構造・強度事業者検査			

機器又は系統名	実施数（機器名）	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考（（ ）内は適用する設備診断技術）	
原子炉冷却系統施設 〔原子炉補機冷却水設備〕	原子炉補機冷却水サージタンク	1. 開放点検	高	130M	—	20回			
	原子炉補機冷却水サージタンクバキュームリリーフ弁	1. 分解点検	高	130M	—	20回	1次系真空破壊弁検査		
	可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ	2台	1. 機能・性能試験	高	1F	○	24回	可搬型重大事故等対処設備機能検査	
			2. 分解点検		130M	—	—		
	原子炉冷却系統施設〔原子炉補機冷却水設備〕その他の弁	1式	1. 機能・性能試験	高・低	B	○	24回	1次系弁検査 1次系安全弁検査	
			2. 分解点検		130M	○	24回	1次系弁検査 1次系逆止弁検査	
	原子炉冷却系統施設〔原子炉補機冷却水設備〕その他の弁駆動部	1式	1. 機能・性能試験	高	B	—	21回	1次系弁検査	
2. 分解点検			65M～156M		○	24回			
3. 簡易点検（特性試験）			65M～208M		—	21回			
原子炉冷却系統施設〔原子炉補機冷却水設備〕その他機器	1式	1. 分解点検他	高	13M～260M	○	24回			
		1. 分解点検他	低	65M～208M	○	24回		一部BMあり	
原子炉冷却系統施設 〔原子炉補機冷却海水設備〕	原子炉補機冷却海水系	1. 機能・性能試験（弁、駆動部含む）	高	1F	○	24回	原子炉補機冷却系機能検査		
	A海水ポンプ・電動機		1. 機能・性能試験	高	B※	—	23回	2次系ポンプ機能検査	先行実施 （振動診断：3M（対象：電動機）） ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
			2. 分解点検（ポンプ）		52M	—	23回	2次系ポンプ分解検査	
			2. 分解点検（電動機）		104M	—	23回		
			3. 簡易点検（潤滑油入替）		26M	○	23回		
	B海水ポンプ・電動機		1. 機能・性能試験	高	B※	—	22回	2次系ポンプ機能検査	先行実施 （振動診断：3M（対象：電動機）） ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
			2. 分解点検（ポンプ）		52M	—	22回	2次系ポンプ分解検査	
			2. 分解点検（電動機）		104M	—	22回		
			3. 簡易点検（潤滑油入替）		26M	—	24回		
	C海水ポンプ・電動機		1. 機能・性能試験	高	B※	—	24回	2次系ポンプ機能検査	先行実施 （振動診断：3M（対象：電動機）） ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
			2. 分解点検（ポンプ）		39M	—	24回	2次系ポンプ分解検査	
			2. 分解点検（電動機）		104M	—	22回		
			3. 簡易点検（潤滑油入替）		26M	○	24回		
	原子炉冷却系統施設〔原子炉補機冷却海水設備〕その他の弁	1式	1. 機能・性能試験	高	B	—	20回		
			2. 分解点検		117M	—	23回	2次系弁検査	
原子炉冷却系統施設〔原子炉補機冷却海水設備〕その他の弁駆動部	1式	1. 機能・性能試験	高	B	—	24回			
		2. 分解点検		117M	—	24回			
原子炉冷却系統施設〔原子炉補機冷却海水設備〕その他機器	1式	1. 分解点検他	高	13M～195M	○	24回			
		1. 分解点検他	低	13M～130M	○	24回		一部BMあり	
原子炉冷却系統施設 〔原子炉格納容器内の一次冷却材の漏えいを監視する装置〕	格納容器サンブ、格納容器内凝縮液量測定装置に係る設備	1. 機能・性能試験	高・低	13M	○	24回	格納容器サンブ水位上昇率測定装置及び格納容器内凝縮液量測定装置漏えい検出器機能検査		
		2. 特性試験		13M	○	24回	格納容器サンブ水位上昇率測定装置及び格納容器内凝縮液量測定装置漏えい検出器機能検査		



機器又は系統名	実施数（機器名）		点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考 （ ）内は適用する設備診断技術	
計測制御系統施設 [制御材]	照射済制御棒クラスタ	※ 1式	1.外観点検	高	1F	○	24回	制御棒クラスタ検査	※：炉心設計による	
	照射済バーナブルボイズン	※ 1式	1.外観点検	高	1F	○	24回	制御棒クラスタ検査	※：炉心設計による	
	照射済ブラギングデバイス	※ 1式	1.外観点検	高	1F	○	24回	制御棒クラスタ検査	※：炉心設計による	
	照射済2次中性子源	※ 1式	1.外観点検	高	1F	○	24回	制御棒クラスタ検査	※：炉心設計による	
計測制御系統施設 [制御棒駆動装置]	制御棒クラスタ	計48本	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	制御棒駆動系機能検査 制御棒クラスタ動作検査		
	A制御棒駆動装置MGセット（発電機・電動機）		1.機能・性能試験	高	B※	－	23回		(振動診断：3M) ※発電機または電動機の分解点検に合わせて実施	
			2.分解点検（発電機）		78M	－	23回			
			2.分解点検（電動機）		CBM	－	15回			
			3.簡易点検（潤滑油入替他）		13M	○	24回			
	B制御棒駆動装置MGセット（発電機・電動機）		1.機能・性能試験	高	B※	－	21回		(振動診断：3M) ※発電機または電動機の分解点検に合わせて実施	
			2.分解点検（発電機）		78M	－	21回			
			2.分解点検（電動機）		CBM	－	17回			
			3.簡易点検（潤滑油入替他）		13M	○	24回			
	計測制御系統施設 [工学的安全施設等の作動信号]	A TWS 緩和設備 1式		1.機能・性能試験	高	13M	○	24回	重大事故時安全停止回路機能検査	
				2.特性試験		13M	○	24回	重大事故時安全停止回路機能検査	
	計測制御系統施設 [ほう酸注入機能を有する設備]	Aほう酸ポンプ・電動機		1.機能・性能試験	高	B※	－	22回	ほう酸ポンプ機能検査	(振動診断：1M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施 保全の有効性評価結果No.3の反映
2.分解点検（ポンプ）				195M		－	20回	ほう酸ポンプ分解検査		
2.分解点検（電動機）				78M		－	22回			
3.簡易点検（潤滑油入替他）				26M		○	24回			
Bほう酸ポンプ・電動機		1.機能・性能試験	高	B※	－	24回	ほう酸ポンプ機能検査	(振動診断：1M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施 保全の有効性評価結果No.4の反映		
		2.分解点検（ポンプ）		195M	－	24回	ほう酸ポンプ分解検査			
		2.分解点検（電動機）		78M	－	23回				
		3.簡易点検（潤滑油入替他）		26M	－	24回				
Cほう酸ポンプ・電動機		1.機能・性能試験	高	B※	－	24回	ほう酸ポンプ機能検査	(振動診断：1M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施 保全の有効性評価結果No.5の反映		
		2.分解点検（ポンプ）		195M	－	20回	ほう酸ポンプ分解検査			
		2.分解点検（電動機）		78M	－	24回				
		3.簡易点検（潤滑油入替他）		26M	○	24回				

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回次)	検査名	備考 (○)内は適用する設備診断技術
計測制御系統施設 [ほう酸注入機能を有する設備]	A 1次系補給水ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	低	B※	—	21回	1次系ポンプ機能検査	(振動診断:6M(対象:ポンプ)) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
		2.分解点検(ポンプ)		CBM	—	7回		
		2.分解点検(電動機)		78M	—	21回		
		3.簡易点検(潤滑油入替)		26M	—	24回		
B 1次系補給水ポンプ・電動機	B 1次系補給水ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	低	B※	—	20回	1次系ポンプ機能検査	(振動診断:6M(対象:ポンプ)) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
		2.分解点検(ポンプ)		CBM	—	8回		
		2.分解点検(電動機)		78M	—	20回		
		3.簡易点検(潤滑油入替)		26M	○	23回		
Aほう酸タンク	1.開放点検	高	195M	—	11回			
Bほう酸タンク	1.開放点検	高	195M	—	24回			
Aほう酸タンクアトモス弁	1.分解点検	高	130M	—	20回	1次系真空破壊弁検査		
Aほう酸タンクバキュームリリーフ弁	1.分解点検	高	130M	—	20回	1次系真空破壊弁検査		
Bほう酸タンクアトモス弁	1.分解点検	高	130M	—	20回	1次系真空破壊弁検査		
Bほう酸タンクバキュームリリーフ弁	1.分解点検	高	130M	—	20回	1次系真空破壊弁検査		
1次系純水タンク	1.開放点検	低	195M	—	14回			
1次系純水タンクアトモス弁	1.分解点検	低	130M	—	20回	1次系真空破壊弁検査		
1次系純水タンクバキュームリリーフ弁	1.分解点検	低	130M	—	20回	1次系真空破壊弁検査		
ほう酸フィルタ	1.開放点検	高	130M	—	20回			
計測制御系統施設 [ほう酸注入機能を有する設備] その他の弁	1式	1.機能・性能試験	高・低	B	—	22回	1次系弁検査 1次系安全弁検査	一部先行実施
		2.分解点検		104M~130M	○	24回	1次系弁検査 1次系逆止弁検査	
計測制御系統施設 [ほう酸注入機能を有する設備] その他の弁駆動部	1式	1.機能・性能試験	高	B	—	20回	1次系弁検査	
		2.分解点検		156M	—	20回		
計測制御系統施設 [ほう酸注入機能を有する設備] その他の機器	1式	1.分解点検他	高	6M~221M	○	24回		一部BMあり 一部先行実施
		1.分解点検他		低	104M~195M	○	23回	

機器又は系統名	実施数（機器名）		点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考 （ ）内は適用する設備診断技術
計測制御系統施設 〔ほう素再生設備〕	ほう素熱再生抽出水冷却器		1.開放点検（管側）	高	130M	－	17回		先行実施
			1.開放点検（胴側）		195M	－	21回		
			2.非破壊試験		130M	－	17回		
	ほう素熱再生再熱器		1.開放点検（管側）	高	130M	－	17回		
			1.開放点検（胴側）		195M	－	21回		
			2.非破壊試験		130M	－	17回		
	ほう素熱再生前置熱交換器		1.開放点検（管側）	高	130M	－	21回		先行実施
			1.開放点検（胴側）		195M	－	21回		
			2.非破壊試験		130M	－	21回		
	計測制御系統施設〔ほう素再生設備〕その他の弁	1式	1.機能・性能試験	高・低	B	－	23回	1次系安全弁検査	
			2.分解点検		104M～130M	－	24回	1次系弁検査 1次系逆止弁検査	
	計測制御系統施設〔ほう素再生設備〕その他機器	1式	1.分解点検他	高	104M～130M	－	24回		一部先行実施
1.分解点検他			低	130M～156M	－	24回		一部BMあり 一部先行実施	
計測制御系統施設 〔制御用空気設備〕	格納容器外制御用空気圧縮機	2台	1.機能・性能試験（圧縮機、電動機含む）	高	1F	○	24回	制御用空気圧縮系機能検査	
	A格納容器外制御用空気圧縮機・電動機		1.分解点検（圧縮機）	高	26M	○	23回		(振動診断：3M（対象：電動機）)
			1.分解点検（電動機）		CBM	－	13回		
			2.簡易点検（Vベルト調整他）		26M	－	24回		
			2.簡易点検（潤滑油入替他）		26M	○	23回		
	B格納容器外制御用空気圧縮機・電動機		1.分解点検（圧縮機）	高	26M	－	24回		(振動診断：3M（対象：電動機）)
			1.分解点検（電動機）		CBM	－	14回		
			2.簡易点検（Vベルト調整他）		26M	○	23回		
			2.簡易点検（潤滑油入替他）		26M	－	24回		
	格納容器内制御用空気圧縮機	2台	1.機能・性能試験（圧縮機、電動機含む）	高	1F	○	24回	制御用空気圧縮系機能検査	
	A格納容器内制御用空気圧縮機・電動機		1.分解点検（圧縮機）	高	26M	○	23回		(振動診断：3M（対象：電動機）)
			1.分解点検（電動機）		78M	－	21回		
2.簡易点検（Vベルト調整他）			26M		－	24回			
2.簡易点検（潤滑油入替他）			26M		○	24回			
B格納容器内制御用空気圧縮機・電動機		1.分解点検（圧縮機）	高	26M	－	24回		(振動診断：3M（対象：電動機）)	
		1.分解点検（電動機）		78M	－	23回			
		2.簡易点検（Vベルト調整他）		26M	○	23回			
		2.簡易点検（潤滑油入替他）		26M	－	24回			

機器又は系統名	実施数（機器名）	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考（（ ）内は適用する設備診断技術）	
計測制御系統施設 〔制御用空気設備〕	計測制御系統施設〔制御用空気設備〕その他の弁	1式	1.機能・性能試験	高	B	—	22回	1次系安全弁検査	
			2.分解点検		130M～195M	—	23回	1次系逆止弁検査	
	計測制御系統施設〔制御用空気設備〕その他の弁駆動部	1式	1.分解点検	高	156M	—	22回		
	計測制御系統施設〔制御用空気設備〕その他機器	1式	1.分解点検他	高	13M～260M	○	24回		
			1.分解点検他	低	13M～260M	○	24回	一部BMあり	
計測制御系統施設 〔その他設備〕	1.原子炉保護系ロジック回路 2.安全防護系ロジック回路	34回路 26回路	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	安全保護系機能検査	
	1.原子炉施設保安規定に定める原子炉トリップ、工学的安全施設の始動、原子炉格納容器隔離等を行うためのすべての伝送器、設定器及び保護継電器 (1) 1次冷却材等計測装置 伝送器 設定器 保護継電器 (2)核計測装置 設定器 2.重要な指示計器 (1) 1次冷却材等計測装置 (2)核計測装置	78個 144個 42個 20個 31個 8個	1.特性試験	高・低	13M	○	24回	安全保護系設定値確認検査	
	事故時監視計器 圧力監視計器 水位監視計器 流量監視計器 温度監視計器	6個 20個 13個 8個	1.特性試験	高	13M	○	24回	プラント状態監視設備機能検査	
	事故時試料採取設備 格納容器ガス試料採取系統設備	1台	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	プラント状態監視設備機能検査	
	計測制御系統施設 破壊板	4台	1.分解点検	高	130M	—	17回	1次系破壊板検査	
	1.制御棒制御系 2.加圧器水位制御系 3.加圧器圧力制御系 4.蒸気発生器水位制御系	1式	1.特性試験	高・低	13M	○	24回		
			2.機能・性能試験	高	1F	○	24回	計測制御系機能検査	一部定期事業者検査起動後
	1次系及び2次系計測制御装置	1式	1.特性試験	高・低	13M	○	24回	計測制御系監視機能検査	一部定期事業者検査起動後
	炉外核計測装置 中性子源領域計測装置 中間領域計測装置 出力領域計測装置	2台 2台 8台	1.特性試験	高	13M	○	24回	核計装設備検査	一部定期事業者検査起動後
	炉内核計装装置	1式	1.機能・性能試験	高・低	26M	○	24回	核計装設備検査	
			2.分解点検		26M	○	24回		
			3.簡易点検（特性試験）		13M	○	24回		
	炉内計装用シンプルチューブ	50本	1.非破壊試験	高	52M	—	23回	炉内計装用シンプルチューブ体積検査	
	制御棒位置指示装置	1式	1.特性試験	高	13M	○	24回	制御棒位置指示装置設定値検査	
	1.パーミッシプロジック回路 原子炉保護系 2.パーミッシプロジック回路 安全防護系	5回路 3回路	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	安全保護系機能検査	
		総合インターロック 1.タービントリップによる原子炉、発電機トリップ回路 2.発電機トリップによる原子炉、タービントリップ回路 3.原子炉トリップによるタービン、発電機トリップ回路	1式	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	総合インターロック検査
	原子炉の停止制御回路	1式	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	原子炉の停止制御回路健全性確認検査	

機器又は系統名	実施数（機器名）		点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考（○内は適用する設備診断技術）
計測制御系統施設 【その他設備】	可搬型格納容器ガス試料圧縮装置	2台	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	可搬型重大事故等対処設備機能検査	
			2.分解点検		195M	—	—		
	計測制御系統施設【その他設備】その他の弁	1式	1.機能・性能試験	高・低	B	—	24回	1次系弁検査 1次系安全弁検査	
			2.分解点検		78M～260M	—	24回		
	計測制御系統施設【その他設備】その他の弁駆動部	1式	1.機能・性能試験	高・低	B	○	23回	1次系弁検査	
			2.分解点検		65M～156M	○	23回		
			3.簡易点検（特性試験）		65M～208M	○	23回		
	計測制御系統施設【その他設備】その他機器	1式	1.分解点検他	高	13M～260M	○	24回		一部先行実施
			1.分解点検他	低	12M～260M	○	24回		一部先行実施 一部BMあり
	放射性廃棄物の廃棄施設 【気体、液体又は固体廃棄物処理設備】	ほう酸回収装置	1基	1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	液体廃棄物処理系機能検査
ほう酸回収装置（弁、機器）		1式	1.分解点検他	低	65M～130M	○	24回		先行実施
			2.簡易点検（ガスケットパッキン取替）		130M	—	22回		
A補助建屋冷却材ドレンポンプ・電動機			1.機能・性能試験	低	B※	—	20回	液体廃棄物処理系設備検査	先行実施 （振動診断：4M（対象：ポンプ）） ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
			2.分解点検（ポンプ）		CBM	—	20回		
			2.分解点検（電動機）		117M	—	20回		
			3.簡易点検（潤滑油入替）		39M	—	24回		
B補助建屋冷却材ドレンポンプ・電動機			1.機能・性能試験	低	B※	—	20回	液体廃棄物処理系設備検査	先行実施 （振動診断：4M（対象：ポンプ）） ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
			2.分解点検（ポンプ）		CBM	—	15回		
			2.分解点検（電動機）		117M	—	20回		
			3.簡易点検（潤滑油入替）		39M	○	22回		
Aほう酸回収装置給水ポンプ・電動機			1.機能・性能試験	低	B※	—	22回	液体廃棄物処理系設備検査	先行実施 （振動診断：4M（対象：ポンプ）） ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
			2.分解点検（ポンプ）		CBM	—	19回		
			2.分解点検（電動機）		130M	—	22回		
	3.簡易点検（潤滑油入替）		39M		—	24回			
Bほう酸回収装置給水ポンプ・電動機		1.機能・性能試験	低	B※	—	21回	液体廃棄物処理系設備検査	先行実施 （振動診断：4M（対象：ポンプ）） ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施	
		2.分解点検（ポンプ）		CBM	—	21回			
		2.分解点検（電動機）		130M	—	20回			
		3.簡易点検（潤滑油入替）		39M	○	22回			

機器又は系統名	実施数（機器名）	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考（○内は適用する設備診断技術）
放射性廃棄物の廃棄施設 【気体、液体又は固体廃棄物処理設備】	A補助建屋サンプポンプ・電動機	1.機能・性能試験	低	B※	—	22回	液体廃棄物処理系設備検査	先行実施 ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
		2.分解点検（ポンプ）		260M	—	21回		
		2.分解点検（電動機）		143M	—	22回		
	B補助建屋サンプポンプ・電動機	1.機能・性能試験	低	B※	—	20回	液体廃棄物処理系設備検査	先行実施 ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
		2.分解点検（ポンプ）		260M	—	20回		
		2.分解点検（電動機）		143M	—	20回		
	A補助建屋機器ドレンタンクポンプ・電動機	1.機能・性能試験	低	B※	—	23回	液体廃棄物処理系設備検査	先行実施 ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
		2.分解点検（ポンプ）		260M	—	22回		
		2.分解点検（電動機）		143M	—	23回		
	B補助建屋機器ドレンタンクポンプ・電動機	1.機能・性能試験	低	B※	—	20回	液体廃棄物処理系設備検査	先行実施 ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
		2.分解点検（ポンプ）		260M	—	20回		
		2.分解点検（電動機）		143M	—	20回		
	A格納容器冷却材ドレンポンプ・電動機	1.機能・性能試験	低	B※	—	23回	液体廃棄物処理系設備検査	※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施 保全の有効性評価結果No.6の反映
		2.分解点検（ポンプ）		130M	—	23回		
		2.分解点検（電動機）		78M	—	20回		
		3.簡易点検（潤滑油入替）		13M	○	24回		
	B格納容器冷却材ドレンポンプ・電動機	1.機能・性能試験	低	B※	○	24回	液体廃棄物処理系設備検査	※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施 保全の有効性評価結果No.7の反映
		2.分解点検（ポンプ）		130M	—	24回		
		2.分解点検（電動機）		78M	○	20回		
		3.簡易点検（潤滑油入替）		13M	○	24回		
	A格納容器サンプポンプ・電動機	1.機能・性能試験	低	B※	—	22回	液体廃棄物処理系設備検査	※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
		2.分解点検（ポンプ）		52M	—	22回		
		2.分解点検（電動機）		52M	—	22回		
	B格納容器サンプポンプ・電動機	1.機能・性能試験	低	B※	—	23回	液体廃棄物処理系設備検査	※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
2.分解点検（ポンプ）		52M		—	23回			
2.分解点検（電動機）		52M		—	23回			

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回次)	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術
放射性廃棄物の廃棄施設 〔気体、液体又は固体廃棄物処理設備〕	A 廃液給水ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	低	B※	—	20回	液体廃棄物処理系設備検査	先行実施 (振動診断：4M(対象：ポンプ)) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
		2.分解点検(ポンプ)		CBM	—	8回		
		2.分解点検(電動機)		117M	—	20回		
		3.簡易点検(潤滑油入替)		26M	—	24回		
	B 廃液給水ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	低	B※	—	20回	液体廃棄物処理系設備検査	先行実施 (振動診断：4M(対象：ポンプ)) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
		2.分解点検(ポンプ)		CBM	—	5回		
		2.分解点検(電動機)		117M	—	20回		
		3.簡易点検(潤滑油入替)		26M	○	23回		
	C 廃液給水ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	低	B※	—	20回	液体廃棄物処理系設備検査	先行実施 (振動診断：4M(対象：ポンプ)) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
		2.分解点検(ポンプ)		CBM	—	7回		
		2.分解点検(電動機)		117M	—	20回		
		3.簡易点検(潤滑油入替)		26M	○	23回		
液体廃棄物貯蔵設備及び処理設備の漏えい防止に係る警報機能	1式	1.特性試験	低	13M	○	24回	液体廃棄物貯蔵設備・処理設備の警報機能検査	先行実施
		2.機能・性能試験		1F	○	21回	液体廃棄物貯蔵設備・処理設備の警報機能検査	
使用済樹脂スルースポンプ・電動機		1.機能・性能試験	低	B※	—	20回	固体廃棄物処理系設備検査	先行実施 (振動診断：6M(対象：ポンプ)) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
		2.分解点検(ポンプ)		CBM	—	3回		
		2.分解点検(電動機)		117M	—	20回		
		3.簡易点検(潤滑油入替)		39M	—	24回		
放射性廃棄物の廃棄施設〔気体、液体又は固体廃棄物処理設備〕その他の弁	1式	1.機能・性能試験	低	B	—	23回	1次系安全弁検査	
		2.分解点検		高・低	130M～260M	○	24回	1次系逆止弁検査 1次系真空破壊弁検査
放射性廃棄物の廃棄施設〔気体、液体又は固体廃棄物処理設備〕その他機器	1式	1.分解点検他	高	65M～260M	○	24回		
		1.分解点検他		低	13M～208M	○	24回	

機器又は系統名	実施数（機器名）		点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考 （ ）内は適用する設備診断技術
放射線管理施設 [放射線管理用計測装置]	格納容器内高レンジエリアモニタ	4個	1. 特性試験	高	13M	○	24回	エリアモニタ機能検査	
	格納容器排気筒ガスモニタ（4R-21）		1. 機能・性能試験	高	1F	○	24回		
			2. 特性試験		13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	
	補助建屋排気筒ガスモニタ（4R-26）		2. 特性試験	高	13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	
	格納容器じんあいモニタ（4R-40）		1. 機能・性能試験	低	1F	○	24回		
			2. 特性試験		13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	
	格納容器ガスモニタ（4R-41）		1. 機能・性能試験	低	1F	○	24回		
			2. 特性試験		13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	
	復水器空気抽出器ガスモニタ（4R-43）		1. 機能・性能試験	高	1F	○	24回		
			2. 特性試験		13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	一部定期事業者検査起動後
	安全補機室排気ガスモニタ（4R-46）		1. 機能・性能試験	低	1F	○	24回		
			2. 特性試験		13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	
	一般補機室排気ガスモニタ（4R-48A）		1. 特性試験	低	13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	
	一般補機室排気ガスモニタ（4R-48B）		1. 特性試験	低	13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	
	使用済燃料ピット排気ガスモニタ（4R-49）		1. 特性試験	低	13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	
	建屋内漏洩検知ガスモニタB（4R-50B）		1. 特性試験	低	13M	○	24回		
	蒸気発生器ブローダウン水モニタ（4R-55）		1. 機能・性能試験	高	1F	○	24回		
			2. 特性試験		13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	一部定期事業者検査起動後
原子炉補機冷却水モニタ（4R-56）		1. 機能・性能試験	低	1F	○	24回			
		2. 特性試験		13M	○	24回			
補助蒸気復水モニタ（4R-57）		1. 機能・性能試験	低	1F	○	24回			
		2. 特性試験		13M	○	24回			



機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術
放射線管理施設 【放射線管理用計測装置】	タービンサンプ水モニタ (4R-58)	1.機能・性能試験	低	1F	○	24回		
		2.特性試験		13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	
	1次系建屋基礎湧水モニタ (4R-59)	1.機能・性能試験	低	1F	○	24回		
		2.特性試験		13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	
	A高感度型主蒸気管モニタ (4R-65)	1.特性試験	高	13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	一部定期事業者検査起動後
	B高感度型主蒸気管モニタ (4R-66)	1.特性試験	高	13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	一部定期事業者検査起動後
	C高感度型主蒸気管モニタ (4R-67)	1.特性試験	高	13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	一部定期事業者検査起動後
	1次冷却材連続モニタ (4R-70)	1.特性試験	低	13M	○	24回		
	ほう酸蒸留水モニタ (4R-71)	1.機能・性能試験	低	1F	○	24回		
		2.特性試験		13M	○	24回		
	格納容器排気筒高レンジガスモニタ (低レンジ) (4R-80A)	1.特性試験	高	13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	
	格納容器排気筒高レンジガスモニタ (高レンジ) (4R-80B)	1.特性試験	高	13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	
	補助建屋排気筒高レンジガスモニタ (低レンジ) (4R-81A)	1.特性試験	高	13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	
	補助建屋排気筒高レンジガスモニタ (高レンジ) (4R-81B)	1.特性試験	高	13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	
	A主蒸気管モニタ (4R-87)	1.特性試験	高	13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	
	B主蒸気管モニタ (4R-88)	1.特性試験	高	13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	
	C主蒸気管モニタ (4R-89)	1.特性試験	高	13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	
	格納容器内エアロック区域エリアモニタ (4R-2)	1.特性試験	低	13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	
	A充てんポンプ室エリアモニタ (4R-4A)	1.特性試験	低	13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	
	B充てんポンプ室エリアモニタ (4R-4B)	1.特性試験	低	13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	
	C充てんポンプ室エリアモニタ (4R-4C)	1.特性試験	低	13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	
	使用済燃料ピット区域エリアモニタ (4R-5)	1.特性試験	低	13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	
	炉内計装区域エリアモニタ (4R-7)	1.特性試験	低	13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	
	格納容器内オペレーティングフロアエリアモニタ (4R-10)	1.特性試験	低	13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	
	可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ	2台	高	13M	○	24回	放射線監視装置機能検査	プラント運転中又は定期事業者検査停止中
	放射線管理施設【放射線管理用計測装置】その他の弁	1式	高	130M	-	22回	1次系弁検査	
	放射線管理施設【放射線管理用計測装置】その他機器	1.分解点検他	高	13M	○	24回		
		1.分解点検他	低	13M	○	24回		一部BMあり

機器又は系統名	実施数（機器名）	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考（○内は適用する設備診断技術）	
放射線管理施設 [換気設備]	A格納容器排気フィルタユニット	1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査	先行実施	
		2.開放点検		52M	—	24回			
	B格納容器排気フィルタユニット	1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査	先行実施	
		2.開放点検		52M	—	24回			
	A格納容器空気浄化フィルタユニット	1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査		
		2.開放点検		52M	○	24回			
	B格納容器空気浄化フィルタユニット	1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査		
		2.開放点検		52M	○	24回			
	中央制御室非常用循環系（A系列）	1.機能・性能試験（ファン、電動機、弁、弁駆動部等含む）	高	1F	—	26回※	中央制御室非常用循環系機能検査	3号設備 ※：3号での実績	
	中央制御室非常用循環系（B系列）	1.機能・性能試験（ファン、電動機、弁、弁駆動部等含む）	高	1F	○	24回	中央制御室非常用循環系機能検査		
	中央制御室非常用循環フィルタユニット（A系列）	1.よう素フィルタ性能検査（よう素除去効率検査）	高	1F	—	26回※	中央制御室非常用循環系フィルタ性能検査	3号設備 ※：3号での実績	
		1.よう素フィルタ性能検査（漏えい率検査）		1F	—	26回※	中央制御室非常用循環系フィルタ性能検査		
		2.機能・性能試験		1F	—	26回※	1次系換気空調設備検査		
		3.開放点検（フィルタ取替）		X※1	—	22回※2			3号設備 ※1：よう素フィルタ性能検査結果により適宜実施 ※2：3号での実績
		3.開放点検		52M	—	22回※			3号設備 ※：3号での実績
	中央制御室非常用循環フィルタユニット（B系列）	1.よう素フィルタ性能検査（よう素除去効率検査）	高	1F	○	24回	中央制御室非常用循環系フィルタ性能検査		
		1.よう素フィルタ性能検査（漏えい率検査）		1F	○	24回	中央制御室非常用循環系フィルタ性能検査		
		2.機能・性能試験		1F	○	24回	1次系換気空調設備検査		
		3.開放点検（フィルタ取替）		X※	—	24回			※よう素フィルタ性能検査結果により適宜実施
		3.開放点検		52M	—	20回			
A補助建屋排気フィルタユニット	1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査	先行実施		
	2.開放点検		52M	—	24回				
B補助建屋排気フィルタユニット	1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査	先行実施		
	2.開放点検		52M	—	24回				
燃料取扱室排気フィルタユニット	1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査	先行実施		
	2.開放点検		52M	—	24回				
34A中央制御室空調ユニット	1.開放点検	高	52M	—	22回※		3号設備 ※：3号での実績		
34B中央制御室空調ユニット	1.開放点検	高	52M	—	22回※		3号設備 ※：3号での実績		
34C中央制御室空調ユニット	1.開放点検	高	52M	—	21回				
34D中央制御室空調ユニット	1.開放点検	高	52M	—	21回				

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 ( () 内は適用する設備診断技術)
放射線管理施設 [換気設備]	A格納容器給気ユニット	1.開放点検	低	52M	-	20回		先行実施
	B格納容器給気ユニット	1.開放点検	低	52M	-	20回		先行実施
	A補助建屋給気ユニット	1.開放点検	低	52M	-	24回		先行実施
	B補助建屋給気ユニット	1.開放点検	低	52M	-	24回		先行実施
	A格納容器給気ファン・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検 (ファン) 2.分解点検 (電動機)	低	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査	先行実施 (振動診断: 2M (対象: 電動機))
				260M	-	20回		
				CBM	-	8回		
	B格納容器給気ファン・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検 (ファン) 2.分解点検 (電動機)	低	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査	先行実施 (振動診断: 2M (対象: 電動機))
				260M	-	18回		
				CBM	-	12回		
	A格納容器排気ファン・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検 (ファン) 2.分解点検 (電動機)	低	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査	先行実施 (振動診断: 2M)
				260M	-	16回		
				CBM	-	8回		
	B格納容器排気ファン・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検 (ファン) 2.分解点検 (電動機)	低	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査	先行実施 (振動診断: 2M)
				260M	-	18回		
				CBM	-	3回		
	A格納容器再循環ファン・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検 (ファン) 2.分解点検 (電動機) 3.簡易点検 (潤滑油入替)	高	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査	
				260M	-	18回		
				104M	-	21回		
				26M	○	23回		
	B格納容器再循環ファン・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検 (ファン) 2.分解点検 (電動機) 3.簡易点検 (潤滑油入替)	高	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査	
				260M	-	19回		
				104M	-	21回		
				26M	○	23回		
C格納容器再循環ファン・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検 (ファン) 2.分解点検 (電動機) 3.簡易点検 (潤滑油入替)	高	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査		
			260M	-	20回			
			104M	-	22回			
			26M	-	24回			
D格納容器再循環ファン・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検 (ファン) 2.分解点検 (電動機) 3.簡易点検 (潤滑油入替)	高	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査		
			260M	-	20回			
			104M	-	22回			
			26M	-	24回			

機器又は系統名	実施数（機器名）	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考 （ ）内は適用する設備診断技術
放射線管理施設 [換気設備]	A格納容器空気浄化ファン・電動機	1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査	
		2.分解点検（ファン）		260M	－	22回		
		2.分解点検（電動機）		91M	－	21回		
	B格納容器空気浄化ファン・電動機	1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査	
		2.分解点検（ファン）		260M	－	21回		
		2.分解点検（電動機）		91M	－	23回		
	34A中央制御室空調ファン・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	－	26回※	1次系換気空調設備検査	(振動診断：4M) 3号設備 ※：3号での実績
		2.分解点検（ファン）		260M	－	20回※		
		2.分解点検（電動機）		78M	－	22回※		
	34B中央制御室空調ファン・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	－	26回※	1次系換気空調設備検査	(振動診断：4M) 3号設備 ※：3号での実績
		2.分解点検（ファン）		260M	－	17回※		
		2.分解点検（電動機）		78M	－	21回※		
	34C中央制御室空調ファン・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査	(振動診断：4M)
		2.分解点検（ファン）		260M	－	16回		
		2.分解点検（電動機）		78M	－	21回		
	34D中央制御室空調ファン・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査	(振動診断：4M)
		2.分解点検（ファン）		260M	－	17回		
		2.分解点検（電動機）		78M	－	23回		
	34A中央制御室循環ファン・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	－	26回※	1次系換気空調設備検査	(振動診断：4M(対象：電動機)) 3号設備 ※：3号での実績
		2.分解点検（ファン）		260M	－	19回※		
		2.分解点検（電動機）		78M	－	22回※		
	34B中央制御室循環ファン・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	－	26回※	1次系換気空調設備検査	(振動診断：4M(対象：電動機)) 3号設備 ※：3号での実績
		2.分解点検（ファン）		260M	－	15回※		
		2.分解点検（電動機）		78M	－	21回※		
34C中央制御室循環ファン・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査	(振動診断：4M(対象：電動機))	
	2.分解点検（ファン）		260M	－	20回			
	2.分解点検（電動機）		78M	－	24回			
34D中央制御室循環ファン・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査	(振動診断：4M(対象：電動機))	
	2.分解点検（ファン）		260M	－	16回			
	2.分解点検（電動機）		78M	－	23回			

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術
放射線管理施設 [換気設備]	34A中央制御室非常用循環ファン・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	○	26回※	1次系換気空調設備検査	(振動診断: 1M) 3号設備 ※: 3号での実績
		2.分解点検 (ファン)		260M	—	16回※		
		2.分解点検 (電動機)		117M	—	21回※		
	34B中央制御室非常用循環ファン・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	○	26回※	1次系換気空調設備検査	(振動診断: 1M) 3号設備 ※: 3号での実績
		2.分解点検 (ファン)		260M	—	17回※		
		2.分解点検 (電動機)		117M	—	19回※		
	34C中央制御室非常用循環ファン・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査	(振動診断: 1M)
		2.分解点検 (ファン)		260M	—	16回		
		2.分解点検 (電動機)		117M	—	21回		
	34D中央制御室非常用循環ファン・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査	(振動診断: 1M)
		2.分解点検 (ファン)		260M	—	16回		
		2.分解点検 (電動機)		117M	—	23回		
	A補助建屋給気ファン・電動機	1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査	先行実施 (振動診断: 4M (対象: 電動機))
		2.分解点検 (ファン)		260M	—	19回		
		2.分解点検 (電動機)		CBM	—	8回		
		3.簡易点検 (モータ内部清掃)		156M	—	20回		
	B補助建屋給気ファン・電動機	1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査	先行実施 (振動診断: 4M (対象: 電動機))
		2.分解点検 (ファン)		260M	—	20回		
		2.分解点検 (電動機)		CBM	—	7回		
		3.簡易点検 (モータ内部清掃)		156M	—	19回		
	A補助建屋排気ファン・電動機	1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査	先行実施 (振動診断: 4M)
		2.分解点検 (ファン)		260M	—	20回		
		2.分解点検 (電動機)		CBM	—	20回		
	B補助建屋排気ファン・電動機	1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査	先行実施 (振動診断: 4M)
2.分解点検 (ファン)		260M		—	20回			
2.分解点検 (電動機)		CBM		—	20回			
C補助建屋排気ファン・電動機	1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査	先行実施 (振動診断: 4M)	
	2.分解点検 (ファン)		260M	—	20回			
	2.分解点検 (電動機)		CBM	—	23回			

機器又は系統名	実施数（機器名）		点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考（（ ）内は適用する設備診断技術）	
放射線管理施設 【換気設備】	A燃料取扱室給気ファン・電動機		1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査	先行実施 （振動診断：4M（対象：電動機））	
			2.分解点検（ファン）		260M	－	20回			
			2.分解点検（電動機）		CBM	－	7回			
	B燃料取扱室給気ファン・電動機		1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査	先行実施 （振動診断：4M（対象：電動機））	
			2.分解点検（ファン）		260M	－	20回			
			2.分解点検（電動機）		CBM	－	8回			
	A燃料取扱室排気ファン・電動機		1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査	先行実施 （振動診断：4M）	
			2.分解点検（ファン）		260M	－	20回			
			2.分解点検（電動機）		CBM	－	20回			
	B燃料取扱室排気ファン・電動機		1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査	先行実施 （振動診断：4M）	
			2.分解点検（ファン）		260M	－	20回			
			2.分解点検（電動機）		CBM	－	20回			
	自動ダンバ	1式	1.機能・性能試験	高・低	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査	一部先行実施	
			2.分解点検他		高	65M	○	24回		1次系換気空調設備検査
	放射線管理施設【換気設備】その他の弁	1式	1.機能・性能試験	高	B	○	20回	1次系安全弁検査 1次系逆止弁検査		
			2.分解点検		130M	－	24回			
放射線管理施設【換気設備】その他機器	1式	1.分解点検他	高	13M～260M	○	24回		一部先行実施		
		1.分解点検他		低	13M～260M	○	24回		一部BMあり 一部先行実施	
原子炉格納施設 【原子炉格納容器】	原子炉格納容器		1.漏えい率試験	高	3F	○	22回	原子炉格納容器全体漏えい率検査	10年に1回は設計圧力にて実施（第21回施設定検において設計圧力にて実施）	
	エアロック	通常用 1個	1.漏えい率試験	高	2回/3F	－	24回	原子炉格納容器局部漏えい率検査		
			2.分解点検		52M	－	24回			
			3.簡易点検（バックシン取替他）		13M	○	24回			
		非常用 1個	1.漏えい率試験	高	2回/3F	－	24回	原子炉格納容器局部漏えい率検査		
			2.分解点検		52M	－	23回			
			3.簡易点検（バックシン取替他）		13M	○	24回			
	機器搬入口	1個	1.漏えい率試験	高	2回/3F	－	24回	原子炉格納容器局部漏えい率検査		
			2.非破壊試験		25%/10Y	－	15回	原子炉格納容器供用期間中検査		ISIプログラムによる。 【別表-6】
			3.開放点検		13M	○	24回			
配管貫通部	1式	1.漏えい率試験	高	2回/3F	－	24回	原子炉格納容器局部漏えい率検査			
		1.開放点検		開放時※	－	22回			※但し、最長1回/10F	

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 ( ) 内は適用する設備診断技術)
原子炉格納施設 [原子炉格納容器]	電線貫通部	1式	1.漏えい率試験	高	2回/3F	—	24回	原子炉格納容器局部漏えい率検査
	原子炉格納容器隔離弁	1式	1.漏えい率試験	高	2回/3F	—	24回	原子炉格納容器局部漏えい率検査
	格納容器隔離信号 (T・V信号) により隔離される弁	70個	1.機能・性能試験 (弁、弁駆動部等含む)	高	1F	○	24回	原子炉格納容器隔離弁機能検査
	格納容器スプレイ・隔離信号 (P・V信号) により隔離される弁	20個	1.機能・性能試験 (弁、弁駆動部等含む)	高	1F	○	24回	原子炉格納容器隔離弁機能検査
	原子炉格納容器隔離弁	4V-CS-004A	1.分解点検	高	52M	—	23回	原子炉格納容器隔離弁分解検査
		4V-CS-004B	1.分解点検	高	52M	—	23回	原子炉格納容器隔離弁分解検査
		4V-CS-004C	1.分解点検	高	52M	—	23回	原子炉格納容器隔離弁分解検査
		4V-DP-001A	1.分解点検	高	130M	—	22回	原子炉格納容器隔離弁分解検査
		4V-DP-001B	1.分解点検	高	130M	—	24回	原子炉格納容器隔離弁分解検査
		4V-DP-003A	1.分解点検	高	130M	—	22回	原子炉格納容器隔離弁分解検査
		4V-DP-003B	1.分解点検	高	130M	—	22回	原子炉格納容器隔離弁分解検査
		4V-WL-355	1.分解点検	高	130M	—	20回	原子炉格納容器隔離弁分解検査
		4V-WL-019	1.分解点検	高	130M	—	20回	原子炉格納容器隔離弁分解検査
		4V-CS-007	1.分解点検	高	52M	—	21回	原子炉格納容器隔離弁分解検査
		4V-WL-354	1.分解点検	高	130M	—	20回	原子炉格納容器隔離弁分解検査
		4V-WL-018	1.分解点検	高	130M	—	20回	原子炉格納容器隔離弁分解検査
		4V-VR-001A	1.分解点検	高	130M	—	20回	原子炉格納容器隔離弁分解検査
		4V-VR-001B	1.分解点検	高	130M	—	21回	原子炉格納容器隔離弁分解検査
		4V-VR-002A	1.分解点検	高	130M	—	21回	原子炉格納容器隔離弁分解検査
		4V-VR-002B	1.分解点検	高	130M	—	21回	原子炉格納容器隔離弁分解検査
		4V-IA-508A	1.分解点検	高	130M	—	22回	原子炉格納容器隔離弁分解検査
		4V-CS-308	1.分解点検	高	130M	—	24回	原子炉格納容器隔離弁分解検査
		4V-CS-310	1.分解点検	高	130M	—	20回	原子炉格納容器隔離弁分解検査
		4V-CC-489	1.分解点検	高	130M	—	22回	原子炉格納容器隔離弁分解検査
	4V-CC-482	1.分解点検	高	130M	—	22回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
	4V-CC-523	1.分解点検	高	130M	—	20回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
4V-CC-521	1.分解点検	高	130M	—	20回	原子炉格納容器隔離弁分解検査		
4V-CC-546	1.分解点検	高	130M	○	20回	原子炉格納容器隔離弁分解検査		
4V-CC-544	1.分解点検	高	130M	—	20回	原子炉格納容器隔離弁分解検査		
4V-IA-508B	1.分解点検	高	130M	—	23回	原子炉格納容器隔離弁分解検査		

機器又は系統名	実施数（機器名）		点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考 （ ）内は適用する設備診断技術
原子炉格納施設 〔原子炉格納容器〕	原子炉格納容器隔離弁駆動部	1式	1. 分解点検	高	52M～156M	○	23回		
			2. 簡易点検（特性試験他）		13M～52M	○	24回		
	原子炉格納容器真空逃がし弁	4個	1. 機能・性能試験	高	1F	○	24回	原子炉格納容器真空逃がし弁機能検査	
			2. 簡易点検（漏えい試験）		1F	○	24回		
	原子炉格納施設〔原子炉格納容器〕その他の弁	1式	1. 機能・性能試験	高・低	52M～130M	—	24回	1次系弁検査	
			2. 分解点検		52M～130M	—	24回	1次系弁検査 2次系弁検査	
			3. 簡易点検（グランドパッキン取替）		52M～130M	—	24回		
	原子炉格納施設〔原子炉格納容器〕その他の弁駆動部	1式	1. 機能・性能試験	高・低	52M～65M	○	24回	1次系弁検査	
			2. 分解点検		13M～156M	○	24回		
	原子炉格納施設〔原子炉格納容器〕その他機器	1式	1. 分解点検他	高	13M～208M	○	24回		
1. 分解点検他			低		13M～208M	○	24回		一部BMあり
原子炉格納施設 〔圧力低減設備その他の安全設備〕	原子炉格納容器スプレイ系		1. 機能・性能試験（ポンプ、電動機、弁、弁駆動部等含む）	高	1F	○	24回	原子炉格納容器安全系機能検査	
			2. 機能・性能試験（ポンプ、電動機、弁、弁駆動部等含む）		1F	○	24回	その他原子炉注水系機能検査	〔対象設備〕 ・ A原子炉格納容器スプレイポンプによる代替炉心注入系
	A 原子炉格納容器スプレイポンプ・電動機		1. 分解点検（ポンプ）	高	130M	—	20回	原子炉格納容器安全系ポンプ分解検査 その他原子炉注水系ポンプ分解検査	（振動診断：1M） その他原子炉注水系ポンプ分解検査は20回施設定期検査より追加
			1. 分解点検（電動機）		130M	—	23回		（振動診断：1M）
			2. 簡易点検（潤滑油入替他）		26M	○	24回		
	B 原子炉格納容器スプレイポンプ・電動機		1. 分解点検（ポンプ）	高	130M	—	21回	原子炉格納容器安全系ポンプ分解検査	（振動診断：1M）
			1. 分解点検（電動機）		130M	—	24回		
			2. 簡易点検（潤滑油入替他）		26M	—	24回		
	A 格納容器スプレイ冷却器		1. 開放点検（管側）	高	130M	—	19回		
			1. 開放点検（胴側）		195M	—	19回		
			2. 非破壊試験		130M	—	19回	1次系熱交換器検査	
	B 格納容器スプレイ冷却器		1. 開放点検（管側）	高	130M	—	20回		
			1. 開放点検（胴側）		195M	—	20回		
			2. 非破壊試験		130M	—	20回	1次系熱交換器検査	



機器又は系統名	実施数（機器名）	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考 （○）内は適用する設備診断技術	
原子炉格納施設 [圧力低減設備その他の安全設備]	原子炉格納容器スプレイ系主要弁	4V-CP-024A	1. 分解点検	高	130M	—	24回	原子炉格納容器安全系主要弁分解検査	
		4V-CP-024B	1. 分解点検	高	130M	—	24回	原子炉格納容器安全系主要弁分解検査	
		4V-CP-054A	1. 分解点検	高	130M	—	24回	原子炉格納容器安全系主要弁分解検査	
		4V-CP-054B	1. 分解点検	高	130M	—	24回	原子炉格納容器安全系主要弁分解検査	
		4V-CP-001A	1. 分解点検	高	130M	—	21回	原子炉格納容器安全系主要弁分解検査	
		4V-CP-001B	1. 分解点検	高	130M	—	21回	原子炉格納容器安全系主要弁分解検査	
		4V-CP-003A	1. 分解点検	高	130M	—	21回	原子炉格納容器安全系主要弁分解検査	
		4V-CP-003B	1. 分解点検	高	130M	—	22回	原子炉格納容器安全系主要弁分解検査	
原子炉格納容器スプレイ系主要弁駆動部	1式	1. 分解点検	高	156M	—	23回			
可燃性ガス濃度制御系主要弁	4V-VS-101A	1. 分解点検	高	65M	—	24回	可燃性ガス濃度制御系主要弁分解検査		
	4V-VS-101B	1. 分解点検	高	65M	○	20回	可燃性ガス濃度制御系主要弁分解検査		
	4V-VS-102A	1. 分解点検	高	65M	—	22回	可燃性ガス濃度制御系主要弁分解検査		
	4V-VS-102B	1. 分解点検	高	65M	—	21回	可燃性ガス濃度制御系主要弁分解検査		
	4V-VS-103A	1. 分解点検	高	65M	—	23回	可燃性ガス濃度制御系主要弁分解検査		
	4V-VS-103B	1. 分解点検	高	65M	—	21回	可燃性ガス濃度制御系主要弁分解検査		
	4-PCV-2465	1. 分解点検	高	65M	○	20回	可燃性ガス濃度制御系主要弁分解検査		
	4-PCV-2485	1. 分解点検	高	65M	—	24回	可燃性ガス濃度制御系主要弁分解検査		
よう素除去薬品タンク		1. 開放点検	高	130M	—	22回			
よう素除去薬品タンクバキュームリリーフ弁	2台	1. 分解点検	高	130M	—	22回	1次系真空破壊弁検査		
アニュラス空気浄化系		1. 機能・性能試験（ファン、電動機、弁、弁駆動部等含む）	高	1F	○	24回	アニュラス循環排気系機能検査		
A, Bアニュラス空気浄化フィルタユニット		1. よう素フィルタ性能検査（よう素除去効率検査）	高	1F	○	24回	アニュラス循環排気系フィルター性能検査	A系、B系交互に実施	
		1. よう素フィルタ性能検査（漏えい率検査）		1F	○	24回	アニュラス循環排気系フィルター性能検査		
		2. 開放点検（フィルタ取替）		X※	—	23回		※よう素フィルタ性能検査結果により適宜実施	
A, Bアニュラス空気浄化フィルタユニット	A系	1. 機能・性能試験	高	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査		
		2. 開放点検		52M	—	24回			
	B系	1. 機能・性能試験		1F	○	24回	1次系換気空調設備検査		
		2. 開放点検		52M	—	24回			

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 (○内は適用する設備診断技術)	
原子炉格納施設 [圧力低減設備その他の安全設備]	Aアニュラス空気浄化ファン・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査	(振動診断:1M)	
		2.分解点検 (ファン)		260M	○	24回			
		2.分解点検 (電動機)		78M	—	24回			
	Bアニュラス空気浄化ファン・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査	(振動診断:1M)	
		2.分解点検 (ファン)		260M	○	24回			
		2.分解点検 (電動機)		78M	—	24回			
	安全補機室空気浄化フィルタユニット	1.機能・性能検査 (よう素フィルタ性能検査)	高	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査		
		1.機能・性能検査		1F	○	24回			
		2.開放点検 (フィルタ取替)		X※	○	24回	※よう素フィルタ性能検査結果により適宜実施		
		2.開放点検		52M	○	24回			
	A安全補機室空気浄化ファン・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査	(振動診断:1M)	
		2.分解点検 (ファン)		260M	—	22回			
		2.分解点検 (電動機)		78M	—	21回			
	B安全補機室空気浄化ファン・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回		(振動診断:1M)	
		2.分解点検 (ファン)		260M	—	20回			
		2.分解点検 (電動機)		78M	—	21回			
	静的触媒式水素再結合装置	MB-045	1.外観点検	高	1F	○	24回		
			2.機能・性能試験		5F	○	—	原子炉格納容器水素再結合装置機能検査	
		MB-046	1.外観点検	高	1F	○	24回		
			2.機能・性能試験		5F	○	—	原子炉格納容器水素再結合装置機能検査	
		MB-047	1.外観点検	高	1F	○	24回		
2.機能・性能試験			5F		○	—	原子炉格納容器水素再結合装置機能検査		
MB-048		1.外観点検	高	1F	○	24回			
		2.機能・性能試験		5F	○	—	原子炉格納容器水素再結合装置機能検査		
MB-049		1.外観点検	高	1F	○	24回			
		2.機能・性能試験		5F	○	—	原子炉格納容器水素再結合装置機能検査		
原子炉格納容器水素燃焼装置		13個	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	原子炉格納容器水素再結合装置機能検査	
1次系計測制御装置		1式	1.特性点検	高	13M	○	24回	計測制御系監視機能検査	

機器又は系統名	実施数（機器名）	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考（○内は適用する設備診断技術）	
原子炉格納施設 【圧力低減設備その他の安全設備】	原子炉格納施設【圧力低減設備その他の安全設備】その他の弁	1.機能・性能試験	高	B	—	24回	1次系弁検査 1次系安全弁検査		
		2.分解点検	高・低	130M	—	24回	1次系弁検査 1次系逆止弁検査		
	原子炉格納施設【圧力低減設備その他の安全設備】その他の弁駆動部	1.機能・性能試験	高	B	—	22回	1次系弁検査		
		2.分解点検		65M～156M	—	22回			
		3.簡易点検（特性試験）		65M～208M	—	21回			
	原子炉格納施設【圧力低減設備その他の安全設備】その他機器	1.分解点検他	高	13M～260M	○	24回			
		1.分解点検他	低	65M～208M	○	24回		一部BMあり	
	その他AM（代替再循環、格納容器内注水）機器	1式	1.分解点検	高	130M	—	20回	1次系逆止弁検査	
	原子力設備 【その他設備】	クラス1機器（供用期間中検査対象） （重大事故等クラス2機器供用期間中検査対象含む）	1.非破壊試験	高	7Y	—	22回	クラス1機器供用期間中検査	ISIプログラムによる。 【別表-1】
			2.漏えい試験		1F	○	24回	クラス1機器供用期間中検査	
クラス2機器（供用期間中検査対象） （重大事故等クラス2機器供用期間中検査対象含む）		1.非破壊試験	高	10Y	—	23回	クラス2機器供用期間中検査	ISIプログラムによる。 【別表-2】	
		2.漏えい試験		10Y	—	23回	クラス2機器供用期間中検査		
クラス3機器（供用期間中検査対象）		1.非破壊試験	高	10Y	—	22回	クラス3機器供用期間中検査	ISIプログラムによる。 【別表-3】	
		2.漏えい試験		10Y	—	22回	クラス3機器供用期間中検査		
クラス1機器Ni基合金使用部位（重大事故等クラス2機器供用期間中検査対象含む）		1式	1.非破壊検査	高	3Y	—	21回	供用期間中特別検査のうちクラス1機器Ni基合金使用部位特別検査	ISIプログラムによる。 【別表-4】
クラス2管（原子炉格納容器内） （重大事故等クラス2機器供用期間中検査対象含む）		1式	1.非破壊試験	高	10Y	—	22回	供用期間中特別検査のうちクラス2管（原子炉格納容器内）特別検査	ISIプログラムによる。 【別表-5】
蒸気発生器管台（重大事故等クラス2機器供用期間中検査対象含む）		1式	1.非破壊試験	高	10Y	—	18回		ISIプログラムによる。 【別表-1】
重大事故等クラス2機器		1.非破壊試験	高	10Y	—	24回	重大事故等クラス2機器供用期間中検査	ISIプログラムによる。 【別表-8】	
		2.漏えい試験		1F～10Y	○	24回	重大事故等クラス2機器供用期間中検査		
重大事故等クラス3機器		1式	1.漏えい試験	高	10Y	○	24回	重大事故等クラス3機器供用期間中検査	ISIプログラムによる。 【別表-9】 一部先行実施
クラス1配管特別検査		1式	1.非破壊検査	高	1F	○	24回	供用期間中特別検査のうちクラス1配管特別検査	ISIプログラムによる。 【別表-10】 24回定期事業者検査より設定
クラス3機器、クラス4管、排気筒及び安全上重要なダクト耐圧部（クラス3機器ISIは除く）		1式	1.外観点検	高・低	5Y～10Y	—	24回	構造健全性検査	
RCPBのベント・ドレン弁の閉止栓		1式	1.漏えい試験	高	1F	○	24回	構造健全性検査	
レストレイント 1. 1次冷却材管パイプレストレイント 2. 主蒸気配管パイプレストレイント 3. 主給水配管パイプレストレイント		1式	1.外観点検	高	10Y	—	16回	レストレイント検査	
原子力設備【その他設備】その他の弁	1.機能・性能試験	高・低	B	—	22回	1次系安全弁検査			
	2.分解点検		130M	—	24回	1次系逆止弁検査			
原子力設備【その他設備】その他機器	1.分解点検他	高	13M～260M	○	24回		保全の有効性評価結果No.8の反映		
	1.分解点検他	低	12M～156M	○	24回		一部BMあり 一部先行実施		

機器又は系統名	実施数（機器名）		点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考 （ ）内は適用する設備診断技術
原子力設備・タービン設備 【その他設備】	耐震クラスS、Bに属する設備の支持構造物（クラス1、2、3 供用期間中検査対象機器を除く）	1式	1. 外観点検	高・低	10Y	○	24回	耐震健全性検査	
	その他AM（格納容器内注水）機器	1式	1. 分解点検他	高	52M～240M	○	22回		
蒸気タービン 【車室、円板、隔板、噴口、翼、車軸】	高圧タービン		1. 開放点検	高	39M	—	24回	蒸気タービン開放検査	
			2. 組立状況点検		B	—	24回	蒸気タービン開放検査	
			3. 簡易点検（軸受箱内部清掃他）		13M	○	24回		
	第1低圧タービン		1. 開放点検	高	39M	○	23回	蒸気タービン開放検査	
			2. 外観点検		X	—	24回	蒸気タービン開放検査	
			3. 簡易点検（軸受箱内部清掃他）		13M	○	24回		
	第2低圧タービン		1. 開放点検	高	39M	—	24回	蒸気タービン開放検査	
			2. 外観点検		X	○	23回	蒸気タービン開放検査	
			3. 簡易点検（軸受箱内部清掃他）		13M	○	24回	蒸気タービン開放検査	
	第3低圧タービン		1. 開放点検	高	39M	—	23回	蒸気タービン開放検査	
			2. 外観点検		X	○	24回	蒸気タービン開放検査	
			3. 簡易点検（軸受箱内部清掃他）		13M	○	24回		
	ロータ		1. 組立状況点検	高	B	○	24回	蒸気タービン開放検査	タービン開放点検に合わせて実施
	蒸気タービン本体及び附属設備		1. 保安装置点検	高	1F	○	24回	蒸気タービン性能検査	一部定期事業者検査起動後
2. 負荷点検			1F		○	24回	総合負荷性能検査	定期事業者検査起動後	
蒸気タービン 【調速装置及び非常調速装置並びに調速装置で制御される主要弁】	# 1 主蒸気止め弁		1. 開放点検	高	39M	—	24回	蒸気タービン開放検査	
			2. 組立状況点検		B	—	24回	蒸気タービン開放検査	
	# 2 主蒸気止め弁		1. 開放点検	高	39M	—	24回	蒸気タービン開放検査	
			2. 組立状況点検		B	—	24回	蒸気タービン開放検査	
	# 3 主蒸気止め弁		1. 開放点検	高	39M	—	24回	蒸気タービン開放検査	
			2. 組立状況点検		B	—	24回	蒸気タービン開放検査	
	# 4 主蒸気止め弁		1. 開放点検	高	39M	—	24回	蒸気タービン開放検査	
			2. 組立状況点検		B	—	24回	蒸気タービン開放検査	
	# 1 蒸気加減弁		1. 開放点検	高	39M	—	24回	蒸気タービン開放検査	
			2. 組立状況点検		B	—	24回	蒸気タービン開放検査	
	# 2 蒸気加減弁		1. 開放点検	高	39M	—	24回	蒸気タービン開放検査	
			2. 組立状況点検		B	—	24回	蒸気タービン開放検査	

機器又は系統名	実施数（機器名）	点検及び試験の項目	保全の 重要度	保全方式 又は頻度	今回の実施 計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 ( )内は適用する 設備診断技術)
蒸気タービン 【調速装置及び非常調速装置並び に調速装置で制御される主要弁】	# 3 蒸気加減弁	1. 開放点検	高	39M	—	24回	蒸気タービン開放検査	
		2. 組立状況点検		B	—	24回	蒸気タービン開放検査	
	# 4 蒸気加減弁	1. 開放点検	高	39M	—	24回	蒸気タービン開放検査	
		2. 組立状況点検		B	—	24回	蒸気タービン開放検査	
	A 1 再熟蒸気止め弁	1. 開放点検	高	39M	○	22回	蒸気タービン開放検査	
	A 2 再熟蒸気止め弁	1. 開放点検	高	39M	—	23回	蒸気タービン開放検査	
	A 3 再熟蒸気止め弁	1. 開放点検	高	39M	○	22回	蒸気タービン開放検査	
	B 1 再熟蒸気止め弁	1. 開放点検	高	39M	○	22回	蒸気タービン開放検査	
	B 2 再熟蒸気止め弁	1. 開放点検	高	39M	—	23回	蒸気タービン開放検査	
	B 3 再熟蒸気止め弁	1. 開放点検	高	39M	—	23回	蒸気タービン開放検査	
	A 1 インターセプト弁	1. 開放点検	高	39M	○	22回	蒸気タービン開放検査	
	A 2 インターセプト弁	1. 開放点検	高	39M	—	23回	蒸気タービン開放検査	
	A 3 インターセプト弁	1. 開放点検	高	39M	○	22回	蒸気タービン開放検査	
	B 1 インターセプト弁	1. 開放点検	高	39M	○	22回	蒸気タービン開放検査	
	B 2 インターセプト弁	1. 開放点検	高	39M	—	23回	蒸気タービン開放検査	
	B 3 インターセプト弁	1. 開放点検	高	39M	—	23回	蒸気タービン開放検査	
	調速装置（非常調速装置）	1. 外観点検	高	1F	○	24回	蒸気タービン開放検査	
	蒸気タービン 【復水器】	復水、循環水系統	1. 機能・性能試験(ポンプ、電動機含む)	高	1F	○	24回	蒸気タービン附属設備機能検査
復水器		1. 開放点検	高	13M	○	24回	蒸気タービン開放検査	
		2. 防汚塗装		26M	○	24回		
A 循環水ポンプ・電動機		1. 分解点検（ポンプ）	高	26M	○	23回		
		1. 分解点検（電動機）		104M	—	20回		
		2. 簡易点検(翼油ユニット作動油清浄度管理)		13M	○	24回		
B 循環水ポンプ・電動機		1. 分解点検（ポンプ）	高	26M	—	24回		
		1. 分解点検（電動機）		104M	—	21回		
		2. 簡易点検(翼油ユニット作動油清浄度管理)		13M	○	24回		

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回次)	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術
蒸気タービン [復水器]	A復水器真空ポンプ・電動機	1.分解点検(ポンプ)	高	52M	—	23回		(振動診断:3M) 保全の有効性評価結果No.9の反映
		1.分解点検(電動機)		CBM	—	20回		
		2.簡易点検(潤滑油入替他)		13M	○	24回		
	B復水器真空ポンプ・電動機	1.分解点検(ポンプ)	高	52M	—	22回		(振動診断:3M) 保全の有効性評価結果No.10の反映
		1.分解点検(電動機)		CBM	—	20回		
		2.簡易点検(潤滑油入替他)		13M	○	24回		
	C復水器真空ポンプ・電動機	1.分解点検(ポンプ)	高	52M	—	24回		(振動診断:3M) 保全の有効性評価結果No.11の反映
		1.分解点検(電動機)		CBM	—	20回		
		2.簡易点検(潤滑油入替他)		13M	○	24回		
	A復水ポンプ・電動機	1.分解点検(ポンプ)	高	65M	—	24回		(振動診断:6M(対象:電動機)) 保全の有効性評価結果No.12の反映
		1.分解点検(電動機)		CBM	—	24回		
		2.簡易点検(ストレーナ清掃)		13M	○	24回		
	B復水ポンプ・電動機	1.分解点検(ポンプ)	高	65M	—	22回		(振動診断:6M(対象:電動機)) 保全の有効性評価結果No.13の反映
		1.分解点検(電動機)		CBM	—	17回		
		2.簡易点検(ストレーナ清掃)		13M	○	24回		
	C復水ポンプ・電動機	1.分解点検(ポンプ)	高	65M	—	23回		(振動診断:6M(対象:電動機)) 保全の有効性評価結果No.14の反映
		1.分解点検(電動機)		CBM	—	23回		
		2.簡易点検(ストレーナ清掃)		13M	○	24回		
蒸気タービン[復水器]その他機器	1式	1.分解点検他	高	78M~260M	○	24回		一部BMあり 保全の有効性評価結果No.15の反映
		1.分解点検他	低	13M~168M	○	24回		
蒸気タービン [蒸気タービンに附属する熱交換器]	A湿分分離加熱器 胴側	1.開放点検	高	26M	—	24回	蒸気タービン開放検査	
	A湿分分離加熱器 管側(発電機側)	1.開放点検	高	130M	—	18回	蒸気タービン開放検査	
		2.非破壊試験		130M	—	18回		
	A湿分分離加熱器 管側(調速機側)	1.開放点検	高	130M	—	20回	蒸気タービン開放検査	
		2.非破壊試験		130M	—	20回		
	B湿分分離加熱器 胴側	1.開放点検	高	26M	○	23回	蒸気タービン開放検査	
	B湿分分離加熱器 管側(発電機側)	1.開放点検	高	130M	—	17回	蒸気タービン開放検査	
		2.非破壊試験		130M	—	17回		
	B湿分分離加熱器 管側(調速機側)	1.開放点検	高	130M	—	19回	蒸気タービン開放検査	
		2.非破壊試験		130M	—	19回		

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術
蒸気タービン [蒸気タービンに附属する熱交換器]	A脱気器	1.開放点検	高	39M	—	24回	2次系容器検査	保全の有効性評価結果No.16の反映
	B脱気器	1.開放点検	高	39M	—	23回	2次系容器検査	保全の有効性評価結果No.17の反映
	脱気器タンク	1.開放点検	高	39M	○	24回	2次系容器検査	
	第1 A 低圧給水加熱器	1.開放点検	高	65M	—	21回	2次系熱交換器検査	
		2.漏えい試験		B	—	21回		
		3.非破壊試験		130M	—	16回		
	第1 B 低圧給水加熱器	1.開放点検	高	65M	—	22回	2次系熱交換器検査	
		2.漏えい試験		B	—	22回		
		3.非破壊試験		130M	—	17回		
	第1 C 低圧給水加熱器	1.開放点検	高	65M	—	23回	2次系熱交換器検査	
		2.漏えい試験		B	—	23回		
		3.非破壊試験		130M	—	18回		
	第2 A 低圧給水加熱器	1.開放点検	高	65M	—	21回	2次系熱交換器検査	
		2.漏えい試験		B	—	21回		
		3.非破壊試験		130M	—	16回		
	第2 B 低圧給水加熱器	1.開放点検	高	65M	—	22回	2次系熱交換器検査	
		2.漏えい試験		B	—	22回		
		3.非破壊試験		130M	—	17回		
	第2 C 低圧給水加熱器	1.開放点検	高	65M	—	23回	2次系熱交換器検査	
		2.漏えい試験		B	—	23回		
		3.非破壊試験		130M	—	18回		
	第3 A 低圧給水加熱器	1.開放点検	高	65M	—	22回	2次系熱交換器検査	
		2.漏えい試験		B	—	22回		
		3.非破壊試験		130M	—	17回		
第3 B 低圧給水加熱器	1.開放点検	高	65M	—	23回	2次系熱交換器検査		
	2.漏えい試験		B	—	23回			
	3.非破壊試験		130M	—	18回			
第3 C 低圧給水加熱器	1.開放点検	高	65M	—	24回	2次系熱交換器検査		
	2.漏えい試験		B	—	24回			
	3.非破壊試験		130M	—	19回			

機器又は系統名	実施数（機器名）	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考 （ ）内は適用する設備診断技術
蒸気タービン 〔蒸気タービンに附属する熱交換器〕	第4 A 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	－	22回	2次系熱交換器検査	
		2. 漏えい試験		B	－	22回		
		3. 非破壊試験		130M	－	17回		
	第4 B 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	－	23回	2次系熱交換器検査	
		2. 漏えい試験		B	－	23回		
		3. 非破壊試験		130M	－	18回		
	第4 C 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	－	24回	2次系熱交換器検査	
		2. 漏えい試験		B	－	24回		
		3. 非破壊試験		130M	－	19回		
	第6 A 高圧給水加熱器	1. 開放点検	高	130M	－	19回	2次系熱交換器検査	
		2. 漏えい試験		B	－	19回		
		3. 非破壊試験		130M	－	16回		
	第6 B 高圧給水加熱器	1. 開放点検	高	130M	－	19回	2次系熱交換器検査	
		2. 漏えい試験		B	－	19回		
		3. 非破壊試験		130M	－	17回		
	グラウンド蒸気復水器	1. 開放点検	高	65M	－	22回	2次系熱交換器検査	
		2. 漏えい試験		B	－	22回		
		3. 非破壊試験		130M	－	17回		
蒸気タービン 〔蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水設備並びに給水処理設備〕	給水、復水系統	1. 機能・性能試験（ポンプ、電動機含む）	高	1F	○	24回	蒸気タービン附属設備機能検査	定期事業者検査起動後
	Aタービン動主給水ポンプ	1. 機能・性能試験（ポンプ）	高	B	－	24回		
		1. 機能・性能試験（駆動タービン）		B	○	24回	2次系ポンプ機能検査	
		2. 分解点検（ポンプ）		52M	－	24回		
		2. 分解点検（駆動タービン）		26M	○	24回	2次系ポンプ分解検査	
		3. 簡易点検（オイルフィルタ取替）		13M	○	24回		
	Bタービン動主給水ポンプ	1. 機能・性能試験（ポンプ）	高	B	－	23回		
		1. 機能・性能試験（駆動タービン）		B	○	23回	2次系ポンプ機能検査	
		2. 分解点検（ポンプ）		52M	－	23回		
		2. 分解点検（駆動タービン）		26M	○	23回	2次系ポンプ分解検査	
		3. 簡易点検（オイルフィルタ取替）		13M	○	24回		



機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回次)	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術
蒸気タービン 〔蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水設備並びに給水処理設備〕	電動主給水ポンプ・電動機	1. 分解点検 (ポンプ)	高	130M	—	20回		
		1. 分解点検 (電動機)		156M	—	23回		
		2. 簡易点検 (潤滑油入替他)		13M	○	24回		
	Aタービン動主給水ブースタポンプ	1. 分解点検	高	52M	—	24回		
		2. 簡易点検 (ストレーナ点検)		13M	○	24回		
	Bタービン動主給水ブースタポンプ	1. 分解点検	高	52M	—	23回		
		2. 簡易点検 (ストレーナ点検)		13M	○	24回		
	電動主給水ブースタポンプ	1. 分解点検 (ポンプ)	高	130M	—	21回		
		2. 簡易点検 (潤滑油入替他)		13M	○	24回		
	A復水ブースタポンプ・電動機	1. 分解点検 (ポンプ)	高	104M	—	22回		
		1. 分解点検 (電動機)		104M	—	23回		
		2. 簡易点検 (潤滑油入替他)		13M	○	24回		
	B復水ブースタポンプ・電動機	1. 分解点検 (ポンプ)	高	104M	—	23回		
		1. 分解点検 (電動機)		104M	—	24回		
		2. 簡易点検 (潤滑油入替他)		13M	○	24回		
	C復水ブースタポンプ・電動機	1. 分解点検 (ポンプ)	高	104M	—	23回		
		1. 分解点検 (電動機)		104M	○	17回		
		2. 簡易点検 (潤滑油入替他)		13M	○	24回		
	A復水脱塩塔	1. 開放点検	高	130M	—	21回	2次系容器検査	
	B復水脱塩塔	1. 開放点検	高	130M	—	22回	2次系容器検査	
	C復水脱塩塔	1. 開放点検	高	130M	—	23回	2次系容器検査	
D復水脱塩塔	1. 開放点検	高	130M	—	24回	2次系容器検査		
E復水脱塩塔	1. 開放点検	高	130M	○	15回	2次系容器検査		
復水タンク	1. 開放点検	高	130M	○	15回			
	2. 簡易点検 (通気管金網清掃)		13M	○	24回			
蒸気タービン〔蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水設備並びに給水処理設備〕その他機器	1式	1. 分解点検他	高	26M~260M	○	24回		一部先行実施
		1. 分解点検他	低	13M~260M	○	24回		一部BMあり 一部先行実施

機器又は系統名	実施数(機器名)		点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回次)	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術
蒸気タービン [蒸気タービンに附属する管等]	主な配管(主蒸気系統、抽気系統)	1式	1.開放点検	高	13M	○	24回	蒸気タービン開放検査	
			2.非破壊試験		肉厚管理指針による	○	24回	蒸気タービン開放検査	
	2次系配管他(上記以外の主蒸気系統・給水系統・抽気系統・ドレン系統・復水系統・その他系統)※ ※配管の他、ポンプ、熱交換器、弁等を含む(外観点検のみ)	1式	1.外観点検	高	10Y	○	24回	2次系配管検査	定期事業者検査起動後
			2.非破壊試験		高・低 肉厚管理指針による	○	24回	2次系配管検査	
蒸気タービン [その他設備]	タービンバイパス弁	15個	1.機能・性能試験(駆動部含む)	高	26M~52M	○	24回	タービンバイパス弁機能検査	
			2.分解点検		26M~52M	○	24回		
			3.簡易点検(グランドパッキン取替)		26M	○	24回		
	タービンバイパス弁駆動部	15個	1.分解点検	高	13M	○	24回		
			2.簡易点検(特性試験)		13M~26M	○	24回		
	蒸気タービン[その他設備] その他の弁	1式	1.機能・性能試験	高・低	B	—	24回	1次系安全弁検査 2次系弁検査 2次系安全弁検査	
			2.分解点検		104M~130M	○	24回	1次系逆止弁検査	
	蒸気タービン[その他設備] その他の弁駆動部	1式	1.機能・性能試験	高	B	—	20回	2次系弁検査	
			2.分解点検		52M	—	20回	2次系弁検査	
			3.簡易点検(特性試験)		13M~52M	○	24回		
	蒸気タービン[その他設備] その他機器	1式	1.分解点検他	高	12M~260M	○	24回		一部先行実施
			1.分解点検他		低	12M~260M	○	24回	
その他発電用原子炉の附属施設 [浸水防護施設]	浸水防止堰	1式	1.外観点検	高	1F	○	24回		
	伝播防止堰	1式	1.外観点検	高	10Y	—	—		20回施設設定検時に設置
	水密扉	1式	1.外観点検	高	1Y	○	24回		プラント運転中又は定期事業者検査検停止中
	2次系計測制御装置	1式	1.特性試験	高・低	13M	○	24回		
	蒸気漏えい検知システム	1式	1.機能・性能試験	低	1F	○	24回		
			2.外観点検		1F	○	24回		
	湧水ビッド排水系統			1.機能・性能試験(ポンプ、電動機含む)	低	B※	—	23回	浸水防護設備検査
湧水サンポンプ(吐出ラインを含む)	2台	1.分解点検(ポンプ)	低	1Y	○	24回		(振動診断: 1Y(対象: 電動機)) プラント運転中又は定期事業者検査検停止中	
		1.分解点検(電動機)		CBM	—	—			
その他発電用原子炉の附属施設 [常用電源設備]	発電機設備	1式	1.分解点検他	高・低	13M~208M	○	24回		
	変圧器設備	1式	1.分解点検他	高	39M~156M	○	24回		
	しゃ断器	1式	1.分解点検他	高	52M~156M	—	24回		
	その他発電用原子炉の附属施設[常用電源設備] その他機器	1式	1.分解点検他	高	26M~195M	○	24回		一部先行実施 保全の有効性評価結果No. 18の反映
			1.分解点検他		低	13M~240M	○	24回	

機器又は系統名	実施数（機器名）	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考 （○）内は適用する設備診断技術	
その他発電用原子炉の附属施設 [火災防護施設]	煙等流入防止装置	1式	1.分解点検	低	26M	—	1次系弁検査	20回施設定検時に設置 20回施設定期検査より追加	
	その他発電用原子炉の附属施設 [火災防護施設] その他機器	1式	1.分解点検他	高・低	12M~13M	○	24回		
その他発電用原子炉の附属施設 [非常用発電装置]	ディーゼル発電機	2台	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	非常用予備発電装置機能検査（ディーゼル発電機の作動検査） 非常用予備発電装置機能検査（ディーゼル発電機定格容量検査）	
	安全注入信号及び格納容器スプレイ信号発信時にディーゼル発電機に電源を求める機器	45台	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	非常用予備発電装置機能検査（ディーゼル発電機の作動検査）	
	Aディーゼル機間のシリンダ（ピストン、ピストン連接棒、シリンダカバー、クランク軸）	No. 1, 8	1.分解点検	高	130M	—	20回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
		No. 2, 3, 9, 10	1.分解点検	高	130M	—	21回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
		No. 4, 5, 11, 12	1.分解点検	高	130M	—	23回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
		No. 6, 13	1.分解点検	高	130M	○	20回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
		No. 7, 14	1.分解点検	高	130M	—	20回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
	Bディーゼル機間のシリンダ（ピストン、ピストン連接棒、シリンダカバー、クランク軸）	No. 1, 8	1.分解点検	高	130M	—	20回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
		No. 2, 3, 9, 10	1.分解点検	高	130M	—	22回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
		No. 4, 5, 11, 12	1.分解点検	高	130M	—	24回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
		No. 6, 13	1.分解点検	高	130M	—	20回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
		No. 7, 14	1.分解点検	高	130M	—	20回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
	Aディーゼル機間の吸気弁		1.分解点検	高	26M	○	23回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
	Bディーゼル機間の吸気弁		1.分解点検	高	26M	—	24回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
	Aディーゼル機間の排気弁		1.分解点検	高	26M	○	23回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
	Bディーゼル機間の排気弁		1.分解点検	高	26M	—	24回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
	Aディーゼル機間の燃料噴射弁		1.分解点検	高	13M	○	24回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
	Bディーゼル機間の燃料噴射弁		1.分解点検	高	13M	○	24回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
	ディーゼル発電機付属設備	1式	1.外観点検	高	1F	○	24回	非常用予備発電機付属設備検査	
			2.非破壊試験		13M~78M	○	24回	非常用予備発電機付属設備検査	
			3.機能・性能試験		1F~10F	○	24回	非常用予備発電機付属設備検査	
			4.特性試験	高・低	13M	○	24回	非常用予備発電機付属設備検査	
	空冷式非常用発電装置	2台	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	その他非常用発電装置の機能検査 その他非常用発電装置の付属設備検査	20回施設定検時に設置 20回施設定期検査より追加
2.取替他				130M	—	—			
3.発電機ベアリング交換				195M	—	—			
可搬式代替低圧注水ポンプ用電源車	2台	1.機能・性能試験	高	1Y	○	24回	可搬型代替電源設備検査		
電源車	2台	1.機能・性能試験	高	1Y	○	24回	可搬型代替電源設備検査		
非常用電源設備 [非常用予備発電装置] その他機器	1式	1.分解点検他	高	13M~234M	○	24回			
		1.分解点検他	低	13M~195M	○	24回		一部BMあり 保全の有効性評価結果No.19の反映	

機器又は系統名	実施数（機器名）		点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考 （ ）内は適用する設備診断技術
その他発電用原子炉の附属施設 【その他の電源装置】	直流電源装置蓄電池	2組 (60個/組)	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	直流電源系機能検査	
			1.機能・性能試験（作動機能）		1F	○	24回	直流電源系作動検査	
			2.簡易点検（充電）		2回/Y	—	23回		
	直流電源装置蓄電池（3系統目）	1組 (64個/組)	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	直流電源系機能検査	
			1.機能・性能試験（作動機能）		1F	○	24回	直流電源系作動検査	
	計器用電源	4台	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	インバータ機能検査	
			2.簡易点検（特性試験他）		13M	○	24回		
	可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）	2個	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回		
			2.外観点検		1F	○	24回		
	可搬式整流器	2個	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回		
			2.外観点検		1F	○	24回		
	非常用電源設備【その他の電源装置】その他機器	1式	1.分解点検他	高	6M～180M	○	24回		
1.分解点検他			低	180M	—	22回			
土木建築設備	原子炉建屋	1式	1.外観点検	高・低	1F	○	24回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中
	外周建屋	1式	1.外観点検	高	1F	○	24回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中
	中間建屋	1式	1.外観点検	高	1F	○	24回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中
	原子炉補助建屋	1式	1.外観点検	高	1F	○	24回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中
	燃料取扱建屋	1式	1.外観点検	高	1F	○	24回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中
	制御建屋	1式	1.外観点検	高	1F	○	24回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中
	燃料取替用水タンク建屋	1式	1.外観点検	高	1F	○	24回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中
	ディーゼル発電機建屋	1式	1.外観点検	高	1F	○	24回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中
	取水口設備	1式	1.外観点検	高	1F	○	24回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中
プラント総合	原子炉及びその附属設備（補助ボイラー及び非常用予備発電装置を除く）		1.総合性能試験	高	1F	○	24回	総合負荷性能検査	定期事業者検査起動後

# クラス1機器供用期間中検査

## 1. 原子炉容器 (1/2)

項目番号		カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法及び程度	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	備考
高浜発電所第4号機検査計画 (7ヵ年)															
B1.102	B-A		下部胴の長手溶接継手	体積	可能範囲 各100%	3	水中UT (内面)	-	可能範囲 各100%	第25保安 サイクル	-	第26保安 サイクル	-	-	(重大事故等クラス2機器)
B2.111	B-B		上部胴と下部胴との間溶接継手 下部胴とトランジションとの 間溶接継手	体積	可能範囲 100%	1	水中UT (内面)	-	可能範囲 100%	-	-	-	-	-	(重大事故等クラス2機器)
B3.105	B-C		トランジションリングと下部胴との 間溶接継手	体積	可能範囲 100%	1	水中UT (内面)	-	可能範囲 100%	-	-	-	-	-	(重大事故等クラス2機器)
B3.10	B-D		上部胴と上部胴フランジとの溶接継手 冷却材入口管台と胴との溶接継手 冷却材出口管台と胴との溶接継手	体積	可能範囲 各100%	3	水中UT (内面)	-	可能範囲 各100%	-	-	-	-	-	(重大事故等クラス2機器)
B3.20	B-D		冷却材入口管台内面の丸みの部分 冷却材出口管台内面の丸みの部分	体積	可能範囲 各100%	3	水中UT (内面)	-	可能範囲 各100%	-	-	-	-	-	(重大事故等クラス2機器)
B5.10	B-F		冷却材入口管台とセーフエンドの 溶接継手 (呼び径100A以上)	体積及び 表面	可能範囲 各100%	3	水中UT (内面) PT	-	A (PT) ABC (UT) 可能範囲 各100%	-	-	B (PT) 100%	C (PT) 100%	-	(重大事故等クラス2機器)
B6.10	B-G-1		ナット	VT-1	100%	58	水中UT (内面) PT	-	A (PT) ABC (UT) 可能範囲 各100%	-	-	-	14	-	(重大事故等クラス2機器)
B6.30	B-G-1		スタットボルト	体積	100%	58	UT	-	15	14	-	15	14	-	(重大事故等クラス2機器)
B6.40	B-G-1		開フランジネジ穴のネジ部	体積	100%	58	UT	-	15	20	-	19	19	-	(重大事故等クラス2機器)
B6.50	B-G-1		ワッシャー	VT-1	100%	58	VT-1 (調べい時又は 取外し時)	-	15	14	-	15	14	-	(重大事故等クラス2機器)
B7.10	B-G-2		マーヌーカンプリング	VT-1	25%	3	VT-1 (調べい時又は 取外し時)	-	1	1	-	-	-	-	(重大事故等クラス2機器)

※1: NRA文書「原子炉容器用原子炉及びその附属機器」における関連を引き起こす亀裂の相次版の報告(令和元年6月5日原研技発第190605号)の改正版(以下、亀裂検出率RA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接接手の点検程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかると」(令和元年8月5日)の結果を踏まえ、維持規格 USME-S MA1-2012/2013/2014を適用する。

1. 原子炉容器 (2/2)

項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	高浜発電所第4号機検査計画 (7ヶ年)					備考	
								2021年	2022年	2023年	2024年	2025年		2026年
発電用原子炉設備規格 維持規格(2012年改訂版/2013通補/2014通補) JSNE S MA1-2012/2013/2014※1														
61.10	G-P-1	容器内部	VT-3	全範囲の7.5%	1	VT-3	可能範囲100% 各検査時期毎	-	第24保安サイクル 可能範囲100%	第25保安サイクル	第26保安サイクル	第27保安サイクル	-	(重大事故等クラス2機器)
61.40	G-P-1	上部炉心支持構造物の内部取付物	VT-3	全範囲の7.5%	1	VT-3	可能範囲100%	-	-	-	可能範囲100%	-	-	(重大事故等クラス2機器)
		下部炉心支持構造物の内部取付物	VT-3	全範囲の7.5%	1	VT-3	可能範囲100%	-	-	-	-	-	-	(重大事故等クラス2機器)
61.50	G-P-2	炉心内部取付物	VT-3	全範囲の7.5%	4	VT-3	可能範囲100%	-	-	-	-	-	-	(重大事故等クラス2機器)
		上部炉心支持構造物	VT-3	全範囲の7.5%	1	VT-3	可能範囲100%	-	-	-	可能範囲100%	-	-	(重大事故等クラス2機器)
B14.10	B-0	下部炉心支持構造物	VT-3	全範囲の7.5%	1	VT-3	可能範囲100%	-	-	-	-	-	-	(重大事故等クラス2機器)
		制御棒駆動ハウジングの溶接継手(上部)	体積又は表面	最外周の25%	1	PT	最外周の25% 5	-	-	-	-	-	5	(重大事故等クラス2機器)
B15.10	B-P	制御棒駆動ハウジングの溶接継手(下部)	体積又は表面	最外周の25%	1	PT	最外周の25% 6	-	-	2	-	-	-	(重大事故等クラス2機器)
		圧力保持範囲	VT-2	可能範囲100%	-	VT-2	可能範囲100%	-	-	-	可能範囲100%	-	-	(重大事故等クラス2機器)
F1.41	F-A	支持構造物(サポート、ブラケット、サポートシユーム、基礎ボルト)	VT-3	25%	6	VT-3	25% 2	-	-	A 出口 1	-	-	C 出口 1	(重大事故等クラス2機器)

※1: NRA文書「費用範囲用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の状態の検出」(令和元年8月5日原研技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂線形RRA文書改正という。)、の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等) 新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果を踏まえ、維持規格(JSNE S MA1-2012/2013/2014)を適用する。

2. 加圧器 (1/11)

項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	高浜発電所第4号機検査計画(7ヶ年)					備考
								2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	
B2.11	B-B	上部胴と上部胴板との間継手	体積	5%	1	UT	5%	-	第25保安サイクル	-	第27保安サイクル	-	(重大事故等クラス2機器)
		下部胴と下部胴板との間継手	体積	5%	1	UT	5%	-	5%	-	-	-	(重大事故等クラス2機器)
B2.12	B-B	上部胴の真手継手	体積	各10%	2	UT	各10%	-	A10%	-	B10%	-	(重大事故等クラス2機器)
		下部胴の真手継手	体積	各10%	2	UT	各10%	-	A10%	-	B10%	-	(重大事故等クラス2機器)
B2.13	B-B	上部胴と下部胴との間継手	体積	5%	1	UT	5%	-	-	5%	-	-	(重大事故等クラス2機器)
B3.30	B-D	管台と容積との溶接継手	体積	25%	6	UT	25% 2	-	(サージ管台)	-	(スプレイ管台)	-	(重大事故等クラス2機器)
B3.40	B-D	管台内面の丸みの部分	体積	25%	6	UT	25% 2	-	(サージ管台)	-	(スプレイ管台)	-	(重大事故等クラス2機器)
B5.40	B-F	管台とセーフティエンドの溶接継手(呼び径100A以上)											
		加圧器蓋がし弁管台	体積及び表面	25%	1								
		加圧器安全弁管台	体積及び表面	25%	3	UT PT	25% 2						
		加圧器スプレイ管台	体積及び表面	25%	1								
		加圧器サージ管台	体積及び表面	25%	1								
B7.20	B-G-2	マンホールの取付けボルト	VT-1	25%	16	VT-1 (漏えい時又は取外し時)	25% 4	-	1	-	2	-	(重大事故等クラス2機器)
B8.20	B-H	支持部材の容器への取付け溶接継手(スカート溶接継手)	表面	7.5%	1	PT	7.5%	-	-	7.5%	-	-	(重大事故等クラス2機器)
B15.20	B-P	圧力保特範囲	VT-2	可能範囲 100%	-	VT-2	可能範囲 100%	-	可能範囲 100%	-	可能範囲 100%	-	(重大事故等クラス2機器)
F1.41	F-A	支持構造物(スカート、基礎ボルト)	VT-3	25%	1	VT-3	25% 1	-	-	1	-	-	(重大事故等クラス2機器)

※1: NRA文書「毎月券用原子炉及びその附属施設における成績を引き起こす書類その他の文書の取扱い」(令和元年6月5日原研経統第190605号)の改正版(以下、電報経統RA文書改正という。)、の施行及び公開案「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の取扱いにかかる案」(令和五年8月5日)の結果を踏まえ、維持規格「JSME S MAI-2012/2013/2014」を適用する。

3. 蒸気発生器 (1/1)

項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲 及び程度	設備数	検査の方法	検査の範囲 及び程度	高浜発電所第4号機検査計画(7ヵ年)					備考				
								2021年	2022年	2023年	2024年	2025年		2026年	2027年		
B2.40	B-B	管束と水室壁との溶接継手	体積	1基の 25%	3	UT	1基の 25%	-	第24回安全 サイクル	C8%	-	第25回安全 サイクル	2026年	第24回安全 サイクル	-	(重大事故等クラス2機器)	
B3.60	B-D	冷却材入口管台の内面の丸みの部分、 冷却材出口管台の内面の丸みの部分	体積	1基の 25%	6	UT	1基の 25%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(重大事故等クラス2機器)
B5.70	B-F	冷却材入口管台とセーフエントの溶接継 手 冷却材出口管台とセーフエントの溶接継手 (平均径100φ以上)	体積及び 表面	1基の 25%	6	UT PT	1基の 25%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(重大事故等クラス2機器)
B7.30	B-G-2	1次側マンホールの取付けボルト	VT-1	1基の 25%	96	VT-1 (測えい味又は 取外し時)	1基の 25%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(重大事故等クラス2機器)
B15.30	B-P	圧力保持範囲	VT-2	可能範囲 100%	-	VT-2	可能範囲 100%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(重大事故等クラス2機器)
F1.41	F-A	支持構造物 (支持脚、ベースプレート、基礎ボルト)	VT-3	1基の 25%	12	VT-3	1基の 25%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(重大事故等クラス2機器)

※1. NRA文庫「原子力設備規格 維持規格(2012年改訂版/2013.通補/2014.通補) 2.0.1.4.通補」 JSNE S NA1-2012/2013/2014※1  
 ※2. 代替試験として内面E-C-Tを合わせて実施

※1. NRA文庫「原子力設備規格 維持規格(2012年改訂版/2013.通補/2014.通補) 2.0.1.4.通補」の改正版(以下、電装部編00A文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制度年に関する事業計画の議取にかける会合」(令和元年8月5日)の結果を踏まえ、維持規格 JSNE S NA1-2012/2013/2014を適用する。



4. 配管 (1/4)

項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	高浜発電所第4号機検査計画(7ヵ年)					備考		
								2021年	2022年	2023年	2024年	2025年		2026年	2027年
B7.50	B-G-2	圧力増強用ボルト締付け部 (直径50mm以下)	VT-1	25%	3	VT-1 (漏えい時又は取外し時)	25% 1	-	-	-	-	-	-		
								1次冷却材ポンプ封水注入ライン A、B、Cルーブ	第24保安サイクル	第25保安サイクル	第26保安サイクル	第27保安サイクル	-	-	
B9.11	B-J	配管の同種金属溶接継手 (平均径100mm以上)	体積	25%	40	UT	25% 10	-	A3	A1 B1	-	B2	C3	-	
								1次冷却材管 (27.5INID, 83.6, 00mm, 29INID, 31INID) A、B、Cルーブ	-	-	1	-	-	-	
								加圧器サージ管 (14B, 355, 60mm)	-	-	-	-	-	-	
								加圧器安全弁ライン (6B) A、B、Cライン	-	-	A1 B1	-	B1 C1	-	-
								加圧器逃がし弁ライン (6B)	-	-	1	-	1	-	-
								加圧器スプレイレイン (4B, 144, 50mm) A、Cルーブ	-	-	A2 C2	-	A2 C1	-	-
								糸鋸除去ポンプ入口ライン (12B) B、Cルーブ	-	-	B4 C1	-	B1 C1	B3	-
								加圧器補助スプレイレイン (4B)	-	-	1	-	1	-	-
								SIS蓄圧注入ライン (12B, 318, 50mm) A、B、Cルーブ	-	-	A1 B1	-	A1 B1	B1 C1	-
								SIS高温側低圧注入ライン (6B, 165, 20mm) A、Bルーブ	-	-	A1 B1	-	A1	B2	-
								SIS低温側低圧注入ライン (6B) A、B、Cルーブ	-	-	A1 B2	-	A1 C2	A1 C3	-
								SIS高温側補助注入ライン (4B, 6B) Cルーブ	-	-	1	-	1	-	-
B9.21	B-J	配管の同種金属溶接継手 (平均径100mm未満)	表面	25%	20	PT	25% 5	-	1	2	-	1	-		
								加圧器逃がし弁ライン (3B)	-	-	-	1	-	-	
								加圧器補助スプレイレイン (2B, 60, 50mm)	-	-	-	1	-	-	
								糸鋸除去ポンプ入口ライン (11/4B) B、Cルーブ	-	-	4	-	1	-	

※1: NIA文庫「東海発電機目録及びその附属施設における配管の検閲」(令和元年6月5日原稿執筆第1906051号)の改正版(以下、電製検研NIA文庫改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果を踏まえ、維持規格「SISE S WA1-2012/2013/2014」を適用する。

4. 配管(2/4)

項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法及び程度	高浜発電所第4号機検査計画(7カ年)					備考									
							2021年	2022年	2023年	2024年	2025年		2026年	2027年							
B9-21	B-J	配管の同種金属溶接継手(呼び径100A未満)	表面	2.5%	6	PT	2.5% 2	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年							
								-	-	第25保安サイクル	-	第26保安サイクル	-	第27保安サイクル	-						
															A1	-	-	-	-	-	
															A1 C1	-	-	C2	C3	-	
															B1	B1	A1	-	A1	-	(重大事故等クラス2機器)
															-	-	A1	-	-	-	-
															A1	A1	A1	-	C1	B1	-
															A1	A1	A1	-	C1	B1	-
															A2	A1	B1	-	C1	C1	-
															-	-	-	-	-	-	-
B9-31	B-J	母管と管台との溶接継手(呼び径100A以上)	体積	2.5%	11	UT	2.5% 3	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年							
								-	-	B1	-	-	-	-	-						
B9-32	B-J	母管と管台との溶接継手(呼び径100A未満)	表面	2.5%	17	PT	2.5% 5	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年							
								-	-	C1	-	B1	-	-	-						
															A1 B1	-	-	A1	-	-	
															-	-	B1	-	-	-	
															-	-	-	-	B1	-	-
															-	-	-	-	-	-	-
															-	-	-	-	-	-	-
															-	-	-	-	-	-	-
															-	-	-	-	-	-	-
															-	-	-	-	-	-	-
B9-40	B-J	ソケット溶接継手	表面	2.5%	1	PT	2.5% 1	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年							
								-	1	-	-	-	-	-	-						

※1: NRA文書「運用者用原子炉及びその附属施設における破損を引起こす腐蝕その他の欠陥の監視」(令和元年6月5日原研発第190605号)の改正版(以下、監視範囲別文書改正という。)の施行及び公開案(「原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等」新編案)に関する事業者意見の聴取にかかる案(令和元年8月5日)の意見を踏まえ、維持維持 JSNE S NA1-2012/2013/2014※1を適用する。  
 ※2: 簡易リスク「規制基準施行に伴うRCPB拡大部分の検査方法の明確化について」に拠り、1.00%とする。

4. 配管 (3/4)

項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法及び程度	高浜発電所第4号機検査計画 (7カ年)					備考							
							2021年	2022年	2023年	2024年	2025年		2026年	2027年					
B9-40	B-J	ソケット溶接継手 RTDウェル及び閉止分岐管 (91.00mm) A. B. Cグループ 抽出・糸鋸抽出及びドレンライン (2B) A. B. Cグループ 1次冷却材ポンプ排水注入ライン (1/1/2B) A. B. Cグループ SIS高温側補助注入ライン (2B) A. B. Cグループ SIS低温側補助注入ライン (2B) A. B. Cグループ SIS低温側ほう酸注入ライン (2B) A. B. Cグループ	表面	2.5%	3	PT	2.5% 1	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年					
								-	-	第25保安サイクル	-	第24保安サイクル	第27保安サイクル	-					
								-	-	A1	-	A1	-	B1	-				
								-	A2 B1	B1 C2	-	A2 B2	B1 C2	-	-				
								-	A1	B1	-	C1	A1	-	-				
								-	-	A1	-	-	-	-	-				
								-	-	-	-	B1	-	-	-				
								-	-	-	-	-	-	-	-				
								-	-	-	-	-	-	-	-				
								-	-	-	-	-	-	-	-				
B10-20	B-K	配管の支持部材取付け溶接継手 余熱除去ポンプ吸入ライン B. Cグループ	表面	7.5%	2	PT	7.5% 1	-	C1	-	-	-	-	(重大事故等クラス2機器)					
B15-50	B-P	圧力保持範囲 支持構造物	VT-2	可能範囲 100%	-	VT-2	可能範囲 100%	-	可能範囲 100%	-	可能範囲 100%	-	-	(重大事故等クラス2機器)					
F1-10	F-A	加圧器サージ管 加圧器溢返し弁ライン 加圧器スプレイレイン A. Cグループ 余熱除去ポンプ吸入ライン B. Cグループ 加圧器補助スプレイレイン	VT-3	2.5%	9	VT-3	2.5% 3	-	-	1	-	2	-	-	(重大事故等クラス2機器)				
								-	-	1	-	1	-	-	-	(重大事故等クラス2機器)			
								-	-	2	-	1	-	-	-	(重大事故等クラス2機器)			
								-	-	A3 C2	-	A2 C3	-	B2 C3	-	-	-	-	(重大事故等クラス2機器)
								-	-	B3 C2	-	-	-	-	-	-	-	-	(重大事故等クラス2機器)
								-	-	1	-	2	-	2	-	-	-	-	-

※1: NRA文書「運用発電用原子炉及びその附属施設における破断を引き起こす破断その他の文書の解説」(令和元年6月5日版最終更新190605号)の改正版(以下、最終版)を参照し、NRA文書「(令和元年8月5日)の結果を踏まえ、維持補修」(令和元年8月5日)の結果を踏まえ、維持補修、JSNE-S NAI-2012/2013/2014を適用する。

4. 配置 (4/4)

高浜発電所第4号機検査計画 (7カ年)		高浜発電所第4号機検査計画 (7カ年)										備考					
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲 及び程度	設備数	検査の方法	検査の範囲 及び程度	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年			
																第25保安 サイクル	第26保安 サイクル
F1.10	F-A	支持構造物															
		CVC/S充てんライン Bグループ	VT-3	25%	6	VT-3	25%	-	B1	-	-	-	B1	-	-	-	(重大事故等クラス2機器)
		抽出・余剰抽出及びドレンライン A、B、Cグループ	VT-3	25%	29	VT-3	25%	-	A1 B1	-	C2	-	A1 B1	C2	-	-	
		1次冷却材ポンプ封水注入ライン A、B、Cグループ	VT-3	25%	19	VT-3	25%	-	A1	-	A1 B1	-	B1	C1	-	-	
		S1S蓄圧注入ライン A、B、Cグループ	VT-3	25%	32	VT-3	25%	-	A1 B1	-	A1 C1	-	B2	C2	-	-	(重大事故等クラス2機器)
		S1S高濃縮低圧注入ライン A、Bグループ	VT-3	25%	18	VT-3	25%	-	A1 B1	-	A1	-	-	A2	B1	-	
		S1S低濃縮低圧注入ライン A、B、Cグループ	VT-3	25%	29	VT-3	25%	-	A1 B1	-	A1 C1	-	-	A1	B1 C2	-	(重大事故等クラス2機器)
		S1S高濃縮補助注入ライン A、B、Cグループ	VT-3	25%	23	VT-3	25%	-	A1 B1	-	C1	-	-	B1 C1	C1	-	
		S1S低濃縮補助注入ライン A、B、Cグループ	VT-3	25%	15	VT-3	25%	-	A1	-	B1	-	-	C1	B1	-	
		S1S低濃縮ほう筒注入ライン A、B、Cグループ	VT-3	25%	28	VT-3	25%	-	A1 B1	-	C1	-	-	A1 C1	B1 C1	-	(重大事故等クラス2機器)

※1: IWR文書「東海発電用原子炉及びその附属施設における破断を引き起こす確率その他の文書の解説」(令和元年6月5日原研技報第190605号)の改正版(以下、電裂検測IWR改訂版)の旅行及び公開会合「(原子炉圧力管の溶接手の試験程度等)新検測要  
件に関する事業者意見の聴取にかかる報告」(令和元年8月6日)の結果を踏まえ、維持検査 JSmE S NAI-2012/2013/2014を適用する。

5. 1 次送電材ポンプ (1/1)

項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲 及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲 及び程度	高浜発電所第4号機検査計画(7ヵ年)					備考	
								2021年	2022年	2023年	2024年	2025年		2026年
B6.180	B-Q-1	スタットボルト	体積	1台の25%	72	UT (装着時又は 取外し時)	1台の25% 6	-	第24保安 サイクル	第25保安 サイクル	-	2027年	-	(重大事故等クラス2機器)
B6.190	B-Q-1	フランジ表面	VT-1	1台の25%	72	VT-1	1台の25% 6	-	-	C6	-	-	-	ポンプ分断点検時に要請 (重大事故等クラス2機器)
B6.200	B-Q-1	ナット	VT-1	1台の25%	72	VT-1 (潤えい時又は 取外し時)	1台の25% 6	-	-	C6	-	-	-	(重大事故等クラス2機器)
B12.20	B-L-2	ケーシングの内表面	VT-3	1	3	VT-1 (潤えい時又は 取外し時)	1台の25% 6	-	-	C6	-	-	-	(重大事故等クラス2機器)
B15.60	B-P	圧力保持範囲	VT-2	可能範囲 100%	-	VT-3	1	-	-	C1	-	-	-	ポンプ分断点検時に要請 (重大事故等クラス2機器)
F1.41	F-A	支持構造物 (支持脚、ベースプレート、基礎ボルト)	VT-3	1台の25%	9	VT-2	可能範囲 100%	-	可能範囲 100%	可能範囲 100%	-	-	-	(重大事故等クラス2機器)

※1: NIA文書「東海発電用原子炉及びその附属施設における地震を引き起こす機器その他の設備」(令和元年6月5日原研技発第1906051号)の改正版(以下、複製版NIA文書改正という。)の旅行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接接手の品質検査等)新規要件に関する事業意見の聴取にかかる会合」(令和元年6月5日)の結果を踏まえ、維持規格 JSME S MA1-2012/2013,2014を適用する。



6. 表(2/2)

項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	高浜発電所第4号機検査計画(7分年)					備考												
								2021年	2022年	2023年	2024年	2025年		2026年	2027年										
B12.80	B-W-2	弁本体の内表面 加圧器安全弁ライン A、B、Cグループ 4V-RC-055 4V-RC-056 4V-RC-057 糸鋸除去ポンプ入ロライン B、Cグループ 4PCV-420 4PCV-430 4V-RH-003A 4V-RH-003B S I S蓄圧注入ライン A、B、Cグループ 4V-SI-134A、136A 4V-SI-134B、136B 4V-SI-134C、136C S I S高温側低圧注入ライン A、Bグループ 4V-SI-208A、208B 4V-SI-208C、208D S I S低温側低圧注入ライン A、B、Cグループ 4V-SI-202A、202A 4V-SI-202B、202B 4V-SI-202C、202C S I S高温補助注入ライン Cグループ 4V-SI-088	VT-3	類似井ごとに1	3	VT-3	類似井ごとに1	-	第24保安サイクル	-	第26保安サイクル	-	第27保安サイクル	-	-	-	-	-	(重大事故等クラス2機器)						
			VT-3	類似井ごとに1	2	VT-3	類似井ごとに1	-	4V-RC-055	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(重大事故等クラス2機器)					
			VT-3	類似井ごとに1	2	VT-3	類似井ごとに1	-	4PCV-420	-	4PCV-420	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(重大事故等クラス2機器)				
			VT-3	類似井ごとに1	2	VT-3	類似井ごとに1	-	4V-RH-003A	-	-	4V-RH-003B	-	-	-	-	-	-	-	-	(重大事故等クラス2機器)				
			VT-3	類似井ごとに1	6	VT-3	類似井ごとに1	-	4V-SI-134A、136A、134B、136B、134C、136C	-	-	4V-SI-209A	-	-	-	-	-	-	-	-	(重大事故等クラス2機器)				
			VT-3	類似井ごとに1	4	VT-3	類似井ごとに1	-	4V-SI-208A、208B	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
			VT-3	類似井ごとに1	6	VT-3	類似井ごとに1	-	4V-SI-202A、202A、202B、202B、202C、202C	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(重大事故等クラス2機器)				
			VT-3	類似井ごとに1	1	VT-3	類似井ごとに1	-	4V-SI-088	-	-	4V-SI-088	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
			VT-2	可能範囲100%	-	VT-2	可能範囲100%	-	-	-	-	-	可能範囲100%	-	-	-	-	-	-	-	-	(重大事故等クラス2機器)			
			B15.70	B-P	加圧器安全弁ライン A、B、Cグループ 4V-RC-055 4V-RC-056 4V-RC-057 加圧器透かし弁ライン 4V-RC-054A 4V-RC-054B 4V-RC-054C 4PCV-455A 4PCV-455B 4PCV-455C 4PCV-454 加圧器スプレイレイン A、Cグループ 4PCV-454A 4PCV-454B 加圧器補助スプレイレイン 4V-CS-225 抽出ライン Cグループ 4LGV-451 4LGV-452 糸鋸除去ポンプ入ロライン B、Cグループ 4PCV-420 4PCV-430 4V-RH-003A 4V-RH-003B	VT-3	類似井ごとに1台の25%	3	VT-3	類似井ごとに1台の25%	-	4V-RC-055	-	4V-RC-055	-	-	-	-	-	-	-	-	(重大事故等クラス2機器)		
VT-3	類似井ごとに1台の25%	6				VT-3	類似井ごとに1台の25%	-	4V-RC-054A、4V-RC-054B、4V-RC-054C	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(重大事故等クラス2機器)				
VT-3	類似井ごとに1台の25%	6				VT-3	類似井ごとに1台の25%	-	4PCV-455A、4PCV-455B、4PCV-455C	-	-	4PCV-455B	-	-	-	-	-	-	-	-	(重大事故等クラス2機器)				
VT-3	類似井ごとに1台の25%	4				VT-3	類似井ごとに1台の25%	-	4PCV-454A、4PCV-454B	-	-	4PCV-454B	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(重大事故等クラス2機器)			
VT-3	類似井ごとに1台の25%	1				VT-3	類似井ごとに1台の25%	-	4V-CS-225	-	-	-	-	-	-	-	4V-CS-225	-	-	-	-	(重大事故等クラス2機器)			
VT-3	類似井ごとに1台の25%	4				VT-3	類似井ごとに1台の25%	-	4LGV-451、4LGV-452	-	-	-	-	-	-	-	4LGV-451	-	-	-	-	(重大事故等クラス2機器)			
VT-3	類似井ごとに1台の25%	4				VT-3	類似井ごとに1台の25%	-	4PCV-420、4PCV-430	-	-	-	-	-	-	-	-	4PCV-420	-	-	-	-	(重大事故等クラス2機器)		
VT-3	類似井ごとに1台の25%	4				VT-3	類似井ごとに1台の25%	-	4V-RH-003A、4V-RH-003B	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(重大事故等クラス2機器)		
VT-3	類似井ごとに1台の25%	4				VT-3	類似井ごとに1台の25%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(重大事故等クラス2機器)		
F1.41	F-A	抽出ライン Cグループ 4LGV-451 4LGV-452 糸鋸除去ポンプ入ロライン B、Cグループ 4PCV-420 4PCV-430 4V-RH-003A 4V-RH-003B				VT-3	類似井ごとに1台の25%	1	VT-3	類似井ごとに1台の25%	-	4V-CS-225	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(重大事故等クラス2機器)	
			VT-3	類似井ごとに1台の25%	4	VT-3	類似井ごとに1台の25%	-	4LGV-451、4LGV-452	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(重大事故等クラス2機器)		
			VT-3	類似井ごとに1台の25%	4	VT-3	類似井ごとに1台の25%	-	4PCV-420、4PCV-430	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(重大事故等クラス2機器)		
			VT-3	類似井ごとに1台の25%	4	VT-3	類似井ごとに1台の25%	-	4V-RH-003A、4V-RH-003B	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(重大事故等クラス2機器)	
			VT-3	類似井ごとに1台の25%	4	VT-3	類似井ごとに1台の25%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(重大事故等クラス2機器)	
			VT-3	類似井ごとに1台の25%	4	VT-3	類似井ごとに1台の25%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(重大事故等クラス2機器)	
			VT-3	類似井ごとに1台の25%	4	VT-3	類似井ごとに1台の25%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(重大事故等クラス2機器)
			VT-3	類似井ごとに1台の25%	4	VT-3	類似井ごとに1台の25%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(重大事故等クラス2機器)
			VT-3	類似井ごとに1台の25%	4	VT-3	類似井ごとに1台の25%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(重大事故等クラス2機器)
			VT-3	類似井ごとに1台の25%	4	VT-3	類似井ごとに1台の25%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(重大事故等クラス2機器)

※1: NVA文書「東海発電用原子炉及びその附属施設における防護を可及的迅速に実施するための措置(令和元年8月5日)」の結果を踏まえ、維持継続(JSME S MA1-2012/2013/2014)を適用する。

# クラス2機器供用期間中検査

1. 余熱除去冷却器（1／1）

項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	高浜発電所第4号機検査計画（10ヵ年）※2										備考					
			検査の範囲及び程度	検査方法	設備数	検査の範囲及び程度	検査方法	設備数	検査の範囲及び程度	検査方法	設備数	検査の範囲及び程度		検査方法	設備数			
C1.10	C-A	管制胴と管制フランジとの周溶接継手	1基の7.5%	体積	2	1基の7.5%	UT	2	2017年 第20保全サイクル	2018年 第21保全サイクル	2019年 第22保全サイクル	2020年 第23保全サイクル	2021年 -	2022年 第24保全サイクル	2023年 第25保全サイクル	2024年 -	2025年 第26保全サイクル	(重大事故等クラス2機器)
C1.20	C-A	管制鏡と管制胴との溶接継手	1基の7.5%	体積	2	1基の7.5%	UT	2		A 7.5%								(重大事故等クラス2機器)
C2.21	C-B	管制入口管台及び管制出口管台と管制胴との溶接継手	7.5%	体積及び表面	4	7.5%	UT PT	4			A1 (入口)							(重大事故等クラス2機器)

※1： NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の名称の種類の亀裂」(令和元年6月5日原相持第1900051号)の改正版(以下「亀裂類NRA文書改正」という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかわる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S MA1-2012/2013/2014を適用する。

※2： 前検査間隔を維持規格2008年版の1A-2310(2)を適用し11ヵ年としたため、本検査間隔は9ヵ年としている。



2. 配管 (1/3)

項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及びひ程度	設備数	検査方法及びひ程度	高浜発電所第4号機検査計画(10ヵ年)※2										備考						
							2017年 第20保全 サイクル	2018年 第21保全 サイクル	2019年 第22保全 サイクル	2020年 第23保全 サイクル	2021年 第24保全 サイクル	2022年 第25保全 サイクル	2023年 第26保全 サイクル	2024年	2025年								
03.20	C-C	配管の支持部材取付溶接継手																					
		弁熱除去ポンプ入口ライン (318.50mm, 355.60mm) A. Bライン	表面	7.5%	12	P T	7.5%														(重大事故等クラス2機器)		
		弁熱除去ポンプ出口ライン (267.40mm) A. Bライン	表面	7.5%	3	P T	7.5%															(重大事故等クラス2機器)	
		S I S高温耐低圧注入ライン (165.20mm, 267.40mm) Aライン	表面	7.5%	3	P T	7.5%	A 1															
		S I S低温耐低圧注入ライン (165.20mm, 267.40mm) A. B. Cライン	表面	7.5%	9	P T	7.5%			C 1												(重大事故等クラス2機器)	
		S I S高温補助注入ライン (60.50mm, 89.10mm) A. B. C. 共通ライン	表面	7.5%	15	P T	7.5%			C 1													
		S I S低温補助注入ライン (60.50mm, 89.10mm) A. B. C. 共通ライン	表面	7.5%	4	P T	7.5%																(重大事故等クラス2機器)
		補助注入ライン (89.10mm, 114.30mm)	表面	7.5%	5	P T	7.5%																
		S I S低温耐ほろ酸注入ライン (60.50mm, 89.10mm) A. B. 共通ライン	表面	7.5%	5	P T	7.5%																(重大事故等クラス2機器)
		充てん/高圧注入ポンプ入口ライン (216.30mm)	表面	7.5%	3	P T	7.5%																(重大事故等クラス2機器)
		充てん/高圧注入ポンプ出口ライン (89.10mm, 114.30mm)	表面	7.5%	3	P T	7.5%																(重大事故等クラス2機器)
		1次冷却材管高温耐高圧注入ライン (89.10mm)	表面	7.5%	2	P T	7.5%																
		1次冷却材管低温耐高圧注入ライン (89.10mm)	表面	7.5%	2	P T	7.5%																
		1次冷却材管高温耐高圧注入ライン (89.10mm)	表面	7.5%	2	P T	7.5%																
		1次冷却材管低温耐高圧注入ライン (89.10mm)	表面	7.5%	2	P T	7.5%																
1次冷却材管低温耐高圧注入ライン (89.10mm)	表面	7.5%	2	P T	7.5%																		
格納容器再循環サブ出口ライン (355.60mm) A. Bライン	表面	7.5%	8	P T	7.5%																(重大事故等クラス2機器)		

※1: NRA文書「運用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の検出」(令和元年6月5日原規持第1000051号)の改正版(以下「亀裂検出NRA文書改正版」という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S MAI-2012/2013/2014を適用する。

※2: 前検査間隔を維持規格2008年版の1A-2310(2)を適用し11ヵ年としたため、本検査間隔は9ヵ年としている。

2. 配管 (2/3)

項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	高圧発電所第4号機検査計画(10ヵ年)※2										備考					
			検査方法及び程度	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年		2022年	2023年	2024年	2025年	
05.11	C-F	配管の耐圧部分の溶接継手 (呼び径100Aを超え公称肉厚9.5mmを超えるもの)	体積又は表面	7.5%	6.9	P.T	7.5%	6										
			体積及び表面	7.5%	19	U.T P.T	7.5%	2										
05.21	C-F	配管の耐圧部分の溶接継手 (呼び径50A以上100A以下で公称肉厚5mmを超えるもの)	体積及び表面	7.5%	5.7	U.T P.T	7.5%	5										
			体積又は表面	7.5%	2.3	P.T	7.5%	2										
05.30	C-F	配管の耐圧部分の溶接継手 (ソケット溶接継手)	表面	7.5%	10.8	P.T	7.5%	9										
			表面	7.5%	5.4	P.T	7.5%	5										

※1: NRA文書「雇用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の検出」(令和元年6月5日原規維持策第1900051号)の改正版(以下「亀裂検出規程」)の施行及び公開合会「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかるとの合会」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S-NMI-2012/2013/2014を適用する。  
 ※2: 前検査間隔を維持規格2008年版のIA-2310(2)を適用し11ヵ年としたため、本検査間隔は9ヵ年としている。

2. 配管 (3/3)

項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	高浜発電所第4号機検査計画(10カ年)※2										備考							
								2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年									
F1.21	F-A	支持構造物																							
		余熱除去ポンプ入口ライン A、Bライン	VT-3	7.5%	49	VT-3	7.5% 4						A1 B1									(重大事故等クラス2機器)			
		余熱除去ポンプ出口ライン A、Bライン	VT-3	7.5%	80	VT-3	7.5% 6						A1 B1										(重大事故等クラス2機器)		
		SIS高温側低圧注入ライン Aライン	VT-3	7.5%	12	VT-3	7.5% 1																		
		SIS低温側低圧注入ライン A、B、Cライン	VT-3	7.5%	55	VT-3	7.5% 5						A1											(重大事故等クラス2機器)	
		補助注入ライン	VT-3	7.5%	24	VT-3	7.5% 2																		
		充てん/高圧注入ポンプ出口ライン	VT-3	7.5%	27	VT-3	7.5% 3																	(重大事故等クラス2機器)	
		充てん/高圧注入ポンプ入口ライン	VT-3	7.5%	23	VT-3	7.5% 2																		
		格納容器再循環サンプル出口ライン A、Bライン	VT-3	7.5%	14	VT-3	7.5% 2																		(重大事故等クラス2機器)

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の検出」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保安サイクルより維持規格 JSNE S NA1-2012/2013/2014を適用する。  
 ※2: 前検査間隔を維持規格2008年版のIA-2310(2)を適用し11カ年としたため、本検査間隔は9カ年としている。

の施行及び公開台「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験

3. 余熱除去ポンプ (1/1)

項目 番号	カテゴリ	検査対象箇所	JSME S NA1-2008※1		高浜発電所第4号機検査計画(10ヵ年)※2										備考		
			検査方法	検査の範囲 及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲 及び程度	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年		2024年	2025年
06.10	C-G	ケーシングの溶接継手	表面	1台の7.5%	4	P T	1台の7.5% <sub>1</sub>	第20保全 サイクル	第21保全 サイクル	第22保全 サイクル	第23保全 サイクル	第24保全 サイクル	第25保全 サイクル	-	-	第26保全 サイクル	(重大事故等クラス2機器)
F1.43	F-A	ポンプの台板脚	V T - 3	1台の7.5%	4	V T - 3	1台の7.5% <sub>1</sub>	A 1			A 1			-	-		(重大事故等クラス2機器)

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす種族その他の火傷の弊害」(令和元年6月5日原研技発第1906051号)の改正版(以下、電設/解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和五年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

※2: 前検査間隔を維持規格2008年版のIA-2310(2)を適用し11ヵ年としたため、本検査間隔は9ヵ年としている。

4. 弁（1／1）

項目番号	カテゴリ	高圧発電所第4号機検査計画（10ヵ年）※2										備考							
		検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2017年	2018年	2019年	2020年		2021年	2022年	2023年	2024年	2025年		
F1.43	F-A	支持構造物																	
		余熱除去ポンプ入口ライン A、Bライン	VT-3	類似弁ごとに1台の7.5%	4	VT-3	類似弁ごとに1台の7.5%		4V-RH-041A 1										
		余熱除去ポンプ出口ライン A、Bライン	VT-3	類似弁ごとに1台の7.5%	2	VT-3	類似弁ごとに1台の7.5%			4V-RH-024A 1									
		余熱除去ポンプ出口ライン A、Bライン	VT-3	類似弁ごとに1台の7.5%	2	VT-3	類似弁ごとに1台の7.5%				4PCV-611 1								
		余熱除去ポンプ出口ライン A、Bライン	VT-3	類似弁ごとに1台の7.5%	4	VT-3	類似弁ごとに1台の7.5%							4PCV-603 1					
		余熱除去ポンプ出口ライン A、Bライン	VT-3	類似弁ごとに1台の7.5%	4	VT-3	類似弁ごとに1台の7.5%								4FCV-614 1				
		SIS低温側低圧注入ライン A、Cライン	VT-3	類似弁ごとに1台の7.5%	2	VT-3	類似弁ごとに1台の7.5%					4V-SI-197A 1							
		SIS高温側補助注入ライン A、Bライン	VT-3	類似弁ごとに1台の7.5%	8	VT-3	類似弁ごとに1台の7.5%												
		充てん/高圧注入ポンプ出口ライン A、Bライン	VT-3	類似弁ごとに1台の7.5%	4	VT-3	類似弁ごとに1台の7.5%											4V-SI-023A 1	

※1： NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす種別その他の欠陥の検察」（令和元年6月5日原研技策第1900051号）の改正版（以下、亀裂検察NRA文書改正版という。）の旅行及び公開適合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新増補要件」に関する事業者委員の議決にかかるとともに、（令和元年8月5日）の経集（2019年度中の計画変更）を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

※2： 前検査間隔を維持規格2008年版のIA-2310(2)を適用し11ヵ年としたため、本検査間隔は9ヵ年としている。

5. クラス2機器漏えい検査 (1/7)

項目番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	高 浜 発 電 所 第 4 号 機 検 査 計 画 (10カ年) ※2										備 考 (漏えい区分)				
				運転圧力又は 最高使用圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年		2024年	2025年		
		化学体積制御系統																
C7.10 C7.30 C7.70	O-H	体積制御タンク及び出入口ライン	VT-2	0.11	VT-2													
C7.30 C7.50 C7.70	O-H	B-充てん/高圧注入ポンプ出口ライン	VT-2	17.76	VT-2			○										
C7.10 C7.30 C7.70	O-H	抽出ライン(1)	VT-2	15.41	VT-2			○										
C7.10 C7.30 C7.70	O-H	抽出ライン(2)	VT-2	2.16	VT-2			○										
C7.10 C7.30 C7.70	O-H	体積制御タンク入口ライン	VT-2	0.19	VT-2			○										
C7.30 C7.50 C7.70	O-H	ほう酸タンク出入口ライン	VT-2	大気圧	VT-2			○										
C7.10 C7.30 C7.70	O-H	ほう酸ポンプ出口ライン	VT-2	0.71	VT-2										○			

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす電磁その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、電裂解読NRA文書改正という。)の施行及び公開命令「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意思の聴取にかかる命令」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保安サイクルより維持規格 JSME S MA1-2012/2013/2014を適用する。  
 ※2: 前検査間隔を維持規格2008年版のIA-2310(2)を適用し11カ年としたため、本検査間隔は9カ年としている。

5. クラス2機器漏えい検査 (2/7)

項目番号		カテゴリー	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	運転圧力又は 最高使用圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	高 浜 発 電 所 第 4 号 機 検 査 計 画 (10ヵ年) ※2							備 考 (漏えい区分)		
								2017年 第20保全 サイクル	2018年 第21保全 サイクル	2019年 第22保全 サイクル	2020年 第23保全 サイクル	2021年	2022年 第24保全 サイクル	2023年 第25保全 サイクル	2024年	2025年 第26保全 サイクル	
			余熱除去系統														
			A-余熱除去ポンプ入口ライン	VT-2	2.75	2.75	VT-2							○			(3-11)
		C-H	B-余熱除去ポンプ入口ライン	VT-2	2.75	2.75	VT-2				○						(3-12)
		C-H	B-余熱除去ポンプ出口ライン	VT-2	3.56	3.56	VT-2			○							(3-14)
			燃料取替用水系統														
			燃料取替用水タンク出口ライン	VT-2	大気圧		VT-2			○							(3-15)
		C-H	燃料取替用水タンク原子炉キャビティ連絡ライン(PEN#222)	VT-2	0.14	0.14	VT-2		○								(3-41)
			安全注入系統														
			蓄圧タンク及び出入口ライン	VT-2	4.22	4.22	VT-2			○							※1-一部又は全前を気圧により検査 (3-16)
		C-H	ほう酸注入タンク及び出入口ライン	VT-2	8.00	8.00	VT-2			○							(3-17)
			蓄圧タンク注入ライン(PEN#216)	VT-2	4.40	4.40	VT-2									○	(3-43)
		C-H	蓄圧タンクウラストライン(PEN#227)	VT-2	6.90	6.90	VT-2									○	(3-44)
			充てん/高圧注入ポンプ出口安全注入ライン(2)	VT-2	8.00	8.00	VT-2			○							(3-19)

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂検察NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S MA1-2012/2013/2014を適用する。  
 ※2: 前検査間隔を維持規格2008年版のIA-2310(2)を適用し11ヵ年としたため、本検査間隔は9ヵ年としている。

5. クラスタ機器漏えい検査(3/7)

発電用原子力設備規格 維持規格(2008年版) JSME S MA1-2008※1		高浜発電所第4号機検査計画(10カ年)※2										備考 (漏えい区分)				
項目番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	運転圧力又は 最高使用圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	2017年 第20保全 サイクル	2018年 第21保全 サイクル	2019年 第22保全 サイクル	2020年 第23保全 サイクル	2021年		2022年 第24保全 サイクル	2023年 第25保全 サイクル	2024年	2025年 第26保全 サイクル
		安全注入系統														
C7.30 C7.70	C-H	充てん/高圧注入ポンプ出口安全注入ライン(4)	VT-2	8.00	8.00	VT-2			○							(3-21)
		格納容器再循環サブ出口ライン(余熱除去ポンプ側)	VT-2	4.91kPa	4.91kPa	VT-2						○				(3-22)
		格納容器スプレイ系統														
C7.10 C7.30 C7.70	C-H	よう素除去薬品タンク及び出入ロライン	VT-2	34.4kPa	34.4kPa	VT-2			○							※1 一部又は全部を気圧により検査 (3-23)
C7.30 C7.70	C-H	よう素除去薬品タンク出口ロライン	VT-2	34.4kPa	34.4kPa	VT-2				○						(3-88)
C7.30 C7.50 C7.70	C-H	A-格納容器スプレイポンプ入口ロライン	VT-2	0.36	0.36	VT-2							○			(3-24)
		B-格納容器スプレイポンプ入口ロライン	VT-2	0.36	0.36	VT-2							○			(3-25)
C7.10 C7.30 C7.50 C7.70	C-H	A-格納容器スプレイポンプ出口ロライン	VT-2	1.97	1.97	VT-2							○			(3-26)
		B-格納容器スプレイポンプ出口ロライン	VT-2	1.97	1.97	VT-2							○			(3-27)
C7.30 C7.70	C-H	格納容器スプレイポンプ出口ロライン	VT-2	1.64	1.64	VT-2			○							(3-28)
		格納容器再循環サブ出口ロライン(格納容器スプレイポンプ側)	VT-2	4.91kPa	4.91kPa	VT-2										(3-29)

※1: MRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈MRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等) 新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる委員会」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S MA1-2012/2013/2014を適用する。

※2: 前検査間隔を維持規格2008年版の1A-2310(2)を適用し11カ年としたため、本検査間隔は9カ年としている。



5. クラスタ機器漏えい検査(4/7)

発電用原子力設備規格 維持規格(2008年版) JSME S MA1-2008※1		高浜発電所第4号機検査計画(10カ年)※2										備考 (漏えい区分)				
項目番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	運転圧力又は 最高使用圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	2017年 第20保全 サイクル	2018年 第21保全 サイクル	2019年 第22保全 サイクル	2020年 第23保全 サイクル	2021年	2022年 第24保全 サイクル	2023年 第25保全 サイクル	2024年	2025年 第26保全 サイクル	
		主給水系統														
C7.10 C7.30 C7.70	O-H	A-蒸気発生器給水入口ライン	VT-2	5.30	5.30	VT-2			○		-			-		(3-30)
		主蒸気系統														
C7.30 C7.70	O-H	A-蒸気発生器出口ライン	VT-2	5.30	5.30	VT-2			○		-			-		(3-33)
		1次系補給水系統														
C7.30 C7.70	O-H	加圧器速がしタンクPMW供給ライン(PEN#279)	VT-2	0.80	0.80	VT-2				○				-		(3-38)
		1次系補給水ライン(PEN#268)	VT-2	0.60	0.60	VT-2			○					-		(3-56)
		廃棄物処理系統														
		蓄圧タンク蒸気充てんライン(PEN#218)	VT-2	4.40	4.40	VT-2				○				-		※1 一部又は全部を気圧により検査 (3-42)
C7.30 C7.70	O-H	格納容器冷却材ドレンポンプ出口ライン(PEN#225)	VT-2	0.70	0.70	VT-2				○				-		(3-86)
		格納容器サンポンプ出口ライン(PEN#234)	VT-2	0.15	0.15	VT-2			○					-		(3-87)

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす種別その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂検察NRA文書改正という。)の施行及び公開適合「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意思の醸成にかかる適合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S MA1-2012/2013/2014を適用する。  
 ※2: 前検査間隔を維持規格2008年版のIA-2310(2)を適用し11カ年としたため、本検査間隔は9カ年としている。

5. クラス2機器漏えい検査(5/7)

項目番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	高 浜 発 電 所 第 4 号 機 検 査 計 画 (10カ年) ※2										備 考 (漏えい区分)				
				運転圧力又は 最高使用圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年		2024年	2025年		
		蒸気発生器ブローダウンシステム																
C7.30 C7.70	O-H	A-蒸気発生器ブローダウンライン(PEN#319)	VT-2	4.80	4.80	VT-2												(3-45-1)
		B-蒸気発生器ブローダウンライン(PEN#318)	VT-2	4.80	4.80	VT-2												(3-45-2)
		C-蒸気発生器ブローダウンライン(PEN#317)	VT-2	4.80	4.80	VT-2												(3-45-3)
		試料採取システム																
C7.30 C7.70	O-H	A-蒸気発生器ブローダウンサンブルライン(PEN#259L)	VT-2	4.80	4.80	VT-2												(3-46-1)
		B-蒸気発生器ブローダウンサンブルライン(PEN#259M)	VT-2	4.80	4.80	VT-2												(3-46-2)
		C-蒸気発生器ブローダウンサンブルライン(PEN#259R)	VT-2	4.80	4.80	VT-2												(3-46-3)
		加圧器気相部サンブルライン(PEN#231R)	VT-2	15.41	15.41	VT-2												(3-67)
		加圧器液相部・ブループ高温側サンブルライン(PEN#231M)	VT-2	15.41	15.41	VT-2												(3-68)
		A-ループ高温側サンブルライン(PEN#235)	VT-2	15.41	15.41	VT-2												(3-69)
		蓄圧タンクサンブルライン(PEN#231L)	VT-2	4.40	4.40	VT-2												(3-70)

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす電裂その他の欠陥の探知」(令和元年6月5日原研技発第1906057号)の改正版(以下、亀裂探知NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等) 新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる妥合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S MA1-2012/2013/2014を適用する。  
 ※2: 前検査間隔を維持規格2008年版のIA-2310(2)を適用し11カ年としたため、本検査間隔は9カ年としている。

5. クラスタ機器漏えい検査(G-7)

項目番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	運転圧力又は 最高使用圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	高浜発電所第4号機検査計画(10ヵ年)※2										備考 (漏えい区分)
							2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年		
		原子炉補機冷却水系統					第20保全 サイクル	第21保全 サイクル	第22保全 サイクル	第23保全 サイクル	第24保全 サイクル	第25保全 サイクル	第26保全 サイクル				
		CRDM冷却ユニット他冷却水入ロライン(PEN#313)	VT-2	0.60	0.60	VT-2											(3-63)
		CRDM冷却ユニット他冷却水出ロライン(PEN#314)	VT-2	0.07	0.07	VT-2											(3-64)
		RCP冷却水入ロライン(PEN#312)	VT-2	0.50	0.50	VT-2		○									(3-65)
		RCP冷却水出ロライン(PEN#311)	VT-2	0.07	0.07	VT-2		○									(3-66)
		A・B-C/V再循環ユニット冷却水入ロライン(PEN#255)	VT-2	0.60	0.60	VT-2			○								(3-67)
		A-C/V再循環ユニット冷却水出ロライン(PEN#256)	VT-2	0.50	0.50	VT-2			○								(3-59)
		B-C/V再循環ユニット冷却水出ロライン(PEN#257)	VT-2	0.50	0.50	VT-2		○									(3-60)
		C・D-C/V再循環ユニット冷却水入ロライン(PEN#229)	VT-2	0.60	0.60	VT-2		○									(3-58)
		C-C/V再循環ユニット冷却水出ロライン(PEN#230)	VT-2	0.50	0.50	VT-2		○									(3-61)
		D-C/V再循環ユニット冷却水出ロライン(PEN#232)	VT-2	0.50	0.50	VT-2							○				(3-62)
		DRP1室冷却ユニット冷却水入ロライン(PEN#274)	VT-2	0.25	0.25	VT-2								○			(3-93)
		DRP1室冷却ユニット冷却水出ロライン(PEN#275)	VT-2	0.25	0.25	VT-2		○									(3-94)

※1: NRA文書「美用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規法発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈N/A文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかける発言」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

※2: 前検査間隔を維持規格2008年版の1A-2310(2)を適用し11ヵ年としたため、本検査間隔は9ヵ年としている。

5. クラス2機器漏えい検査(7/7)

項目番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	運転圧力又は 最高使用圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	高 浜 発 電 所 第 4 号 機 械 検 査 計 画 (10カ年) ※2										備 考 (漏えい区分)	
							2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年			
		空気系統					第20保安 サイクル	第21保安 サイクル	第22保安 サイクル	第23保安 サイクル	第24保安 サイクル	第25保安 サイクル	第26保安 サイクル					
C7.30 C7.70	C-H	制御用空気ライン(PEN#260)	VT-2	0.66	0.66	VT-2												※1 一部又は全部を気圧により検査 (3-79)
		制御用空気加圧器逃がし弁用供給ライン(1)(PEN#262)	VT-2	0.66	0.66	VT-2												※1 一部又は全部を気圧により検査 (3-80)
		制御用空気加圧器逃がし弁用供給ライン(2)(PEN#284)	VT-2	0.68	0.68	VT-2			○									※1 一部又は全部を気圧により検査 (3-81)
		所内用空気供給ライン(PEN#265)	VT-2	0.71	0.71	VT-2			○									※1 一部又は全部を気圧により検査 (3-82)
		消火水系統																
C7.30 C7.70	C-H	消火水ライン(PEN#271)	VT-2	1.30	1.30	VT-2				○								(3-83)
		炭酸ガス系統																
C7.30 C7.70	C-H	CO2消火ライン(PEN#316)	VT-2	4.40	4.40	VT-2												※1 一部又は全部を気圧により検査 (3-91)

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1908051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等) 新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保安サイクルより維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。  
 ※2: 前検査間隔を維持規格2008年版のIA-2310(2)を適用し11カ年としたため、本検査間隔は9カ年としている。

1. 配管 (1/1)

項目 番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲 及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲 及び程度	高浜発電所第4号機検査計画(10ヵ年)										備考	
								2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年				
F1.21	F-A	支持構造物	VT-3	7.5%	107	VT-3	7.5%	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年		
								第24保安 サイクル	第25保安 サイクル	第26保安 サイクル	第27保安 サイクル	第28保安 サイクル	第29保安 サイクル	第30保安 サイクル					
								-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-
		SIS高温側補助注入ライン A、B、C、共通ライン	VT-3	7.5%	107	VT-3	7.5%	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年		
		SIS低温側補助注入ライン A、B、C、共通ライン	VT-3	7.5%	49	VT-3	7.5%	-	-	A1 B1	-	C1	C2	-	共通1	C3 共通1			
		SIS低温側ほう酸注入ライン A、B、C、共通ライン	VT-3	7.5%	47	VT-3	7.5%	-	A1	-	-	C1	共通1	-	共通1	共通1			(重大事故等クラス2機器)

※1、NRA文書「運用管理用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす脆弱な機器の他の欠陥の監視」(令和元年6月5日原研基発第1900051号)の改正版(以下、電装解組NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原)子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等」新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果を踏まえ、維持規格「SME-S-NAI-2012/2013/2014」を適用する。

2. 弁 (1/1)

発電用原子力設備規格 (2012年版/2013追加/2014追加) JSME S NMI-2012/2013/2014※1		高浜発電所第4号機検査計画 (10ヵ年)										備考								
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2021年	2022年	2023年	2024年		2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年		
F1.43	F-A	支持構造物																		
		S I S 高温側低圧注入ライン 4V-SI-206 Aライン	V T - 3	類似弁ごとに1台の7.5%	1	V T - 3	類似弁ごとに1台の7.5%	-										4V-SI-206		
		S I S 低温側補助注入ライン 4V-SI-094 4V-SI-302	V T - 3	類似弁ごとに1台の7.5%	4	V T - 3	類似弁ごとに1台の7.5%	-					4V-SI-094							
		S I S 低温側ほうほう注入ライン 4V-SI-042A 4V-SI-042B	V T - 3	類似弁ごとに1台の7.5%	4	V T - 3	類似弁ごとに1台の7.5%	-					4V-SI-042A							

※1. NRA文書「専用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす脆弱な機器その他の欠陥の発現」(令和元年6月5日原研発委第1900051号)の改正版(以下、電装解類NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかるとの会合」(令和元年8月5日)(JSME S NMI-2012/2013/2014)を適用する。

3. クラス2機器漏えい検査(1/2)

発電用原子力設備規格 維持規格(2012年改定/2013追加/2014追加) JSME S NA1-2012/2013/2014※1		高浜発電所第4号機検査計画(10ヵ年)										備考 (漏えい区分)					
項目 番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	運転圧力又は 最高使用圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	2021年		2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年
							-	-	第24保全 サイクル	第25保全 サイクル	-	第26保全 サイクル	第27保全 サイクル	-	第28保全 サイクル	第29保全 サイクル	第30保全 サイクル
		化学体積制御系統															
C7.10 C7.30 C7.50 C7.70	C-H	A-充てん/高圧注入ポンプ出口ライン	VT-2	17.76	17.76	VT-2	-	-		-	○			-			(3-2)
C7.30 C7.50 C7.70	C-H	C-充てん/高圧注入ポンプ出口ライン	VT-2	17.76	17.76	VT-2	-	-		-				-	○		(3-4)
C7.30 C7.70	C-H	抽出ライン(3)	VT-2	0.40	0.40	VT-2	-	-		-	○			-			(3-31)
		封水戻りライン(PEN#217)	VT-2	0.10	0.10	VT-2	-	-		-	○			-			(3-39)
		余熱除去系統															
C7.10 C7.30 C7.50 C7.70	C-H	A-余熱除去ポンプ出口ライン	VT-2	3.56	3.56	VT-2	-	-		-	○			-			(3-13)
		安全注入系統															
C7.30 C7.70	C-H	充てん/高圧注入ポンプ出口安全注入ライン(1)	VT-2	8.00	8.00	VT-2	-	-		-				-	○		(3-18)

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破断を引き起こす電裂その他の欠陥の降釈」(令和元年6月5日原研技発第1906051号)の改正版(以下、電裂降釈NRA文書改正という。)の施行及び公開命令「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程序等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかる命令」(令和元年8月5日)の結果を踏まえ、維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

3. クラスタ機器漏えい検査(2/2)

発電用原子力設備規格 維持規格(2012年改訂/2013追補/2014追補) JSME S NA1-2012/2013/2014※1		高浜発電所第4号機検査計画(10ヵ年)											備考 (漏えい区分)				
項目 番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	運転圧力は 最高圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	
		安全注入系統					-	第24保全 サイクル	第25保全 サイクル	-	第26保全 サイクル	第27保全 サイクル	-	第28保全 サイクル	第29保全 サイクル	第30保全 サイクル	
C7.30 C7.70	C-H	充てん/高圧注入ポンプ出口安全注入ライン(3)	VT-2	8.00	8.00	VT-2	-			-	○		-				(3-20)
		主給水系統															
C7.10 C7.30 C7.70	C-H	B-蒸気発生器給水入口ライン	VT-2	5.30	5.30	VT-2	-			-	○		-				(3-31)
		C-蒸気発生器給水入口ライン	VT-2	5.30	5.30	VT-2	-			-		○	-				(3-32)
		主蒸気系統															
C7.30 C7.70	C-H	B-蒸気発生器出口ライン	VT-2	5.30	5.30	VT-2	-			-	○		-				(3-34)
		C-蒸気発生器出口ライン	VT-2	5.30	5.30	VT-2	-			-		○	-				(3-35)

※1: NRA文書「発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす電裂その他の文書の精査」(令和元年6月5日原研技発第1906051号)の改正版(以下、電裂精査NRA文書改正という。)の施行及び公開公告「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験履歴等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる公告」(令和元年8月5日)の結果を踏まえ、維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。



# クラス3 機器供用期間中検査

## 1. 余熱除去冷却器(同側) (1/1)

項目番号		カテゴリー	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	高浜発電所第4号機検査計画 (10カ年)										備考									
									2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年										
D1.10	D-A	胴と当板との溶接継手	VT-3 ※2	1基の7.5%	4	VT-3 ※2	1基の7.5% 1	第20保全 サイクル		第20保全 サイクル			第21保全 サイクル	第22保全 サイクル	第23保全 サイクル	-	第24保全 サイクル	第25保全 サイクル										
F1.44	F-A	支持脚	VT-3	1基の7.5%	4	VT-3	1基の7.5% 1	A1		A1			A1			-												

※1: NRA 文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす破壊その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用し、VT-3はVT-1と読み替える。  
 ※2: 第23保全サイクルより維持維持 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用し、VT-3はVT-1と読み替える。

## 2. 格納容器スプレイ冷却器 (同側) (1/1)

項目番号		カテゴリー	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	高浜発電所第4号機検査計画 (10カ年)										備考									
									2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年										
D1.10	D-A	胴と当板との溶接継手	VT-3 ※2	1基の7.5%	4	VT-3 ※2	1基の7.5% 1	第20保全 サイクル		第20保全 サイクル			第21保全 サイクル	第22保全 サイクル	第23保全 サイクル	-	第24保全 サイクル	第25保全 サイクル										
F1.44	F-A	支持脚	VT-3	1基の7.5%	4	VT-3	1基の7.5% 1						A1			-												

※1: NRA 文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす破壊その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用し、VT-3はVT-1と読み替える。  
 ※2: 第23保全サイクルより維持維持 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用し、VT-3はVT-1と読み替える。

3.原子炉補機冷却水冷却器 (1/1)

項目番号		カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	高浜発電所第4号機検査計画 (10カ年)										備考
									2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	
D1.10	D-A		胴と当板との溶接継手	VT-3 ※2	1基の7.5%	8	VT-3 ※2	1基の7.5% I		第20保全サイクル			第21保全サイクル	第22保全サイクル	第23保全サイクル	-	第24保全サイクル	第25保全サイクル	
F1.44	F-A		支持脚	VT-3	1基の7.5%	8	VT-3	1基の7.5% I					A1			-			

※1:NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす電裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用し、VT-3はVT-1と読み替える。  
 ※2:第23保全サイクルより維持維持 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用し、VT-3はVT-1と読み替える。

4.非常用ディーゼル発電機清水冷却器 (1/1)

項目番号		カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	高浜発電所第4号機検査計画 (10カ年)										備考
									2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	
D1.10	D-A		胴と補強板との溶接継手	VT-3 ※2	1基の7.5%	4	VT-3 ※2	1基の7.5% I		第20保全サイクル			第21保全サイクル	第22保全サイクル	第23保全サイクル	-	第24保全サイクル	第25保全サイクル	
F1.44	F-A		取付脚	VT-3	1基の7.5%	4	VT-3	1基の7.5% I					A1	A1		-			

※1:NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす電裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用し、VT-3はVT-1と読み替える。  
 ※2:第23保全サイクルより維持維持 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用し、VT-3はVT-1と読み替える。

5. 非常用ディーゼル発電機潤滑油冷却器 (1/1)

高浜発電所第4号機検査計画 (10カ年)												備考						
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2014年	2015年	2016年	2017年		2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
D1.10	D-A	胴と補強板との溶接継手	VT-3 ※2	1基の7.5%	4	VT-3 ※2	1基の7.5% 1		第20保全 サイクル			第21保全 サイクル	第22保全 サイクル	第23保全 サイクル	-	第24保全 サイクル	第25保全 サイクル	
F1.44	F-A	取付脚	VT-3	1基の7.5%	4	VT-3	1基の7.5% 1								-	A1		

※1:NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S NAI-2012/2013/2014を適用し、VT-3はVT-1と読み替える。  
※2:第23保全サイクルより維持維持 JSME S NAI-2012/2013/2014を適用し、VT-3はVT-1と読み替える。

6. 配管 (1/1)

高浜発電所第4号機検査計画 (10カ年)												備考						
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2014年	2015年	2016年	2017年		2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
D1.20	D-A	配管の支持部材取付け溶接継手 原子炉補機冷却水系統 原子炉補機冷却海水系統	VT-3 ※2 VT-3 ※2	7.5% 7.5%	76 30	VT-3 ※2 VT-3 ※2	7.5% 6 7.5% 3	1	1			1	1		-	2		
F1.31	F-A	支持構造物 原子炉補機冷却水系統 原子炉補機冷却海水系統	VT-3 VT-3	7.5% 7.5%	430 251	VT-3 VT-3	7.5% 33 19	5	5			9	4		-	10		

※1:NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S NAI-2012/2013/2014を適用し、VT-3はVT-1と読み替える。  
※2:第23保全サイクルより維持維持 JSME S NAI-2012/2013/2014を適用し、VT-3はVT-1と読み替える。

7. 原子炉補機冷却水ポンプ (1/1)

項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	高浜発電所第4号機検査計画 (10カ年)										備考
								2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	
F1.31	F-A	ポンプ台板脚	VT-3	1台の7.5%	20	VT-3	1台の7.5% I		第20保全 サイクル			第21保全 サイクル	第22保全 サイクル	第23保全 サイクル	-	第24保全 サイクル	第25保全 サイクル	

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

8. 弁 (1/1)

項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	高浜発電所第4号機検査計画 (10カ年)										備考	
								2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年		
F1.31	F-A	支持構造物							第20保全 サイクル			第21保全 サイクル	第22保全 サイクル	第23保全 サイクル	-	第24保全 サイクル	第25保全 サイクル		
		原子炉補機冷却水系統																	
		4TCV-2342A	VT-3	1台の7.5% I	4	VT-3	1台の7.5% I					4TCV-2342A 1							
		4TCV-2342B 4TCV-2342C 4TCV-2342D	VT-3	1台の7.5% I	4	VT-3	1台の7.5% I										4V-CC-043 1		

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

9. クラス3機器漏えい検査 (1/2)

項目番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	運転圧力又は 最高使用圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	高浜発電所第4号機検査計画(10ヵ年)										備考 (漏えい区分)
							2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	
		使用済燃料ピット冷却浄化 ・燃料検査ピット水移送系統					第20保全 サイクル									2023年 第25保全 サイクル	
D2.30	D-B	使用済燃料ピットポンプ入口ライン	VT-2	0.10	0.10	VT-2	○										(4-1)
D2.10 D2.30	D-B	A-使用済燃料ピットポンプ出口ライン	VT-2	0.59	0.59	VT-2	○										(4-2)
		B-使用済燃料ピットポンプ出口ライン	VT-2	0.59	0.59	VT-2	○										(4-3)
		原子炉補機冷却水系統															
		A, B, C-原子炉補機冷却水ポンプ入口ライン	VT-2	0.31	0.31	VT-2	○										(4-4)
D2.10 D2.30	D-B	D, E-原子炉補機冷却水ポンプ入口ライン	VT-2	0.31	0.31	VT-2				○							(4-5)
		原子炉補機冷却水ポンプ出口A供給ライン	VT-2	0.80	0.80	VT-2				○							(4-6)
		原子炉補機冷却水ポンプ出口B供給ライン	VT-2	0.80	0.80	VT-2					○						(4-7)
		原子炉補機冷却海水系統															
		A-海水ポンプ出口ライン	VT-2	0.18	0.18	VT-2					○						(4-8)
D2.10 D2.30	D-B	B-海水ポンプ出口ライン	VT-2	0.18	0.18	VT-2						○					(4-9)
		C-海水ポンプ出口ライン	VT-2	0.18	0.18	VT-2							○				(4-10)

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破綻を引き起こす破綻その他の火種の解説」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂発現NRA文書改正という。)の施行及び公開会合(原子炉圧力容器の溶接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

9. クラス3 機器漏えい検査 (2/2)

項目番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	運転圧力又は 最高使用圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	高浜発電所第4号機検査計画(10カ年)										備考 (漏えい区分)								
							2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年									
D2.10 D2.30	D-B	制御用空気系統	VT-2	0.66	0.66	VT-2	2014年	第20保全 サイクル											2023年 第25保全 サイクル						
							2015年	第21保全 サイクル																	
							2016年	第22保全 サイクル																	
							2017年	第23保全 サイクル																	
							2018年	第24保全 サイクル																	
							2019年	第25保全 サイクル																	
D2.10 D2.30	D-B	A-デーゼル発電機始動用空気ライン	VT-2	2.65	2.65	VT-2																			
							2014年																		
D2.10 D2.30	D-B	B-デーゼル発電機始動用空気ライン	VT-2	2.65	2.65	VT-2																			
							2014年																		

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破綻を引き起こす破綻その他の火種の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂発現NRA文書改正という。)の施行及び公開会合1(原子炉圧力容器の溶接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合1(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

# 供用期間中特別検査のうちクラス1機器Ni基合金使用部位特別検査

## 1. 原子炉容器 (1/1)

項目番号	カテゴリ	NRA文書※1.※2				高浜発電所第4号機検査計画 (7ヵ年)							備考		
		検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年		2026年	2027年
—	—	600系Ni基合金製の <sup>上蓋及び底部表面(600系Ni基合金製の各原子炉容器上蓋及び底部管台まわり360°を含む。)</sup>	BMV	100%	50	BMV	100% 50	—	第24保全サイクル	第25保全サイクル	—	第26保全サイクル	第27保全サイクル	—	(重大事故等クラス2機器)
		底部表面 (計測用管台)	BMV	100%	50	BMV	100% 50	—	50	—	—	—	50	—	(重大事故等クラス2機器)

※1: 「実用発電用原子炉及びその附属施設における破損を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(原研技発第1408063号(平成26年8月6日原子力規制委員会決定))

※2: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破損を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原研技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新規制要件にかかわる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、2020年7月1日より亀裂解釈NRA文書改正を適用する。

# 供用期間中特別検査のうちクラス2管（原子炉格納容器内）特別検査

項目番号	カテゴリ	高浜発電所第4号機検査計画（10か年）													備考							
		NISA文書※1※2																				
	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2010年 第19回全 サイクル	2011年	2012年	2013年	2014年 第20回全 サイクル	2015年	2016年	2017年	2018年 第21回全 サイクル	2019年 第22回全 サイクル	2020年 第23回全 サイクル	2021年	2022年 第24回全 サイクル	2023年 第25回全 サイクル	2024年	
	配管の耐圧部分の溶接継手																					
	抽出水ライン(3B)	体積	25%	19	UT	25% 5	1									2			2			
	充てんライン(3B)	体積	25%	54	UT	25% 14	3									7			3	1		
	再生熱交換器連絡管(3B)																					
	抽出ライン連絡管	体積	25%	12	UT	25% 3			1													
	充てんライン連絡管	体積	25%	12	UT	25% 3			1													

※1-平成26年8月6日以降は、「実用発電用原子炉及びその附属施設における破損を引き起こす亀裂その他の欠陥の検出(令和元年6月5日原規技発第1408063号(平成26年8月6日原子力規制委員会決定))を適用する。  
 ※2-NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破損を引き起こす亀裂その他の欠陥の検出(令和元年8月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂検出NRA文書改正という。)」の施行及び公開(原子力規制委員会の審議手続の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保全サイクルより亀裂検出NRA文書改正を適用する。

(重大事故等クラス2機器)  
 (重大事故等クラス2機器)



# 原子炉格納容器供用期間中検査

1. 原子炉格納容器(1/1)

発電用原子炉設備規格 維持規格(2008年改訂版) JSME S NA1-2008※1		高浜発電所第4号機検査計画(10ヵ年)										備考						
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2019年	2020年	2021年	2022年		2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年
E8.10	E-G	機器搬入口用ボルト締め付け部	VT-4	25%	72	VT-4	25% 18	第22保全サイクル	第23保全サイクル	-	第24保全サイクル	第25保全サイクル	-	第26保全サイクル	第27保全サイクル	第28保全サイクル	-	-

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の検出」(令和元年6月5日原規技委第1906051号)の改正版(以下、亀裂検出NRA文書改正とす)の施行及び公開套合「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる套合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス2機器供用期間中検査計画(クラス1機器供用期間中検査範囲)

1. 原子炉容器 (1/2)

検査用原子炉設備規格 維持規格(2012年改定版/2013追加/2014追加) JSME S NA1-2012/2013/2014※1		高浜発電所第4号機検査計画		備考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法及び程度	
B1.102	B-A	下部間の長手溶接継手	体積 可能範囲 各100%	
B2.111	B-B	上部間と下部間との原溶接継手	体積 可能範囲 100%	
		下部間とトランジションリングとの原溶接継手	体積 可能範囲 100%	
B3.105	B-C	トランジションリングと下部線板との原溶接継手	体積 可能範囲 100%	
		上部間と上部間フランジとの溶接継手	体積 可能範囲 各100%	
B3.110	B-D	冷却材入口管台と胴との溶接継手	体積 可能範囲 各100%	
		冷却材出口管台と胴との溶接継手	体積 可能範囲 各100%	
B3.20	B-D	冷却材入口管台内面の丸みの部分	体積 可能範囲 各100%	
		冷却材出口管台内面の丸みの部分	体積 可能範囲 各100%	
B5.10	B-F	冷却材入口管台とセーフエントの溶接継手(呼び径100A以上)	体積及び表面 可能範囲 各100%	
		冷却材出口管台とセーフエントの溶接継手(呼び径100A以上)	体積及び表面 可能範囲 各100%	
B6.10	B-G-1	ナット	VT-1 100%	
B6.30	B-G-1	スタッドボルト	体積 100%	
B6.40	B-G-1	胴フランジネジのネジ部	体積 100%	
B6.50	B-G-1	ワッシャー	VT-1 100%	
B7.10	B-G-2	マーカンカップリング	VT-1 25%	

クラス1機器供用期間中検査で管理

※1: MRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における検査を引継ぎし保証し得る検査その他の火傷の降釈」(令和元年6月5日原研技発第1006051号)の改正版(以下、複製権MRA文書改正という。)の発行及び公開を含む(原子炉圧力容器の溶接継手の試験精度等)新規制要件に関する事業者意見の取りかかるとの承諾(令和元年8月5日)の結果を踏まえ、維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス2機器供用期間中検査計画(クラス1機器供用期間中検査範囲)

1. 原子炉容器 (2/2)

発電用原子炉設備規格 維持規格(2012年改訂/2013改訂/2014改訂) JSNE S MAI-2012/2013/2014※1		高浜発電所第4号機検査計画		備考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法及び程度	
G1.10	G-P-1	容器内部	VT-3 全範囲の7.5% 各検査時期毎 2点	クラス1機器供用期間中検査で管理
		上部炉心支持構造物の内部取付物	VT-3 全範囲の7.5%	
G1.40	G-P-1	下部炉心支持構造物の内部取付物	VT-3 全範囲の7.5%	
		炉心内部取付物	VT-3 全範囲の7.5%	
G1.50	G-P-2	上部炉心支持構造物	VT-3 全範囲の7.5%	
		下部炉心支持構造物	VT-3 全範囲の7.5%	
B14.10	B-0	制御棒駆動ハウジングの溶接継手 (上部)	体積又は 表面	
		制御棒駆動ハウジングの溶接継手 (下部)		
B15.10	B-P	圧力保持範囲	VT-2 可能範囲 100%	
F1.41	F-A	支持構造物 (サポート、基礎ポルト、 シム、基礎ボルト)	VT-3 2.5%	

※1: NRA文書「発電用原子炉及びその附属施設における稼働における検査を引続き実施する電機その他の欠陥の排除」(令和元年6月5日原規技発第100051号)の改正版(以下、電機線検NRA文書改正という。)の発行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果を踏まえ、維持規格 JSNE S MAI-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス2 機器供用期間中検査計画 (クラス1 機器供用期間中検査範囲)

2. 加圧器 (1/1)

検査用原子力設備規格 維持規格(2012年改版/2013増補/2014追加) JSME S NA1-2012/2013/2014※1		高浜発電所 第4号機 検査計画		備考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法及び程度	
B2.11	B-B	上部間と上部継ぎ手の間継手	体積 5%	
		下部間と下部継ぎ手の間継手	体積 5%	
B2.12	B-B	上部間の長手継手	体積 各10%	
		下部間の長手継手	体積 各10%	
B2.13	B-B	上部間と下部間との間継手	体積 5%	
B3.30	B-D	管台と容器との溶接継手	体積 25%	
B3.40	B-D	管台内面の丸みの部分	体積 25%	
B5.40	B-F	管台とタービンエンドの溶接継手 (寸法は100A以上)		
		加圧器蓋がし弁管台		
		加圧器安全弁管台	体積及び表面 25%	
		加圧器スグレイ管台		
		加圧器サージ管台		
B7.20	B-G-2	マンホールの取付けボルト	VT-1 25%	
B8.20	B-H	支持材の管端への取付け溶接継手 (スカーポート溶接継手)	表面 7.5%	
B15.20	B-P	圧力保持範囲	VT-2 可能範囲 100%	
F1.41	F-A	支持構造物 (スカーポート、基礎ボルト)	VT-3 25%	

クラス1 機器供用期間中検査で管理

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における稼働を引続きする稼働その他の文脈の解釈」(令和元年6月5日原研技発第1900051号)の改正版(以下、電設規程NRA文書改正という。)の発行及び公開命令「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者委員の聴取にかかる命令」(令和元年6月5日)の編集を踏まえ、維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス2機器供用期間中検査計画(クラス1機器供用期間中検査範囲)

3. 蒸気発生器(1/1.1)

検査用原子炉設備規格 維持規格(2012年改版/2013増補/2014追加) JSME S MA1-2012/2013/2014※1		高浜発電所第4号機検査計画		備考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法及び程度	
B2.40	B-B	管板と水室胴との溶接継手	体積 1基の 25%	
B3.60	B-D	冷却材入口管台の内面のみみの部分 冷却材出口管台の内面のみみの部分	体積 1基の 25%	
B5.70	B-F	冷却材入口管台とセーフエンドの溶接継手、 冷却材出口管台とセーフエンドの溶接継手、 (呼び径100以上)	体積及び 表面 1基の 25%	クラス1機器供用期間中検査で管理
B7.30	B-G-2	1次側マンホールの取付けボルト	VT-1 1基の 25%	
B15.30	B-P	圧力保持範囲	VT-2 可能範囲 100%	
F1.41	F-A	支持構造物 (支脚脚、ベースプレート、基礎ボルト)	VT-3 1基の 25%	

※1：NRA文書「運用用原子炉及びその附属施設における磁場を引き起こす電磁その他の文書の解説」(令和元年6月5日原簿改訂第1900501号)の改正版(以下、電磁場NRA文書改正という。)の発行及び公開委員会(原子炉圧力容器の溶接継手の取扱いに関する事業者意見の聴取にかかる委員会)(令和元年8月5日)の議決を踏まえ、維持規格 JSME S MA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス2機器供用期間中検査計画（クラス1機器供用期間中検査範囲）

4. 配管（1/4）

項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲 及び精度	備考	
発電用原子力設備規格 維持規格（2012年改訂）/2013増補/2014増補 JSME S NMI-2012/2013/2014※1						
B9.11	B-J	配管の同種金属溶接継手 （呼び径100以上）				
		1次冷却材配管 （27.5INID, 836.00mm, 29INID, 31INID） A, B, Cグループ	体積	25%	高浜発電所第4号機検査計画          クラス1機器供用期間中検査で管理	
		加圧器ケーシング管（148, 355, 60mm）	体積	25%		
		加圧器安全弁ライン（BB） A, B, Cライン	体積	25%		
		加圧器過かし弁ライン（BB）	体積	25%		
		余熱除去ポンプ吸入ライン（12B） B, Cグループ	体積	25%		
		S1S新注注入ライン （12B, 31B, 50mm） A, B, Cグループ	体積	25%		
		S1S低濃縮低注注入ライン（BB） A, B, Cグループ	体積	25%		
		配管の同種金属溶接継手 （呼び径100未満）				
		加圧器過かし弁ライン（BB）	表面	25%		
B9.21	B-J					

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす電線その他の構装」（令和元年6月5日原研技発第1900051号）の改正版（以下、電線解除NVA文書改正という。）の施行及び公開案件（「原子炉圧力容器の溶接継手の試験経歴等」新規制要件に関する事業者意見の届出にかかると）の

重大事故等クラス2 機器供用期間中検査計画 (クラス1 機器供用期間中検査範囲)

4. 配置 (2/4)

発電用原子力設備規格 維持規格(2012年版改訂/2013追補/2014追補) JSNE S NA1-2012/2013/2014※1		高浜発電所第4号機検査計画		備考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法及び頻度	
B9.21	B-J	配管の同種名義溶接継手 (呼び径100A未満)		
		CVC9 充てんライン (3B, 6B, 10mm) E ループ	表面	25%
B9.31	B-J	SIS 低圧側ほう融注入ライン (2B, 6B, 50mm) A, B, C ループ	表面	25%
		母管と管台との溶接継手 (呼び径100A以上)		
B9.32	B-J	1次冷却材管 (4B, 6B, 12B, 14B) A, B, C ループ	体積	25%
		母管と管台との溶接継手 (呼び径100A未満)		
B9.32	B-J	1次冷却材管 (2B, 3B, 6B, 50mm) A, B, C ループ	表面	25%
		SIS 低圧側低圧注入ライン (2B) A, B, C ループ	表面	25%

※1: NRA 文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における検査を引続き行うべき施設その他の欠陥の検出」(令和元年6月5日原研技発第1006051号)の改正版(以下、電裂線網NRA文書改正という。)の発行及び公開命令(原子炉圧力設備の溶接継手の試験制度等)新制制度に関し、新制制度にかる場合(令和元年8月5日)の結果を踏まえ、維持規格 JSNE S NA1-2012/2013/2014を適用する。

クラス1 機器供用期間中検査で管理

重大事故等クラス2機器供用期間中検査計画（クラス1機器供用期間中検査範囲）

4. 配置（3/4）

検査用原子力設備規格 維持規格(2012年改訂/2013追加/2014追加) JSNE S NA1-2012/2013/2014※1		高浜発電所第4号機検査計画		備考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び頻度
B9.40	B-J	ソケット溶接継手 SIS 低圧配管溶接継手 A, B, Cグループ	表面	25%
B10.20	B-K	配管の支持部材取付け溶接継手 余熱除去ポンプ吸入ロライン B, Cグループ	表面	7.5%
B15.50	B-P	圧力保持範囲 支持構造物	VT-2	可能範囲 100%
F1.10	F-A	加圧器サージ管	VT-3	25%
		加圧器過かし弁ロライン	VT-3	25%
		余熱除去ポンプ吸入ロライン B, Cグループ	VT-3	25%

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における検査を引起こす集約その他の文書の解説」（令和元年6月5日原研技発第1000051号）の改正版（以下、集約解説NRA文書改正という。）の発行及び公開（原子炉圧力容器の溶接継手の試験精度等）新制制度に関する事業者意見の取りかき（令和元年8月5日）の結果を踏まえ、維持規格 JSNE S NA1-2012/2013/2014を適用する。

クラス1機器供用期間中検査で管理



重大事故等クラス2 機器供用期間中検査計画 (クラス1 機器供用期間中検査範囲)

4. 配置 (4/4)

項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の期間及び頻度	備考
F1.10	F-A	支持構造物			クラス1 機器供用期間中検査で管理
		C.V.C.S. 冷却システム B. ループ	VT-3	25%	
		S.I.S. 緊急注入ライン A. B. C. ループ	VT-3	25%	
		S.I.S. 低濃縮低圧注入ライン A. B. C. ループ	VT-3	25%	
		S.I.S. 低濃縮ほう酸注入ライン A. B. C. ループ	VT-3	25%	

※1: NRA 文書「東海発電用原子炉及びその附属施設における保護を引起こす電致その他の欠陥の解除」(令和元年6月5日原研技発第100051号)の改正版(以下、電致解除NRA文書改正という。)の発行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新規制案件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果を踏まえ、維持規格 JSME S MA1-2012/2013/2014 を適用する。

重大事故等クラス2 機器供用期間中検査計画 (クラス1 機器供用期間中検査範囲)

5.1 次発起材ポンプ (1.1.1.)

発電用原子力設備規格 維持規格(2012年改版/2013改訂/2014追加) JSNE S MAI-2012/2013/2014※1		高浜発電所第4号機検査計画		備考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法及び頻度	
B6.180	B-6-1	スタッドボルト	目視 1台の25%	
B6.190	B-6-1	フランジ表面	VT-1 1台の25%	
B6.200	B-6-1	ナット	VT-1 1台の25%	クラス1 機器供用期間中検査で管理
		ワッシャー	VT-1 1台の25%	
B12.20	B-1-2	ケーシングの内表面	VT-3 1	
B15.60	B-P	圧力保持範囲	VT-2 可能範囲 100%	ポンプ分解点検時に実施
		支持構造物 (支持脚、ベースプレート、基礎ボルト)	VT-3 1台の25%	

※1: NRA文書「発電用原子力炉及びその附属施設における稼働における稼働を引き起こす電気その他の欠陥の発現」(令和元年6月5日原研技発第1900051号)の改正版(以下、電気設備NRA文書改正という。)の発行及び公開を含む(原子炉圧力容器の汚染検査の汚染検査等)新規制要件に関する事業者高員の職取にかる場合(令和元年6月5日)の結果を踏まえ、維持規格 JSNE S MAI-2012/2013/2014を適用する。





重大事故等クラス2機器供用期間中検査計画(クラス1機器Ni基合金使用部位特別検査範囲)

原子炉容器

NRA文書※1 ※2		高浜発電所第4号機検査計画		備考
番項目号	検査対象箇所	検査方法及び程度	検査の範囲及び程度	
—	600系Ni基合金製の上蓋及び底部表面(600系Ni基合金製の各原子炉容器上蓋及び底部管台まわり360°を含む。) 底部表面(計測用管台)	BMV	100%/5年	クラス1機器Ni基合金使用部位特別検査で管理

※1：「美用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(原規控第1408063号(平成26年8月6日原子力規制委員会決定))

※2：NRA文書「美用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保全サイクルより亀裂解釈NRA文書改正を適用する。

重大事故等クラス2機器供用期間中検査計画(クラス2管(原子炉格納容器内)特別検査範囲)

NRA文書※1, ※2 高圧発電所第4号機検査計画				備考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法及び程度	
—	—	配管の耐圧部分の溶接継手 充てんライン (3B) 再生熱交換器連絡管 (3B) 充てんライン連絡管	25%	クラス2管 (原子炉格納容器内) 特別検査で管理
			25%	

※1: 「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(原規技発第1408063号(平成26年8月6日原子力規制委員会決定))  
 ※2: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等) 新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかるとの会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保安サイクルより亀裂解釈NRA文書改正を適用する。

重大事故等クラス2機器供用期間中検査計画

1. 格納容器スプレッド型器管束(1/1)

項目番号		カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	高浜発電所第4号機検査計画(10ヵ年)										備考
									2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
C1.10	C-A	管側胴と管側フランジとの間溶接継手	体積	1基の7.5%	2	UT	1基の7.5%	第20保全サイクル	第21保全サイクル	第22保全サイクル	第23保全サイクル	-	第24保全サイクル	第25保全サイクル	-	-	-		
C1.20	C-A	管側胴と管側胴との間溶接継手	体積	1基の7.5%	2	UT	1基の7.5%	第20保全サイクル	第21保全サイクル	第22保全サイクル	第23保全サイクル	7.5%	7.5%	-	-	-	-		

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす電裂その他の欠陥の解説」(令和元年6月5日原簿技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂検察NRA文書改正という。)の施行及び公開適合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる適合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス2機器供用期間中検査計画

2. 系統線送電機器管轄 (1/2/1)

発電用原子力設備規格 維持規格(2008年版) JSME S NAI-2008※1		高 浜 発 電 所 第 4 号 機 械 検 査 計 画		備 考
項目番号	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	
C1. 10	C-A 管側胴と管側フランジとの周溶接継手	体積	1 基の7.5%	クラス2機器供用期間中検査で管理
C1. 20	C-A 管側胴と管側胴との溶接継手	体積	1 基の7.5%	
C2. 21	C-B 管側入口管台及び管側出口管台と管側胴との溶接継手	体積及び表面	7.5%	

※1: NPA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす電熱その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原研技発第1900051号)の改正版(以下、電裂解釈NPA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23版を適用する。



重大事故等クラス2 機器供用期間中検査計画

3. 配管 (1/3)

項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	高 兵 発 電 所 第 4 号 機 検 査 計 画 (10ヶ年)										備 考						
					2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年							
発電用原子力設備規格 維持規格(2008年版) JSME S NA1-2008※1																					
C3.20	C-C	配管の支持部材取付け溶接継手	表面	7.5%	検査の範囲及び程度	第20保全サイクル															
						第21保全サイクル															
						第22保全サイクル															
C5.11	C-F	格納容器循環サンプ出口ロライン (14B, 355, 60mm) Aライン (格納容器スプレイ系統)	表面	7.5%	検査の範囲及び程度	第20保全サイクル															
						第21保全サイクル															
						第22保全サイクル															
F1.21	F-A	格納容器スプレイポンプ入口ロライン (14B, 355, 60mm) A、Bライン	表面	7.5%	検査の範囲及び程度	第20保全サイクル															
						第21保全サイクル															
						第22保全サイクル															
F1.21	F-A	格納容器スプレイポンプ出口ロライン (14B, 355, 60mm) A、Bライン	表面	7.5%	検査の範囲及び程度	第20保全サイクル															
						第21保全サイクル															
						第22保全サイクル															
F1.21	F-A	格納容器スプレイポンプ入口ロライン (14B, 355, 60mm) A、Bライン	表面	7.5%	検査の範囲及び程度	第20保全サイクル															
						第21保全サイクル															
						第22保全サイクル															
F1.21	F-A	格納容器スプレイポンプ出口ロライン (14B, 355, 60mm) A、Bライン	表面	7.5%	検査の範囲及び程度	第20保全サイクル															
						第21保全サイクル															
						第22保全サイクル															
F1.21	F-A	格納容器スプレイ系統熱除去系統連絡ロライン	表面	7.5%	検査の範囲及び程度	第20保全サイクル															
						第21保全サイクル															
						第22保全サイクル															
F1.21	F-A	恒設代替低圧注水ポンプ出口ロライン	表面	7.5%	検査の範囲及び程度	第20保全サイクル															
						第21保全サイクル															
						第22保全サイクル															
F1.21	F-A	可搬式代替低圧注水ポンプ出口ロライン	表面	7.5%	検査の範囲及び程度	第20保全サイクル															
						第21保全サイクル															
						第22保全サイクル															
F1.21	F-A	アニユラス空気浄化ロライン	表面	7.5%	検査の範囲及び程度	第20保全サイクル															
						第21保全サイクル															
						第22保全サイクル															

※1：NRA文書「運用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす機器その他の名称の記載」(令和元年6月5日原燃発登第1006051号)の改正版(以下「最新版NRA文書改正」という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス2機器供用期間中検査計画  
3. 配管（2/3）

項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	備考
発電用原子力設備規格（2008年版）JSME S NA1-2008※1					
C3.20	C-C	配管の支持部材取付け溶接継手			
		余熱除去ポンプ入口ロライン A、Bロライン (318, 50mm, 355, 60mm)	表面	7. 5%	
		余熱除去ポンプ出口ロライン A、Bロライン (267, 40mm)	表面	7. 5%	
		SIS低温側低圧注入ロライン A、B、Cロライン (165, 20mm, 267, 40mm)	表面	7. 5%	
		SIS低温側ほう融注入ロライン A、B、共通ロライン (60, 50mm, 89, 10mm)	表面	7. 5%	
		売てん/高圧注入ポンプ入口ロライン (216, 30mm)	表面	7. 5%	
		売てん/高圧注入ポンプ出口ロライン (89, 10mm, 114, 30mm)	表面	7. 5%	
		1次冷却材管低温側高圧注入ロライン ほう融注入タンク出口側 (89, 10mm)	表面	7. 5%	
		格納容器循環タンク出口ロライン A、Bロライン（余熱除去系統） (355, 60mm)	表面	7. 5%	
		配管の前圧部分の溶接継手（呼び径100Aを超え名称肉厚9.5mmを超えるもの）			
C5.11	C-F	余熱除去ポンプ入口ロライン A、Bロライン (128, 148, 318, 50mm, 355, 60mm)	体積又は表面	7. 5%	
		SIS低温側低圧注入ロライン A、B、Cロライン (68, 108, 165, 20mm, 267, 40mm)	体積及び表面	7. 5%	
		格納容器循環タンク出口ロライン A、Bロライン（余熱除去系統） (148, 355, 60mm)	体積又は表面	7. 5%	
クラス2機器供用期間中検査で管理					

※1：NRA文書「発電用原子力炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の観察」（令和元年6月5日原規発第1906051号）の改正版（以下、亀裂観察第1906051号。）の施行及び公開令合「（原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等）新規要件に関する事業者意見の聴取にかかる令合」（令和元年8月5日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス2機器供用期間中検査計画  
3. 配管 (3/3)

項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	備考
発電用原子力設備規格 (2008年版) JSME S MA1-2008※1					
C5.21	C-F	配管の耐圧部分の溶接継手 (呼び径50A以上100A以下で公称肉厚5mmを超えるもの)			クラス2機器供用期間中検査で管理
		SIS低溫側ほう融法注入ライン (2B, 3B, 60, 50mm 89, 10mm) A, B, C, 共通ライン	表面	7.5%	
		充てん/高圧注入ポンプ出口ライン (3B, 4B, 89, 10mm)	表面	7.5%	
C5.30	C-F	配管の耐圧部分の溶接継手 (ソケット溶接継手)			
		SIS低溫側ほう融法注入ライン (2B) A, B, Cライン	表面	7.5%	
F1.21	F-A	支持構造物			
		余熱除去ポンプ入口ライン A, Bライン	VT-3	7.5%	
		余熱除去ポンプ出口ライン A, Bライン	VT-3	7.5%	
		SIS低溫側低圧注入ライン A, B, Cライン	VT-3	7.5%	
		SIS低溫側ほう融法注入ライン A, B, C, 共通ライン	VT-3	7.5%	
		充てん/高圧注入ポンプ出口ライン	VT-3	7.5%	
		格納容器再循環ポンプ出口ライン A, Bライン (余熱除去系統)	VT-3	7.5%	

※1、NRA文書「発電用原子力炉及びその附属施設における破壊を引き起こす重要な部品の検査計画 (以下「発電用原子力設備規格」) の改正版 (以下「発電用原子力設備規格NRA文書改正」という) の施行及び公開会合」 (原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等) 新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかるとの会合」 (令和元年8月5日) の結果 (2019年度中の計画変更) を踏まえ、第23保安サイクルより維持規格 JSME S MA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス2機器供用期間中検査計画  
4. 格納容器スプレッド(19/1)

項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	高浜発電所第4号機検査計画(10ヵ年)										備考
								2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
06.10	C-G	ケーシングの溶接継手	表面	1台の7.5%	4	P T	1台の7.5% 1			第20保全サイクル		第21保全サイクル	第22保全サイクル	第23保全サイクル	第24保全サイクル	第25保全サイクル		
F1.43	F-A	ボンプの台板脚	V T - 3	1台の7.5%	4	V T - 3	1台の7.5% 1					A 1						

※1：NRA文書「美発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)(令和元年8月5日)の報告(以下、亀裂線形NRA文書改正という。)の施行及び公開適合(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかるとる適合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保全サイクルより維持業務 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス2機器供用期間中検査計画  
5. 余熱除去ポンプ (1/1/1)

発電用原子力設備規格 (2008年版) JSME S MA1-2008※1		高浜発電所第4号機検査計画		備考
項目番号	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	
06.10	C-G ケーシングの溶接継手	表面	1台の7.5%	クラス2機器供用期間中検査で管理
F1.43	F-A ポンプの台板脚	VT-3	1台の7.5%	

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等) 新規制要件に関する事業者意思の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23株主サイクルより維持規格(JSME S MA1-2012/2013/2014)を適用する。

重大事故等クラス2機器供用期間中検査計画  
 6. 原子炉補機冷却水ポンプ (17/17)

発電用原子炉設備規格 (2008年版) JSME S MA1-2008※1		高浜発電所 第4号機 検査計画 (10ヵ年)										備考						
項目番号	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年		2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
F1.43	F-A ポンプの台振脚	VT-3	1台の7.5%	12	VT-3	1台の7.5% 1		第20保全サイクル			第21保全サイクル	第22保全サイクル	第23保全サイクル	-	第24保全サイクル	第25保全サイクル	-	対象はA、B、C原子炉補機冷却水ポンプ

※1： NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす電圧その他の欠陥の発現」(令和元年6月5日原規技第1906051号)の改正版(以下、亀裂検出NRA文書改正という。)の施行及び公開(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意思の聴取にかかる案台」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S MA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス2機器供用期間中検査計画  
ア、恒設代替低圧注水ポンプ（1号機）

発用原子力設備規格（2008年版） JSME S NA1-2008※1		高浜発電所 第4号機 検査計画（10ヵ年）										備考						
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2015年	2016年	2017年	2018年		2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
F1.43	F-A	ポンプの台板脚	VT-3	1台の7.5%	2	VT-3	1台の7.5% 1		第20保全サイクル			第21保全サイクル	第22保全サイクル	第23保全サイクル	-	第24保全サイクル	第25保全サイクル	-

※1： NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす電圧その他の危険の軽減」（令和元年6月5日原電法第1906051号）の改正版（以下、亀裂検知NRA文書改正という。）の施行及び公開案台「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意思の聴取にかかる案台」（令和元年8月5日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス2 機器供用期間中検査計画  
8. 弁 ( 1 / 2 )

項目 番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲 及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲 及び程度	高浜発電所 第 4 号 機 検 査 計 画 (10ヵ年)										備 考	
								2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年		
F1.43	F-A	支持構造物																	
		原子炉補機冷却水ポンプ出入口ライ ン 4V-TCV-2342A 4V-TCV-2342B	VT-3	類似弁ごと に1台の 7.5% 1	2	VT-3	類似弁ごと に1台の 7.5% 1												
		格納容器スプレイス系統蒸気除去系統 連絡ライン 4V-RH-100 4V-RH-101	VT-3	類似弁ごと に1台の 7.5% 1	2	VT-3	類似弁ごと に1台の 7.5% 1												
		主蒸気大気放出ライン (65, 65, 20mm) 4-PCV-3610 4-PCV-3620 4-PCV-3630	VT-3	類似弁ごと に1台の 7.5% 1	6	VT-3	類似弁ごと に1台の 7.5% 1											4-PCV- 3630 1	

※1：NRA文書「運用発電用原子炉及びその附属施設における破損を引き起こす亀裂その他の欠陥の観察」（令和元年6月5日原規基発第1906051号）の改正版（以下、亀裂検察NRA文書改正という。）の施行及び公開命令（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる命令」（令和元年8月5日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSNE S NA1-2012/2013/2014を適用する。



重大事故等クラス2機器供用期間中検査計画  
8. 弁 (2/2)

項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	備考
F1. 43	F-A	支持構造物			クラス2機器供用期間中検査で管理
		余熱除去ポンプ吸入ロライン A, Bライン	VT-3	類似弁ごとに1台の7.5%	
		余熱除去ポンプ出口ロライン A, Bライン	VT-3	類似弁ごとに1台の7.5%	
		余熱除去ポンプ出口ロライン A, Bライン	VT-3	類似弁ごとに1台の7.5%	
		余熱除去ポンプ出口ロライン A, Bライン	VT-3	類似弁ごとに1台の7.5%	
		余熱除去ポンプ出口ロライン A, Bライン	VT-3	類似弁ごとに1台の7.5%	
		余熱除去ポンプ出口ロライン A, Bライン	VT-3	類似弁ごとに1台の7.5%	
		余熱除去ポンプ出口ロライン A, Bライン	VT-3	類似弁ごとに1台の7.5%	
		SI S低温制御圧注入ロライン A, Cライン	VT-3	類似弁ごとに1台の7.5%	
		SI S低温制御ほう酸注入ロライン 4V-SI-042A 4V-SI-023A	VT-3	類似弁ごとに1台の7.5%	
		充てん/高圧注入ポンプ出口ロライン 4V-SI-023A 4V-SI-023B	VT-3	類似弁ごとに1台の7.5%	

※1 NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす電裂その他の欠陥の解網」(令和元年6月5日原規技発第1006051号)の改正版(以下、電裂解網NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等) 新規制要件に関する事業意思見の聴取にかかる答言」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保主サイクルより維持整備 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス2機器供用期間中検査計画  
9. クラス2機器漏えい検査 (1/4)

発電用原子力設備規格 維持規格(2008年版) JSME S MA1-2008※1		高浜発電所第4号機検査計画(10ヵ年)										備考 (漏えい区分)						
項目 番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	S A 使用時圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年		
							第20保全 サイクル			第21保全 サイクル	第22保全 サイクル	第23保全 サイクル	-	第24保全 サイクル	第25保全 サイクル			
		化学体積制御系統																
C7.30 C7.70	C-H	体積制御タンク及び出入ロライン	VT-2	1.4	1.4	VT-2							-		○	-	(SA-1)	
C7.10 C7.30 C7.50 C7.70	C-H	A- 充てん/高圧注入ポンプ出口ロライン	VT-2	18.8	18.8	VT-2				○			-			-	(SA-2)	
C7.30 C7.50 C7.70	C-H	B- 充てん/高圧注入ポンプ出口ロライン	VT-2	18.8	18.8	VT-2				○			-			-	(SA-3)	
C7.30 C7.50 C7.70	C-H	C- 充てん/高圧注入ポンプ出口ロライン	VT-2	18.8	18.8	VT-2				○			-			-	(SA-4)	
C7.30 C7.70	C-H	ほう酸タンク出入ロライン	VT-2	大気圧	水張り	VT-2				○			-			-	(SA-5)	
C7.10 C7.30 C7.50 C7.70	C-H	ほう酸ポンプ出口ロライン	VT-2	0.88	0.88	VT-2							-		○	-	(SA-6)	
C7.30 C7.70	C-H	B- 充てん/高圧注入ポンプ自己冷却ライン(充てん/高圧注 入ポンプ出口側)	VT-2	18.8	18.8	VT-2				○			-			-	(SA-7)	
C7.30 C7.70	C-H	B- 充てん/高圧注入ポンプ自己冷却ライン(充てん/高圧注 入ポンプ入口側)	VT-2	1.4	1.4	VT-2				○			-			-	(SA-8)	

※1、NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の検出」(令和元年6月5日版)第1906051号)の改正版(以下、亀裂検出第1906051号)の施行及び公開令「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる令合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S MA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス2機器供用期間中検査計画  
9. クラス2機器漏えい検査 (2/4)

項目番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	高 浜 発 電 所 第 4 号 機 検 査 計 画 (10ヵ年)										備 考 (漏えい区分)				
				S A 使用時圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年		2022年	2023年	2024年	
		余熱除去系統																
C7.30 C7.50 C7.70	O-H	Aー余熱除去ポンプ入ロライン Bー余熱除去ポンプ入ロライン	VT-2 VT-2	4.1 4.1	4.1 4.1	VT-2 VT-2												(SA-9) (SA-10)
C7.10 C7.30 C7.50 C7.70	O-H	Aー余熱除去ポンプ出ロライン Bー余熱除去ポンプ出ロライン	VT-2 VT-2	4.1 4.1	4.1 4.1	VT-2 VT-2												(SA-11) (SA-12)
		燃料取替用水系統																
C7.30 C7.70	O-H	燃料取替用水タンク出ロライン	VT-2	大気圧	水張り	VT-2												(SA-13)
		安全注入系統																
C7.10 C7.30 C7.70	O-H	蓄圧タンク及び出入ロライン ほう酸注入タンク及び出入ロライン	VT-2 VT-2	4.9 18.8	4.9 18.8	VT-2 VT-2												(SA-14) (SA-15)
C7.30 C7.70	O-H	充てん/ 高圧注入ポンプ出口安全注入ライン(2) 格納容器再循環サブ出ロライン(余熱除去ポンプ側)	VT-2 VT-2	17.16 4.1	17.16 4.1	VT-2 VT-2												(SA-16) (SA-17)

※1 - NRA文書「原子力発電所原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂寸の他の名前の種類の亀裂」(令和元年6月5日原規技発第1406051号)の改正版(以下、亀裂類NRA文書改正という。)の施行及び公開適合「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかるとの合意」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保安サイクルより維持規格「JSMC S MA1-2012/2013/2014」を適用する。

重大事故等クラス2機器供用期間中検査計画  
9.クラス2機器漏えい検査(3/4)

項目番号	カテゴリ	漏えい検査範囲ライン名称	検査方法	高圧発電所第4号機検査計画(10ヵ年)										備考 (漏えい区分)				
				S A使用時圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年		2022年	2023年	2024年	
		格納容器スプレイ系統																
C7.30 C7.50 C7.70	C-H	A-格納容器スプレイポンプ入ロライン	VT-2	2.7	2.7	VT-2												(SA-18)
		B-格納容器スプレイポンプ入ロライン	VT-2	2.7	2.7	VT-2												(SA-19)
C7.10 C7.30 C7.50 C7.70	C-H	A-格納容器スプレイポンプ出ロライン	VT-2	2.7	2.7	VT-2												(SA-20)
		B-格納容器スプレイポンプ出ロライン	VT-2	2.7	2.7	VT-2												(SA-21)
C7.30 C7.70	C-H	格納容器スプレイポンプ出ロライン	VT-2	2.7	2.7	VT-2												(SA-22)
		格納容器再循環サブ出ロライン(格納容器スプレイポンプ側)	VT-2	0.283	0.283	VT-2												(SA-23)
C7.30 C7.50 C7.70	C-H	恒設代替低圧注水ポンプ入ロライン	VT-2	1.4	1.4	VT-2												(SA-24)
		恒設代替低圧注水ポンプ出ロライン	VT-2	2.7	2.7	VT-2												(SA-25)
C7.30 C7.70	C-H	可機式代替低圧注水ポンプ出ロライン	VT-2	1.55	1.55	VT-2												(SA-26)
		換気空調装置系統																
C7.30 C7.70	C-H	アニュラス空気浄化ライン	VT-2	0.01	0.01	VT-2												(SA-27)
		中央制御室換気空調設備入ロライン	VT-2	-0.00392	-	VT-2												(SA-56)
C7.30	C-H	中央制御室換気空調設備出ロライン	VT-2	0.00392	-	VT-2												(SA-57)

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす電裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1900051号)の改正版(以下、電裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかゝる会合(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23検査サイクルより維持規格 JSME S NAI-2012/2013/2014を適用する。

(\*)技術基準第58条第2項に記載の「他の方法」により外観点検を実施

(\*)2)分割して外観点検を実施

重大事故等クラス2機器供用期間中検査計画  
9. クラス2機器漏えい検査 (4/4)

項目番号	カテゴリ	漏えい検査範囲ライン名称	検査方法	S A使用時圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	高圧発電所第4号機検査計画(10ヵ年)										備考 (漏えい区分)	
							2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年		
		試料採取系統																
C7.30	C-H	格納容器ガスサンプリング吸入ライン	VT-2	0.350	0.350	VT-2												(SA-58)
		格納容器ガスサンプリング戻りライン	VT-2	0.350	0.350	VT-2												(SA-59)
		原子炉補機冷却水系統																
		A、B、C-原子炉補機冷却水ポンプ吸入ライン	VT-2	0.98	0.98	VT-2												(SA-42)
C7.10 C7.50 C7.70	C-H	原子炉補機冷却水ポンプ出口A供給ライン	VT-2	0.98/1.2	0.98/1.2	VT-2												(SA-43)
		原子炉補機冷却水ポンプ出口B供給ライン	VT-2	0.98	0.98	VT-2												(SA-44)
C7.30 C7.70	C-H	B-充てん/高圧注入ポンプ自己冷却ライン(原子炉補機冷却水側)	VT-2	0.98	0.98	VT-2												(SA-45)
		空気系統																
		制御用空気加圧器逃がし弁用供給ライン(1)	VT-2	0.98	0.98	VT-2												(SA-53)
C7.30 C7.70	C-H	制御用空気加圧器逃がし弁用供給ライン(2)	VT-2	0.98	0.98	VT-2												(SA-54)
		アニュラスダンパ作動用空葉供給ライン	VT-2	0.83	0.83	VT-2												(SA-55)
		補助給水系統																
C7.30 C7.50 C7.70	C-H	燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ出口ライン	VT-2	0.98	0.98	VT-2												(SA-40)

※1. NRA文書「採用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の降釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂降釈NRA文書改正という。)の施行及び公開通告「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかゝる委員会」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S NMI-2017/2013/2014を適用する。



重大事故等クラス2 機器供用期間中検査計画  
 工工クラス2 機器漏えい検査 (1/2)

項目 番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	高圧発電所第4号機検査計画(10カ年)										備考 (漏えい区分)			
				検査方法	検査圧力 MPa	S A 使用時圧力 MPa	検査圧力 MPa	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年		2021年	2022年	2023年
		主給水系統															
C7.10		A-蒸気発生器給水入ロライン	VT-2	8	8	VT-2											
C7.30		B-蒸気発生器給水入ロライン	VT-2	8	8	VT-2											
C7.70		C-蒸気発生器給水入ロライン	VT-2	8	8	VT-2											
		主蒸気系統															
		A-蒸気発生器出ロライン	VT-2	8	8	VT-2											
C7.30		B-蒸気発生器出ロライン	VT-2	8	8	VT-2											
C7.70		C-蒸気発生器出ロライン	VT-2	8	8	VT-2											
		補助給水系統															
		タービン動補助給水ポンプ蒸気ライン	VT-2	8	8	VT-2											
C7.30		タービン動補助給水ポンプ・燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ入ロライン	VT-2	大気圧	水張り	VT-2											
C7.50		タービン動補助給水ポンプ出ロライン	VT-2	12.3	12.3	VT-2											
C7.70		電動補助給水ポンプ入ロライン	VT-2	大気圧	水張り	VT-2											
		電動補助給水ポンプ出ロライン	VT-2	12.3	12.3	VT-2											
C7.30		補助給水ポンプ出ロライン	VT-2	8.6	8.6	VT-2											
C7.70		2次系補助給水系統															
		複水タンク給水ライン	VT-2	1.55	1.55	VT-2											

※1: NRA 文書「実用高圧発電所炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の検察」(令和元年6月5日原燃発第1906051号)の改正版(以下、亀裂検察第1906051号)の改正版(以下、亀裂検察NRA文書改正という。)の施行及び公開令「(原子炉圧力容器の溶接手等の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる令合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス2 機器供用期間中検査計画  
 1.1. クラス2 機器漏えい検査 (2/2)

発電用原子力設備規格 維持規格(2008年版) JSME S NA1-2008※1		高圧発電所第4号 機械検査計画(10ヵ年)										備考 (漏えい区分)				
項目 番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	S A 使用時圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	2015年 第20保全 サイクル	2016年	2017年	2018年 第21保全 サイクル	2019年 第22保全 サイクル	2020年 第23保全 サイクル	2021年	2022年 第24保全 サイクル	2023年 第25保全 サイクル	2024年
		原子炉補機冷却海水系統														
C7.10 C7.30 C7.50 C7.70	C-H	A-海水ポンプ出口ライン(海水ストレナーナ入口)	VT-2	0.7	0.7	VT-2										
C7.10 C7.30 C7.70	C-H	A-海水ポンプ出口ライン(A原子炉補機冷却水冷却器海水出入口ライン)	VT-2	1.2	1.2	VT-2										
C7.30 C7.50 C7.70	C-H	A-海水ポンプ出口ライン(B原子炉補機冷却水冷却器海水出入口ライン)	VT-2	0.7	0.7	VT-2										
C7.30 C7.50 C7.70	C-H	B-海水ポンプ出口ライン	VT-2	0.7	0.7	VT-2										
C7.10 C7.30 C7.50 C7.70	C-H	C-海水ポンプ出口ライン	VT-2	0.7	0.7	VT-2										
C7.30 C7.70	C-H	A,B原子炉補機冷却水冷却器海水出口ライン	VT-2	0.7	0.7	VT-2										
		C,D原子炉補機冷却水冷却器海水出口ライン	VT-2	0.7	0.7	VT-2										
		ディーゼル発電機始動用空気系統														
C7.10 C7.30 C7.70	C-H	A-ディーゼル発電機始動用空気ライン	VT-2	3.2	3.2	VT-2										
		B-ディーゼル発電機始動用空気ライン	VT-2	3.2	3.2	VT-2										

※1： NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の検察」(令和元年6月5日原簿送券新1906051号)の改正版(以下、亀裂検察新NRA文書改正という。)の施行及び公開(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる委員会(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。





重大事故等クラス3機器供用期間中検査計画

1. クラス3機器漏えい検査 (1/1)

発電用原子力設備規格 維持規格(2008年版) JSME S NA1-2008※1				高 浜 発 電 所 第 4 号 機 検 査 計 画 (10ヵ年)												備 考 (漏えい区分)	
項目 番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	SA使用時圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
							第20保全 サイクル			第21保全 サイクル	第22保全 サイクル	第23保全 サイクル	-	第24保全 サイクル	第25保全 サイクル	-	
		原子炉補機冷却水系統															
D2.30	D-B	可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ出入口ライン	VT-2	0.33	0.33	VT-2									○	-	(SA3-1)
D2.10	D-B	原子炉補機冷却水サージタンク加圧用窒素ポンベ	VT-2	14.7	14.7	VT-2									○	-	(SA3-2)
D2.30	D-B	原子炉補機冷却水サージタンク加圧用窒素供給ライン	VT-2	17.16	17.16	VT-2									○	-	(SA3-3)
D2.30	D-B	A-ガスサンプル冷却水屋外排水ライン	VT-2	大気圧	水張り	VT-2									○	-	(SA3-4)
		制御用空気系統															
D2.10	D-B	アニュラスダンバ作動用窒素ポンベ	VT-2	14.7	14.7	VT-2									○	-	(SA3-5)
D2.30	D-B	アニュラスダンバ作動用窒素供給ライン	VT-2	0.83	0.83	VT-2									○	-	(SA3-6)
		試料採取系統															
D2.30	D-B	可搬型格納容器ガス試料圧縮装置及び可搬型格納容器水素濃度計測装置供給ライン	VT-2	0.5	0.5	VT-2									○	-	(SA3-7)

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス3機器供用期間中検査計画

1. クラス3機器漏えい検査

発電用原子力設備規格 維持規格(2008年版) JSME S NA1-2008 ※1				高 浜 発 電 所 第 4 号 機 検 査 計 画 (10ヵ年)												備 考 (漏えい区分)	
項目 番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	SA使用時圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
							第20保全 サイクル			第21保全 サイクル	第22保全 サイクル	第23保全 サイクル	-	第24保全 サイクル	第25保全 サイクル	-	
D2.30	D-B	大容量ポンプ出口ライン送水用50m、10m、5mホース(42本)	VT-2	1.00	1.00	VT-2							○ 10本	○ 12本	○ 10本	○ 10本	

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年6月5日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年8月5日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、亀裂解釈NRA文書改正の施行（令和元年6月5日）後は、維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス3機器供用期間中検査計画

1. クラス3機器漏えい検査

発電用原子力設備規格 維持規格(2008年版) JSME S NA1-2008 ※1				高浜発電所第4号機検査計画(10カ年)												備考 (漏えい区分)	
項目 番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	S A使用時圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	
							第22保全 サイクル	第23保全 サイクル	-	第24保全 サイクル	第25保全 サイクル	-	第26保全 サイクル	第27保全 サイクル	-	第28保全 サイクル	
D2.30	D-B	送水車(2台)	VT-2	1.22	1.22	VT-2					○ 2台						
D2.10	D-B	送水車燃料タンク(2基)	VT-2	大気圧	水張り	VT-2					○ 2基						※当該設備の燃料油にて実施。
D2.30	D-B	送水車送水用50mホース(54本)	VT-2	1.22	1.22	VT-2								○ 27本	○ 27本		
D2.10	D-B	送水車送水用20 mホース(6本)	VT-2	1.22	1.22	VT-2								○ 3本	○ 3本		

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、亀裂解釈NRA文書改正の施行(令和元年6月5日)後は、維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス3機器供用期間中検査計画

1. クラス3機器漏えい検査

発電用原子力設備規格 維持規格(2008年版) JSME S NA1-2008 ※1				高 浜 発 電 所 第 4 号 機 検 査 計 画 (10ヵ年)											備 考 (漏えい区分)	
項目 番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	S A 使用時圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
							第20保全 サイクル			第21保全 サイクル	第22保全 サイクル	第23保全 サイクル	-	第24保全 サイクル	第25保全 サイクル	-
D2.30	D-B	可搬式代替低圧注水ポンプ(2台)	VT-2	1.47	1.47	VT-2								○ 2台		
D2.30	D-B	可搬式代替低圧注水ポンプ~可搬式代替低圧注水ポンプ出口接続口(2本)	VT-2	1.47	1.47	VT-2								○ 2本		
D2.30	D-B	可搬式代替低圧注水ポンプ吸水用3mホース(2本)	VT-2	大気圧	水張り	VT-2								○ 2本		
D2.30	D-B	仮設組立式水槽(2基)	VT-2	大気圧	水張り	VT-2								○ 2基		
D2.30	D-B	可搬式代替低圧注水ポンプ送水用10mホース(フランジ継手付、フランジ継手なし)(16本)	VT-2	1.47	1.47	VT-2							○ 4本	○ 8本	○ 4本	

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年6月5日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年8月5日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、亀裂解釈NRA文書改正の施行（令和元年6月5日）後は、維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス3 機器供用期間中検査計画

1. クラス3 機器漏えい検査

発電用原子力設備規格 維持規格(2008年版) JSME S NA1-2008				高 浜 発 電 所 第 4 号 機 検 査 計 画 (10ヵ年)												備 考 (漏えい区分)	
項目 番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	SA使用時圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
							第20保全 サイクル			第21保全 サイクル	第22保全 サイクル	第23保全 サイクル	-	第24保全 サイクル	第25保全 サイクル	-	
		非常用電源															
D2.10	D-B	燃料タンク(4A電源車)	VT-2	大気圧	水張り	VT-2							-	-	○		
D2.10	D-B	燃料タンク(4B電源車)	VT-2	大気圧	水張り	VT-2							-	-	○		
D2.10	D-B	燃料タンク(4A電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用))	VT-2	大気圧	水張り	VT-2							-	-	○		
D2.10	D-B	燃料タンク(4B電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用))	VT-2	大気圧	水張り	VT-2							-	-	○		

重大事故等クラス3機器供用期間中検査計画

1. クラス3機器漏えい検査(1/1)

発電用原子力設備規格 維持規格(2008年版) JSME S NA1-2008 (ID-2500) ※1				検査内容			高浜発電所第4号機 検査計画(10ヵ年)(第1検査サイクル)										備考 (漏えい区分)
項目番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	SA使用時の 圧力 (MPa)	検査圧力 (MPa)	検査方法	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
							第20保全サイクル			第21保全 サイクル	第22保全 サイクル	第23保全 サイクル	—	第24保全 サイクル	第25保全 サイクル	—	
		制御用空気系統															
D2.10	D-B	4窒素ポンベ(加圧器逃がし弁作動用)(A系用)	VT-2	14.7	14.7	VT-2									○		(SA3-1)
D2.10	D-B	4窒素ポンベ(加圧器逃がし弁作動用)(A系用予備)	VT-2	14.7	14.7	VT-2									○		(SA3-2)
D2.10	D-B	4窒素ポンベ(加圧器逃がし弁作動用)(B系用)	VT-2	14.7	14.7	VT-2									○		(SA3-3)
D2.10	D-B	4窒素ポンベ(加圧器逃がし弁作動用)(B系用予備)	VT-2	14.7	14.7	VT-2									○		(SA3-4)
D2.30	D-B	4加圧器逃がし弁A系用窒素マニホールド	VT-2	17.16	17.16	VT-2								●			(SA3-5)
				0.98	0.98	VT-2								●			
D2.30	D-B	4加圧器逃がし弁B系用窒素マニホールド	VT-2	17.16	17.16	VT-2								●			(SA3-7)
				0.98	0.98	VT-2								●			
D2.30	D-B	4加圧器逃がし弁A系用窒素マニホールド(予備)	VT-2	17.16	17.16	VT-2								●			(SA3-9)
				0.98	0.98	VT-2								●			
D2.30	D-B	4加圧器逃がし弁B系用窒素マニホールド(予備)	VT-2	17.16	17.16	VT-2								●			(SA3-11)
				0.98	0.98	VT-2								●			
D2.30	D-B	4加圧器逃がし弁用制御用空気ライン窒素供給用 30m、8mホース(A系用30m)	VT-2	0.98	0.98	VT-2								●			(SA3-13)
D2.30	D-B	4加圧器逃がし弁用制御用空気ライン窒素供給用 30m、8mホース(B系用8m)	VT-2	0.98	0.98	VT-2								●			(SA3-14)
D2.30	D-B	4加圧器逃がし弁用制御用空気ライン窒素供給用 30m、8mホース(30m予備)	VT-2	0.98	0.98	VT-2								●			(SA3-15)
D2.30	D-B	4加圧器逃がし弁用制御用空気ライン窒素供給用 20m、18m、12mホース(A系用12m)	VT-2	0.98	0.98	VT-2								●			(SA3-16)
D2.30	D-B	4加圧器逃がし弁用制御用空気ライン窒素供給用 20m、18m、12mホース(B系用18m)	VT-2	0.98	0.98	VT-2								●			(SA3-17)
D2.30	D-B	4加圧器逃がし弁用制御用空気ライン窒素供給用 20m、18m、12mホース(20m予備)	VT-2	0.98	0.98	VT-2								●			(SA3-18)

※1 NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、亀裂解釈NRA文書改正の施行(令和元年6月5日)後は、維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス3機器供用期間中検査計画

1. クラス3機器漏えい検査

発電用原子力設備規格 維持規格 (JSME)				高浜発電所 第4号機 検査計画 (10ヵ年)												備考 (漏えい区分)	
項目 番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	SA使用時圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
							第20保全 サイクル			第21保全 サイクル	第22保全 サイクル	第23保全 サイクル	-	第24保全 サイクル	第25保全 サイクル	-	
		SFPスプレイ系統															
D2.30	D-B	スプレイヘッド(A)	VT-2	1.4	1.4	VT-2											○ SA3-1
D2.30	D-B	スプレイヘッド(B)	VT-2	1.4	1.4	VT-2											○ SA3-2



# 供用期間中特別検査のうちクラス1配管特別検査

供用期間中特別検査のうちクラス1配管特別検査

発電用原子力設備規格 維持規格(2012年版) JSME S NA1-2012/2013/2014*					高浜発電所第4号機検査計画						備考	
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2022年	2023年	2024年	2025年	
								24保全サイクル	25保全サイクル	-	26保全サイクル	
B9.11	B-J	配管の同種金属溶接継手 (呼び径100A以上)										
		加圧器サージ管	体積	100% 各保全サイクル毎	1	U T	100% 各保全サイクル毎 1	1	1	-	1	
		加圧器逃がし弁ライン	体積	100% 各保全サイクル毎	1	U T	100% 各保全サイクル毎 1	1	1	-	1	
		加圧器スプレイライン Cループ	体積	100% 各保全サイクル毎	1	U T	100% 各保全サイクル毎 1	C 1	C 1	-	C 1	
		余熱除去ポンプ入口ライン Cループ	体積	100% 各保全サイクル毎	1	U T	100% 各保全サイクル毎 1	C 1	C 1	-	C 1	
		S I S蓄圧注入ライン A, B, Cループ	体積	100% 各保全サイクル毎	6	U T	100% 各保全サイクル毎 6	A 2 B 2 C 2	A 2 B 2 C 2	-	A 2 B 2 C 2	
		S I S高温側低圧注入ライン A, Bループ	体積	100% 各保全サイクル毎	5	U T	100% 各保全サイクル毎 5	A 3 B 2	A 3 B 2	-	A 3 B 2	
		S I S低温側低圧注入ライン Aループ	体積	100% 各保全サイクル毎	2	U T	100% 各保全サイクル毎 2	A 2	A 2	-	A 2	
S I S高温側補助注入ライン Cループ	体積	100% 各保全サイクル毎	1	U T	100% 各保全サイクル毎 1	C 1	C 1	-	C 1			

※2021年度 原保計第58号「大飯発電所3号機加圧器スプレイライン配管溶接部における有意な欠陥指示の原因調査結果を踏まえた個別検査について」に従い、NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」及び維持規格に基づき管理する。

別図

## 定期事業者検査時の安全管理の計画

# 高浜発電所 4号機 第25回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程																					
RCS 水位																					
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3		
未臨界維持機能	第20条 停止余裕	モード3、4	・停止余裕:1.8%Δk/k以上	—	×	×										×		×	×		
		モード5	・停止余裕:1.0%Δk/k以上	—			×	×							×	×		×			
	第22条 減速材温度係数	モード3	・減速材温度係数: $-78 \times 10^{-2} \Delta k/k/^{\circ}C$ 以上	—	×															×	
	第55条 ほう酸注入タンク	モード3	・ほう酸注入タンクほう素濃度: 2100ppm 以上 ・ほう酸注入タンクほう酸水量(有効水量): 3.4m <sup>3</sup> 以上 ・ほう酸注入タンクほう酸水温度: 65℃以上	・ほう酸注入タンク	×															×	
	第81条 1次冷却材中のほう素濃度	モード6	・1次冷却材中のほう素濃度: 2800ppm 以上	—					×	×			×	×							
放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能	第50条 1次冷却材中のよう素131濃度	モード3(1次冷却材温度が260℃以上)	・1次冷却材中のよう素131濃度: $62 \times 10^6 Bq/cm^2$ 以下	—	△															△	
	第56条 原子炉格納容器	モード3、4	(1) 原子炉格納容器の機能が健全であること (2) 原子炉格納容器圧力: 9.8kPa(gage)以下 (3) 原子炉格納容器エアロックが動作可能(原子炉格納容器エアロックのインターロック機構が健全であること、および原子炉格納容器エアロックが閉止可能(閉止状態であることを含む)であること。モード4の原子炉格納容器バージ後、直ちに閉止できることを条件に原子炉格納容器エアロックの両方のドアを開放する場合、適用しない。) (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能(閉止可能(閉止状態であることを含む))	・原子炉格納容器 ・原子炉格納容器エアロック ・原子炉格納容器隔離弁	×	△										×		×	×		
	第57条 原子炉格納容器真空逃がし系	モード3、4	・原子炉格納容器真空逃がし系: 2系統動作可能(真空逃がし機能が確保されていること)	・原子炉格納容器真空逃がし弁	×	×											×		×	×	
	第58条 原子炉格納容器スプレイ系	モード3、4	(1) 原子炉格納容器スプレイ系: 2系統動作可能 (2) よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度および苛性ソーダ溶液量 ・苛性ソーダ濃度: 30wt%以上 ・苛性ソーダ溶液量(有効水量): 11.7m <sup>3</sup> 以上  原子炉格納容器スプレイ系が動作不能時は、第85条(表85-4および表85-6)の運転上の制限も確認。	・原子炉格納容器スプレイ系 ・よう素除去薬品タンク	×	×										×		×	×		
	第59条 アニュラス空気浄化系	モード3、4	・アニュラス空気浄化系: 2系統動作可能(Aアニュラス空気浄化系が動作不能時は、第85条(表85-11)の運転上の制限も確認)	・アニュラス空気浄化系	×	×											×		×	×	
第60条 アニュラス	モード3、4	・アニュラスの機能が健全であること(アニュラス内点検、原子炉格納容器エアロック点検、原子炉格納容器内点検等を行う場合、適用しない)	・アニュラス	△	△											△		△	△		



# 高浜発電所 4号機 第25回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程																				
RCS 水位																				
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
第38条 1次冷却系		モード4	・余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系のうち、2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中  余熱除去系が動作不能時は、第85条(表85-4)の運転上の制限も確認。 蒸気発生器による熱除去系が動作不能時は、第85条(表85-8)の運転上の制限も確認	・余熱除去系統 ・蒸気発生器 ・1次冷却材系統 ・1次冷却材ポンプ		×										×		×		
第39条 1次冷却系		モード5-1 (1次冷却系満水)	(1) 余熱除去系1系統が重転中* (2) 他の余熱除去系が動作可能または運転中であるか、2基以上の蒸気発生器の水位(狭域)が計器スパンの5%以上であること* ※: 計画的にモード4に加熱する場合は、蒸気発生器1基以上の水位(狭域)が計器スパンの5%以上であることを条件に全ての余熱除去系を隔離することを許容  余熱除去系が動作不能時は、第85条(表85-4)の運転上の制限も確認。	・余熱除去系統 ・蒸気発生器 ・1次冷却材系統			×								△		△			
第40条 1次冷却系		モード5-2 (1次冷却系非満水:1次冷却系水抜き開始からモード6になるまで、およびモード5となつてから1次冷却系水張り終了までの期間)	余熱除去系2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中 ・1次冷却材ポンプによる1次冷却系空気抜きを行う場合は2時間に限り全ての余熱除去系を隔離することを許容 ・ポンプの切替を行う場合は、abcの全てを満足させることを条件に15分に限り全ての余熱除去ポンプを停止することを許容 a. 炉心出口温度が飽和温度より5.6℃以上下回るように維持されていること b. 1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作が行われていないこと c. 1次冷却系水量低下につながる操作が行われていないこと  余熱除去系が動作不能時は、第85条(表85-4)の運転上の制限も確認。	・余熱除去系統 ・1次冷却材系統				△						△						
第41条 1次冷却系		モード6-2 (キャビティ高水位: EL31.4m 以上)	(1) 余熱除去系1系統以上が運転中(1次冷却材中のほう素濃度を低下させる操作を行わないことを条件に、8時間あたり1時間に限り、余熱除去ポンプを停止することを許容) (2) 1次冷却材温度: 65℃以下  余熱除去系が動作不能時は、第85条(表85-4)の運転上の制限も確認。	・余熱除去系統 ・1次冷却材系統						△		△								

高浜発電所 4号機 第25回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程																				
RCS 水位																				
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
第42条 1次冷却系		モード6-1 (キャビティ低水位: EL31.4m 未満)	(1) 余熱除去系2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上運転中(キャビティ水張りおよび水抜きを行っている場合は、余熱除去系への切替操作が可能であること、および他の1系統が運転中であることを条件に1系統を隔離することを許容) (2) 1次冷却材温度: 65℃以下  余熱除去系が動作不能時は、第85条(表85-4)の運転上の制限も確認。	・余熱除去系統 ・1次冷却材系統					△				△							
第61条 主蒸気安全弁		モード3(原子炉起動時のモード3から主蒸気安全弁機能検査完了までを除く)	・主蒸気安全弁が蒸気発生器毎に下記の個数以上動作可能 原子炉熱出力 25%以下: 2個	・主蒸気安全弁	×															△
第62条 主蒸気隔離弁		モード3	・主蒸気隔離弁が閉止可能(閉止状態にある場合は、適用しない)	・主蒸気隔離弁	△															△
第63条 主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁		モード3	・主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止可能(閉止または手動弁で隔離された状態にある場合は、適用しない)	・主給水隔離弁 ・主給水制御弁 ・主給水バイパス制御弁	△															△
第64条 主蒸気逃がし弁		モード3、4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	・主蒸気逃がし弁: 手動での開弁ができること  主蒸気逃がし弁が動作不能時は、第85条(表85-9)の運転上の制限も確認	・主蒸気逃がし弁	×	△										△		△		×
第65条 補助給水系		モード3	・電動補助給水ポンプによる2系統およびタービン動補助給水ポンプによる1系統が動作可能(タービン動補助給水ポンプについては原子炉起動時のモード3において試運転に係る調整を行っている場合は適用しない)  補助給水系が動作不能時は、第85条(表85-8)の運転上の制限も確認	・補助給水系 ・電動補助給水ポンプ ・タービン動補助給水ポンプ	×															△
		モード4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	・電動補助給水ポンプによる1系統以上が動作可能  補助給水系が動作不能時は、第85条(表85-8)の運転上の制限も確認	・補助給水系 ・電動補助給水ポンプ			△										△			
第66条 復水タンク		モード3、4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	・復水タンク水量(有効水量): 520m <sup>3</sup> 以上  復水タンク水量(有効水量)を確認する場合は、第85条(表85-14)の運転上の制限も確認	・復水タンク	×	△										△		△		×

# 高浜発電所4号機 第25回定期事業者検査時の安全管理の計画

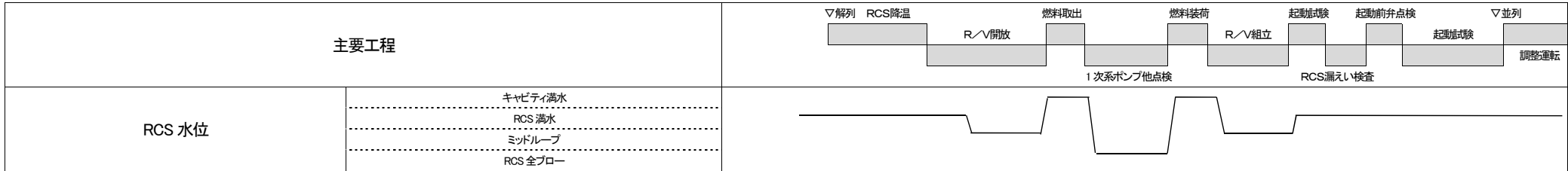
主要工程																					
RCS 水位																					
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3		
炉心冷却機能	第51条 蓄圧タンク	モード3 (1次冷却材圧力が6.89MPa[gage]超) (原子炉起動時のモード3(1次冷却圧力が6.89MPa[gage]を超えた時点)から、全ての出口弁が全開となるまでの間は除く)	(1) ほう素濃度、ほう酸水量、圧力が制限値内 ・蓄圧タンクほう素濃度: 2800ppm 以上 ・蓄圧タンクほう酸水量(有効水量): 29.0m <sup>3</sup> 以上 ・蓄圧タンク圧力: 4.04MPa[gage] 以上 (2) 蓄圧タンク出口弁全開  蓄圧タンクが運転上の制限を逸脱した場合は、第85条(表85-4)の運転上の制限も確認	・蓄圧タンク ・蓄圧タンク出口弁	△															△	
	第52条 非常用炉心冷却系	モード3	(1) 高圧注入系: 2系統動作可能 (2) 低圧注入系: 2系統動作可能  高圧注入系が動作不能時は、第85条(表85-3および表85-4)の運転上の制限も確認 低圧注入系動作不能時は、第85条(表85-4)の運転上の制限も確認	・高圧注入系 ・低圧注入系	×															×	
	第53条 非常用炉心冷却系	モード4	(1) 高圧注入系または充てん系: 1系統以上動作可能 (2) 低圧注入系: 1系統以上動作可能(余熱除去ポンプを用いて余熱除去運転を行っている場合は、低圧注入系への切替操作が可能であることを条件に、動作不能とはみさない)  高圧注入系動作不能時は第85条(表85-3および表85-4)、充てん系および低圧注入系動作不能時は第85条(表85-4)の運転上の制限も確認	・高圧注入系 ・充てん系 ・低圧注入系		△											△			△	
	第54条 燃料取替用水タンク	モード3、4	・燃料取替用水タンクほう素濃度: 2800ppm 以上 ・燃料取替用水タンクほう酸水量(有効水量): 1600m <sup>3</sup> 以上  燃料取替用水タンクが運転上の制限を逸脱した場合は、第85条(表85-14)の運転上の制限も確認	・燃料取替用水タンク	×	×											×			×	×
原子炉冷却材圧力バウンダリ機能	第36条 1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率	通常の1次冷却系の加熱・冷却時(原子炉起動、原子炉停止(異常時を除く)、1次冷却系の耐圧・漏えい検査および安全注入系逆止弁漏えい検査のための昇温、降温操作開始から終了まで)	・1次冷却材温度・圧力が原子炉容器の非延性破壊防止のための1次冷却材温度・圧力の制限範囲内 ・1次冷却材温度変化率(原子炉容器): 55°C/h 以下※ ・1次冷却材温度変化率(加圧器)加熱率: 55°C/h 以下※ ・1次冷却材温度変化率(加圧器)冷却率: 110°C/h 以下※  ※: 瞬時の制限値逸脱は、運転上も制限を満足していないとはみさない。	・1次冷却材系統	△	△	△								△	△	△	△	△		

# 高浜発電所 4号機 第25回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程																					
RCS 水位																					
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3		
第43条 加圧器		モード3	(1) 加圧器水位: 計器スパンの94%以下 (2) 所内非常用母線から受電している加圧器ヒータ: 2系統動作可能	・加圧器 ・加圧器ヒータ	×															×	
第44条 加圧器安全弁		モード3、4 (1次冷却材温度 130°C超)	・加圧器安全弁: 全てが動作可能	・加圧器安全弁	×	△											△		△	×	
第45条 加圧器逃がし弁		モード3	・加圧器逃がし弁: 全てが動作可能(動作不能時は、第85条(表8 5-3)の運転上の制限も確認) ・加圧器逃がし弁元弁: 全てが動作可能	・加圧器逃がし弁 ・加圧器逃がし弁元弁	×															×	
第46条 低温過加圧防護		モード4 (1次冷却材温度 130°C以下。ただし加圧器逃がし弁が低圧設定になるまでの間を除く)、5、6 (原子炉容器の蓋が閉められている場合)	(1)-1 2台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2台の加圧器逃がし弁元弁が閉状態 または (1)-2 1台以上の加圧器安全弁が取り外されていること および (2) 動作可能な充てん/高圧注入ポンプ 1台以下(ポンプの切替を行う場合 15分を限り、充てん/高圧注入ポンプを2台運転することを許容) および (3) 蓄圧タンク全基が隔離されていること(蓄圧タンク出口弁の開閉確認を行う場合、蓄圧タンク圧力が1次冷却材圧力以下であることを条件に、1基毎に隔離解除を許容)	・加圧器逃がし弁 ・加圧器逃がし弁元弁 ・加圧器安全弁 ・充てん/高圧注入ポンプ ・蓄圧タンク出口弁 ・蓄圧タンク		△	×	×	△						△	×	×	△	×	△	
第47条 1次冷却材漏えい率		モード3、4	・原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことが確認されていない漏えい率(未確認の漏えい率): 0.23m <sup>3</sup> /h 以下 ・原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことが確認されていないが1次冷却系からの漏えいでないことが確認されていない漏えい率(原子炉冷却材圧力バウンダリ以外からの漏えい率): 2.3m <sup>3</sup> /h 以下 ・原子炉格納容器サンプ水位計が動作可能	・1次冷却材系統 ・原子炉格納容器サンプ水位計 ・凝縮液量測定装置	×	×												×		×	×
第48条 蒸気発生器細管漏えい監視		モード3、4	・蒸気発生器細管に漏えいがないこと ・蒸気発生器細管漏えい監視装置(蒸気発生器ブローダウン水モニタ)が動作可能(プラント状態により監視ができない場合、または洗浄中を除く)	・蒸気発生器細管 ・蒸気発生器ブローダウン水モニタ	△	△												△		△	△
第49条 余熱除去系への漏えい監視		モード3、4 (余熱除去系隔離弁が閉止している場合)	・1次冷却系から余熱除去系への漏えいがないこと(余熱除去系の逃がし弁が作動していないこと)	・余熱除去系隔離弁 ・余熱除去系の逃がし弁	×	△												△		△	×



# 高浜発電所 4号機 第25回定期事業者検査時の安全管理の計画

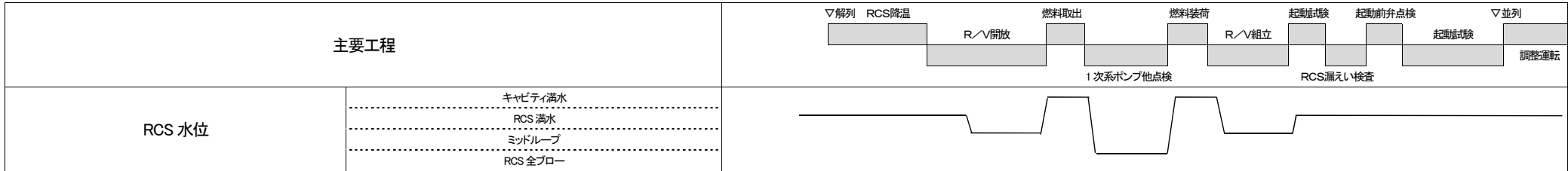


項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備																		
					3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3			
工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能  第34条(表34-2) 原子炉保護系計装		モード3、4、5 (原子炉トリップしゃ断器が閉じ、制御棒の引き抜きが行える場合)	・原子炉保護系論理回路: 2系統 ・手動原子炉トリップ: 2チャンネル ・中性子源領域中中性子束高: 2チャンネル(「中間領域中中性子束高」2チャンネルが動作可能であることを条件に、P-6リセット時においては、2チャンネルをバイパスすることを許容。「中性子源領域中停止時中性子束高」の警報を設定する場合は、残りのチャンネルが動作可能であることを条件に、2時間に限り、1チャンネルをバイパスすることを許容。)	・原子炉保護系計装 ・左記信号検出、伝送ライン	△	△	△	△							△	△	△	△	△	△		
		モード3、4、5 (原子炉トリップしゃ断器が開放されている場合)	・中性子源領域中中性子束高: 1チャンネル(監視機能のみ)	・原子炉保護系計装 ・左記信号検出、伝送ライン	△	△	△	△							△	△	△	△	△	△		
		モード6(原子炉格納容器内での燃料移動中でない場合)	・中性子源領域中中性子束高: 1チャンネル(監視機能のみ)	・原子炉保護系計装 ・左記信号検出、伝送ライン					△	△			△	△								
		モード6(原子炉格納容器内での燃料移動中の場合)	・中性子源領域中中性子束高: 2チャンネル(監視機能のみ)	・原子炉保護系計装 ・左記信号検出、伝送ライン						△			△									
第34条(表34-3) 工学的安全施設等作動計装	モード3、4	(非常用炉心冷却系) ・非常用炉心冷却系作動論理回路: 2系統 <sup>※1</sup> ・手動起動: 2チャンネル  (原子炉格納容器スプレイ系) ・原子炉格納容器スプレイ系作動論理回路: 2系統 <sup>※1</sup> ・手動起動: 4チャンネル  (原子炉格納容器隔離A) ・原子炉格納容器隔離A作動論理回路: 2系統 <sup>※1</sup> ・手動起動: 2チャンネル ・非常用炉心冷却系作動: 上記非常用炉心冷却系を参照  (原子炉格納容器隔離B) ・原子炉格納容器隔離B作動論理回路: 2系統 <sup>※1</sup> ・原子炉格納容器スプレイ手動起動: 4チャンネル  (原子炉格納容器隔離Aと非常用高圧母線低電圧信号による隔離) ・原子炉格納容器隔離Aと非常用高圧母線低電圧信号による隔離作動論理回路: 2系統 <sup>※1</sup> ・原子炉格納容器隔離A: 上記原子炉格納容器隔離A参照 ・非常用高圧母線低電圧: 3チャンネル(1母線あたり)  (原子炉格納容器換気空間隔離) ・原子炉格納容器換気空間隔離作動論理回路: 2系統 <sup>※1</sup>	(工学的安全施設等作動計装) ・非常用炉心冷却系 ・原子炉格納容器スプレイ系 ・原子炉格納容器隔離A ・原子炉格納容器隔離B ・原子炉格納容器隔離Aと非常用高圧母線低電圧信号による隔離 ・原子炉格納容器換気空間隔離 ・左記信号検出、伝送ライン	×	×											×		×	×			

# 高浜発電所 4号機 第25回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程																					
RCS 水位																					
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3		
			・原子炉格納容器スプレイ手動起動: 4チャンネル ・原子炉格納容器隔離A手動起動: 2チャンネル ・非常用炉心冷却系作動 : 上記非常用炉心冷却系を参照  ※1: 原子炉保護系論理回路の機能検査時において残り1系統が動作可能であることを条件に2時間に限り1系統バイパスすることを許容。(表34において同じ)																		
		モード3	(非常用炉心冷却系) (原子炉格納容器隔離A) (原子炉格納容器換気空調隔離) ・原子炉格納容器圧力高(高一): 3チャンネル ・主蒸気ライン差圧高: 各主蒸気ライン毎3チャンネル  (原子炉格納容器スプレイ系) (原子炉格納容器隔離 B) ・原子炉格納容器圧力異常高(高一3): 3チャンネル	・非常用炉心冷却系 ・原子炉格納容器隔離 A ・原子炉格納容器換気空調隔離 ・原子炉格納容器スプレイ系 ・原子炉格納容器隔離 B ・左記信号検出、伝送ライン	×															×	
		モード3(全主蒸気隔離弁が閉じている場合は除く)	(主蒸気ライン隔離) ・主蒸気ライン隔離作動論理回路: 2系統※1 ・手動起動: 2チャンネル ・原子炉格納容器圧力異常高(高一2): 3チャンネル ・主蒸気ライン流量高と主蒸気ライン圧力低または1次冷却材平均温度異常低の一致: モード3(P-12超) (非常用炉心冷却系) 参照	・主蒸気ライン隔離 ・非常用炉心冷却系 ・左記信号検出、伝送ライン	△																△
		モード3(主給水隔離弁、主給水制御弁、主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合は除く)	(給水隔離) ・給水隔離作動論理回路: 2系統※1 ・蒸気発生器水位異常高: 1基あたり3チャンネル ・非常用炉心冷却系作動: 本表の要求モード「モード3、4」、「モード3」、「モード3(P-11以上)」、「モード3(P-12超)」の非常用炉心冷却系参照 ・1次冷却材平均温度低(1次冷却材平均温度低: 3チャンネル)と本表の保安規定条文の「第34条(表34-2) 原子炉保護系計装」のモード3、4、5(原子炉トリップしゃ断器が閉じ、制御棒の引き抜きが行える場合)参照	・給水隔離 ・非常用炉心冷却系 ・原子炉保護系計装 ・左記信号検出、伝送ライン	△																△
		モード3(P-11以上)	(非常用炉心冷却系) (原子炉格納容器隔離A) (原子炉格納容器換気空調隔離) ・原子炉圧力低(3チャンネル)と加圧器水位低(3チャンネル)の一致  (インターロック) ・P-11(加圧器圧力): 3チャンネル	・非常用炉心冷却系 ・原子炉格納容器隔離 A ・原子炉格納容器換気空調隔離 ・インターロック ・左記信号検出、伝送ライン	△																△

# 高浜発電所 4号機 第25回定期事業者検査時の安全管理の計画



項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
					△	×	×	×	×	×	△	×	×	×	×	×	×	×	×
		モード3(P-12超)	(非常用炉心冷却系)(原子炉格納容器隔離 A) (原子炉格納容器換気空間隔離) ・主蒸気ライン流量高(各主蒸気ライン毎2チャンネル)と主蒸気ライン圧力低(各主蒸気ライン毎3チャンネル)または1次冷却材平均温度異常低(3チャンネル)の一致  (インターロック) ・P-12(1次冷却材平均温度):3チャンネル	・非常用炉心冷却系 ・原子炉格納容器隔離 A ・原子炉格納容器換気空間隔離 ・インターロック ・左記信号検出、伝送ライン	△														△
安全上特に重要な関連機能(電源供給)	第34条(表34-5)ディーゼル発電機起動計装	モード3、4	(ディーゼル発電機起動計装) ・ディーゼル発電機起動論理回路:2系統 <sup>※1</sup>	・ディーゼル発電機起動計装 ・左記信号検出、伝送ライン	×	×										×		×	×
	非常用炉心冷却系作動は第34条(表34-3)工学的安全施設等作動計装の非常用炉心冷却系参照	モード5、6および照射済燃料移動中	(ディーゼル発電機起動計装) ・ディーゼル発電機起動論理回路:1系統	・ディーゼル発電機起動計装 ・左記信号検出、伝送ライン			×	×	×	×	△	×	×	×	×		×		
		モード3、4、5、6、照射済燃料移動中	(ディーゼル発電機起動計装) ・非常用高圧母線低電圧:3チャンネル(所要の母線あたり)	・ディーゼル発電機起動計装 ・左記信号検出、伝送ライン	×	×	×	×	×	×	△	×	×	×	×	×	×	×	×
第73条 外部電源	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	(1) 3回線(当該原子炉に対する個々の非常用高圧母線全てに対して電力供給ができる発電所外からの送電線の回線数とする)以上が動作可能(送電線事故の瞬停時は適用しない) (2) 上記外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること(独立性を有するとは、「送電線の逆流において1つの変電所または開閉所のみに関連しないこと」をいう。1つの変電所または開閉所のルートにより供給または受電している場合であっても、設備構成として、別ルートで連系が可能な状態であれば、独立性を有しているとみなす)	・外部電源 ・起動用変圧器 ・予備変圧器 ・非常用高圧母線	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第74条 ディーゼル発電機	モード3、4	(1) ディーゼル発電機:2基動作可能(予備潤滑運転(ターニング、エアラン)を行う場合適用しない) (2) 燃料油サービスタンク貯油量(保有油量):1.10m <sup>3</sup> 以上(ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は適用しない)  ディーゼル発電機が動作不能時は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認	・ディーゼル発電機 ・燃料油サービスタンク	×	×											×		×	×
第75条 ディーゼル発電機	モード5、6、モード外	(1) ディーゼル発電機:2基動作可能(予備潤滑運転(ターニング、エアラン)を行う場合適用しない)(ディーゼル発電機には非常用発電機(非常用発電機とは所要の電力供給が可能なものを含む。)1基を含めることができる) (2) 上記ディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタンク貯油量(保有油量):1.10m <sup>3</sup> 以上(ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は適用しない)	・ディーゼル発電機 ・非常用発電機 ・燃料油サービスタンク			×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×		

# 高浜発電所4号機 第25回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程																					
RCS 水位																					
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3		
			ディーゼル発電機が動作不能時は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認 キャビティ満水 RCS 満水 ミッドループ RCS 全ブロー																		
第76条 ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気		モード3、4、5、6、モード外	・所要のディーゼル発電機の燃料油貯油そう油量(保有油量): 226m <sup>3</sup> 以上 ・所要のディーゼル発電機の潤滑油タンクの油量(保有油量): 3.6m <sup>3</sup> 以上※ ・所要のディーゼル発電機の始動用空気ため圧力:2.45MPa[gage]以上※ ※: 予備潤滑運転(ターニング、エアラン)を行う場合適用しない。 ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の 24 時間は適用しない。 燃料油貯油そう油量を確認する場合は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認	・ディーゼル発電機燃料油貯油そう ・ディーゼル発電機潤滑油タンク ・ディーゼル発電機始動用空気だめ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第77条 非常用直流電源		モード3、4	・非常用直流電源: 2系統(蓄電池(安全防護系用)および充電器(充電器または後備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失した場合、動作不能とみなす))が動作可能 蓄電池が動作不能時は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認	・非常用直流充電器 ・非常用直流蓄電池 ・後備充電器	×	×										×		×	×		
第78条 非常用直流電源		モード5、6、照射済燃料移動中	・所要の設備の維持に必要な非常用直流母線に接続する系統(蓄電池(安全防護系用)および充電器(充電器または後備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失した場合、動作不能とみなす))が動作可能 蓄電池が動作不能時は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認	・非常用直流充電器 ・非常用直流蓄電池 ・後備充電器			×	×	×	×	△	×	×	×	×			×			
第79条 所内非常用母線		モード3、4	次の所内非常用母線が受電していること(電源の自動切替の間は適用しない) ・2つの非常用高圧母線 ・2つの非常用低圧母線 ・2つの非常用直流母線 ・4つの非常用計器用母線	・非常用高圧母線 ・非常用低圧母線 ・非常用直流母線 ・非常用計器用母線	×	×										×		×	×		
第80条 所内非常用母線		モード5、6、照射済燃料移動中	所要の設備の維持に必要な次の所内非常用母線が受電していること(電源の自動切替の間は適用しない) ・非常用高圧母線 ・非常用低圧母線 ・非常用直流母線 ・非常用計器用母線	・非常用高圧母線 ・非常用低圧母線 ・非常用直流母線 ・非常用計器用母線			×	×	×	×	△	×	×	×	×			×			
安全上特に重要な関連機能	第67条 原子炉補機冷却水系	モード3、4	・原子炉補機冷却水系: 2系統動作可能	・原子炉補機冷却水系	×	×											×		×	×	

# 高浜発電所4号機 第25回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程																				
RCS 水位																				
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
(海水系統他)			原子炉補機冷却水系が動作不能時は、第85条(表85-7)の運転上の制限も確認																	
	第68条 原子炉補機冷却海水系	モード3、4	・原子炉補機冷却海水系: 2系統動作可能 原子炉補機冷却海水系が動作不能時は、第85条(表85-7)の運転上の制限も確認	・原子炉補機冷却海水系	×	×										×		×	×	
	第68条の2 津波防護施設	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・取水路防潮ゲート: 2系統(機械式クラッチおよび電磁式クラッチのゲート落下機構)のゲート落下機能により動作可能(遠隔閉止信号により、ゲートが落下できること(外部電源喪失時含む)。なお、閉止しているゲートについては、動作可能とみなす) ・潮位計: 3台が動作可能(潮位計による潮位の観測、潮位変化量の演算および潮位変化量の表示、警報の発信ができること) ・衛星電話(津波防護用): 4台(A 中央制御室およびB 中央制御室の各々2台をいう。また、衛星電話(津波防護用)には、衛星電話(固定)と兼用するものを A 中央制御室および B 中央制御室で各々1台含めることができる)が動作可能  衛星電話(津波防護用)と兼用する衛星電話(固定)が動作不能時は、第85条(表85-20)の運転上の制限も確認	・取水路防潮ゲート ・潮位計 ・衛星電話(津波防護用)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
安全上特に重要な関連機能(制御用空気系)	第69条 制御用空気系	モード3、4	・格納容器外制御用空気圧力(母管圧力): 0.56MPa[gage]以上	・格納容器外制御用空気系	×	×										×		×	×	
安全上特に重要な関連機能(制御室及びその遮へい・換気・空調系)	第34条(表34-6) 中央制御室非常用循環系計装	モード3、4、使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	(中央制御室非常用循環系計装) ・中央制御室非常用循環系作動論理回路: 所要の中央制御室非常用循環系につき2系統(原子炉保護系論理回路の機能検査時において残り1系統が動作可能であることを条件に2時間以内に1系統バイパスすることができる) ・手動起動: 所要の中央制御室非常用循環系につき2チャンネル  非常用炉心冷却系作動は第34条(表34-3)工学的安全施設等作動計装の非常用炉心冷却系参照	・中央制御室非常用循環系計装 ・工学的安全施設等作動計装 ・左記番号検出、伝送ライン	×	×	△	△	△	△	△	△	△	△	△	×	△	×	×	
	第70条 中央制御室非常用循環系	モード3、4、使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	・中央制御室非常用循環系: 2系統以上動作可能(中央制御室あたり) 中央制御室非常用循環系動作不能時は、第85条(表85-17)の運転上の制限も確認	・中央制御室非常用循環系	×	×	△	△	△	△	△	△	△	△	△	×	△	×	×	

# 高浜発電所4号機 第25回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程																							
RCS 水位																							
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3				
制御室からの安全停止機能	第34条(表34-7) 中央制御室外原子炉停止装置	モード3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほう酸ポンプ</li> <li>・加圧器圧力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央制御室外原子炉停止装置</li> <li>・左記信号検出、伝送ライン</li> </ul>	×															×			
		モード3、4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・充てん/高圧注入ポンプ</li> <li>・加圧器後備ヒータ</li> <li>・抽出水オアフィス隔離弁</li> <li>・海水ポンプ</li> <li>・原子炉補機冷却水ポンプ</li> <li>・電動補助給水ポンプ</li> <li>・加圧器水位</li> <li>・蒸気発生器水位(広域)</li> <li>・蒸気発生器圧力</li> <li>・中性子束(中性子源領域)</li> <li>・1次冷却材圧力(広域)</li> <li>・1次冷却材温度(広域)(低温側)</li> </ul>		×	×															×	×	×
		モード4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・余熱除去ポンプ</li> </ul>																			×	×
事故時のプラント状態把握機能	第34条(表34-4) 事故時監視計装	モード3	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1次冷却系計装)<sup>*</sup> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1次冷却材圧力: 2チャンネル</li> <li>・加圧器水位: 2チャンネル</li> <li>・1次冷却材温度(広域)(高温側): 3チャンネル</li> <li>・1次冷却材温度(広域)(低温側): 3チャンネル</li> </ul> </li> <li>(化学体積制御系計装)<sup>*</sup> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほう酸タンク水位: 2チャンネル</li> </ul> </li> <li>(主蒸気および給水、補助給水系計装)<sup>*</sup> <ul style="list-style-type: none"> <li>・蒸気ライン圧力: 2チャンネル(各ライン)</li> <li>・復水タンク水位: 2チャンネル</li> <li>・蒸気発生器水位(広域): 3チャンネル</li> <li>・蒸気発生器水位(狭域): 2チャンネル(各SG)</li> <li>・補助給水流量: 3チャンネル</li> </ul> </li> <li>(燃料取替用水系計装)<sup>*</sup> <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料取替用水タンク水位: 2チャンネル</li> </ul> </li> <li>(原子炉格納容器関連計装)<sup>*</sup> <ul style="list-style-type: none"> <li>・格納容器水位(広域): 2チャンネル</li> <li>・格納容器水位(狭域): 2チャンネル</li> <li>・格納容器内圧力: 2チャンネル</li> <li>・格納容器内温度: 2チャンネル</li> <li>・格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ): 2チャンネル</li> <li>・格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ): 2チャンネル</li> </ul> </li> <li>(原子炉補機冷却系計装)<sup>*</sup> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉補機冷却水サージタンク水位: 2チャンネル</li> </ul> </li> <li>(制御用空気系計装) <ul style="list-style-type: none"> <li>・制御用空気圧力: 2チャンネル</li> </ul> </li> <li>(安全注入系計装)<sup>*</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故時監視計装</li> <li>・左記信号検出、伝送ライン</li> </ul>	×																		×



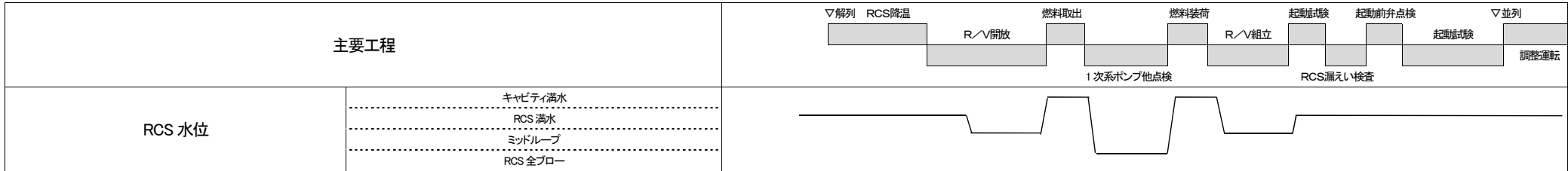








# 高浜発電所4号機 第25回定期事業者検査時の安全管理の計画



項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備																		
					3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3			
	第85条(表85-7-2の2) 大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機冷却	モード3、4、5、6	大容量ポンプによる海水供給系(大容量ポンプから海水管接続口まで)2系統が動作可能 ・大容量ポンプ: 1台×2(3号炉および4号炉の合計所要数) ・A、B格納容器再循環ユニット (表85-7-1の2において運転上の制限を定める) ・燃料油貯油そう (表85-15-7の2において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-7の2において運転上の制限を定める) ・可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)用) (表85-16-1の2において運転上の制限を定める) ・B余熱除去ポンプ(海水冷却) (表85-4-6の2において運転上の制限を定める) ・C充てん/高圧注入ポンプ(海水冷却) (表85-4-6の2において運転上の制限を定める) ・空冷式非常用発電装置 (表85-15-1の2において運転上の制限を定める)	・大容量ポンプ ・A、B格納容器再循環ユニット ・燃料油貯油そう ・タンクローリー ・可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)用) ・B余熱除去ポンプ(海水冷却) ・C充てん/高圧注入ポンプ(海水冷却) ・空冷式非常用発電装置	x	x	x	x	x	x				x	x	x	x	x	x	x		
	第85条(表85-8-1の2) 蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)	モード3、4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	(1) モード3および4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)において、復水タンクを水源とした電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統(電動補助給水ポンプ2台で1系統(本表に限る))が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であること) または (2) モード3において、復水タンクを水源としたタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であること。タービン動補助給水ポンプは原子炉起動時のモード3において試運転に係る調整を行っている場合は運転上の制限は適用しない。タービン動補助給水ポンプが動作可能とは現場手動による起動を含む) ・電動補助給水ポンプ: 2台 ・タービン動補助給水ポンプ: 1台 ・タービン動補助給水ポンプ起動弁(現場手動操作): 1台 ・蒸気発生器: 3基 ・復水タンク (表85-14-2の2において運転上の制限を定める) ・空冷式非常用発電装置 (表85-15-1の2において運転上の制限を定める) ・燃料油貯油そう (表85-15-7の2において運転上の制限を定める) ・タンクローリー	・電動補助給水ポンプ ・タービン動補助給水ポンプ ・タービン動補助給水ポンプ起動弁(現場手動操作) ・蒸気発生器 ・復水タンク ・空冷式非常用発電装置 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー	x	△											△		△	△		







# 高浜発電所4号機 第25回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程																				
RCS 水位																				
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
第85条(表85-14-1の2) 海水を用いた復水タンクへの補給	モード3、4、5、6	海水を用いた復水タンクへの補給系2系統動作可能 ・送水車:1台×2 ・燃料油貯油そう (表85-15-7の2において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)	・送水車 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	
第85条(表85-14-2の2) 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給	モード3、4、5、6	燃料取替用水タンク補給用移送ポンプによる復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給系が動作可能 (1) 復水タンク(有効水量):646m <sup>3</sup> 以上 (2) 燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ:1台	・復水タンク ・燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	
第85条(表85-14-3)の2 燃料取替用水タンク	モード3、4、5、6(キャビティ低水位)	燃料取替用水タンク: (1) ほう素濃度:2800ppm以上 (2) ほう酸水量(有効水量):1600m <sup>3</sup> 以上 (原子炉キャビティ水張り、水抜き期間においては第85条に定める水源および炉心注入手段等が確保されていることを条件に運転上の制限を満足していないとはみなさない。なお、原子炉キャビティ水張り期間とは、原子炉キャビティ水張り作業開始から水張り完了までの期間を、また、原子炉キャビティ水抜き期間とは、原子炉キャビティ水抜き作業開始から燃料取替用水タンク水位を回復するまでの期間をいう)	・燃料取替用水タンク	×	×	×	×	△					△	×	×	×	×	×	×	
第85条(表85-15-1の2) 空冷式非常用発電装置からの給電	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	空冷式非常用発電装置による電源系1系統(1系統とは、モード3、4、5、6において空冷式非常用発電装置2台、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において空冷式非常用発電装置1台)動作可能 ・空冷式非常用発電装置:2台(使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において空冷式非常用発電装置1台) ・タンクローリー (表85-15-7の2において運転上の制限を定める) ・燃料油貯油そう (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)	・空冷式非常用発電装置 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第85条(表85-15-2の2) 号機間電力融通恒設ケーブル(3号~4号)(号機間電力融通予備ケーブル(3号~4号))からの給電	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	(1) 号機間電力融通恒設ケーブル(3号~4号)による電源系1系統(1系統とは、他号炉のモード1、2、3、4の場合の所要数/他号炉のモード5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合においての所要数)が使用可能 (2) 号機間電力融通予備ケーブル(3号~4号)による電源系1系統(1系統とは、他号炉のモード1、2、3、4の場合の所要数/他号炉のモード5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合においての所要数)が使用可能 a.他号炉がモード1、2、3、4の場合 ・号機間電力融通恒設ケーブル(3号~4号):1組 (3号炉および4号炉の合計所要数)	・号機間電力融通恒設ケーブル(3号~4号) ・号機間電力融通予備ケーブル(3号~4号) ・ディーゼル発電機(他号炉) ・燃料油貯油そう(他号炉)	×	×	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	×	△	×	×	

























別表

## 長期施設管理方針実施状況総括表

## 4号炉 長期施設管理方針実施状況総括表

長期施設管理方針 <sup>※</sup> No.	長期施設管理方針に基づく活動内容				第25 保全サイクル 実施計画	進捗状況 <sup>※※</sup>	備考 ( )内は実績を記載
	機器又は系統名	部位と経年劣化事象	活動項目	実施時期			
1	蒸気発生器	伝熱管の損傷	蒸気発生器の伝熱管の損傷については、蒸気発生器取替を含めた保全方法を検討する。	中長期	-	実施済	(第23保全サイクルで実施済) 蒸気発生器の伝熱管の損傷について、予防保全として、最新設計を反映した蒸気発生器への取替計画を策定した。
2	原子炉容器	胴部(炉心領域部)の中性子照射脆化	原子炉容器の胴部(炉心領域部)の中性子照射脆化については、原子炉の運転時間および照射量を勘案し、第5回監視試験の実施計画を策定する。	中長期	-	実施済	(第23保全サイクルで実施済) 原子炉容器の胴部(炉心領域部)の中性子照射脆化について、原子炉の運転時間および照射量を勘案し、第5回監視試験の実施計画を策定した。 実施計画に基づき、第23回定期検査にて監視試験片の取り出しを実施した。
3	ドレン系統配管	母管 腐食(流れ加速型腐食)	配管の腐食(流れ加速型腐食)については、肉厚測定による実測データに基づき耐震安全性評価を実施した炭素鋼配管*について、耐震性が確認できる板厚に到達するまでに、サポート改造等の設備対策を行い、これを反映した耐震安全性評価を実施する。 なお、サポート改造等の設備対策が完了するまでは、減肉傾向の把握およびデータ蓄積を継続して行い、減肉進展の実測データを反映した耐震安全性評価を実施する。 *:ドレン系統配管	短期	-	実施済	(第21保全サイクルで実施済) ドレン系統配管について、第21回定期検査期間中にサポート改造等の設備対策を実施した。また、この工事を反映した耐震安全性評価を実施し、当該系統において必要最小肉厚 <sup>tsr</sup> までの減肉を想定しても、耐震安全性に影響がないことを確認した。
4	基準地震動による評価が必要な設備	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象	基準地震動S <sub>s</sub> -2～S <sub>s</sub> -7に対する評価*1が必要な全ての機器・経年劣化事象*2について、継続して評価を実施する。 *1:弾性設計用地震動S <sub>d</sub> -2～S <sub>d</sub> -7に対する評価を含む。 *2:基準地震動S <sub>s</sub> -1に対する評価結果から評価が厳しいと考えられる機器・経年劣化事象等については、基準地震動S <sub>s</sub> -2～S <sub>s</sub> -7に対する評価を実施し、耐震安全性を確認している。	短期	-	実施済	(第20保全サイクルで実施済) 基準地震動S <sub>s</sub> -2～7に対する評価(弾性設計用地震動S <sub>d</sub> による評価を含む)が必要な全ての機器・経年劣化事象について、評価を実施した結果、耐震安全性に問題はないことを確認した。
5	主変圧器	コイル 絶縁低下	主変圧器のコイルの絶縁低下については、絶縁紙の寿命評価に基づく取替の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。	中長期	-	実施済	(第23保全サイクルで実施済) 主変圧器の寿命評価に基づく取替の実施計画を策定した。

※ :「高浜発電所原子炉施設保安規定」添付6の長期施設管理方針番号

※※:第25サイクル当初での状況を記載

## 添付書類四 定期事業者検査の判定方法

# 目 次

1. 定期事業者検査の判定方法	1
-----------------	---

表-1：検査の方法の考え方について

## 1. 定期事業者検査の判定方法

### (1) 定期事業者検査の実施における考え方

定期事業者検査の実施にあたっては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第56条第1項において検査の方法が規定されており、これに従い表-1に記載する方法に基づき、対象設備に対して定期事業者検査を実施する。

また、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第56条第2項では、定期事業者検査においては、一定の期間を設定し、その期間において技術基準に適合する状態を維持するかどうかを判定する方法で行うことが規定されている。

表-1の検査は、設備の点検に合わせて、又は点検の完了後に実施するものであり、その実施頻度は設備の点検頻度や原子炉を停止する頻度に基づいている。(添付書類三別紙 参照)

定期事業者検査の対象となる設備については、技術基準への適合維持が要求されていることから、その実施頻度の設定においては、所定の機能を発揮できなくなる前、すなわち技術基準に適合する状態を維持すると考えられる段階に点検を行うように考慮しており、その実施頻度を定期事業者検査の一定の期間とみなすことができる。この実施頻度から設定した定期事業者検査の一定の期間の最短は、原子炉を停止して実施する必要がある点検の最短の間隔に調整運転期間等を考慮した13ヶ月<sup>※</sup>(定期事業者検査終了からの期間)である。

※：使用の状況等から別途点検を行う時期を評価し、定期事業者検査を実施すべき時期について原子力規制委員会の承認を受ける場合を除く。

なお、定期事業者検査の実施頻度の前提となるこれらの点検にあたっては、その対象設備が技術基準に適合する状態を維持するため、その点検頻度の設定にあたって前提とされた部品取替等の行為を保全活動の中で確実に行う。

また、機器の劣化、特性変化を定量的に評価し判定する検査については、上記にかかわらず、当該評価で判定に考慮する期間を一定の期間とする。これに該当する検査を(2)に示す。

### (2) 一定の期間を考慮する定期事業者検査の判定について

定期事業者検査においては、(1)のとおり設定された頻度に基づき、設備が技術基準に適合していることを確認するが、機器の劣化、特性変化を定量的に評価し判定する以下の検査については、その判定に一定の期間を考慮する。

○原子炉を停止して実施する必要がある点検の最短の間隔に調整運転期間等を考慮した13ヶ月(定期事業者検査終了からの期間)以上を一定の期間として判定に考慮する検査

- ・原子炉格納容器全体漏えい率検査
- ・原子炉格納容器局部漏えい率検査
- ・クラス1機器供用期間中検査
- ・クラス2機器供用期間中検査
- ・クラス3機器供用期間中検査

- ・ 重大事故等クラス 1 機器供用期間中検査
- ・ 重大事故等クラス 2 機器供用期間中検査
- ・ 重大事故等クラス 3 機器供用期間中検査
- ・ 供用期間中特別検査のうちクラス 2 管(原子炉格納容器内)特別検査
- ・ 蒸気タービン開放検査
- ・ 炉内計装用シンプルチューブ体積検査
- ・ 2 次系配管検査
- ・ 1 次冷却材ポンプメカニカルシール分解検査

○また、第 2 6 サイクルの炉心設計に係わる以下の検査については、実運転期間(1 3 ヶ月)に調整運転期間等を踏まえ、これに基づき判定を行う。

- ・ 原子炉停止余裕検査
- ・ 炉物理検査
- ・ 燃料集合体外観検査

なお、上記以外の検査については、その対象設備が技術基準に適合している状態を維持するため、その点検間隔の設定に当たって前提とされた部品取替等の行為を保全活動の中で確実にを行う。

表－1 検査の方法の考え方について

定期事業者検査	検査の方法	
① 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法	分解検査及び開放検査	機器等を分解、開放した状態で、き裂、変形、摩耗等の有無を目視等により確認する。
	外観検査	機器等を分解又は開放しない状態で漏えい又はその形跡、き裂、変形等の有無を目視等により確認する。
	非破壊検査	一般社団法人日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格」(JSME S NA1-2012/2013 追補/2014 追補)に規定されている超音波探傷試験、渦流探傷試験、浸透探傷試験、目視試験等により、機器等の内外表面及び内部欠陥の有無等を確認する。
	漏えい(率)検査	系統及び機器等の点検完了後、所定の圧力において、漏えいの有無又は漏えい率 <sup>※</sup> を確認する。
② 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法	特性検査	電気設備及び計測制御設備について、絶縁抵抗測定 <sup>※※</sup> 、校正、設定値確認検査などを行い、機器等の特性を確認する。
	機能・性能検査	系統及び機器等の点検完了後、作動試験、試運転、インターロック試験等を行い、機器単体又は系統の機能・性能等を確認する。
	総合性能検査	各設備の点検完了後に、定格出力近傍で発電用原子炉施設の運転を行い、各原子力発電施設の運転状態が正常であること及び各種パラメータが妥当な値であることを確認する。

※：漏えい率の確認には、「②試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法」を兼ねるものがある。

※※：絶縁抵抗測定には、「①開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法」を兼ねるものがある。

上表の検査の方法にて実施する具体的な定期事業者検査は、点検計画(添付書類三 別紙)のとおり。

なお、当該点検計画に含まれる簡略点検は、定期事業者検査として実施しないが、部品の定期的な取替え、運転経験・劣化の進展予測、使用環境及び設置環境等を考慮して実施内容、頻度を定めている。



添付書類五 前回の定期事業者検査報告内容からの変更内容

# 目 次

1. 発電用原子炉及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標に関する変更	1
2. 施設管理の実施に関する計画の変更	1
3. 定期事業者検査の判定方法の変更	1
4. 定期事業者検査の判定における一定の期間の設定において考慮した事項に関する説明書に関する変更	1

別紙－1：施設管理の実施に関する計画の変更前後表

1. 発電用原子炉及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標に関する変更  
なし
2. 施設管理の実施に関する計画の変更  
別紙－１のとおり※
3. 定期事業者検査の判定方法の変更  
なし
4. 定期事業者検査の判定における一定の期間の設定において考慮した事項に関する説明書に関する変更  
なし

※特定重大事故等対処施設に関する事項については添付書類七にて記載する。

施設管理の実施に関する計画の  
変更前後表

# 施設管理の実施に関する計画の変更（本文）

変更前	変更後	変更理由
<p>3. 発電用原子炉施設の点検、検査の方法、実施頻度及び時期</p> <p>(1) 点検計画</p> <p>定期事業者検査中及びプラント運転中の点検について、あらかじめ保全方式を設定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び時期を定めた点検計画を「高浜発電所 保修業務所則（平成5高原保所則 第2号）」に基づき策定した「保全指針」に従い策定した。また、土木建築に関する設備の点検計画については、「高浜発電所 土木建築業務所則（平成19高原土所則 第1号）」に従い策定した。</p> <p>点検計画のうち、定期事業者検査対象機器等に係る主要な点検の計画に基づく点検計画を別紙に記載する。【一】</p> <p>附帯設備も含めた各機器の詳細な点検計画は、「保全指針」に規定している。</p> <p>点検計画を策定又は変更するにあたっては、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげている。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保全活動管理指標の監視結果</li> <li>・保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</li> <li>・トラブルなど運転経験</li> <li>・高経年化技術評価および定期安全レビュー結果</li> <li>・他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ</li> <li>・リスク情報、科学的知見</li> </ul> <p>4. 発電用原子炉施設の工事及び点検を実施する際に行う保安の確保のための措置</p> <p>定期事業者検査停止時における保安規定の運転上の制限を遵守するための計画は、別図のとおりである。【一】また、定期事業者検査以外の安全上重要な保守点検活動並びに留意事項等については、特になし。</p> <div data-bbox="219 981 846 1050" style="border: 1px dashed black; height: 40px; width: 280px; margin: 10px auto;"></div>	<p>3. 発電用原子炉施設の点検、検査の方法、実施頻度及び時期</p> <p>(1) 点検計画</p> <p>定期事業者検査中及びプラント運転中の点検について、あらかじめ保全方式を設定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び時期を定めた点検計画を「高浜発電所 保修業務所則（平成5高原保所則 第2号）」に基づき策定した「保全指針」に従い策定した。また、土木建築に関する設備の点検計画については、「高浜発電所 土木建築業務所則（平成19高原土所則 第1号）」に従い策定した。</p> <p>点検計画のうち、定期事業者検査対象機器等に係る主要な点検の計画に基づく点検計画を別紙に記載する。【※】</p> <p>附帯設備も含めた各機器の詳細な点検計画は、「保全指針」に規定している。</p> <p>点検計画を策定又は変更するにあたっては、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげている。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保全活動管理指標の監視結果</li> <li>・保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</li> <li>・トラブルなど運転経験</li> <li>・高経年化技術評価および定期安全レビュー結果</li> <li>・他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ</li> <li>・リスク情報、科学的知見</li> </ul> <p>4. 発電用原子炉施設の工事及び点検を実施する際に行う保安の確保のための措置</p> <p>定期事業者検査停止時における保安規定の運転上の制限を遵守するための計画は、別図のとおりである。【※】</p> <p>また、定期事業者検査以外の安全上重要な保守点検活動並びに留意事項等については、特になし。</p> <div data-bbox="1131 981 1758 1050" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px auto;"> <p>【※】特定重大事故等対処施設に関する事項については添付書類七にて記載する。</p> </div>	<p>特定重大事故等対処施設に係る記載について新規添付書類に記載を行うよう書類体裁の変更</p>

# 施設管理の実施に関する計画の変更（別紙 点検計画）

## 変更前

### 目次<sup>②</sup>

機器又は系統名	ページ
原子炉本体	1/38
[炉心]	
[原子炉容器]	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	1/38
[燃料取扱設備]	
[使用済燃料貯蔵設備]	
[使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備]	
[燃料取替用水設備]	
原子炉冷却系統施設	3/38
[一次冷却材の循環設備]	
[主蒸気・主給水設備]	
[余熱除去設備]	
[非常用炉心冷却設備]	
[化学体積制御設備]	
[蒸気タービンの附属設備]	
[原子炉補機冷却水設備]	
[原子炉補機冷却海水設備]	
[原子炉格納容器内の一次冷却材の漏えいを監視する装置]	
計測制御系統施設	13/38
[制御材]	
[制御棒駆動装置]	
[工学的安全施設等の作動信号]	
[ほう酸注入機能を有する設備]	
[ほう素再生設備]	
[制御用空気設備]	
[その他設備]	
放射性廃棄物の廃棄施設	17/38
[気体、液体又は固体廃棄物処理設備]	
放射線管理施設	19/38
[放射線管理用計測装置]	
[換気設備]	
原子炉格納施設	26/38
[原子炉格納容器]	
[圧力低減設備その他の安全設備]	
原子力設備	30/38
[その他設備]	
原子力設備・タービン設備	30/38
[その他設備]	

機器又は系統名	ページ
蒸気タービン	31/38
[車室、円板、隔板、噴口、翼、車軸]	
[調速装置及び非常調速装置並びに調速装置で制御される主要弁]	
[復水器]	
[蒸気タービンに附属する熱交換器]	
[蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水設備並びに給水処理設備]	
[蒸気タービンに附属する管等]	
[その他設備]	
その他発電用原子炉の附属施設	36/38
[浸水防護施設]	
[常用電源設備]	
[火災防護施設]	
[非常用発電装置]	
[その他の電源装置]	
土木建築設備	38/38
プラント総合	38/38

別表-1：クラス1機器供用期間中検査7年計画  
 別表-2：クラス2機器供用期間中検査10年計画  
 別表-3：クラス3機器供用期間中検査10年計画  
 別表-4：クラス1機器N i 基金使用部位特別検査7年計画  
 別表-5：クラス2管（原子炉格納容器内）特別検査10年計画  
 別表-6：原子炉格納容器供用期間中検査10年計画  
 別表-7：重大事故クラス1機器供用期間中検査10年計画  
 別表-8：重大事故クラス2機器供用期間中検査10年計画  
 別表-9：重大事故等クラス3機器供用期間中検査10年計画  
 別表-10：クラス1配管特別検査3年計画

②

③

## 変更後

### 目次<sup>②</sup>

機器又は系統名	ページ
原子炉本体	1/41
[炉心]	
[原子炉容器]	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	1/41
[燃料取扱設備]	
[使用済燃料貯蔵設備]	
[使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備]	
[燃料取替用水設備]	
原子炉冷却系統施設	3/41
[一次冷却材の循環設備]	
[主蒸気・主給水設備]	
[余熱除去設備]	
[非常用炉心冷却設備]	
[化学体積制御設備]	
[蒸気タービンの附属設備]	
[原子炉補機冷却水設備]	
[原子炉補機冷却海水設備]	
[原子炉格納容器内の一次冷却材の漏えいを監視する装置]	
計測制御系統施設	14/41
[制御材]	
[制御棒駆動装置]	
[工学的安全施設等の作動信号]	
[ほう酸注入機能を有する設備]	
[ほう素再生設備]	
[制御用空気設備]	
[その他設備]	
放射性廃棄物の廃棄施設	18/41
[気体、液体又は固体廃棄物処理設備]	
放射線管理施設	21/41
[放射線管理用計測装置]	
[換気設備]	
原子炉格納施設	27/41
[原子炉格納容器]	
[圧力低減設備その他の安全設備]	
原子力設備	32/41
[その他設備]	
原子力設備・タービン設備	33/41
[その他設備]	

機器又は系統名	ページ
蒸気タービン	33/41
[車室、円板、隔板、噴口、翼、車軸]	
[調速装置及び非常調速装置並びに調速装置で制御される主要弁]	
[復水器]	
[蒸気タービンに附属する熱交換器]	
[蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水設備並びに給水処理設備]	
[蒸気タービンに附属する管等]	
[その他設備]	
その他発電用原子炉の附属施設	39/41
[浸水防護施設]	
[常用電源設備]	
[火災防護施設]	
[非常用発電装置]	
[その他の電源装置]	
土木建築設備	41/41
プラント総合	41/41

別表-1：クラス1機器供用期間中検査7年計画  
 別表-2：クラス2機器供用期間中検査10年計画  
 別表-3：クラス3機器供用期間中検査10年計画  
 別表-4：クラス3機器N i 基金使用部位特別検査7年計画  
 別表-5：クラス2管（原子炉格納容器内）特別検査10年計画  
 別表-6：原子炉格納容器供用期間中検査10年計画  
 別表-7：重大事故等クラス1機器供用期間中検査10年計画  
 別表-8：重大事故等クラス2機器供用期間中検査10年計画  
 別表-9：重大事故等クラス3機器供用期間中検査10年計画  
 別表-10：クラス1配管特別検査3年計画

②

③

## 変更理由

①書類体裁変更に伴うページ数の変更  
 目次のページ数について、同修正を実施。

②記載の適正化  
 点検計画の見直しによる年次の変更

③特定重大事故等対処施設に係る記載について新規添付書類に記載を行うよう書類体裁の変更















施設管理の実施に関する計画の変更（別紙 点検計画）

変更前

機器又は系統名 （必ずしも設備の名称を 記す必要はない）	実装機（機器名）	点検及び点検の項目	保全の 重要度	保全方式 又は検定	今回の点 検計画	間隔 （点検 周期）	検査名	備考 （1）同じ項目を 複数箇所で行う	
電子制御系 （必ずしも設備の名称を 記す必要はない）	電子制御系 （必ずしも設備の名称を 記す必要はない）	電子制御系 （必ずしも設備の名称を 記す必要はない）	1. 機能・性能試験 2. 動作試験 3. 点検記録	高	11M	○	20日	電子制御系 （必ずしも設備の名称を 記す必要はない）	定期検査 （点検計画：30）
		電子制御系 （必ずしも設備の名称を 記す必要はない）	1. 点検記録	高	10M	○	22日	電子制御系 （必ずしも設備の名称を 記す必要はない）	定期検査 （点検計画：30）
		電子制御系 （必ずしも設備の名称を 記す必要はない）	1. 点検記録	高	10M	○	20日	電子制御系 （必ずしも設備の名称を 記す必要はない）	定期検査 （点検計画：30）
		電子制御系 （必ずしも設備の名称を 記す必要はない）	1. 点検記録	高	10M	○	21日	電子制御系 （必ずしも設備の名称を 記す必要はない）	定期検査 （点検計画：30）
		電子制御系 （必ずしも設備の名称を 記す必要はない）	1. 点検記録	高	11M	○	20日	電子制御系 （必ずしも設備の名称を 記す必要はない）	定期検査 （点検計画：30）
		電子制御系 （必ずしも設備の名称を 記す必要はない）	1. 点検記録	高	10M	○	23日	電子制御系 （必ずしも設備の名称を 記す必要はない）	定期検査 （点検計画：30）
		電子制御系 （必ずしも設備の名称を 記す必要はない）	1. 点検記録	高	10M	○	23日	電子制御系 （必ずしも設備の名称を 記す必要はない）	定期検査 （点検計画：30）
		電子制御系 （必ずしも設備の名称を 記す必要はない）	1. 点検記録	高	10M	○	23日	電子制御系 （必ずしも設備の名称を 記す必要はない）	定期検査 （点検計画：30）
		電子制御系 （必ずしも設備の名称を 記す必要はない）	1. 点検記録	高	10M	○	23日	電子制御系 （必ずしも設備の名称を 記す必要はない）	定期検査 （点検計画：30）
		電子制御系 （必ずしも設備の名称を 記す必要はない）	1. 点検記録	高	10M	○	23日	電子制御系 （必ずしも設備の名称を 記す必要はない）	定期検査 （点検計画：30）
		電子制御系 （必ずしも設備の名称を 記す必要はない）	1. 点検記録	高	10M	○	23日	電子制御系 （必ずしも設備の名称を 記す必要はない）	定期検査 （点検計画：30）
		電子制御系 （必ずしも設備の名称を 記す必要はない）	1. 点検記録	高	10M	○	23日	電子制御系 （必ずしも設備の名称を 記す必要はない）	定期検査 （点検計画：30）
		電子制御系 （必ずしも設備の名称を 記す必要はない）	1. 点検記録	高	10M	○	23日	電子制御系 （必ずしも設備の名称を 記す必要はない）	定期検査 （点検計画：30）
		電子制御系 （必ずしも設備の名称を 記す必要はない）	1. 点検記録	高	10M	○	23日	電子制御系 （必ずしも設備の名称を 記す必要はない）	定期検査 （点検計画：30）
		電子制御系 （必ずしも設備の名称を 記す必要はない）	1. 点検記録	高	10M	○	23日	電子制御系 （必ずしも設備の名称を 記す必要はない）	定期検査 （点検計画：30）

変更後

なし

変更理由

記載の適正化  
（保全頻度見直しによる記載の変更）  
変更後は前ページ参照

# 施設管理の実施に関する計画の変更 (別紙 点検計画)

## 変更理由

①記載の適正化  
(保全頻度見直しによる記載の変更)

(13/41)

## 変更後

機器又は名称 【原子炉種別等別点検項目】	実施頻度(検数)	点検及び点検の項目	検出の 重要度	検出手段 又は検出 方法	検出頻度 (検出回数)	検定日 間隔(月)	検査名	備考 (1)内点検する 項目を記載する (2)点検項目を 記載する
原子炉種別等別点検項目 【原子炉種別等別点検項目】	原子炉種別等別点検項目	1. 潤滑油	高	目視	1	20日	1. 潤滑油点検	
	原子炉種別等別点検項目	1. 潤滑油	高	目視	1	20日	1. 潤滑油点検	
	原子炉種別等別点検項目	1. 潤滑油	高	目視	1	20日	1. 潤滑油点検	
	原子炉種別等別点検項目	1. 潤滑油	高	目視	1	20日	1. 潤滑油点検	
	原子炉種別等別点検項目	1. 潤滑油	高	目視	1	20日	1. 潤滑油点検	
	原子炉種別等別点検項目	1. 潤滑油	高	目視	1	20日	1. 潤滑油点検	
	原子炉種別等別点検項目	1. 潤滑油	高	目視	1	20日	1. 潤滑油点検	
	原子炉種別等別点検項目	1. 潤滑油	高	目視	1	20日	1. 潤滑油点検	
	原子炉種別等別点検項目	1. 潤滑油	高	目視	1	20日	1. 潤滑油点検	
	原子炉種別等別点検項目	1. 潤滑油	高	目視	1	20日	1. 潤滑油点検	
原子炉種別等別点検項目	1. 潤滑油	高	目視	1	20日	1. 潤滑油点検		

(12/38)

## 変更前

機器又は名称 【原子炉種別等別点検項目】	実施頻度(検数)	点検及び点検の項目	検出の 重要度	検出手段 又は検出 方法	検出頻度 (検出回数)	検定日 間隔(月)	検査名	備考 (1)内点検する 項目を記載する (2)点検項目を 記載する
原子炉種別等別点検項目 【原子炉種別等別点検項目】	A 原子炉種別等別点検項目	1. 潤滑油	高	目視	1	20日	1. 潤滑油点検	
	A 原子炉種別等別点検項目	2. 潤滑油	高	目視	1	20日	2. 潤滑油点検	
	A 原子炉種別等別点検項目	3. 潤滑油	高	目視	1	20日	3. 潤滑油点検	
	A 原子炉種別等別点検項目	4. 潤滑油	高	目視	1	20日	4. 潤滑油点検	
	A 原子炉種別等別点検項目	5. 潤滑油	高	目視	1	20日	5. 潤滑油点検	
	A 原子炉種別等別点検項目	6. 潤滑油	高	目視	1	20日	6. 潤滑油点検	
	A 原子炉種別等別点検項目	7. 潤滑油	高	目視	1	20日	7. 潤滑油点検	
	A 原子炉種別等別点検項目	8. 潤滑油	高	目視	1	20日	8. 潤滑油点検	
	A 原子炉種別等別点検項目	9. 潤滑油	高	目視	1	20日	9. 潤滑油点検	
	A 原子炉種別等別点検項目	10. 潤滑油	高	目視	1	20日	10. 潤滑油点検	

















施設管理の実施に関する計画の変更 (別紙 点検計画)

変更前

機器又は系統名 【備考欄】	種別 (機器名)	点検及び点検の項目	保全の 重要度	保全方針 又はレベル	今回の点 検計画	前回の点 検計画	検査名	( ) 備考 に示す 点検項目
電気ケーブル 【備考欄】	電気ケーブル (電線)	1. 絶縁・接地不良 (電線)	高	1. 点検 (電線)	○	23回	電気ケーブルの点検	( ) 1. 点検 2. 絶縁不良 (電線)
		2. 断線 (電線)	高	2. 断線 (電線)	○	23回	電気ケーブルの点検	( ) 2. 断線 (電線)
		3. 電圧降下 (電線)	高	3. 電圧降下 (電線)	○	23回	電気ケーブルの点検	( ) 3. 電圧降下 (電線)
		4. 電線径不足 (電線)	高	4. 電線径不足 (電線)	○	23回	電気ケーブルの点検	( ) 4. 電線径不足 (電線)
		5. 電線径不足 (電線)	高	5. 電線径不足 (電線)	○	23回	電気ケーブルの点検	( ) 5. 電線径不足 (電線)
		6. 電線径不足 (電線)	高	6. 電線径不足 (電線)	○	23回	電気ケーブルの点検	( ) 6. 電線径不足 (電線)
		7. 電線径不足 (電線)	高	7. 電線径不足 (電線)	○	23回	電気ケーブルの点検	( ) 7. 電線径不足 (電線)
		8. 電線径不足 (電線)	高	8. 電線径不足 (電線)	○	23回	電気ケーブルの点検	( ) 8. 電線径不足 (電線)
		9. 電線径不足 (電線)	高	9. 電線径不足 (電線)	○	23回	電気ケーブルの点検	( ) 9. 電線径不足 (電線)
		10. 電線径不足 (電線)	高	10. 電線径不足 (電線)	○	23回	電気ケーブルの点検	( ) 10. 電線径不足 (電線)
		11. 電線径不足 (電線)	高	11. 電線径不足 (電線)	○	23回	電気ケーブルの点検	( ) 11. 電線径不足 (電線)
		12. 電線径不足 (電線)	高	12. 電線径不足 (電線)	○	23回	電気ケーブルの点検	( ) 12. 電線径不足 (電線)
		13. 電線径不足 (電線)	高	13. 電線径不足 (電線)	○	23回	電気ケーブルの点検	( ) 13. 電線径不足 (電線)
		14. 電線径不足 (電線)	高	14. 電線径不足 (電線)	○	23回	電気ケーブルの点検	( ) 14. 電線径不足 (電線)
		15. 電線径不足 (電線)	高	15. 電線径不足 (電線)	○	23回	電気ケーブルの点検	( ) 15. 電線径不足 (電線)

変更後

機器又は系統名 【備考欄】	種別 (機器名)	点検及び点検の項目	保全の 重要度	保全方針 又はレベル	今回の点 検計画	前回の点 検計画	検査名	( ) 備考 に示す 点検項目
電気ケーブル 【備考欄】	電気ケーブル (電線)	1. 絶縁・接地不良 (電線)	高	1. 点検 (電線)	○	23回	電気ケーブルの点検	( ) 1. 点検 2. 絶縁不良 (電線)
		2. 断線 (電線)	高	2. 断線 (電線)	○	23回	電気ケーブルの点検	( ) 2. 断線 (電線)
		3. 電圧降下 (電線)	高	3. 電圧降下 (電線)	○	23回	電気ケーブルの点検	( ) 3. 電圧降下 (電線)
		4. 電線径不足 (電線)	高	4. 電線径不足 (電線)	○	23回	電気ケーブルの点検	( ) 4. 電線径不足 (電線)
		5. 電線径不足 (電線)	高	5. 電線径不足 (電線)	○	23回	電気ケーブルの点検	( ) 5. 電線径不足 (電線)
		6. 電線径不足 (電線)	高	6. 電線径不足 (電線)	○	23回	電気ケーブルの点検	( ) 6. 電線径不足 (電線)
		7. 電線径不足 (電線)	高	7. 電線径不足 (電線)	○	23回	電気ケーブルの点検	( ) 7. 電線径不足 (電線)
		8. 電線径不足 (電線)	高	8. 電線径不足 (電線)	○	23回	電気ケーブルの点検	( ) 8. 電線径不足 (電線)
		9. 電線径不足 (電線)	高	9. 電線径不足 (電線)	○	23回	電気ケーブルの点検	( ) 9. 電線径不足 (電線)
		10. 電線径不足 (電線)	高	10. 電線径不足 (電線)	○	23回	電気ケーブルの点検	( ) 10. 電線径不足 (電線)
		11. 電線径不足 (電線)	高	11. 電線径不足 (電線)	○	23回	電気ケーブルの点検	( ) 11. 電線径不足 (電線)
		12. 電線径不足 (電線)	高	12. 電線径不足 (電線)	○	23回	電気ケーブルの点検	( ) 12. 電線径不足 (電線)
		13. 電線径不足 (電線)	高	13. 電線径不足 (電線)	○	23回	電気ケーブルの点検	( ) 13. 電線径不足 (電線)
		14. 電線径不足 (電線)	高	14. 電線径不足 (電線)	○	23回	電気ケーブルの点検	( ) 14. 電線径不足 (電線)
		15. 電線径不足 (電線)	高	15. 電線径不足 (電線)	○	23回	電気ケーブルの点検	( ) 15. 電線径不足 (電線)

変更理由

- ①記載の適正化 (保全の有効性評価結果の反映)
- ②記載の適正化 (保全頻度見直しによる記載の変更)











施設管理の実施に関する計画の変更 (別図 定期事業者検査の安全管理の計画)

変更理由

- ① 記載の適正化 (要求モードでの適用条件の追記)
- ② 記載の適正化 (条件付きの要求であることを明記)

変更後

**高浜発電所 4号機 第25回定期事業者検査時の安全管理の計画**

項目	保安規定本文	要求モード	適用設備	3	4	5/1	5/2	6/1	6/2	7/1/9	7/2	8/1	8/2	9/1	9/2	4	5/1	4	3		
第20条 12次検査	E-14	E-14	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 炉内検査実施時、第20条、第25-4の適用上の制限は、以下のとおりとする。</li> <li>a. 炉内検査実施時、第20条、第25-4の適用上の制限は、以下のとおりとする。</li> <li>b. 炉内検査実施時、第20条、第25-4の適用上の制限は、以下のとおりとする。</li> <li>c. 炉内検査実施時、第20条、第25-4の適用上の制限は、以下のとおりとする。</li> </ul>																		
第21条 12次検査	E-15-1 (12次検査)	E-15-1 (12次検査)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 炉内検査実施時、第21条、第25-4の適用上の制限は、以下のとおりとする。</li> <li>a. 炉内検査実施時、第21条、第25-4の適用上の制限は、以下のとおりとする。</li> <li>b. 炉内検査実施時、第21条、第25-4の適用上の制限は、以下のとおりとする。</li> <li>c. 炉内検査実施時、第21条、第25-4の適用上の制限は、以下のとおりとする。</li> </ul>																		
第22条 12次検査	E-16-1 (12次検査)	E-16-1 (12次検査)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 炉内検査実施時、第22条、第25-4の適用上の制限は、以下のとおりとする。</li> <li>a. 炉内検査実施時、第22条、第25-4の適用上の制限は、以下のとおりとする。</li> <li>b. 炉内検査実施時、第22条、第25-4の適用上の制限は、以下のとおりとする。</li> <li>c. 炉内検査実施時、第22条、第25-4の適用上の制限は、以下のとおりとする。</li> </ul>																		

変更前

**高浜発電所 4号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画**

項目	保安規定本文	要求モード	適用設備	3	4	5/1	5/2	6/1	6/2	7/1/9	7/2	8/1	8/2	9/1	9/2	4	5/1	4	3		
第20条 12次検査	E-14	E-14	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 炉内検査実施時、第20条、第25-4の適用上の制限は、以下のとおりとする。</li> <li>a. 炉内検査実施時、第20条、第25-4の適用上の制限は、以下のとおりとする。</li> <li>b. 炉内検査実施時、第20条、第25-4の適用上の制限は、以下のとおりとする。</li> <li>c. 炉内検査実施時、第20条、第25-4の適用上の制限は、以下のとおりとする。</li> </ul>																		
第21条 12次検査	E-15-1 (12次検査)	E-15-1 (12次検査)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 炉内検査実施時、第21条、第25-4の適用上の制限は、以下のとおりとする。</li> <li>a. 炉内検査実施時、第21条、第25-4の適用上の制限は、以下のとおりとする。</li> <li>b. 炉内検査実施時、第21条、第25-4の適用上の制限は、以下のとおりとする。</li> <li>c. 炉内検査実施時、第21条、第25-4の適用上の制限は、以下のとおりとする。</li> </ul>																		
第22条 12次検査	E-16-1 (12次検査)	E-16-1 (12次検査)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 炉内検査実施時、第22条、第25-4の適用上の制限は、以下のとおりとする。</li> <li>a. 炉内検査実施時、第22条、第25-4の適用上の制限は、以下のとおりとする。</li> <li>b. 炉内検査実施時、第22条、第25-4の適用上の制限は、以下のとおりとする。</li> <li>c. 炉内検査実施時、第22条、第25-4の適用上の制限は、以下のとおりとする。</li> </ul>																		

施設管理の実施に関する計画の変更 (別図 定期事業者検査の安全管理の計画)

変更理由

① 記載の適正化  
(要求モードでの適用条件の追加)

② 記載の適正化  
(条件付きの要求であることを明記)

変更後

**高浜発電所 4号機 第25回定期事業者検査時の安全管理の計画**

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	実施設備	3	4	5.1	5.2	6.1	6.2	7.1	7.2	8.1	8.2	9.1	9.2	10.1	10.2	11.1	11.2	12.1	12.2	
第1条 主気室安全		モード1	主気室安全が確保されること	主気室安全	×																		
第2条 主気室の閉鎖		モード1	主気室の閉鎖が適切に行われること	主気室の閉鎖	△																		
第3条 主気室の開放		モード1	主気室の開放が適切に行われること	主気室の開放	△																		
第4条 主気室の監視		モード1	主気室の監視が適切に行われること	主気室の監視	△																		
第5条 主気室の清掃		モード1	主気室の清掃が適切に行われること	主気室の清掃	△																		
第6条 主気室の点検		モード1	主気室の点検が適切に行われること	主気室の点検	△																		
第7条 主気室の修繕		モード1	主気室の修繕が適切に行われること	主気室の修繕	△																		
第8条 主気室の廃止		モード1	主気室の廃止が適切に行われること	主気室の廃止	△																		
第9条 主気室の再稼働		モード1	主気室の再稼働が適切に行われること	主気室の再稼働	△																		
第10条 主気室のその他		モード1	主気室のその他が適切に行われること	主気室のその他	△																		

変更前

**高浜発電所 4号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画**

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	実施設備	3	4	5.1	5.2	6.1	6.2	7.1	7.2	8.1	8.2	9.1	9.2	10.1	10.2	11.1	11.2	12.1	12.2	
第1条 主気室安全		モード1	主気室安全が確保されること	主気室安全																			
第2条 主気室の閉鎖		モード1	主気室の閉鎖が適切に行われること	主気室の閉鎖	△																		
第3条 主気室の開放		モード1	主気室の開放が適切に行われること	主気室の開放	△																		
第4条 主気室の監視		モード1	主気室の監視が適切に行われること	主気室の監視	△																		
第5条 主気室の清掃		モード1	主気室の清掃が適切に行われること	主気室の清掃	△																		
第6条 主気室の点検		モード1	主気室の点検が適切に行われること	主気室の点検	△																		
第7条 主気室の清掃		モード1	主気室の清掃が適切に行われること	主気室の清掃	△																		
第8条 主気室の点検		モード1	主気室の点検が適切に行われること	主気室の点検	△																		
第9条 主気室の修繕		モード1	主気室の修繕が適切に行われること	主気室の修繕	△																		
第10条 主気室のその他		モード1	主気室のその他が適切に行われること	主気室のその他	△																		

施設管理の実施に関する計画の変更 (別図 定期事業者検査の安全管理の計画)

変更理由

- ① 記載の適正化 (記載表現の見直し)
- ② 記載の適正化 (条件付きの要求であることを明記)

高浜発電所 4号機 第2回定期事業者検査時の安全管理の計画

5/31

主要工程		高浜発電所 4号機											
RCS水位		RCS水位											
項目	要求モード	要求モード	3	4	5	5-1	5-2	6-1	6-2	6-3	6-4	6-5	6-6
原子炉格納罐 カバレッジ機能	要求モード	モード3 (1次格納罐圧力維持) モード4 (2次格納罐圧力維持)											
原子炉 格納罐	モード3	モード3 (1次格納罐圧力維持) モード4 (2次格納罐圧力維持)											
原子炉 格納罐	モード3	モード3 (1次格納罐圧力維持) モード4 (2次格納罐圧力維持)											
原子炉 格納罐	モード3	モード3 (1次格納罐圧力維持) モード4 (2次格納罐圧力維持)											
原子炉 格納罐	モード3	モード3 (1次格納罐圧力維持) モード4 (2次格納罐圧力維持)											

変更前

変更後

主要工程		高浜発電所 4号機											
RCS水位		RCS水位											
項目	要求モード	要求モード	3	4	5	5-1	5-2	6-1	6-2	6-3	6-4	6-5	6-6
原子炉格納罐 カバレッジ機能	要求モード	モード3 (1次格納罐圧力維持) モード4 (2次格納罐圧力維持)											
原子炉 格納罐	モード3	モード3 (1次格納罐圧力維持) モード4 (2次格納罐圧力維持)											
原子炉 格納罐	モード3	モード3 (1次格納罐圧力維持) モード4 (2次格納罐圧力維持)											
原子炉 格納罐	モード3	モード3 (1次格納罐圧力維持) モード4 (2次格納罐圧力維持)											
原子炉 格納罐	モード3	モード3 (1次格納罐圧力維持) モード4 (2次格納罐圧力維持)											

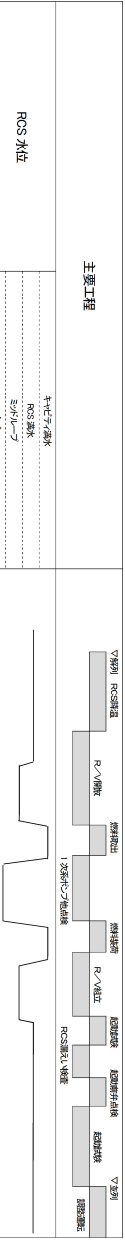
5/34



# 施設管理の実施に関する計画の変更 (別図 定期事業者検査の安全管理の計画)

## 変更理由

記載の適正化  
(要求のない期間を削除)



高浜発電所 4号機 第25回定期事業者検査時の安全管理の計画

10/31

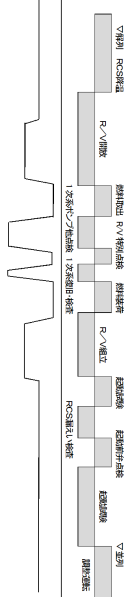
## 変更後

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	作業日														
				3	4	5/1	5/2	6/1	6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7				
第7条 安全上特に重要 な箇所	第7条 原子炉施設関係	モード3, 4	原子炉施設関係の作業は、第95条(第95-15)の制限の範囲で行われなければならない。	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
				×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第8条 原子炉施設関係	第8条 原子炉施設関係	モード3, 4	原子炉施設関係の作業は、第95条(第95-15)の制限の範囲で行われなければならない。	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
				×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第9条 原子炉施設関係	第9条 原子炉施設関係	モード3, 4	原子炉施設関係の作業は、第95条(第95-15)の制限の範囲で行われなければならない。	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
				×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第10条 原子炉施設関係	第10条 原子炉施設関係	モード3, 4	原子炉施設関係の作業は、第95条(第95-15)の制限の範囲で行われなければならない。	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
				×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

10/34

## 変更前

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	作業日														
				3	4	5/1	5/2	6/1	6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7				
第7条 安全上特に重要 な箇所	第7条 原子炉施設関係	モード3, 4	原子炉施設関係の作業は、第95条(第95-15)の制限の範囲で行われなければならない。	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
				×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第8条 原子炉施設関係	第8条 原子炉施設関係	モード3, 4	原子炉施設関係の作業は、第95条(第95-15)の制限の範囲で行われなければならない。	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
				×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第9条 原子炉施設関係	第9条 原子炉施設関係	モード3, 4	原子炉施設関係の作業は、第95条(第95-15)の制限の範囲で行われなければならない。	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
				×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第10条 原子炉施設関係	第10条 原子炉施設関係	モード3, 4	原子炉施設関係の作業は、第95条(第95-15)の制限の範囲で行われなければならない。	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
				×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×



高浜発電所 4号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

10/34

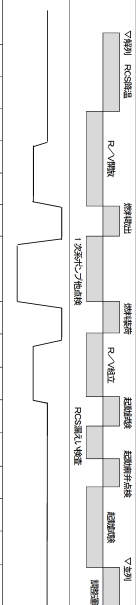
施設管理の実施に関する計画の変更 (別図 定期事業者検査の安全管理の計画)

変更理由

記載の適正化  
(記載表現の見直し)

高浜発電所 4号機 第25回定期事業者検査時の安全管理の計画

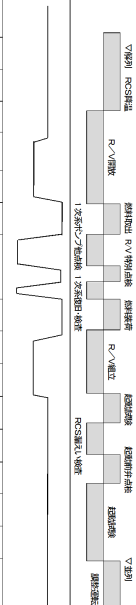
11/31

主要工程		要求モード		関係設備		検査日程														
項目	保安規定本文	要求モード	関係設備	3	4	5	51	52	6	61	62	7	71	72	8	81	82	9	91	92
RCS水位	保安規定本文	要求モード	関係設備																	
				炉内圧力調整用配管系	炉内圧力調整用配管系	炉内圧力調整用配管系	炉内圧力調整用配管系	炉内圧力調整用配管系	炉内圧力調整用配管系	炉内圧力調整用配管系	炉内圧力調整用配管系	炉内圧力調整用配管系	炉内圧力調整用配管系	炉内圧力調整用配管系	炉内圧力調整用配管系	炉内圧力調整用配管系	炉内圧力調整用配管系	炉内圧力調整用配管系	炉内圧力調整用配管系	炉内圧力調整用配管系
項目	保安規定本文	要求モード	関係設備	3	4	5	51	52	6	61	62	7	71	72	8	81	82	9	91	92
炉内圧力調整用配管系	保安規定本文	要求モード	関係設備	3	4	5	51	52	6	61	62	7	71	72	8	81	82	9	91	92
炉内圧力調整用配管系	保安規定本文	要求モード	関係設備	3	4	5	51	52	6	61	62	7	71	72	8	81	82	9	91	92
炉内圧力調整用配管系	保安規定本文	要求モード	関係設備	3	4	5	51	52	6	61	62	7	71	72	8	81	82	9	91	92

変更後

高浜発電所 4号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

11/34

主要工程		要求モード		関係設備		検査日程														
項目	保安規定本文	要求モード	関係設備	3	4	5	51	52	6	61	62	7	71	72	8	81	82	9	91	92
RCS水位	保安規定本文	要求モード	関係設備																	
				炉内圧力調整用配管系	炉内圧力調整用配管系	炉内圧力調整用配管系	炉内圧力調整用配管系	炉内圧力調整用配管系	炉内圧力調整用配管系	炉内圧力調整用配管系	炉内圧力調整用配管系	炉内圧力調整用配管系	炉内圧力調整用配管系	炉内圧力調整用配管系	炉内圧力調整用配管系	炉内圧力調整用配管系	炉内圧力調整用配管系	炉内圧力調整用配管系	炉内圧力調整用配管系	炉内圧力調整用配管系
項目	保安規定本文	要求モード	関係設備	3	4	5	51	52	6	61	62	7	71	72	8	81	82	9	91	92
炉内圧力調整用配管系	保安規定本文	要求モード	関係設備	3	4	5	51	52	6	61	62	7	71	72	8	81	82	9	91	92
炉内圧力調整用配管系	保安規定本文	要求モード	関係設備	3	4	5	51	52	6	61	62	7	71	72	8	81	82	9	91	92
炉内圧力調整用配管系	保安規定本文	要求モード	関係設備	3	4	5	51	52	6	61	62	7	71	72	8	81	82	9	91	92

変更前





添付書類六 保全の有効性評価の結果に関する説明書

# 目 次

1. 保全の有効性評価の結果・・・・・・・・・・・・・・・・	1
--------------------------------	---

別紙－1：保全の有効性評価結果について

別紙－2：保全の有効性評価結果等により保全へ反映した事項

参 考：保全活動管理指標監視結果

## 1. 保全の有効性評価の結果

これまでの保全計画で得られた情報をもとに継続的な改善につなげるよう保全の有効性評価を実施した。

前保全サイクルにおける保全の有効性評価の結果については別紙－1のとおり。

また、これらの評価の結果等を踏まえ、保全内容の変更を行ったものは別紙－2のとおり。

※特定重大事故等対処施設に関する事項については添付書類七にて記載する。

## 保全の有効性評価結果について

## 保全の有効性評価結果について

「高浜発電所修業業務所則」及び「高浜発電所土木建築業務所則」に基づき、保全の有効性評価を実施

定期的な評価のインプット			総合評価
分類1	分類2	対象期間	
a. 保全活動管理指標の監視結果	① 保全活動管理指標の実績及び評価結果	プラントレベル 2022.3.11～2023.9.22	プラントレベルは、計画外自動停止回数をカウントしたものの、目標値を満足しており、本事象の再発防止対策として保全活動に係る対策が既に実施され、4号機以外のプラントを含めて計画外の自動停止は発生していない。 システムレベルは、予防可能故障回数で4系統すべてにおいて目標値を逸脱している設備があったが、本事象の是正処置として保全活動に係る対策が既に実施されており、本事象発生以降、当該系統以外も含めてPC対象機器の機能喪失に至るような異物による漏えい事象は認められていない。 これらの結果から、適切な保全が実施されている。
		システムレベル MPFF: 2022.3.11～2023.9.22 U A: 2020.7.15～2023.9.22	
b. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績	② 点検手入れ前データ評価結果	2022.2.19～2023.8.17	4号機第24回定検等に採取した手入れ前データを評価した結果、「非常に良い」:0件、「悪い」:6件、「非常に悪い」:0件であったが、機能・性能や監視に影響を与えるものではなく、保全計画への反映要否判断は妥当である。
	③ 状態監視(振動診断等)評価結果	2022.2.19～2023.8.17	振動診断において、「注意」が26台、「要処置」が65台発生したが、いずれも必要な保全が適切に実施または計画されている。 潤滑油診断および赤外線サーモグラフィ診断において、異常を検出した機器はなかった。 また、状態監視対象機器で機能喪失に至る事象は発生していないことから、診断技術による設備故障の兆候は検出出来ていると判断する。
	④ システム及び機器運転データの評価結果 (定期事業者検査項目、保安規定サーベイランス項目及びトレンドの監視結果)	2022.2.19～2023.8.17	定期事業者検査項目において、4件の特記事項があったが、適切な保全を行っている。 保安規定サーベイランス項目では、特記事項もなく、適切な保全を行っている。 トレンド監視結果では、有意な変動はなく、適切な保全を行っている。
	⑤ 経年劣化の長期的な傾向監視の実績	2022.2.19～2023.8.17	6項目のトレンド評価項目について、傾向監視を実施した結果、いずれも判定基準値内であり、保全計画への反映を要するものではなく、適切に保全が実施されている。 2次系配管肉厚管理は、4号機第24回定検で1287箇所を測定した結果、予余寿命10年未満と判定評価された4箇所について、取替計画の策定及び取替えまでの点検を計画しており、妥当であることを確認した。
	⑥ 自所のトラブルなどの運転経験 (不適合・不具合管理)	2022.2.19～2023.8.17	評価期間に発行された不適合のうち、保全指針への反映要否判断されたものについて、保全指針への反映要否検討判断は妥当であることを確認した。 また、前回の評価時点で保全指針への反映要否が「検討中」であったため評価できなかった不適合についても、保全指針への反映要否判断検討は妥当であることを確認した。 4号機第25回定検までに保全計画へ反映する項目に漏れがないことを確認した。
d. 高経年化技術評価及び定期安全レビュー結果	⑦ 高経年化技術評価の結果	2022.2.19～2023.8.17	長期施設管理方針で計画されている活動内容については、全て完了していることを確認した。
	⑧ 定期安全レビューの結果	2022.2.19～2023.8.17	高浜4号機では新規制により、PSRに代わり安全性向上評価を実施しており、4号機第24回定検終了後の安全性向上評価の結果から保全へ反映する事項はなく、保全計画への反映は不要であることを確認した。
e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ	⑨ 他プラントのトラブル (未然防止処置管理、上位機関指示)	2022.2.19～2023.8.17	未然防止処置および上位機関指示事項について、保全指針への反映要否判断は妥当であることを確認した。 4号機第25回定検までに保全計画へ反映する項目に漏れがないことを確認した。
	⑩ 他プラントPLM長計 (上位機関指示)	2022.2.19～2023.8.17	他プラントのPLM評価からの保全計画への反映について、上位機関からの指示、社外および社内エキスパートパネル会議の結果による反映事項はなく、保全指針へ反映すべきものはなかった。
f. リスク情報、科学的知見	⑪ リスク情報 (改造工事等によるPRAへの影響評価)	2022.2.19～2023.8.17	PRAモデルの変更はなかったことから、これに伴うリスク重要度の見直しもなく、保全計画へ反映するものはなかった。
	⑫ 科学的知見(各種技術情報) (上位機関指示、製造中止品情報)	2022.2.19～2023.8.17	科学的知見の結果等を踏まえた上位機関からの指示事項はなく、保全へ反映するものはなかった。 製造中止品情報については、保全へ反映すべき内容に対応遅れの発生はなかった。
g. その他	⑬ その他自主的な取り組み	2022.2.19～2023.8.17	日常的な評価により、保全計画へ反映したのものについて内容を確認した結果、妥当であることを確認した。 点検計画への反映については、別紙-2参照。

保全の有効性評価結果等により  
保全へ反映した事項

## 保全の有効性評価結果等により保全へ反映した事項

### 1. 保全活動管理指標への反映

No.	系統・機器名	保全への反映内容			インプット情報の項目※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の保全方式又は点検内容の変更					評価内容	4つの評価項目 ※※	
		項目	変更前	変更後					
1	なし								

※インプット情報の項目は別紙-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

※※点検頻度の変更に適用した評価方法

①点検及び取替結果の評価

②劣化トレンドによる評価

③研究成果等による評価

④類似機器等の使用実績による評価



## 保全の有効性評価結果等により保全へ反映した事項

### 2. 点検計画への反映

No.	系統・機器名	保全への反映内容			インプット情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の保全方式又は点検内容の変更							
		項目	変更前	変更後					
1	【核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設[燃料取替用水設備]】A燃料取替用水ポンプ A燃料取替用水ポンプ	簡易点検 (潤滑油入替他)	13M	26M	⑬	当該機器は「13M」にてギアカップリングのグリス入れ替えを行っていたが、これまでの点検実績等を踏まえて周期の見直しを検討した。	当該機器については、「13M」ごと実施しているグリス入れ替え時の油の点検結果において、良好な状態が継続しており、かつ運転時間が当該機器より長い他ポンプでは「26M」でのグリス入れ替えを実施し異常が発生していないことから、グリス入れ替え周期を「26M」に変更しても問題ないと評価した。	①④	
2	【核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設[燃料取替用水設備]】B燃料取替用水ポンプ B燃料取替用水ポンプ	簡易点検 (潤滑油入替他)	13M	26M	⑬	当該機器は「13M」にてギアカップリングのグリス入れ替えを行っていたが、これまでの点検実績等を踏まえて周期の見直しを検討した。	当該機器については、「13M」ごと実施しているグリス入れ替え時の油の点検結果において、良好な状態が継続しており、かつ運転時間が当該機器より長い他ポンプでは「26M」でのグリス入れ替えを実施し異常が発生していないことから、グリス入れ替え周期を「26M」に変更しても問題ないと評価した。	①④	
3	【計測制御系統施設[ほう酸注入機能を有する設備]】Aほう酸ポンプ・電動機 Aほう酸ポンプ	分解点検 (ポンプ)	78M	195M	⑬	当該機器は「78M」にて分解点検を行っていたが、これまで不具合が発生していないことから点検周期の見直しを検討した。	当該機器は、これまでの点検においてクリティカル部位であるメカニカルシールに異常は認められていない。また、パッキン類についても、異常は確認されていないことから、パッキン類の使用環境から分解点検の周期を「195M」としても問題ないと評価した。	①	ほう酸ポンプ分解検査
		簡易点検 (潤滑油入替他)	13M	26M	⑬	当該機器は「13M」にてギアカップリングのグリス入れ替えを行っていたが、これまでの点検実績等を踏まえて周期の見直しを検討した。	当該機器については、「13M」ごと実施しているグリス入れ替え時の油の点検結果において、良好な状態が継続しており、かつ運転時間が当該機器より長い他ポンプでは「26M」でのグリス入れ替えを実施し異常が発生していないことから、グリス入れ替え周期を「26M」に変更しても問題ないと評価した。	①④	
4	【計測制御系統施設[ほう酸注入機能を有する設備]】Bほう酸ポンプ・電動機 Bほう酸ポンプ	分解点検 (ポンプ)	78M	195M	⑬	当該機器は「78M」にて分解点検を行っていたが、これまで不具合が発生していないことから点検周期の見直しを検討した。	当該機器は、これまでの点検においてクリティカル部位であるメカニカルシールに異常は認められていない。また、パッキン類についても、異常は確認されていないことから、パッキン類の使用環境から分解点検の周期を「195M」としても問題ないと評価した。	①	ほう酸ポンプ分解検査
		簡易点検 (潤滑油入替他)	13M	26M	⑬	当該機器は「13M」にてギアカップリングのグリス入れ替えを行っていたが、これまでの点検実績等を踏まえて周期の見直しを検討した。	当該機器については、「13M」ごと実施しているグリス入れ替え時の油の点検結果において、良好な状態が継続しており、かつ運転時間が当該機器より長い他ポンプでは「26M」でのグリス入れ替えを実施し異常が発生していないことから、グリス入れ替え周期を「26M」に変更しても問題ないと評価した。	①④	

※インプット情報の項目は別紙-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

※※点検頻度の変更に適用した評価方法

- ①点検及び取替結果の評価
- ②劣化トレンドによる評価
- ③研究成果等による評価
- ④類似機器等の使用実績による評価

## 保全の有効性評価結果等により保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容			インプット情報の項目※	評価			備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の保全方式又は点検内容の変更				事象の概要	評価内容	4つの評価項目 ※※	
		項目	変更前	変更後					
5	【計測制御系統施設[ほう酸注入機能を有する設備]】Cほう酸ポンプ・電動機 Cほう酸ポンプ	分解点検 (ポンプ)	78M	195M	⑬	当該機器は「78M」にて分解点検を行っていたが、これまで不具合が発生していないことから点検周期の見直しを検討した。	当該機器は、これまでの点検においてクリティカル部位であるメカニカルシールに異常は認められていない。また、パッキン類についても、異常は確認されていないことから、パッキン類の使用環境から分解点検の周期を「195M」としても問題ないと評価した。	①	ほう酸ポンプ分解検査
		簡易点検 (潤滑油入替他)	13M	26M		⑬	当該機器は「13M」にてギアカップリングのグリス入れ替えを行っていたが、これまでの点検実績等を踏まえて周期の見直しを検討した。	当該機器については、「13M」ごと実施しているグリス入れ替え時の油の点検結果において、良好な状態が継続しており、かつ運転時間が当該機器より長い他ポンプでは「26M」でのグリス入れ替えを実施し異常が発生していないことから、グリス入れ替え周期を「26M」に変更しても問題ないと評価した。	
6	【放射性廃棄物の廃棄施設[気体、液体又は固体廃棄物処理設備]】A格納容器冷却材ドレンポンプ・電動機 A格納容器冷却材ドレンポンプ	分解点検 (ポンプ)	26M	130M	⑬	当該機器については、「26M」の点検周期にて開放点検を行っていたが、他サイトの同種機器の開放点検周期と比較すると相違があることから、開放点検周期の見直し検討を行った。	当該機器については、これまでポンプの機能性能に影響を与える不具合は発生していない。また、ポンプ分解点検のクリティカル部位であるメカニカルシールの摩耗量について、許容値までの劣化傾向を確認し、サブクリティカル部位(Oリング、ガスケット)の保全テンプレート周期である「130M」までの周期変更は可能であると評価した。	①②	液体廃棄物処理系設備検査
7	【放射性廃棄物の廃棄施設[気体、液体又は固体廃棄物処理設備]】B格納容器冷却材ドレンポンプ・電動機 B格納容器冷却材ドレンポンプ	分解点検 (ポンプ)	26M	130M	⑬	当該機器については、「26M」の点検周期にて開放点検を行っていたが、他サイトの同種機器の開放点検周期と比較すると相違があることから、開放点検周期の見直し検討を行った。	当該機器については、これまでポンプの機能性能に影響を与える不具合は発生していない。また、ポンプ分解点検のクリティカル部位であるメカニカルシールの摩耗量について、許容値までの劣化傾向を確認し、サブクリティカル部位(Oリング、ガスケット)の保全テンプレート周期である「130M」までの周期変更は可能であると評価した。	①②	液体廃棄物処理系設備検査
8	【原子力設備[その他設備]】原子力設備[その他設備]その他機器 1式 ポーラクレーン	分解点検他	130M	195M 260M	⑬	当該機器は、「130M」にて細密点検を行っていたが、これまでの点検実績から点検周期の延長を検討した。	当該機器は、これまでの点検において不具合は発生していないため、使用頻度から「195M」または「260M」にて細密点検を行うこととした。	①	
9	【蒸気タービン[復水器]】A復水器真空ポンプ・電動機 A復水器真空ポンプ	分解点検 (ポンプ)	39M	52M	⑬	当該機器については、「39M」の点検周期にて分解点検を行っていたが、他サイトの同種機器の開放点検周期と比較すると相違があることから、分解点検周期の見直し検討を行った。	当該機器は、他サイト機器と型式が同等であり、過去から不具合発生はないことから、他サイトの分解点検周期である「52M」に変更しても問題ないと評価した。	①④	
10	【蒸気タービン[復水器]】B復水器真空ポンプ・電動機 B復水器真空ポンプ	分解点検 (ポンプ)	39M	52M	⑬	当該機器については、「39M」の点検周期にて分解点検を行っていたが、他サイトの同種機器の開放点検周期と比較すると相違があることから、分解点検周期の見直し検討を行った。	当該機器は、他サイト機器と型式が同等であり、過去から不具合発生はないことから、他サイトの分解点検周期である「52M」に変更しても問題ないと評価した。	①④	

※インプット情報の項目は別紙-1の定期的な評価のインプット分類2に対応

※※点検頻度の変更に適用した評価方法

- ①点検及び取替結果の評価
- ②劣化トレンドによる評価
- ③研究成果等による評価
- ④類似機器等の使用実績による評価

## 保全の有効性評価結果等により保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容			評価				備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の保全方式又は点検内容の変更			インプット情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの評価項目 ※※	
		項目	変更前	変更後					
11	【蒸気タービン[復水器]】C復水器真空ポンプ・電動機 C復水器真空ポンプ	分解点検 (ポンプ)	39M	52M	⑬	当該機器については、「39M」の点検周期にて分解点検を行っていたが、他サイトの同種機器の開放点検周期を比較すると相違があることから、分解点検周期の見直し検討を行った。	当該機器は、他サイト機器と型式が同等であり、過去から不具合発生はないことから、他サイトの分解点検周期である「52M」に変更しても問題ないと評価した。	①④	
12	【蒸気タービン[復水器]】A復水ポンプ・電動機 A復水ポンプ	分解点検 (ポンプ)	39M	65M	⑬	当該機器については、「39M」の点検周期にて分解点検を行っていたが、他サイトの同種機器の開放点検周期を比較すると相違があることから、分解点検周期の見直し検討を行った。	当該機器のクリティカル部位である軸受については、過去からの不具合発生状況から「65M」より短い不具合は発生していないことから、使用実績のある「65M」に変更しても問題ないと評価した。	①④	
13	【蒸気タービン[復水器]】B復水ポンプ・電動機 B復水ポンプ	分解点検 (ポンプ)	39M	65M	⑬	当該機器については、「39M」の点検周期にて分解点検を行っていたが、他サイトの同種機器の開放点検周期を比較すると相違があることから、分解点検周期の見直し検討を行った。	当該機器のクリティカル部位である軸受については、過去からの不具合発生状況から「65M」より短い不具合は発生していないことから、使用実績のある「65M」に変更しても問題ないと評価した。	①④	
14	【蒸気タービン[復水器]】C復水ポンプ・電動機 C復水ポンプ	分解点検 (ポンプ)	39M	65M	⑬	当該機器については、「39M」の点検周期にて分解点検を行っていたが、他サイトの同種機器の開放点検周期を比較すると相違があることから、分解点検周期の見直し検討を行った。	当該機器のクリティカル部位である軸受については、過去からの不具合発生状況から「65M」より短い不具合は発生していないことから、使用実績のある「65M」に変更しても問題ないと評価した。	①④	
15	【蒸気タービン[復水器]】 ・蒸気タービン[復水器]その他機器 1式 A-CWP翼開度計 B-CWP翼開度計	校正	78M	168M	⑬	保全最適化の一環として点検周期の見直しを検討した。	操作に使用する計器の校正については「78M」にて実施をし、その他の計器については計器の取替周期に合わせて校正を実施をしていたが、同仕様であるその他の計器は過去から不具合・懸案等も発生していないことから、その他の計器と同様に取替周期の「168M」にて校正を行っても問題ないと評価した。	③	
16	【蒸気タービン[蒸気タービンに附属する熱交換器]】A脱気器 A脱気器	開放点検	26M	39M	⑬	当該機器については、「26M」の点検周期にて開放点検を行っていたが、他サイトの同種機器の開放点検周期を比較すると相違があることから、開放点検周期の見直し検討を行った。	当該機器は、他サイト機器と型式が同等であり、至近の定検では大きな不具合発生はないことから、他サイトの開放点検周期である「39M」に変更しても問題ないと評価した。	①④	2次系容器検査
17	【蒸気タービン[蒸気タービンに附属する熱交換器]】B脱気器 B脱気器	開放点検	26M	39M	⑬	当該機器については、「26M」の点検周期にて開放点検を行っていたが、他サイトの同種機器の開放点検周期を比較すると相違があることから、開放点検周期の見直し検討を行った。	当該機器は、他サイト機器と型式が同等であり、至近の定検では大きな不具合発生はないことから、他サイトの開放点検周期である「39M」に変更しても問題ないと評価した。	①④	2次系容器検査

※インプット情報の項目は別紙-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

※※点検頻度の変更に適用した評価方法

- ①点検及び取替結果の評価
- ②劣化トレンドによる評価
- ③研究成果等による評価
- ④類似機器等の使用実績による評価

## 保全の有効性評価結果等により保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容			評価				備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の保全方式又は点検内容の変更			インプット情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの評価項目 ※※	
		項目	変更前	変更後					
18	【その他発電用原子炉の附属施設[常用電源設備]】その他発電用原子炉の附属施設[常用電源設備]その他機器 1式 保護継電器3-4C251B、保護継電器4-4C227M1、保護継電器4-4C227M2、保護継電器4-4C227M3、保護継電器4-4C251B、保護継電器4C2-動変50-51・67G、保護継電器4C2-動変P87、保護継電器4B-LPDP50-51・49・67G、保護継電器4C-HSP50-51・49・67G、保護継電器4B-CBP50-51・49・67G、保護継電器4B-CP50-51・49・67G、保護継電器4B-RCP50-51・49・67G、保護継電器4A-MGセットMG87、保護継電器4B-MGセットMG87、保護継電器4MTRCM57C、保護継電器4HTRCH57C1、保護継電器4HTRCH57C2、保護継電器3-4C151B、保護継電器4-4C127M1、保護継電器4-4C127M2、保護継電器4-4C127M3、保護継電器4-4C151B、保護継電器4C1-動変50-51・67G、保護継電器4C1-動変P87、保護継電器3-4E51B、保護継電器常用系M/C受電51B	分解点検他	78M	195M	⑬	当該機器(デジタル保護リレー)については定期的(78M毎)に特性試験を実施することで不具合状況を確認し随時取替を計画していくこととしていたが、保全最適化の一環として同種機器の点検周期の見直しを行ったことから、当該機器についても点検周期の見直しを検討した。	当該機器については、同種機器の点検状況や過去からの不具合・懸案状況に有意なものがなかったことから、コンデンサの寿命である「195M」で保護リレー取替を実施し、単体試験を「X(適宜)」としても問題ないと評価した。	④	
19	【その他発電用原子炉の附属施設[非常用発電装置]】非常用電源設備[非常用予備発電装置]その他機器 1式 保護継電器3-4A27M1、保護継電器3-4A27M2、保護継電器3-4A27M3、保護継電器4B-HSP50-51・67G・49、保護継電器4C-C/VRCF50-51・67G・49、保護継電器4D-C/VRCF50-51・67G・49、保護継電器4B-チラーユニット50-51・67G・49、保護継電器4B2-SWP50-51・67G・49、保護継電器4B2-CH/SIP50-51・67G・49、保護継電器4C2-CCWP50-51・67G・49、保護継電器4-4A64V	分解点検他	78M	195M	⑬	当該機器(デジタル保護リレー)については定期的(78M毎)に特性試験を実施することで不具合状況を確認し随時取替を計画していくこととしていたが、保全最適化の一環として同種機器の点検周期の見直しを行ったことから、当該機器についても点検周期の見直しを検討した。	当該機器については、同種機器の点検状況や過去からの不具合・懸案状況に有意なものがなかったことから、コンデンサの寿命である「195M」で保護リレー取替を実施し、単体試験を「X(適宜)」としても問題ないと評価した。	④	

※インプット情報の項目は別紙-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

※※点検頻度の変更に適用した評価方法

- ①点検及び取替結果の評価
- ②劣化トレンドによる評価
- ③研究成果等による評価
- ④類似機器等の使用実績による評価

## 保全の有効性評価結果等により保全へ反映した事項

### 3. 補修、取替え及び改造計画への反映

No.	系統・機器名	保全への反映内容			インプット情報の項目※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の保全方式又は点検内容の変更					評価内容	4つの評価項目 ※※	
		項目	変更前	変更後					
1	なし								

※インプット情報の項目は別紙-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

※※点検頻度の変更に適用した評価方法

①点検及び取替結果の評価

②劣化トレンドによる評価

③研究成果等による評価

④類似機器等の使用実績による評価

参考

## 保全活動管理指標監視結果

**高浜発電所4号機 第24保全サイクル 保全活動管理指標**

1. プラントレベル(評価期間:2022年3月11日~2023年9月22日)

項目	目標値	実績値
計画外自動・手動スクラム回数	<1回/7000臨界時間	0.8回/7000臨界時間
計画外出力変動回数	<2回/7000臨界時間	0回
工学的安全施設の計画外作動回数	<1回	0回

## 2. 系統レベル(監視期間:MPFF:2022年3月11日~2023年9月22日、UA:2020年7月15日~2023年9月22日)

系統名	要求機能	保全活動管理指標				備考
		MPFF(予防可能故障)		UA(非待機時間)		
		目標値	実績値	目標値	実績値	
原子炉冷却系統	原子炉冷却材圧力バウンダリ機能(PS-1)	<1回/サイクル	0回	—	—	
	原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回	—	—	
	安全弁及び逃がし弁の吹き止まり機能(PS-2)	<1回/サイクル	1回/サイクル	—	—	
	異常状態の緩和機能(MS-2)	[加圧器逃がし弁] <1回/サイクル [加圧器逃がし弁元弁、 加圧器後備ヒータ] <2回/サイクル	1回/サイクル	[加圧器逃がし弁、元弁、加圧器後備ヒータ※] <72時間/2サイクル/弁ヒータ	11時間43分/2サイクル/弁	※:逃がし弁駆動空気、ヒータ電源含む
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	0回	—	—	
化学体積制御系統(充てん・抽出・封水・ほう酸回収系統)	未臨界維持機能(充てんライン経由)(MS-1)	<1回/サイクル	0回	[系統共通箇所以外] <240時間/2サイクル	0時間	
	・未臨界維持機能(ほう酸注入タンク経由ほう酸水を原子炉へ提供)(MS-1) ・炉心冷却機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	0時間	
	原子炉冷却材を内蔵する機能(PS-2)	<2回/サイクル	0回	—	—	
	異常状態の緩和機能(MS-2)	<2回/サイクル	0回	<240時間/2サイクル	0時間	
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	0回	—	—	



系統名	要求機能	保全活動管理指標				備考
		MPFF(予防可能故障)		UA(非待機時間)		
		目標値	実績値	目標値	実績値	
化学体積制御系統(ほう素熱再生系統)	原子炉冷却材を内蔵する機能(PS-2)	<2回/サイクル	0回	—	—	
余熱除去系統	原子炉停止後の除熱機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回	—	—	
	炉心冷却機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	0時間	
	原子炉冷却材を内蔵する機能(PS-2)	<2回/サイクル	0回	—	—	
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	0回	—	—	
燃料取替用水系統	・未臨界維持機能(MS-1) ・炉心冷却機能、放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回	燃料取替用水タンク <1時間/2サイクル	0時間	
	燃料プール水の補給機能(MS-2)	<2回/サイクル	0回	燃料取替用水タンク <1時間/2サイクル 燃料取替用水タンク以外 <240時間/2サイクル	0時間	
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<1回/サイクル	0回	—	—	

系統名	要求機能	保全活動管理指標				備考
		MPFF(予防可能故障)		UA(非待機時間)		
		目標値	実績値	目標値	実績値	
安全注入系統	・炉心冷却機能(MS-1) ・未臨界維持機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回	高圧注入系、低圧注入系 トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル 蓄圧注入系※ <1時間/2サイクル/基 ほう酸注入タンク <1時間/2サイクル	0時間	※:蓄圧注入系は未臨界維持機能を有しない。
	原子炉停止後の除熱機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回	—	—	
	原子炉冷却材を内蔵する機能(PS-2)	<2回/サイクル	0回	—	—	
	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1)[格納容器スプレイ系への供給機能]	<1回/サイクル	0回	—	—	
	燃料プール水の補給機能(MS-2)	<2回/サイクル	0回	<240時間/2サイクル	0時間	
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	0回	—	—	
格納容器スプレイ系統	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回	よう素除去薬品タンク <72時間/2サイクル よう素除去薬品タンク以外 トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	0時間	
	アクシデントマネジメント対応機能[格納容器内注水]	<2回/サイクル	0回	<720時間/2サイクル	0時間	
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	0回	—	—	

系統名	要求機能	保全活動管理指標				備考
		MPFF(予防可能故障)		UA(非待機時間)		
		目標値	実績値	目標値	実績値	
蒸気発生器ブローダウン系統	原子炉停止後の除熱機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回	<72時間/2サイクル/弁	0時間	
換気空調設備(格納容器再循環系)	アクシデントマネジメント対応機能[格納容器自然対流冷却]	<2回/サイクル	0回	<720時間/2サイクル	0時間	
換気空調設備(安全補機室空気浄化系)	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル トレイン共通箇所<72時間/2サイクル	0時間	
	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能の情報提供系(MS-2)	<2回/サイクル	0回	—	—	
換気空調設備(アニュラス空気浄化系)	・放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1) (1次冷却材喪失事故時、アニュラス部を負圧に保ち、また、原子炉格納容器からアニュラス部に漏れ出した空気を浄化再循環し、環境に放出される核分裂性生物の濃度を減少させる機能)	<1回/サイクル	0回	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	0時間	
	・放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1) (アニュラス負圧達成後は、アニュラス内圧を設定負圧に維持するため、アニュラス戻り弁の開度を自動調整し循環運転を行なうと共に全量排気弁を閉じ、少量排気弁を開とすることでアニュラス部を負圧に保つ機能)	<1回/サイクル	0回	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	0時間	
	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能の情報提供系(MS-2)	<2回/サイクル	0回	—	—	
	放射性物質放出の防止機能(MS-2)	<2回/サイクル	0回	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	0時間	
換気空調設備(格納容器排気筒)	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回	—	—	
	放射性物質放出の防止機能(MS-2)	<2回/サイクル	0回	—	—	

系統名	要求機能	保全活動管理指標				備考
		MPFF(予防可能故障)		UA(非待機時間)		
		目標値	実績値	目標値	実績値	
換気空調設備 (充てん/高圧 注入ポンプ室冷 却系)	炉心冷却機能(間接関連系)(MS-2)	<2回/サイクル	0回	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	0時間	当該空調設備は次の安全機能 を兼ねる。 ・未臨界維持機能(間接関連 系)(MS-2)
換気空調設備 (余熱除去ポン プ室冷却系)	炉心冷却機能(間接関連系)(MS-2)	<2回/サイクル	0回	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	0時間	当該空調設備は次の安全機能 を兼ねる。 ・原子炉停止後の除熱機能 (間接関連系)(MS-2)
換気空調設備 (格納容器スプレ イポンプ室冷却 系)	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び 放出低減機能(間接関連系)(MS-2)	<2回/サイクル	0回	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	0時間	
換気空調設備 (配管貫通部冷 却系)	炉心冷却機能(間接関連系)(MS-2)	<2回/サイクル	0回	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	0時間	当該空調設備は次の安全機能 を兼ねる。 ・放射性物質の閉じ込め機能、 放射線の遮へい及び放出低減 機能(間接関連系)(MS-2)
換気空調設備 (中央制御室空 調系)	・安全上特に重要な関連機能(MS-1) ・安全上特に重要な関連機能(直接関連系)(MS-1)	<1回/サイクル	0回	トレインA<720時間/2サイクル トレインB<720時間/2サイクル トレイン共通箇所<240時間/2サイクル	0時間	
換気空調設備 (中央制御室非 常用循環系)	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回	トレインA<720時間/2サイクル トレインB<720時間/2サイクル トレイン共通箇所<240時間/2サイクル	0時間	
	安全上特に重要な関連機能の情報提供系(MS-2)	<2回/サイクル	0回	—	—	
換気空調設備 (ディーゼル発電 機室換気系)	安全上特に重要な関連機能(間接関連系)(MS-2)	<1回/サイクル	0回	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	0時間	

系統名	要求機能	保全活動管理指標				備考
		MPFF(予防可能故障)		UA(非待機時間)		
		目標値	実績値	目標値	実績値	
換気空調設備 (中間建屋給・排気系)	安全上特に重要な関連機能(間接関連系)(MS-2)	<1回/サイクル	0回	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	0時間	
換気空調設備 (安全補機閉閉器室空調系)	安全上特に重要な関連機能(直接関連系)(MS-1)	<1回/サイクル	0回	トレインA<720時間/2サイクル トレインB<720時間/2サイクル トレイン共通箇所<240時間/2サイクル	0時間	
主蒸気管系統	原子炉停止後の除熱機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回	主蒸気安全弁 <6時間/2サイクル/弁 主蒸気逃がし弁 <168時間/2サイクル/弁 主蒸気隔離弁※ <8時間/2サイクル/弁	0時間	※:バイパス弁を含む
	異常状態の緩和機能(MS-2)	<2回/サイクル	0回	<72時間/2サイクル/弁	0時間	
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	0回	—	—	
主給水管系統	原子炉停止後の除熱機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回	主給水隔離弁 <72時間/2サイクル/弁	0時間	
	異常状態の緩和機能(MS-2)	<2回/サイクル	0回	主給水制御弁※ <72時間/2サイクル/弁	0時間	※:バイパス制御弁を含む
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	0回	—	—	

系統名	要求機能	保全活動管理指標				備考
		MPFF(予防可能故障)		UA(非待機時間)		
		目標値	実績値	目標値	実績値	
補助給水系統	原子炉停止後の除熱機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回	【復水タンク】 <168時間/2サイクル 【復水タンク以外】 補助給水系(電動) トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル 補助給水系(タービン動) <240時間/2サイクル	0時間	
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	0回	—	—	
2次系補助給水系統	プラント運転補助機能(MS-3)[リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	0回	—	—	
主単線結線系統	安全上特に重要な関連機能(非常用母線)(当該系)(MS-1)	<1回/サイクル	0回	<8時間/2サイクル/母線	0時間	
2次系補機単線結線系統	電源供給機能(非常用を除く)(PS-3)[リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	0回	—	—	
直流電源系統	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回	【直流母線】 <2時間/2サイクル/母線 【蓄電池】 <240時間/2サイクル/基	0時間	
	安全上特に重要な関連機能(間接関連系)(MS-3)[リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	0回	<240時間/2サイクル/基	0時間	
	安全上特に重要な関連機能の情報提供系(MS-2)	<2回/サイクル	0回	—	—	
計器用電源系統	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回	<2時間/2サイクル/母線	0時間	
起動変圧器設備	電源供給機能(PS-3)[リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	0回	—	—	

系統名	要求機能	保全活動管理指標				備考
		MPFF(予防可能故障)		UA(非待機時間)		
		目標値	実績値	目標値	実績値	
所内保護・計量 設備	安全上特に重要な関連機能(非常用母線の保護機能)(MS-1)	<1回/サイクル	0回	<8時間/2サイクル/母線	0時間	
	安全上特に重要な関連機能(非常用所内電源系)(MS-1)	<1回/サイクル	0回	<6時間/2サイクル/チャンネル	0時間	
	工学的安全施設及び原子炉停止系の作動信号の発生機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回	<6時間/2サイクル/チャンネル	0時間	
	安全上特に重要な関連機能の情報提供系(MS-2)	<2回/サイクル	0回	—	—	
中央制御室退 避盤	制御室外からの安全停止機能(MS-2)	<2回/サイクル	0回	<720時間/2サイクル/機能	0時間	
原子炉補機冷 却水系統	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	0時間	
	事故時のプラント状態の把握機能(直接関連系)(MS-2)	<2回/サイクル	0回	—	—	
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<1回/サイクル	0回	—	—	
原子炉補機冷 却海水系統	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	0時間	
	安全上特に重要な関連機能(間接関連系)(MS-3)[リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	0回	<240時間/2サイクル	0時間	
	安全上特に重要な関連機能の情報提供系(MS-2)	<2回/サイクル	0回	—	—	
軸受冷却水系統	プラント運転補助機能(MS-3)[リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	0回	—	—	

系統名	要求機能	保全活動管理指標				備考
		MPFF(予防可能故障)		UA(非待機時間)		
		目標値	実績値	目標値	実績値	
換気空調設備 (空調用冷水系統)	安全上特に重要な関連機能(直接関連系)(MS-1)	<1回/サイクル	0回	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	0時間	当該空調設備は次の安全機能を兼ねる。 ・原子炉停止後の除熱機能(間接関連系)(MS-2) ・未臨界維持機能(間接関連系)(MS-2) ・放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(間接関連系)(MS-2)
	炉心冷却機能(間接関連系)(MS-2)	<2回/サイクル	0回	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	0時間	
1次系試料採取系統	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	0回	—	—	
1次系計器用 空気系統(格納容器内、格納容器外)	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回	格納容器内 トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル 格納容器外 トレインA<1時間/2サイクル トレインB<1時間/2サイクル	0時間	
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	0回	—	—	
2次系所内用 (雑用)空気系統	空気供給機能[リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	0回	—	—	
ディーゼル発電機 冷却水系統	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	0時間	
ディーゼル発電機 始動空気系統	・安全上特に重要な関連機能(MS-1) ・安全上特に重要な関連機能(吸気系)(MS-1)	<1回/サイクル	0回	<240時間/2サイクル/基	0時間	
ディーゼル発電機 潤滑油系統	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回	<240時間/2サイクル/基	0時間	



系統名	要求機能	保全活動管理指標				備考
		MPFF(予防可能故障)		UA(非待機時間)		
		目標値	実績値	目標値	実績値	
ディーゼル発電機燃料系統	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回	<240時間/2サイクル/基	0時間	
非常用ディーゼル発電機設備	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回	<240時間/2サイクル/基	0時間	
消火水系統	アクシデントマネジメント対応機能[格納容器内注水]	<2回/サイクル	0回	<720時間/2サイクル	0時間	
原子炉保護装置	原子炉停止系への作動信号の発生機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回	原子炉保護系論理回路 モード1,2<6時間/2サイクル/トレイン モード3,4(トリップ遮断器が閉じている場合)<48時間/2サイクル/トレイン 原子炉保護系信号部 手動トリップ<48時間/2サイクル/チャンネル 自動トリップ<6時間/2サイクル/チャンネル インターロック<1時間/2サイクル/チャンネル	0時間	
	工学的安全施設への作動信号の発生機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回	工学的安全施設等作動論理回路 <6時間/2サイクル/トレイン 工学的安全施設等作動信号部 手動<48時間/2サイクル/チャンネル 自動<6時間/2サイクル/チャンネル インターロック<1時間/2サイクル/チャンネル ディーゼル発電機起動論理回路<6時間/2サイクル/トレイン 中央制御室非常用循環系作動論理回路(手動起動回路含む) 論理回路<720時間/2サイクル/トレイン 手動起動<720時間/2サイクル/チャンネル	0時間	
エリア・プロセスモニタ装置	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	0回	—	—	
燃料取扱設備	燃料を安全に取り扱う機能(PS-2)	<2回/サイクル	0回	—	—	

系統名	要求機能	保全活動管理指標				備考
		MPFF(予防可能故障)		UA(非待機時間)		
		目標値	実績値	目標値	実績値	
燃料取扱設備 構築物	原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていないものであって放射性物質を貯蔵する機能(PS-2)	<2回/サイクル	0回	—	—	
	燃料を安全に取り扱う機能(PS-2)	<2回/サイクル	0回	—	—	
炉内構築物	・炉心形状の維持機能(炉心支持機能)(PS-1) ・炉心形状の維持機能(冷却材流路形成機能)(PS-1)	<1回/サイクル	0回	—	—	
	原子炉の緊急停止機能(制御棒クラスタ案内機能)(MS-1)	<1回/サイクル	0回	—	—	
燃料集合体及び非核燃料炉心構成品	炉心形状の維持機能(PS-1)	<1回/サイクル	0回	—	—	
	・原子炉の緊急停止機能(MS-1) ・未臨界維持機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回	—	—	
原子炉格納容器	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(原子炉格納容器バウンダリ機能)(MS-1)	<1回/サイクル	0回	<4時間/2サイクル/弁 <24時間/2サイクル/エアロック	0時間	
制御棒駆動装置(機械系)	過剰反応度の印加防止機能(PS-1)	<1回/サイクル	0回	—	—	
	・原子炉の緊急停止機能(MS-1) ・未臨界維持機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回	—	—	
制御棒駆動装置(電気系)	原子炉の緊急停止機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回	トリップ遮断器 モード1,2<1時間/2サイクル/トレイン モード3,4(トリップ遮断器が閉じている場合)<48時間/2サイクル/トレイン	0時間	
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	0回	—	—	

系統名	要求機能	保全活動管理指標				備考
		MPFF(予防可能故障)		UA(非待機時間)		
		目標値	実績値	目標値	実績値	
原子炉建屋	・放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1) ・放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(アニュラス部を構成する機能)(MS-1)	<1回/サイクル	0回	—	—	
	放射性物質放出の防止機能(MS-2)	<2回/サイクル	0回	—	—	
	火災防護機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	0回	—	—	
	溢水による損傷防止機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	0回	—	—	
付属建屋	竜巻防止機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	0回	—	—	
取水口・放水口設備	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回	—	—	
	浸水防護機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回	取水路防潮ゲート <240時間/2サイクル 潮位観測システム(防護用) —	0時間	
	浸水防護機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	0回	—	—	
	津波監視機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	0回	—	—	
	火災防護機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	0回	—	—	
重大事故等対処設備	緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備(SA-2)	<1回/サイクル	0回	<720時間/2サイクル	0時間	
	1次冷却系のフィードアンドブリードをするための設備(SA-2)	<1回/サイクル	1回/サイクル	充てん/高圧注入ポンプ <240時間/2サイクル 加圧器逃がし弁 <72時間/2サイクル	11時間43分/2サイクル	

系統名	要求機能	保全活動管理指標				備考
		MPFF(予防可能故障)		UA(非待機時間)		
		目標値	実績値	目標値	実績値	
重大事故等対処設備	炉心注水をするための設備(SA-2)	<1回/サイクル	0回	炉心注水 (非常用炉心冷却系) — 炉心注水 (蓄圧タンク) — 代替炉心注水 (B充てん/高压注入ポンプ) <720時間/2サイクル 代替炉心注水 (A格納容器スプレイポンプ) <720時間/2サイクル 代替炉心注水 (可搬式代替低圧注水ポンプ) <720時間/2サイクル 代替再循環 (A格納容器スプレイポンプ(RHRS-CSS連絡 ライン使用)) <72時間/2サイクル 代替再循環 (B余熱除去ポンプ・C充てん/高压注入ポン プ(海水冷却)) <720時間/2サイクル	0時間	
	1次冷却系の減圧をするための設備(SA-2)	<1回/サイクル	0回	加圧器逃がし弁による減圧 (窒素ポンベまたは可搬式空気圧縮機を使用 した減圧) <240時間/2サイクル (可搬型バッテリーを使用した減圧) <720時間/2サイクル	0時間	
	原子炉格納容器スプレイをするための設備(SA-2)	<1回/サイクル	0回	原子炉格納容器スプレイ — 代替原子炉格納容器スプレイ(恒設代替低圧 注水ポンプ) <720時間/2サイクル 代替原子炉格納容器スプレイ(可搬式代替低 圧注水ポンプ) <720時間/2サイクル	0時間	
	原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備 (SA-2)	<1回/サイクル	0回	原子炉格納容器内自然対流冷却 <720時間/2サイクル 大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然 対流冷却 <240時間/2サイクル	0時間	
	蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)をするため の設備(SA-2)	<1回/サイクル	0回	—	—	

系統名	要求機能	保全活動管理指標				備考
		MPFF(予防可能故障)		UA(非待機時間)		
		目標値	実績値	目標値	実績値	
重大事故等対処設備	蒸気発生器2次側による炉心冷却(蒸気放出)をするための設備(SA-2)	<1回/サイクル	0回	<72時間/2サイクル	0時間	
	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備(SA-2)	<1回/サイクル	0回	水素濃度低減 (静的触媒式水素再結合装置) <72時間/2サイクル 水素濃度低減 (原子炉格納容器水素燃焼装置) — 水素濃度監視 <720時間/2サイクル	0時間	
	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備(SA-2)	<1回/サイクル	0回	(Aアニュラス空気浄化系) <72時間/2サイクル (代替空気(窒素)系統) <240時間/2サイクル	0時間	
	使用済燃料ピットの冷却等のための設備(SA-2)	<1回/サイクル	0回	海水から使用済燃料ピットへの注水 — 使用済燃料ピットへのスプレイ — 使用済燃料ピットの監視 —	0時間	
	発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備(SA-2)	<1回/サイクル	0回	<240時間/2サイクル	0時間	
	重大事故等の収束に必要な水の供給設備(SA-2)	<1回/サイクル	0回	海水を用いた復水タンクへの補給 <240時間/2サイクル 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給 (復水タンク) <72時間/2サイクル 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給 (燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ) <720時間/2サイクル 燃料取替用水タンク <1時間/2サイクル	0時間	

系統名	要求機能	保全活動管理指標				備考
		MPFF(予防可能故障)		UA(非待機時間)		
		目標値	実績値	目標値	実績値	
重大事故等対処設備	電源設備(SA-2)	<1回/サイクル	0回	空冷式非常用発電装置、号機間電力融通ケーブル、電源車、蓄電池(3系統目) <720時間/2サイクル 蓄電池(安全防護系用) — 可搬式整流器 <240時間/2サイクル 代替所内電気設備 <72時間/2サイクル 燃料油貯油そう、タンクローリー <48時間/2サイクル	0時間	
	計装設備(-)	<2回/サイクル	0回	記録以外 <720時間/2サイクル 記録 —	0時間	
	中央制御室(SA-2)	<1回/サイクル	0回	中央制御室非常用循環系 <72時間/2サイクル 可搬型照明(SA)、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計 <240時間/2サイクル	0時間	
	監視測定設備(SA-2)	<1回/サイクル	0回	—	—	
	緊急時対策所(SA-2)	<1回/サイクル	0回	居住性(緊急時対策所エリアモニタ) — 居住性(緊急時対策所エリアモニタ以外) <240時間/2サイクル	0時間	
	通信連絡を行うために必要な設備(SA-2)	<1回/サイクル	0回	<240時間/2サイクル	0時間	
	その他の設備(-)	<2回/サイクル	0回	<240時間/2サイクル	0時間	

## 添付書類七 特定重大事故等対処施設に関する説明書

特定重大事故等対処施設に関する説明書の記載内容は機密に係る事項ですので公開することはできません。